第五卷誤植訂正

頁	行	誤	正
三五	一二	月留浦	日留浦
五五	一	蘭	蘭學寮
五五	一二	壹峽島	壹岐島
八〇	一〇	文左衛門	丈左衛門
一二五	九	長島三平	長取三平
一六二	一三	長崎御藩	長崎御番
一七七	六	精一	精一郎
二六二	四	容堂候	容堂侯
四八五	三	清兵衛	瀬兵衛
四八五	六	ロッショ	ロッセス
五〇六	九	潑刺	潑溂
五五〇	一三	春嶽候	春嶽侯

鍋島直正公傳

第五編



鍋島直正公肖像



鍋島直大公肖像



鍋島河內



原田小四郎



中野數馬



久米丈一郎（邦武）



古川與一



操練用太鼓



スナイドル元込銃



山砲



河 上 別 荘 (御腰掛)

三重津海軍所圖



鍋島直正公傳第五編

目録

第五編　公の國事周旋

第二十三巻　公の退隱　自文久元年至二年四月

第七十三章　公の國事周旋

第二十五卷　外艦の集合、攘夷の宣告

第七十六章　外國軍艦の長薩砲擊

第二十七卷　長州征伐　自元治元年七月至慶應元年八月……四三一

第二十八巻　長州再征家茂將軍薨ず

鍋島直正公傳第五編目錄終

鍋島直正公傳 第五編

侯爵 大隈重信監修
文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第五編 公の國事周旋

第二十三卷 公の退隱

第六十八章 長崎の警虞

概說

井伊大老水戸浪士の殺害するところとなるや、國勢俄に一轉して薩長の活動となり、離合反覆、幾多の曲折と重疊の波瀾とを描いて大政維新に到達

公の態度と擧世の疑惑

したりき、其間實に七年なり。而して此間に於て、最も聰明なる大藩主として最も活動せざるべからざる囑望を負ひたる公が、何故に活動せざりしかとは、當然起るべき疑問にして、啻に外間に於るのみならず、我佐嘉藩にも亦之を怪しむもの少からず、是に於てか、世は、公を姦雄なり、或は傍觀因循の徒なり、或は野心を包藏する不逞の輩なりなどゝ批評したりき、蓋し亦無理ならぬ次第といふべし。如何となれば、公に佐幕の意あるかといふに然らず、或は之を倒すの志あるかといふに亦然らず、或は公武調和を助くるかといふに亦然らず、卽ち如何なる場合に如何程の力を致されたるか、開鎖の論の孰れに力を用ゐられしかにつきては、遂に何等の捕捉に價する著しき行動を見ざればなり。されば益、疑問を深くして、縱に暗中の摸索を試み、曰く陰謀家なり、曰く野心家なりとて貶稱非毀の聲を放てるのみ。抑、公は天下の大器にて、能く藩治の改革に力を致し、夙に西洋工技の長を採りて文明の輸入に率先力を用ゐ、ペルリの來航に先立つ十數年、既に海外の勢力の早晩我邦に壓迫し來るべきを豫知して斷乎たる長崎砲臺改築の實績を擧げ、而し

該疑問と當傳記

公の態度に對する三條の解釋

て愈〻ペルリの來航に方りては、逸早く海軍創設を勸告して之に著手したる人なり。然らば則ち彼の疑問は、公の歷史を繙く者の皆起すべきところのものにして、其の解決は必ずや此傳記によりて之を求めんと欲するなるべし。予等は之が硏究につき、或は薩長各種の傳記、或は阿部伊勢、堀田備中、井伊掃部の傳記、其他斷片的記錄を涉獵し、又中川宮に賜ひし御敎書、會津、德川に下りし宸翰等をも照合して、前後七八年に亙れる當時の朝幕のことを考へ、以て公武合體其他の國事に盡力したる諸藩有志の狀態の梗概を察し得たりしも、聰明なる我公の此際に於ける態度に至りては、未だ充分にその眞相を捕捉して能く疑團を氷釋するを得ず。されど大略之に對しては、三條の解釋を下し得べきものあるを以て、試みにこゝに之を說かん。第一、公の當時の態度は、その餘りに聰明なりしに由る。京都に於ける當時の情勢を觀るに、朝綱の背後にある者の多くは、志士と稱する處士浪人の徒にして、殆ど世界の大勢を知らざるものなりしが、國內亦封建の狀態により、各藩一般政事兵制を論ずる甚だ迂遠に且自覺する所なく、單純なる見地よりして敢

擧世人無し

て鎖國を主張し、單に精神氣力のみにて攘夷を遂行し得べしと信じ、耳大砲を聞かず、目軍艦を見ざることゝて、二百年來の泰平封建の惰力に喩喁しつつ國防の微弱なるを知らず、自ら精鋭と恃みたる武器は弓槍鐵砲に止まりて、大筒の如きは僅に貫目内外のものに過ぎず、否寧ろ未だ大砲なるものを知らずといふを適當となすべく、外人は夷狄禽獸といへば、定めし普通人間とは多少の相異あるべしなどと信ずるほどの知識なり。將軍を中心として、諸侯何れも亦、凡庸にあらずんば幼冲家茂將軍の如きものにて、老中若年寄といふものゝ如きも、譜代家の小弱なる藩主とて自ら手腕あるにあらず、部下に家老用人ありて事は多く其手にて左右せられ、其家老用人亦部下の小役人に左右せらる、而も其小役人なるものは、滔々比々、時宜を解せざる迂遠の徒にして、國家の大勢を察せず、京都の趨向を知らず、況や世界の大勢に於てをや。故に參府中に多少相交はりたる人によりて、他の多くの國持大名を推定すれば、何れも泰平の殿樣にて、自藩統治の力を有するは少く、隨て國家の大事の如き、到底その變理し得べきところに非ず。當時の狀勢は實

公やゝ保守的に傾く

に此の如し、敢て聰明なる我公を俟つを要せず、時流の此の如きを通觀したるものは、安んぞ嗚呼人なしの嘆を發せざるを得んや。されば最も囑望せられたる薩摩齊彬侯の、不幸虎列剌に罹りて逝去したるは、痛く公をして失望せしめたるが、更に一人の大老井伊侯ありしを以て、兎角の批評はありたれど、公は有力者と認められて大に期待を繫がれたりしに、是も亦横死の難に遭へりしを以て、今や公獨り挺身國事に當るか、然らずんば適材の人を更に發見するか、兩途その一を擇ばざるべからず。其胸中の祕密は遂に之を知るに由なきも、公の頗る困難を感ぜられしは此點にありたるなるべしと思はる。事情已に此の如し、而して一方國家の形勢は、急轉直下の勢を以て刻々變化しつゝありしを以て、自己の相續者の尙幼少なるより、能くその志を繼紹して天下の大事を裁斷し得べきや否やを疑ひ初められし公は、是に於てやゝ保守的に傾かれたりき。時に藩中にも開鎖の兩論と勤王論と鼎立紛糾したりしを以て、自藩の統一なくして國家の大事に任ずる能はざるを考慮ありし公は、是にも亦頗る其聰明を用ゐられたり。即ち吾人の先輩

公の人格藩の統御に堪へて餘あり

にも藩法藩意に背くの行動を爲したるものありしを以て、藩吏は法を以て之を嚴罰せんとしたれども、公は、此の如きは青年輩の常なり、彼等は苟も天下の爲めになせるなり、惡意にて爲さゞる者を嚴罰するは不可なり、若し之を强壓せば必ず藩中黨派を分ちて種々の反動を生むべしとて、將に亂れんとする時局を統御して人心の統一を固くせられたりき、蓋し尋常の度量の能くする所にあらざるなり。諸藩を見よ、文久より慶應に至りては、事態紛糾鼎沸も啻ならざる狀ありしに非ずや。されば公の能く一藩の平和を持し、嘗て志士を囚へず殺さず、藩主の意思に背戾したる脫藩人などにも抑壓を加へずして、而も能く統治を全うせられたるは、其手腕力量の絕倫なるを證明して餘りありと謂ふべし。聰明なる藩主は、他の爲めに容易に動かさるゝことなし。他に動かさるゝの主は、常に其行爲に反覆矛盾の跡あるを免れず。卽ち排擠起り、殺傷相繼ぎ、昨非今是、適從する所を知らざるに至るは、是れ藩主に人格なく、所謂人に依りて事を爲すが故なり。公の起たざりし所以の第二は、其人なかりしためにて、その第三は、世子の此大局を繼承す

人材なくば寧ろ力を用ゐずして過なきを是とせむ

るに堪ふるや否やを疑はれしに由る。夫れ天下の事は其人によりて動く。君主の第一に必要とするものは適材なるに、當時藩に其人なかりしを如何せん。然れども予以爲へらく、天下の事は勢を以て動く、勢動いて人は之に乘ずるものなりと。公の聰明は必ず此勢の動くを見るに鋭敏なりきと雖も、固陋頑僻の盲動は何をか爲し得んとて時機を養はれしに、不幸、大患以後體力衰へて事志と違へるより、暫く保守的態度となりて最も必要なる時機を看過し、ために殆ど何等の爲す所あらざりしなり。自ら動く能はずんば宜しく人を用ゐるべし、而も聰明拔群の公のことゝて、藩中を通觀するも皆孰れも不安に見えたりしなるべく、家老重役等には頗る人材を用ゐられたれども、自ら月前の星の如く感ぜられしならん。故に公は、京都にも江戸にも一流二流の人物を派遣せずして、以下の庸人を置かれたり。されば愁の者を出して過あらんよりは、寧ろ力を用ゐずして過なきに如かずとせられしものゝ如しとは、當時に於て識者のいひたる所なりき。

三本鑓の特許

三本鑓の特許

文久元年辛酉、公年四十八歳なり。正月の年賀例の如く行はる。四日、諸組足輕の年賀には、是まで其贄に（卽ち禮物）火繩、雉羽を獻ずる例なりしが、去年より軍制を總鐵砲に改革して雷管式銃を用ゐるに定まりたるを以て、以後は棹鉛を獻ずるに改まれり。十一日の弓始めは猶ほ舊禮式を存し、諸流の禮家をして故實により行はしむ。十二日江戸より早打到著し、舊臘幕府よりの奉書到來により、鍋島甲斐守登城『思召によりて鑓三本持たする樣に被仰出』との書付を渡されたる慶事を報ず。公はこれを領掌せられ、平常寶藏院槍術を鍛錬せられたる工夫により、命じて、爾後は八尺餘の手槍を作り、簡易なる青革の鞘を著けたるを駕籠の後に持たすることに定めらる。三本鑓は德川時代にありて、大名の鹵簿を飾るに至つて重き資格たり。凡て大名の鹵簿と稱する行列は、元同勢とて兵隊を率ゐて往來したるに起り、江戸の偃武にて昌平打ち續くに從ひ、漸々其武器を裝飾して美觀を競ひ、鑓挾箱を行

家格と鑓の佩用

列の先きに立て、國主は二本の鑓を並べ、其鞘を美に且つ大にして表識となし、銕砲、弓、鑓の三兵これにつゞき、本主の駕籠の周圍に持たする笠、傘、佩刀、薙刀より簑箱等まで、外套を飾りたりき。但し之には家の階級を差し、資格によりて特許の制を設け、以て榮譽ある式となしたりしが、其中三本鑓を持たするは、至つて重き榮典にして、御家門中にも唯越前家あるのみ。古來鑓は、士以上の主用する兵器にして、下士にも手明鑓の名ある如く、平時にもこれを仲間に持たせて從ふるを習例としたりしかば、綱吉將軍の比より、家格に最も重んぜられたりき。而して國主中、井伊家のみは、一本道具と稱し、鑓を只一本持たせて誇りとしたれど、他の國主は總て二本鑓の家格に定まりしに、家齊將軍の時より、泰平の極かゝる資格の競望に熱し、爲に各藩その財力を江戸に抛ちて、幕府の歡心を得んと努めしかば、武備を忘れ一向に華奢を事として、恰も醉へるが如くなるに至りき。就中薩摩の重豪侯(榮翁)は將軍の舅とて、一橋穆翁と共に驕奢を煽りしかば、其頃島津家は三本鑓の資格を許され、其他の大藩亦各官位昇進、金紋挾箱の特許を得たりき。斯くて癸丑甲

諸侯行列道具の粉飾に力む

寅以來、外國の壓迫に遭うて周章狼狽するに至るや、各藩は疲弊せることゝて、銃砲戰艦を具へて武備を充實せんには、非常の改革を施し冗費を節約して其資を供給せざるべからざるに至りしも、滔々たる華奢の潮勢に牽引せられて依然陶醉を續け、幕府亦却で是を諸侯に威光を耀かすの利器となしたりしを以て、諸侯の、行列道具を實用的の武器に代へて浮費を省減するをば、幕府の恩威を毀損するが如く憎嫉したり。されば諸大名は益々虚榮の資格に心醉したりしを以て、仙臺、肥後、筑前、安藝、長州の五藩、前後相繼いで三本鑓の家格に進められたりき。かゝる時節に、公は希望もなく競爭もせざるに、突然五藩と同じく此命に接せられたり。もとより特に光榮とすべきものには相違なかるべけむも、既に祖宗の軍制をも總鐵砲に改められしのみならず、北支那の戰狀を聞いて益々西洋武器の研究に苦心せらるゝ際なりしかば、公は十菊六菖の餘香として受けられたるのみなるべし。

由來我藩は長崎方面に力を專らにし、ために江戸勤めは之を除かれたりしを以て、資格の如きは比較的劣りたりしが、公の外國防禦に先見の偉功を

この特許あるに至りし原由

三本鑓の家格昇進は武器改革の熱に水をさゝるゝもの

大砲の進歩

發現さるゝや、幕府の内部まで公に倚頼する心を生じ、其名望より此特許あるに至りたるなりき。然るに前にも述べたる如く、鐵砲も天保弘化までは三匁五分玉の種子島式火繩鐵砲を猩々緋(緋羅紗)の袋に入れて行列に持たせしが、嘉永の末、西洋燧式五匁玉の銃を黒羅紗の袋に入れたるに改め(その劍をはづしたるは、銃槍の鑓と重複するによる、袋は所謂鞬櫜にて、太平を象せるなり)かくて遂に雷管式八匁玉の銃に改まれり。されば今や藩内に總鐵砲の軍制を斷行して弓鑓を廢し、士以上の鑓を持たするさへ無用となしたりしのみならず、西洋よりは施條銃砲の發明さへ頻りに聞えたりしを以て、三本鑓の家格昇進は武器改革の熱に水をさゝるゝに近く、唯命なれば已むを得ず姑く八尺の手鑓にて之をしのがれたりき。又大砲の進歩も小銃と同じく、天保弘化までの大筒は、青銅にて四貫二百匁筒を最大としたれど、臺場砲として西洋の軍艦を打ち沈むる威力なきより、嘉永年中に反射爐を創めて五十磅までの巨砲鑄造を企て、癸丑には百五十磅までの物を鑄造するに至りて世の驚嘆を受けたりしが、更に、西洋には施條腔に圓錐の彈を塡め、

直線に遠射する猛烈なる銃砲の發明あるを、追々耳にするに至りたりき。時勢既に此の如し、而も依然幕府は、西洋武器の觀美ならざるを嫌ひ、前年諸門衞に備へたる西洋銃さへ、幾程もなく取り去りて、元の重籐の弓に猩々緋袋の鐵砲を飾りしが、更に行列には千段卷の鑓に彩革雞羽を飾れる鞘を二本も三本も持たせて儀衞を耀かさしめ、以て諸藩の巨資を江戸に濫費せしめたりき。

卒軍用の鑓弓を廢止す

是月總鐵砲の令について、御備立方より左の通り伺ひ出づ。

去辰年役目鐵砲八匁ドンドル筒に被相改、扨又去夏役目道具總鐵砲被仰付置候に付而者、諸組御徒足輕、小道具江ドンドル御筒磨掃除爲手入被預置候得共、以後御渡切相成、是迄弓鐵砲長柄鑓者被御取揚方に者有御座間敷哉。

二月十二日に其通りを諸組に布達せしむ。是に於て卒軍用の鑓、弓は、全く廢止せられたり。

二十二日庶弟鍋島播磨茂快死去す、年四十七歲なり、嫡監物資智家を繼ぐ。

秀島藤之助
福谷啓吉米
國より歸る

英學を始め、香燒團結を廢す

去年幕府遣米使の齎し歸れる西洋觀光の事情は、文明思想の潮進に少なからざる效力を與へたり。卽ち我佐嘉に於て、蘭學より窺ひ得たる西洋知識の範圍を濶開せる外、英學廣まり、新人物の輩出したるも、實に此際よりの進化たり。されば公の雄志の、亦ために大に發展するに至りたりしは、事實に徵してその然るを信ずるなり。遣米一行中咸臨丸に乘り込める秀島藤之助、福谷啓吉の、先づ歸藩して公に報告したるは、其夏の末なりき。秀島は蘭學最初の生徒にして（第十五卷四十六章に出づ）、長崎傳習にて蒸氣、砲術、窮理及び算術の四科を兼修し、沈才敏思の人なり。福谷は精煉方の出仕、理化機械の工技に堪能なるより選まれて一行に加はりたりしが、日本人一手にて咸臨丸の太平洋往復をなさしむべく盡したる苦心は、多大の利益を與へたりき。その往航には、險惡なる風雨に帆を操る等、兎角困難の日のみ多かりしが、秀島は蒸氣方の肥田濱五郎を助け、福谷は機關を取り扱ふに注意を拂へり。桑

港に著するの翌々日のことなりけむ、砲臺より二十二發の祝砲を放ちたりしに、船に弱く航海中は室外に出づるを得ざりし指揮官勝麟太郎は、著陸より指揮をなし、運用方佐々倉桐太郎が答砲をなさんとするを止めて、なまじひの事を爲して仕損ぜんよりは寧ろ打たぬを可とせむといひたりしかば、佐々倉は打てぬ事はあらずとて、勝の笑つて打得なば首を遣らむといへるに、よしと稱し、秀島といふ沈着精密なる友を有したれば共に相談し、砲腔を周密に掃除し、水夫には福谷より注意を授け、沙時計にて順次を整へて打ち畢へたり。かくて佐々倉は皆の人に向ひ『勝の首は吾の物となりたり、船中には用多き故に本人に預け置く。』といひたりしを以て、遂に笑話となりたりき。さて長月の航海とて船に損所多く、ために船槽に入れて修繕するに至りしが、秀島は福谷と申合ひ、彼國の船工が修繕振に精しく注意し、要部には質問をなして、大に實驗の益を得、一方暇日に市中を遊行して見聞を廣むべく心を用ゐたり。されど一行は盡く蘭學者のみにて、英語を話し得るは唯通辯役の中濱萬次郎（米國へ漂流したる土佐人）のみなりしかば、不自由甚だしく、因て

英語の必要を痛感す

當時の米國

搭乘の米國甲比丹等に英語を習ふ等、英語の、西洋知識の開鑰なるを切實に了知したりけり。

使節一行は、米船に迎へられて首府ワシントンに到著したることゝて、航海の至難なるを知らざりしが、當時の米國は大統領ブカナンの時代にて、全國に三十二州を建て、人口三千百六十餘萬、輸出三億六千萬弗、輸入三億三千八百餘萬弗と注せられ、歐洲の英佛兩國と鼎峙の繁盛を競ふ程に開進し、憲法上黑奴開放に大問題を生じて、南北分立すべく內々戰備をなすの際なりき。米國の共和政治は、平時に於る拓地殖產の道を講じたりしを以て、學藝、敎育、貿易、製造、旅行、通信、生活、作業等の施設に便益を圖る、及ばざるを怕るゝが如く、百貨の雲集霧散する、車馬常に般般轟轟たり、加之電線は空を行き、鐵道は陸を馳せ、街路の肩摩轂擊、港灣の帆檣林立、何れも目を驚かし、心を蕩さゞるはなく、具體に語らむには叙次に迷ひ、零碎に言はむには誇大に似るを懼る。誠に儉素低度の生活に慣れたる者の、說明し得ざる事のみなりけり。

我藩の隨行員本島島內は、火術一方の任務を帶びたることゝて、銃砲術研究の

本島島内米國の文華に驚く

外には餘念なかりしが、米國の、軍備を重んぜざる國なるに拘らず、大膽なる機巧を以て錬鋼の施條銃砲圓錐彈に智巧を碎き、鐵を取り扱ふ土塊を鎔かし板を截るが如きに痛く驚歎し、更に船板車軌其他あらゆる方面に機械を製出して種々の新發明をなすを目睹しては、唯取捨に惑ふのみにて遂に亡羊の嘆を免れざりき。但小出のみは、歴史地誌紀行等の諸書に通したりしことゝて、是を實地の視察に照らして、政治經濟にかゝる治安の施設を考究し、英佛諸國にも參照して頗る得る所あり。更に歸航に方りて印度に寄泊するや、印度商會によりて印度を侵略し、文政元年新嘉坡を開いて支那に勢力を發展したる英國の、更に日本をも經略むせとすることゝ、佛國も亦手を安南に伸ばしつゝあることゝを探知し、世界の知識は英語によりて誘はるべし、弱小の蘭學のみにては時機に後れざるべからざるを痛感して歸りたり。公の、是等三人の復命を如何に聽かれたりしかは知り難けれど、去年歳晩の詩なる『揮毫未免右軍窠』の句を玩味せば、幼年より學得せられし西洋の採長補短も、今猶舊窠の範圍に在るを免れずと思惟せられたりしなるべく、

殊に意味の深長なるをおぼゆるにぞ。

英學稽古を命す

されはにや本年二月十一日御年寄丹羽久左衛門より、秀島藤之助、中牟田倉之助、石丸虎五郎の三人を喚び出し、英學稽古を命じたりしを以て、三人は長崎に赴き、通詞三島末太郎に就いて之を學びたりしが、其要求によりハンデルベイルの英蘭對譯書、ホーイベルフフの英蘭對字書、和蘭字彙の三種を購求して與へらる。三月七日秀島を鍋島左馬助が在所深堀に喚び出し『舊年江府役々亞米利加差遣に附られ色々相含められたる旨も之ありたるに、廉々調査し歸著致し、遠境絶域の航海國初次以來比類なき義』との別段譯を以て、役米五石を賜はる命を傳達したり。

小出千之助の米國觀察談

小出千之助のなせる米國文明政治の觀察談は、武士的思想の外に出づるものなりしを以て、質素を守る故老輩には大聲俚耳に入らざるの感ありたらんと雖も、稍〻知識ある人は驚異を以て之を迎へ、種々懷疑の問題を引き起したりき。蓋し時代變化の暗流は、是よりその勢力を高めたるなり。これよりさき、小出は大隈八太郎等と共に蘭學寮の指南役たりしが、歸國後、復其敎鞭を取りて蘭學を生徒に鼓吹し

たり。時に敎職大庭は老邁になり、旁々俄に蘭學を英學に變ずる能はざりしかば、敎育を督したる公の近從千住增田等に勸誘し、長崎より英蘭對譯字書などを購求せしめ、以て生徒をして傍ら英學を講習せしむる道を開きたり。大隈は、是れまで長崎傳習の科目に拘束せらるゝを好まず、生徒を誘掖して廣き範圍の中に新知識を求むるに努力したりければ、小出と日夕親炙して西洋に於る政治經濟の現狀を聽取し、以て其の心胸を拓開したりといふ。

英學講習の道開く

三月四日、精煉方の神野合藥所にて新火藥を試驗し定めたるを以て、之を火術方に付して製造せしむ。小出は、龜川新八と共に、精煉方にて種々の冶金を試みたり。

西洋火器の進步に促されて、長崎防備は次第に變化し、今や海軍の艦隊を繫ぐに至りたりしを以て、天保辛丑、應急の攘夷手段として香燒島に置いたる以來、既に十番組を換へたりし、かの壯兵の團結の如き、亦蛇足たるを免れざるに至り、仍て遂に之を廢せられたり。五月に至り、神島在營の砲手に當

香燒島團結を廢す

長崎內港築堡問題の其後

島を受け持たしめて從來の武器を引き渡し、常戍は砲手を士十人、手明鑓十人に減じ、異船渡來の警報あり次第、迅速に補充することゝなし、平日の教育練習のために文武心遣一人を存し、其他御番方附役、醫師等の詰番は皆之を罷む。香燒に決死隊たる團結を設けて以來、已に二十年を經過したることゝて、砲射の術、運船の艣手を嫻習し、海上を隨意に馳騁して筋骨皮膚を鍛鍊し氣力を鼓舞したる壯年の士五百名の過半は、今や採用せられて藩政の各部に當り、その中には顯達したる者少からず。かくて、時勢の進步推移によりて之を廢するに至るや、時局は又一變するに至り、長崎は靜謐に歸するとゝもに、京都江戸の間には、紛訌生じて國步の險艱を致したり。

長崎內港築堡を露國提督と協商す

長崎內港の砲臺改築は、癸丑以來八年を經たる懸案なるも、今に決する所なし。去年の秋、奉行岡部駿河守は、公の意見を聞くと共に、稻佐滯在の露國

水師提督(大佐なりといふ)リッハチョフェに質問し、其意見を得るに及んで、更に書柬を以て公に諮問し來りければ、公は考量の末、本年正月本島藤太夫に返柬を齎して出崎せしめられしを以て、本島は奉行岡部に對面して之を渡し、公より含められたる旨趣を陳述せり。其大意は、去秋直に申し述べたる如く、大浦海岸を築出して砲臺となすことは、彼地が外國人居留所となりて不可なるを以て、他に港口の要所を選定し、先づ二箇所の嚴重なる砲臺を築くべく、其地點は、先年奉行荒尾石見守の時に檢定したる白崎神崎の兩地を最要所と見込む、該地には舊砲臺あれども、迚も今日の用に堪へざるを以て、宜しく改築して巨大の砲を增備すべし、但新砲臺の未だ成らざる以上、舊砲臺の撤壞はなすべからざるを以て、早く新砲臺の造營に取り掛り、竣工の後舊砲臺改築の順序に運ぶべしといふにあり。然るに之を聞ける岡部は、猶熟考すべきも、此事は支配組頭中臺信太郎が主任にて取り調べ居れば、彼に申し談ぜらるべしといひしを以て、本島は更に次室に於て中臺に面談せしに、中臺は、奉行には、總ての計畫を露國提督に質問して規定する意あり、二箇所の要地

本島藤太夫露提督に内港築堡のことを質す

に築堡すべき御意見ならば、奉行は白崎の方を量定せられたる樣子なるを以て、實地巡見の以前に、先づ繪圖を以て提督に質問し置かるゝ方然るべしと氣付けたり。

斯くて中臺より露國提督に紹介したりしを以て、十四日本島は田中廉太郎、小人目附某と同道にて露艦に乘り込み、リッハチョフェ提督に對面して、長崎港の圖及白崎砲臺建設略圖を展べつゝ意見を問ひしに、提督は、繪圖と原地とは多少相違あるべきを以て、もとより確答はなし難けれど、圖面上にては白崎を當港第一の要地と見込む、同砲臺は遠射を主とすべく、神ノ島前より進入する敵船を擊ち沈むるには倔强の地なりと認むといへり。よりて本島は、神ノ島前より進入する敵船は、彼島の臺場より近距離にて擊ち沈むべし、白崎よりの遠射は覺束なからんと問ひしに、提督答へて、神ノ島砲臺は通過する船をその側面より射ることゝなるべければ、全速力にて乘り入る蒸氣船を射て的中せしめんことは難し、或は發射照準の間に合はぬことあるべし、白崎の方は、海門より進入し來るを遠く正面より射出すことゝて、近づくま

白崎は倔強の要地

でには數發するを得べく、旁々その命中も亦難からず、故を以て此處を當海岸第一の要地と認むるなりといひ、更に話を進めて、大砲は何程のものを用ゐるかと問へり。因て本島は、五十磅以下十二磅以上を取り交ぜて、四十三門を豫定せりと答へたるに、凡そ日本の幾町までを遠射し得べきかと再問したるを以て、遠射は確實に的中し難けれども、六十磅乃至八十磅の大砲ならむには確かに命中せしめ得、其距離は西洋書に據りて實驗したるが、凡そ千二百メートル以内なるべし、其れ以上の遠距離も三の一は命中せしめ得んかと答へしに、提督之を聞いて、其等の大砲を白崎に備ふるは不適當なり、猶遠距離にても容易に命中する良砲を備へらるべし、但し遠距離を射る砲としては、過大のものは適當せず、巨砲は近距離を射るに利あるなりと言ひ、本島の遠距離を射て確實に命中せしむべき良砲露國にありや、あらば一見したしと請へるに對して、此の船中には所持せず、但し懇望ならば、圖形は勿論其大砲も亦奉行より依頼あるべく、然らむには新に製造して得さすべしと答へたりしを以て、本島は懇ろに請囑したり。かくて本島は、其他にも新

提督施條砲の猛威を說く

發明の大小銃あらむにはその圖にても見たしと言ひしに、其は心易き事なれど、此處に所持したるは皆舊式の物のみなり、船に備へたるも亦皆然り、追つて改むる心組なれど未だ行き屆かず、甚だ耻ぢ入る次第なりといへりしかば、遠距離を射る良砲につきその概略の形にても承りたしと言ひしに、提督語りて、其砲は腔に數個の回旋したる施條あり、彈丸は圓錐形に製せられ、而も遊隙なく腔中に密塡せらるゝを以て、發射すれば砲腔に施したる旋理によりて旋回しつゝ飛行す、これ命中を誤らざる所以なり、故に其彈丸を製するには少したりとも歪形ならぬ樣注意するを要す、然らずんば砲身を爆裂せしむる危險あるなりとて、起つて銃を取つて示し、是は和蘭のミニーゲベール製と同樣にて、其彈亦同形なり、發明の大砲も亦此小銃の腔と同樣旋條を施せりといひ、其は鑄製か又鍛製か、又彈丸の種類如何との問ひに對して、砲身は鍛製にて彈丸は著發(ガラナード)又實丸も用ゐる、皆鐵製なり、鉛彈は小銃に限るといへるを以て、本島は尙問を進め、圓錐形の彈を些の遊隙なく密塡すれば、數發の後には腔中に垢を生じ、ために彈丸の裝塡に困難すべし、こ

は球彈にてすら然るなり、圓錐彈ならむには、その困難は一層ならんといひしに、提督答へて、至極尤の問なり、數發の後には腔中に垢を生ず、因て始終その掃除を怠るべからずといひたりき。かくて本島は、尚不審の事もありたれど、後日に讓りて歸れり。

露提督の白崎踏査

十七日中臺信太郎は、露國提督及び隨員三人と共に、白崎に來りて實地を檢査し、此處は砲臺に最良の地なり、前面三十門の大砲を備へなば後部には保障を要せず、戍營は後の山上に建設すべく、火藥庫は左右の小高き山際に地を掘り石を甃みて造り出すべし、砲を備ふる基の高さは五間程にて足らむといへり。時に提督は、舊砲臺を見んと望みたりしを以て、その餘り舊式にして粗惡なるより、中臺は其請求を謝斷したるに、彼は不承知にて種々問答を重ねたりしが、やがて日も黃昏になりければ、一行は船に還れり。其際船中にて、中臺は本島に對し、四郎島は貴藩私設の臺場なれば、提督に拜見を許されたしと懇望したりしを以て、本島は之を佐嘉政府に申し越しゝが、二十日其許可を得るや、併せて露國新發明の大砲二門の製造を彼國へ囑託し

幕吏我藩堡を露提督の視察に供せむとす

たき願書を奉行所に提出したり。かくて二十三日神ノ島に渡らんと約せしが、提督は會〻病ありて延期したりしかば、二十九日本島は中臺其他の幕吏と共に提督の宿所稻佐へ往きたりしに、提督は俄に明日より出帆すとてその支度に忙殺せられゐたりしを以て、過日の談話の餘を追うて尋問を煩さんと來りたれど、混雜中の故に差し控ふべしといひしに、要用の談には少しも遠慮を要ぜずとて、本島持參の繪圖にて應答をなせり。

我藩施條砲二門を露國に註文す

其際中臺は、佐嘉より新發明大砲二門の註文を奉行所へ依賴し來れる旨言ひ出しゝに、提督は快諾し、予は是より本國へ歸航す、遠からず復た來りて何事も相談すべしとて、互に握手して別れたりき。

內港築堡についての露提督との問答

是日露國提督と問答せる概略は左の如し(朱書は提督の再度の答)。

一　白崎は砲臺に適當の地なれど、左右翼は海面の見えざる故に備砲に及ばず。

(朱書)海中へ凡そ百間ほど築出せば、左右共に十分に見通して砲を備ふるに足る。

一　後部のカットバッテレイ今少し後地へ引取つて高く砲を備へて然るべし。

（朱書）カットを設けず、海岸に一段を備へ、砲門は砲を高く備ふる所には設けざれど、此地はリコセットバッテレイに付、砲門なくば危險なり、ボムプレイは無くてよし。

一　後面の堡塞

（朱書）兵士の屯所は他の相應の地に陣所を取るべし、火藥庫は砲臺の左右山高き地を掘りてボムプレイ及び土手を築くべし。

一　後山の堡塞、嶮岨の山地四町餘、風雨には往來不便利なれども、上陸を防ぐに便利なれば研究を要す。

一　砲臺に砲を備ふるは、水面上の高さは四間半ばかりの處を指示せり。勝麟太郎氏の堡臺築造提要には十一二エルありといへり。

（朱書）三十呎、地理によりて小差あり。

其他の問答としては、砲臺の中央を凹むると否とは矢利の如何による、砲門

の外部廣きは胸壁を薄弱にし、中央を凹めば射線を廣くする便ありなどのことあり。

一　カットバッテレイは必ずしも設けず、一段に砲を備へて然るべし。

一　發明砲の詳細は、其職の者日新工夫中にして、我出發したる後にも改良を加へたるかも計り難ければ、此處に明答するを得ず。

白崎築堡に關する勝麟太郎の計畫書

白崎の砲臺建設につきては、初め公の意見に基づいて勝麟太郎の精力を盡して調査したる計畫書ありしが、未だ之を横文に譯して示すに及ばざりき。此時露國提督は、現在の砲臺を見ずしては意見を定め難しといひたれど、幕府の臺場ゆゑ隨意に引き入るゝを得ずとて、唯繪圖にて問答したりしが、提督俄に歸國したるにより、此事も亦決するを得ずして止みたりき。

當時、封建政治の弊として、何事も祕密獨裁裡に決せられ、長崎御番方の如き亦祕密中の祕密とせられたりしを以て、其要塞建設にかゝる計畫を、國交猶淺き露西亞國の水師提督に謀りて決定せんとしたる長崎奉行の這の處置の如きは、常識を逸せる嫌あるなり（次項を參照すべし）。蓋し我は猶築城造堡等の

幕吏の我藩堡を露提督の視察に供せむとしたる理由

知識に乏しかりきとはいへ、西洋にては皆是等の術を祕密とせずして公にしたりし程なれば、西洋通の勝等は、亦決して機密に附するに及ばすなどゝ、主張したるならん。當時既に洋學の知識あるものゝ間には、工藝の事を公開して祕せざるの風頻りに行はれたりしなり。されど改良せんとの欲求ある以上、その必要ある箇處を明示して問ふべきに、其は公設臺場なりとて示すなく、他の私設臺場を示さんとしたりしは、亦矛盾の處置と謂はざるべからず。卽ちこれ畢竟要塞を祕せるにあらずして、舊砲臺の餘り拙劣なるより、外國人の嗤笑を買ふべきを耻ぢたるなり。されば我新式の砲臺を示さむとせるは、以て誇耀せんと思考したるにすぎず。さて癸丑年露國の、米國の裏をかいて正當に使節を長崎に送れるは、よりて日本の歡心を攬りて英米の希望を妨げ、以て自ら利せんとしたりしものにて、爾來も之を遂げんと努力したりし結果、その巧妙なる外交術に乘せられて、幕府の奉行は要塞改良の事まで彼に問ふに至りたるなり。是時提督は、軍艦を對馬に遣はして借地を申し入れ、已れは上海に引き揚げたりき。

白崎築堡の計畫成る

さて白崎臺場は、是に拘はるなく、初め蘭國敎師の滯在中に勝麟太郎が取り立てたる繪圖を基礎として潤飾を加へ、以て建設することゝなりしが、露國提督の說もあれば白崎海岸を埋め立てんと、四月前年の塡海工事に當りたりし田代孫三郎を遣はし、實地に就いて調査せしめたり。かくてその計畫略ぼ成りければ、五月本島藤太夫は重ねて公の親翰を齎して長崎に赴き、二十三日奉行岡部駿河守に計畫の委細を具陳したりしに、奉行所には永持享次郎、中山清一郎、中臺信太郎等勝氏と共に此事を擔任したりしも、永持は對馬事件起りて彼地に赴きたるを以て、中山、中臺等本島、田代等と共に往いて白崎を臨檢し、魚見嶽下、女神にかゝる海岸の山を切り崩すと共に、沈み瀨といふ暗礁ある邊までを埋め立てなば、四邊豁開して形勢壯大になるべく、而して海底の稍、淺きより、その土工はさまで困難ならざるべしとて、之に決定すべく見込めり。よりて公は此事を奉行岡部に直書にて勸說せられしに、岡部亦速に評議に付して、正式に勘定方、目附方の臨檢を運ばしめんとしたる折柄、二十九日江戶より十六日付の町便(まちびん)到著し、奉行の朝比奈他に轉じ、

奉行の更迭と白崎築堡の延期

高橋平作新奉行として種々の用務を差し含みて下向すべき旨、報知せられたるを以て、砲臺建設の事も高橋が到著を待たざるべからざる事となりたり。是に於て奉行岡部は本島を召喚し、築堡は早くその議を決して筑前にも諮問し、以て江戸に伺はんと欲したれど、今や此如き事情にて遷延せざるを得ざる次第となりたり、君公の意に副ふ能はざるは甚だ不本意なれど、亦已むを得ざれば、暫く御猶豫を請ひたし、建設費は一時の事にあらざれば、永久の方法を勘考すべく、外國船の税金を警備費に投ずるは決して不當にあらざれば、是を本に建設を量定して建白する見込なれど、如何に急ぐとも高橋が下向を待たずしては急埒せらるべきにあらず、即ち其到著を待ち、尚江戸の近狀に照らして談合を遂ぐる方却て宜しきやに考ふるなりと陳說し、かくて築堡は再び遷延の運命と成りたり。尤もこの岡部駿河守は幕僚の錚々にして、外交正門たる長崎に無きに齊しき舊式の砲臺を守衞せる長崎御番の稚態を見、急速にその改築を遂げて威嚴あるものたらしめんとしたりしも、亦竟にかく因循不斷に終了し、幕府が宿弊に囚はれて、開國以て泰平

施條銃砲

の惰眠をつゞけ得べしとなしたりしかば、公の勘忍袋の緒も將に絶えんとし、百年河清を待つより甚しといはるゝに至りたり。されば京都を中心として起れる攘夷論の如き、無謀なれども亦國民の公憤にして、國家獨立の元氣はこゝに存し、ために幕府が餘威を耀かせるも缸膏の盡きたる燈火の類にして、やがて公武合體の紛議より皇政の曙光は積雲を披拂し來りたり。

施條銃砲とは、從來の銃砲の滑腔と異り、銃腔に旋回形の條を刻したるものにて、是に圓錐(椎實)形の彈を裝塡して發射すれば、其彈は刻條に隨ひ旋回して飛び、其力甚だ猛烈にして遠距離に達するを得るなり。是の施條銃出づるや、球形に限られたる從來の彈丸は、一變して椎實彈となりたりき。公の率先して西洋火術を採用せらるゝや、火繩式より燧式、燧式より雷管式に改良し、彈丸の如き、亦三四匁彈より今や八匁彈の威力あるを専用する等、二十餘年間に於る驟變進步を促さるゝ狀は刮目すべき者あり。而して此の施條銃は既に癸丑渡來の露艦の使用せる處なりしが、近年蘭人もミニー銃とて持ち渡るあり、英國亦既にエンヒールト式施條銃の別動隊を編成し、アル

英商にも施銃砲を註文す

ムストロング氏が錬鋼にて鍛へたる施條砲に、椎實彈殼へ銑鐵片を充てたる著發彈を塡めて(二千ヤールドの遠きに命中する威力猛烈の者)北支那を摧破したりしを以て、今やボン迦農も威力を失ふに至り、支那が英佛より買ひ入れたる鐵製砲の如きは、薄弱戰用に中らざる廢物となり了れり。かくて去臘支那敗北の報の傳はるや、程なく露國にも施條鍛製砲の用ゐらるゝを聞きしを以て、こゝに歐洲各國の、猛烈なる鍛鋼の砲を主用するを確め、因て露國にその二門を註文すると共に、一方英語の通譯を介して英國商人にも問ひ合はせ、其結果彼の既に施條銃を使用せるより、之が購求も難事にあらざるを知りたりしを以て、英商ガラバに囑託して之を持渡らしめられたり。此エンヒルト銃、アルムストロング砲の輸入と共に英語英學の發展となり、銃陣砲隊亦大變動を生じて器械戰爭を競ふの時代に進入したりしが、是年正月北米聯邦國に黑奴開放の議の破裂するや、南部の南カロリナ州、チヨルヂヤ州、アラバマ州、フロリダ州、ミスシッピー州、ルイジヤナ州等の諸州聯合して自立し、ついで北カロリナ州、ヴェルギニャ州、テンネッシー州、アルカンサス

州、テキサス州、亦之に應じて別に大統領を立て、以て北部諸州と砲火を開きたりしかば、その戰爭は數年に連なり、ために益〻殘酷なる火器の發明を競進せしめたり。

英國公使の內地旅行と露艦乘組員の對馬上陸

志士の妄動と英公使の態度

江戸の外交は急轉劇變して、鎖國の昏睡に激烈の衝動を與へたりしかど、己未の大獄、條約の不認可を見るに及んで、志士妄動外國人を殺傷する頻りに、恰も南洋群島の土蠻が、蘭人虐殺を行うて却て酋長を苦しめ、償金要請の如き自ら膏澤を搾らるゝ底の不利を招きたる、其軌轍を踏みつゝありき。されど英佛露米の我に對する態度は、淸國に對する夫れと異にして頗る穩便に、却て我に開國を迫るの過酷なるを自覺したるものゝ如し。中にも英國公使アルコックは、流石に去年の井伊大老の慘禍以來大國の襟度を持し、貨錢の不權衡、需給の激變、物價の暴騰、小民の生活難より、延いて武士の反抗を

招致して虐殺の念慮を挑發したるは、日本人の好まぬ開港貿易を要請したればなりとなし、此の上尚迫るならば、徒に騷亂を煽動する結果となりて、遂に自國の信用を失墜すべしと氣遣へり。されば氏は、去年富士登山をなすとゝもに、伊豆半島を巡歷して土地の現狀を視察したりしが、猶も日本國民全體の情況を知悉せんと欲し、軍艦に乘じて長崎に來りしに、是よりさき、北支那の軍事によりて長崎に來りし英人エドワード・フォンブランクなるもの、露國人が稻佐の上陸地に家屋を經營して海軍の小根據地となし、砲艦數艘を繫ぎ、以て自國領地の如くになしつゝ一方頻りに日本人の歡心を得るに努むる現狀を目擊し、彼に日本併呑の底意あるを看破したりしを以て、アルコック氏は幕府に勸め、新潟港に代へて對馬を開かるべし言ひたりき。

時に去年末。に於る麻布古川端の米國書記官暗殺の問題に關し、各國公使は橫濱に引き上げて嚴談を爲したりしが、幕府は將來完全に護衛すべく誓ひ、正月二十二日各公使の江戶に復歸するや、卽ち千五百人の別手組を編成して公使館を護衛せしむることゝなゝしを以て、アルコック氏は安堵して英人

幕府別手を設けて公使館を護衛せしむ

露艦對馬に到りて海岸の借用を請求す

蘭人數名と旅行團を作りて、陸路を經過しつゝ江戸に歸らんと企て、遂に長崎奉行岡部駿河守より護衞數十人を附せられて途に上り（二月初め露國提督リッハチヨフエが歸國の後なるに注意すべし）、先づ我肥前を通行して山水を賞覽し、筑前路より中國路に向ひ去れり。

然るに二月二日に至り、露國提督リッハチヨフエ指揮の下にあるポザードニックの艦長ビリレフは、突然對馬の淺海灣に進入して尾崎浦に碇泊し、對馬侯宗義知に海岸の一部を借用したしと請求して去りたりしが、又其月箱館駐在の露國領事ゴスケウイッチは、軍艦に搭じて長崎に渡來し、英國人が私に對馬海岸を測重したる事實を確めて江戸に至り、英國は不測の禍心を藏せるを以て、對馬の防備を忽諸にすべからざる旨幕府へ忠告したりき。

然るに三月二日ビリレフが軍艦再び淺海灣に來りて尾崎の對岸芋崎浦（一月留浦ともいふ）に上陸し、蝦夷地の航海に破損したる船を修覆すとて、恣に樹木を伐採して舍屋を建てたりしが、更に此處の要害の地を借用したし、其代には大砲を進上すべしなどいひて、傲然暴慢の行爲を敢てして憚るなし。故に

對馬萩の援助を乞ふ

一方英國軍艦亦一艘ならず出沒する等、穩かならぬ狀態ありし府中(嚴原)に於ては、人心恟然、長崎への急報は相繼ぐに至れり。然るに長崎奉行は、近頃の英國公使の對馬開港問題乃至二月初めの露國提督の上海急行さへあるに、今又此の暴行ありしことゝて、こは容易ならぬ事情伏在すべしと思惟し、因て對馬へは、力めて穩便の取計をなしつゝ、江戶の一左右を俟つべしと懇達したりしが、其報を得たる幕府の、閣老安藤對馬守の取扱にて、外國奉行小栗豐後守(去來米國に使せし一人)目附溝口八十五郞に彼地出張を命じたるは、四月初めのことなりき。

爾後露艦は船修覆もなさず、或は對馬の要港に上陸遊步し、或は端艇にて山海の間を漕ぎ囘る等、月を亙るも退去せざりしを以て、藩士は憤慨し、對岸恰も唇齒の關係ある長州萩に往いて助力を求めしかば、是まで振はざりし萩藩士は同情心を喚起したり。長州侯が永井雅樂に公武合體の周旋をなさしむる動機は、玆に存せりと云ふ。佐嘉には、長崎外交の關係もあれば、初めより彼地聞役を通じて協議する所ありしが、鄰境の好みにて田代(肥前基肆郡)

蓮池の士外人の凌辱に逢ひて切腹を命ぜらる

代官より情況の困難を告げ來るありしも、事國際に關せる重大事なれば、御番方の任務上なまじひの擧動も爲し難く、唯對州のこれに處するの苦心には、殊に大なる同情を拂へりき。當時諸藩には攘夷の意氣緊張し、夷狄禽獸を屠つて寶刀を釁血に染めむなどの壯語を以て、血氣の士を鼓舞したりしかば、敵愾心養成の政略よりして、遂に外國人暗殺を美事となすに至りたるも、亦情勢の已むを得ざることたり。我藩士は、當面長崎警固に當りて外交に慣れたりしを以て、かゝる他藩士の動止を目しては、まだ實際を知らぬ空腕立と冷眼視すと雖も、外夷に一毫をも挫せらるゝを耻辱となす精神は、平日より公によりて勵まされつゝありき。恰も斯頃の事なるが、長崎番所と伊王島砲臺とに戍衞したる蓮池の士二人、無手數のまゝ長崎市中に出遊して外國人と口論するや、散々に凌辱せられて佩刀まで奪取せられたりしを以て、他を懲戒するために重科に該當せられ、三月九日江川に於て生害に處せられたりしかば、其主鍋島甲斐守は、豫てよりの申付不行屆の責を引いて差控へを申し出でたれど、夫れには及ばずとて却下せられたりき。かゝる

醜態は從來希なる事なれど、外船出入の繁くなるにつれて、要害地の番人と外人との衝突は少からず、されば露艦が對州に仕かけたる無法に對し、彼藩中の容忍する痛憤は、殊更に同情を引いて噂せられたり。

公の壹岐遊弋、電流丸の對馬沿海巡視

斯くて政府は仕組所に協議し、四月朔長崎に繫留する電流丸、觀光丸に對し、伊萬里灣海に來るべき命を傳へたりしを以て、三日電流丸は楠久に著し、翌日觀光丸亦久原に著したり。當時電流丸には濱野源六船長として、以下に原元一郎、増田左馬之進、馬渡八郎、金丸知三郎、及び會計の吉浦平大等乘り組みたりしが、更に秀島藤之助、石丸虎五郎、中牟田倉之助、及び觀光丸の小部松五郎を增員として搭乘せしめ、石炭五萬六千斤を積載せしめて五日朝壹岐海に向はしめたり。よりて同艦の勝本港に入るや、一行は上陸して港內を測量したりしが、勝本の、島の北端にありて對馬に對する要港なるを確め、翌朝出帆して午時楠久に歸航したりき。ついで觀光丸も亦壹州海の運用

公壹岐海を遊弋す

として出帆したり。時に公は伊萬里遊行を仰せ出され、六日佐嘉を發して明日伊萬里に著せられ、翌日拂曉楠久より電流丸に坐乘、六時より壹岐海を遊弋して船を返し、小川島、加部島（田島神社の在る所）等を經て、呼子港に上陸して豐公の名古屋城跡を巡覽ありしが（唐津領に屬す）、當城は偃武後の廢城に際し、石垣の要部なる巨石を拔き去られて廢址となりたりしも、その經畫は元の如く現存し、元天守の跡などは壹岐對馬を眼下に俯瞰したりしを以て、公は征韓の兵船が舳艫相銜みて渡海したるの狀を想觀せられたりき。蓋し清朗の天ならむには、對馬の如き、呼べば應へんとすべき距離にありければ、公はその雄心を大に鼓動せられつらん。かくて午後一時より上艦せられ、島嶼の間を屈曲しつゝ、四時半楠久に著して祝砲を三發し、次で伊萬里に還りて、十一日佐嘉に歸城せらる。

公は壹岐遊弋の船中、船長濱野源六に委曲の機密を含められ、對馬現今の變については、艦隊の任務を行はざるべからずとて、該島の沿海巡航を命ぜられしを以て、十日朝より電流丸は再び壹岐海に向けて出航し、勝本港に到

電流丸對馬に向ふ

りて對馬案内の水先一人を雇ひ入れ、翌朝六時半より碇を拔き、對馬の東海岸(日本に向へる處)を航走して正午を過ぐる比府中(郎ち嚴原)港に入り、碇泊、港内を測量したりしかば、浦役兩三人來りて應接せり。然るに明る十二日の午後三時、英國船一隻入港し、その乘組の士官一人我艦に來りて挨拶をなしたりしが、六十人乘組の軍艦とて、中には支那人一人ありたれど、言語は不通なりき。かくて淺海に於る露人暴行の騷ぎにて風說とり〴〵なりしが、十四日英船は出帆北に向ひ去りしを以て(鴨居瀨浦に入りたりといふ)、午後對馬侯は使者を遣はして我艦に酒肴を賜はりしかば、船長濱野は往いて返禮を述べ、露英軍艦の渡來による不穩の風聞により、船艦の任務上偵察を兼ねて運用し來れることを陳じ、以て現狀を多少聞見するところありしが、翌曉出船、午後一時半北角の鰐浦に泊して翌十六日の未明より朝鮮に向ひ、午前八時釜山浦、横島の西岸に船を止むる一時餘にて東岸に回航投錨したりしに、對州館在駐者上下百二十人許兩三隻の船に搭じて來り、其中の二人は艦に上りて款問せり。

電流丸淺海灣に到る

かくて午後二時より此を出で、夜九時對馬の西海岸淺海灣に入

対馬島民露人を悦ばす

りて尾崎浦に碇泊す、即ち三月以來露艦の渡來しゐる處なり。淺海灣は對馬の西海岸より東に湛へて上縣下縣の兩郡を分てる入海なり。尾崎浦は西南岬の裏面にありて、東の對岸を芋崎浦とす。相距ること一里許、此より洲角參差として島嶼點綴崎嶴をなし、竹敷港に至るを中心となす。露艦は芋崎を占居して船修覆をなすと稱すれど、元來無法の押掛客とて村人の好意なし。故に穩便に取り計らふべしとの幕府よりの訓令によりて奄忽を戒むと雖も、言語不通風俗殊異なる異人なれば、事情の矛盾齟齬するを免れず。露人は樹木を伐採して牛を野飼したりしが、其三四頭の斃死せるより牛八頭を買はんとして村民より拒まるゝや、賣らずば徵發せんといひしを以て、飼主は愛牛の屠らるゝを哀しみたりしに、渠等は、己が牛の斃死せるは毒殺せられたるなりとて、其復讐をなさんと憤怒せり。蓋し此に似たる錯誤は他にも甚だ多く、ために村人の迷惑せるは一方ならざりき。對馬は瘠土にて稻田に乏しく、蕎麥とても自給するに足らざりしかば、古來米を內地及び朝鮮に仰ぎたり。故に麥飯に幾分の米を交へて炊ぎた

るを美食と稱する程なりしを以て、今度露船の渡來するや、警備護衛に忽ち疲れて困憊甚しかりしかば、速に立退を命ぜられたしと長崎に請ひ、因て奉行より横文の書面を得て、之を露の艦長ピリレフに致したり。然るに彼れは、日本政府の鈐印あることゝて、國法上江戸駐在のリッハチヨフヱならでは開封拜見するを得ぬなりとて、更に埒を明けざりしを以て、已むなく時月を延遷したりしに、英國の軍艦亦出沒して、事態益〻危險になりたりき。さればこの憂恐時に我艦の渡航したるは、如何に該島の人意を强うせしめけむ、卽ち、地獄に佛の心地すとは、當時皆人のいひたりしところなりき。故に船中にても、流石に公の心遣ひの神妙なるに感服したりき。

さきに府中碇泊中に起りたる暴動を聞くに、元來當淺海は東西三里許、南北一里乃至一里半の入海にて、其奥の東海と隔斷したる細腰の地を、小船越といへり。蓋し小船は此より荷物を負ひ船を引いて向ひの海に越え出づるを以てなり。又竹敷の東南より海水狹く小瀨戸をなして東海に出づるところあり、此は稍〻大なる船にても引き越ゆるによりて大船越と名づけた

對馬に於る露人陸梁の狀

り。然るに寛文年中、其最狹の處を濶さ十間程に鑿開して府中港への往來の便を開きしより、要害の地として番所を設け、以て濫に舟の往來するを禁じたりしに、這次露人は、芋崎より淺海の崎懸島嶼を、端艇にて乘回りつゝ興ある所となしゝを以て、十二日には南の瀨戸より進みて東海に乘り出でんとしたりしかば、番人これを制止し、その聽かざるより鬪爭となりて、番人は村人を募りて薪、石を投じたりしを以て、露人は銃を發射して挺進する松村安五郎を斃し、郷士二人を縛り還りて本船に監禁し、更に翌日再び來りて制止する番人と足輕二人とを捕縛拘留したり。然るに前に監禁せられたる郷士は、その凌辱に堪へずして自殺せんとし、兩刀を取り上げられたるより一人は舌を嚙み切りて血泡を噴きたりければ、露人は之を取り押へ、通辯を附して村役人に送致せり。時に拘禁せられたりし番人は、浦役人に面會せんと請求したりしを以て、露人は浦役人を船中に喚び入れ、其面前にて拘留者の髻を摑みて毆打する狀をなし、以て威嚇を示したりしかば、浦役人は彼等は我應待の溫順なるより、故意にかゝる狀を示して吾人を激怒せしめ、以

て戰端を開く口實を得んとするなるべしと憤慨したり。其日英艦は府中を去つて鴨居瀨浦に繫留せしが、翌十五日又一隻尾崎浦に入り來りて明朝未明に出で去り、其夕刻東海岸に現はれたりしを以て、敷居瀨浦より空砲を發射したりしに、同艦は直に彼浦に乘り入れり(五十人乘組の軍艦)。鴨居瀨は小船越の東浦なるが、同艦は露艦と氣脈を通じたるにや、唯言語不通とて事情更に知りがたく、因て人々は恟懼する甚しかりしが、其夜我電流丸入港したるを以て、浦役人は喜びて直に船に來りたりき。

明る十七日の朝、日留浦(芋崎)に船修覆をなす露國コルヘットバーサキ艦長の使と稱し、士官ゲンケルなるもの通辯を從へて電流丸に來り、欵問をなして去れり。是時對馬にありては、人心激昂して敵愾の氣燃ゆるが如く、いづれも決死して露に報いんと欲したりしを以て、對馬侯亦『洋夷追々輕侮の振舞憤怒に堪へず、當家より兵端を開くは大切無限につき是迄相忍びたる處に、此節大船越に於て固めの者を殺害に及びたる一件は、最早渠より事を破りたる事故に、是非打ち取らずしては叶ひ難きにつき、戰鬪に決心せしめ候、

浦役人の我艦歎問

一應公邊へ申上ずしては、皇國一般に係り恐入る次第につき、早追(はやおひ)を以て相伺候、宗家の存亡爰に決する事故、假令兵食不足なるとも、州中一致し、身命を抛ち、家名を汚さゞる様賴入る。』との令を下すに至れりといふ。かくて我艦著港の報ぜらるゝや、府中より出張の浦役人田口德一郎來りて歎問したりしかば、我長崎の警備にも、番船異人と衝突して、毎々この大船越に似たる椿事を生ぜり、迷惑の程誠に察し入る、英公使は露國の暴動を憤りて頻りに周旋するよし、然らば同謀にはあらざるべく、長崎へ急報ありたれば、軈て解決の緒に就くべしなどゝ應答せしに、彼の緊張したる意志もやゝ緩和したるが如くなりけり。さて我艦は明朝當港を發すべき旨告げたりしに、夜又浦役人は國產を持ち來りて餞別したりしが、十八日早曉五時に至りて愈、尾崎浦を發し、午後三時壹州勝本にて水先を還し、その夜平戸海峽を過ぎて河内(中野の口)港外に繫泊し、平明拔錨、正午前阿瀨津鯛ノ浦間(五島領)に碇泊して港内の深淺を測量し、翌二十一日更に同港を出でゝ九時半五島の深江(即ち福江)に碇を入れしに、船奉行磯野作右衛門來りて歎問せり。此は五島侯の城下なるを

電流丸歸崎

露艦復又對馬に到る

以て、使者屋に町船奉行久保文八、代官松園加平出張し、磯野と共に應對をなせりき。かくて是日は日輪高度の測量をなしたりしが、翌日五島侯より酒肴を犒はれ、二十三日曉五時更に深江を出船し、直航正午を過ぐる比長崎に著船せり。楠久を發し、對馬の東西沿岸を巡航して五島に至るまで實に二週日、事機危殆の間に任務を果して歸來せることなれば、委細を公に言上したりき。

對馬には、我艦の尾崎浦出帆後、二十日に至りて洋艦一隻州の西南角豆酘浦に來泊、程なく去りしに、翌日又二隻其西に現はれて北東に去り、午時更に露國軍艦一隻淺海に入りて尾崎浦に繫泊せり。艦長はタイドウといふものにて、乘組三百人、大砲二十二門を備へ、廣東より來れる巨艦なり。かくて日を踰ゆるや、英艦二隻亦尾崎浦に渡來したりしが、一は八十人乘組、大砲五十門を備へ、一は五十人乘組、大砲三十門を備へて、ともに露艦の擧動を監視するが如し。されば五月の初め、長崎奉行の支配組頭永持亨次郎出張、芋崎に至りてビリレフ艦長へ退去すべき談判を開き、七日小栗溝口等亦來著、交

露艦退去せず

涉するところありたれど、彼は上海なる司令官リッハチョフエの命令にあらずんば、事情の如何に拘はらず斷じて應じ難し、且つ政府と直接に交涉せば、事の成行を亂すべきを以て、やはり初めよりの手續にて當國主と交涉せんといひしを以て、對州侯は固く之を忌避し、よりて小栗は延期を要約して江戸に還りしかば、事は延遷せられて時月を空過したり。

第六十九章　公の退隱

世子の乘出し元服、公隱居の內決

二月十五日直縄世子の初めて登城せらるゝや、公の功勞により、特別の格を以て侍從の列の下に家茂將軍に謁見したりしが、三月十三日元服するに及び、將軍より茂の一字を賜はりて松平信濃守茂實と名乘らる。是より先き、世子の住居は櫻田邸震災後の廢地に建築せられたりしが、元佐嘉人なる千住宿の橫尾龍助は、震災に材木を獻ずる後も、藩邸に厚く志を寄せて藩士を懇ろに厚遇し、藩邸より江戶偵察を命ぜらるれば周密なる探索を遂げて、すべての市內視察の用を忠實に勤めたりしを以て、一方此度の營繕に日傭の小頭となりて工事を勵まし、其費中に金千五百兩を獻じたりしこともあり、旁々こゝに其譴責を解かれて、公然邸內に出入するを許されたり。

橫尾龍助譴責を解かる

四月世子元服の報の佐嘉に到達するや、十五日家中一同登城して之を賀

公宗室を會して隱居內決を告ぐ

し、公は祝宴を開かる。斯くて世子は御暇を賜はりて歸國の途に上り、月末著城ありしを以て、公は國政、併せて長崎警固の職を世子に讓りて隱居するの意を決し、五月十二日加賀守、甲斐守、備中守、河內、若狹以下の宗室國老重職等を召して、公式に其旨を告げらる。事體重大なれば、列座の面々いづれも承服を躊躇したれども、隱居は、藩內の關係に於て重き問題にもあらず。蓋し公は藩の財計困窮の極に封を襲ぎ、政務に辛勤を積みて領內を斯くまでに康安富裕ならしめられしを以て、既にその齡も初老に近く、世子亦公襲封の時と同齡に達せられたることなれば、今より公務に於る形式の勞を離れて優遊自適せんとの素懷の如きは、強ひて止むべきものにあらず。されば唯藩の公事に對する榮譽と格式との關係上、加賀守以下も一應は之を止めたれども、固くは爭はずして遂に內決となりしかば、公は六月より年寄以下の側役に其調査委員を命ぜらる。

隱居內決と世の疑惑

さはれ國事方に多難なる際とて、雞群の一鶴として名望を負うたる公の退隱は、頗る世の懷疑を惹けり。蓋し隱居は、儀式の煩累を去りて虛榮の浮

華を抛つまでの得失にすぎず。元來我藩は江戸の公務を除かれたることとて、其競望薄く、是までとても父子勤めは之を避けて隱居するを例としたりしが、さりとて亦必ずしも世子元服すれば讓國すとは限らざりしを以て、有爲の時運に方りての公の退隱は、是まで享受したる榮譽を負ひながら國家に貢獻せらるゝも妨げなき以上、早計たる遺憾ありき。されば種々意旨の存在する所を忖度したる說も多かりしが、その中最も穩當と覺ゆるは、佐嘉の藩政と長崎の防備との略ぼ成りたるより、繼承者に職を讓りてその任務に習熟せしめ、自身は後見の位地に在りて拘覊を脫し、以て汽艦を運用して、機會あらば海外雄飛の志を遂げんとの意圖ありしなりといふものとなす。

是月彗星又北斗の北に現はる。前年に比すればその光芒細く、長さは天に亙る程なりしが、漸次に南し、十餘日にして影を收めたり。されば本年は虎疫は發生せざりしかど、彗星の屢次出現するより世人は說をなし、或は外より內を犯すの象なり、或は幕政一變の兆なりとて、是を妖孽となすあると共に、或は又五穀豐年の瑞象として喜ぶありき。時に學校に彗星辨の文題

を課せられたれども、天文に深き知識あるものもなければ、之に對へ得るものの無かりき。

三重津の汽鑵製造

天草島の海軍船渠問題は、井伊大老の凶變によりて保留せらるゝに至りたれど、既に艦隊を創設したることゝて、其航海運用には海外遊弋をもなさざるべからず。公は是を利用し、蝦夷地を拓くとゝに南洋にも渡航し、以て小規模にも、順次國力を發展する海外雄飛の志を遂げんと樂しまれたるなるべし。是春公は三重津に新設したる海軍所に臨まれしが、四月には對馬事件起りしため伊萬里に遊行せらる。時に、從來觀光丸を御番方防御用として長崎に繫ぐには、乘組員を奉行所に届置く規定なりしが、船長以下の階級の、奉行所諸藩に對する資格に關して、形式上の面倒ありしより、傳習創業の日淺く、且つ技術習熟の士官に乏しきを口實として、當分假届にて乘組ませ置きたれど、何も形式に拘はる幕府のことゝて、不都合を生ずる數次なり

佐野榮壽左衛門觀光丸船長を命ぜらる

大早船を廢す

しを以て、四月より海軍取調方附役佐野榮壽左衛門を乘組員兼船長となすとともに、助役眞木以下を定めて任命ありき。又舊制によりて御番方使用の大早船を長崎に繋ぎたりしが、今は却てそは不便の船となり、急行には下（さがり）附（つき）八挺立、其の他輕便なる小船の增加するとゝもに一方亦蒸汽船を用ゐたりしを以て、こゝに大早船を廢して解船せさせ、只公の乘船以下數隻の關船を船方に備へしむ。乃ち關船の遺法たる船手の舊制は廢止せらるゝ運命となれり。五月、これまで電流丸其他の蒸汽船は、三重津、網洗をその繫留所となしゝが、夏秋の颱風季節に於る是等兩港の碇泊は、無難とは稱しがたきを以て、適當の良港にはあらざるも、伊萬里灣楠久港は比較的平穩なれば、本年六月より八月まで颱風を避くる繫留所となさしむ、實は對馬應急の便に備へたるなり。

時に電流丸は早晩蒸汽鑵改造の必要ありしを以て、豫めこれを議したりしが、蘭國へ註文して製造せしむるには過分の價格に上るべく、既に蒸汽船を所有する以上、汽鑵の　造は必然のことなるを以て、海軍取調所に付

三重津に汽罐製造所を創設するに決す

して審査せしめたり。公は大船製造の解禁當初より蒸汽船製造を志されしかど、經濟の許さゞると知能の乏しきとによりて曲折し、ために終に幕府に勸めて長崎飽浦の製造所を擴張せしむるとゝもに、我製鐵機械を獻納せられたりき。前章に述べたるが如し。されば蒸汽船製造の資力は未だ十分ならざれど、既に三重津にも亦修繕所を設くるの必要なるを認められたり。かくて蒸汽罐は、今は船舶に限らず、陸上各方面に亙りて益使用せらるべきを察し、精煉方の技師田中近江、儀右衛門父子の、只二三の機械だに設備せば、蒸汽罐の如きは必ず製造し得べしてふ確信を聽きて茲に議を決し、七月二十四日御備立方より左の通り仰せ出さる。

電流丸御船蒸氣釜之儀一刻も御仕替之御仕組相成候半而不二相叶一に付、御製造之儀、精煉方御雇田中近江父子へ問合候處、凡六十兩位之金高に而、無二別條一成就可レ仕段申出候、蘭人へ御註文相成候半者、過分の金高に相揚可レ申之處、於二御國許一製造被二相整一方至極御便利之筋に可レ有二御座一候、就而者三重津へ製造場被二相建一、近江父子主ト成致二製作一候樣被二仰付一候

我邦に於る汽鑵製造の嚆矢

是に於て、田中父子は鍛工を指揮して製作を始めしに、漸て工技嫺熟して諸方の陸上据付けの鑵をも打ち建て、明年（壬戌七月）には幕府よりも船用三箇の製作を囑託せらるゝに至りたりき。即ち我邦に於る蒸汽鑵製造の嚆矢は、三重津より放たれたるなり。

私貿易と商況の變化

曩に發行せる海軍造船費の銀札七萬兩は、爾來利殖の方法につきて智力を盡さると雖も、鎖されたる佐嘉領内には米穀の外にさしたる產物もなく、開拓すべき土地亦乏しかりしを以て、兵庫大坂邊に向ひて米の糶糴銀錢の賣買に投機相場を爲す外には、萬兩以上の資本を運轉する途を見出さず。物品交易の利益を博するには、長崎の外國貿易品として、陶磁、蠟、麻、石炭等を代品（かはりしな）方より輸送したりしも、五箇國條約の締結とゝもに、官の交易は私貿易となりて、商況變化し、先年の和蘭領事が言の如く、普通の商品は、英米諸國品の安價なるを驗知するに至りたりしを以て、條約實施以來、英米商品の需用は增多する勢となり、我より供給するものは未だ商品をなさず。されば小出千之助が米國より齎し歸りたる治安の設備、經濟の狀況に關する知識は、

小出千之助大隈八太郎ともに佐嘉領内の地質を踏査す

貿易にかゝる事には頗る啓發する所ありしかば、彼は常に蘭學寮にありて、同勤大隈八太郎と日夕談話を交換し、以て益〻其知識を擴充しつゝありたり。時に彼は採鑛冶金に志して精煉方に關係したりしが、公の內旨ありしやにて佐嘉領內の地質查驗を命ぜられしに、其頃事故多端にして餘暇なかりしため、密に大隈に之を漏して其助力を請ひしかば、大隈も喜んで之を諾し、よりて共に佐嘉の北山にして神崎郡にかゝる島羽院山に銅の鑛脈を發見するとゝもに、西の天山に於て溫石層と花崗石との間に鐵礦を發見し、更に其東の今山に黃金脈の存するを認めたりき。尤も皆微にして有利なるを保せず。又西堺の松浦彼杵兩郡の交に銀脈伏し、我領より大村領に越ゆる鳥屋番所の附近には、昔泰盛公の發掘を試みられし跡を存したりしが、彼等は此鑛の、波佐見の山嶂に連なりて其脈の亂れたる者なるを認め、更に平戸領に水銀鑛のあるを探知し、從つて平戸の島々より壹岐島にかけて捕鯨に便要なる地なるを察し、該島民の捕鯨組てふ團體を設けて鯨を漁獲するの、往昔西洋人(葡萄牙か)の敎へたる遺法にして頗る巨利ある業なることをも查知し

佐嘉商賈の長崎に於る活動

て、之を報道したり。是等の鑛山は、みな含量多大ならざると、或は他領に犬牙したりしとにより、利益の確信に乏しとて採掘に著手するには至らざりしが、石炭の外に伏する鑛脈は略ぼこゝにて驗知せられたり（波佐見の金鑛は近年採掘に著手したれど亂脈にて收利に困難多しとなん）。

斯頃代品方の募りにより、佐嘉の商賈にして才幹ある若乃至冒險的貿易を喜ぶ者は、長崎に出でゝ奇貨利孔を索したるが、會所交易の私貿易に移る過渡期とて、條約に關する規則に矛盾不完全の點多く、是まで密商賣と認められし事も、冒險敢行して安全に仕遂げらるゝありしかば、大隈は外商と直談を爲すべく、英語を習ひ初めたる石丸等に紹介を依賴し、讀書聞見により得たる利孔を彼等に示して決行せさせしを以て、爲めに奇利を得たるあり、失敗を招きたるありしも、商業には益〻興味を生じて、活氣横溢したり。大隈は蘭學寮を根據となし、藏方代品方等に說きて長崎に往來したりしが、其社中の江藤新平は、代品方の書記となりて內局の現狀を詳悉し、よりて殖產興業に當る原五郎左衞門、横尾文吾等の先輩に夤緣を得たりしかば、　等も亦

長崎新貿易の事情を知り、或は外商に紹介を求むる必要より、自然と蘭學者と相親交するに至れり。原は當時地方經濟に才幹ありと稱せられ、市外代官となりては黄櫨を扶植して白蠟製造を勸勵したりしが、之を長崎の外商に賣り與ふる周旋につきて大隈等に依賴するところあり、更に智囊を搾りて神崎郡の素麵製造を興して支那輸出を企つるとゝもに、大根切干の賣り試みをなさむとして頻りに小出、石丸、大隈等に謀りたりと云ふ。

初め西洋の智巧は武備改良によりて誘はれたりしが、海軍創設に至つては機關工作と伴ひ來り、ために宏費の必要は逡巡踟蹰せしむるところありたれど、遂に其發展は沮止せらるべきに非ず。因て殖産貿易の努力を促したりしも、進歩尙不能なる間に去年は過ぎて今年に入りたり。公は、爲すべき事はなさゞるべからず、費用の不足は當分內帑の貯蓄にて補ひ、以て過渡を濟さんと思惟し、沈敏にして寬和なる理財者丹羽久左衞門を年寄となすとゝもに德永傳之助を側目附となし、以て掛硯方出納を託せられたり（斯時代に於て金庫にやゝ漏亂を生じたりと稱す）。然るに西洋新知識の既に經濟を開誘する以上、併せて

公大隈の和蘭王攝政に關する講義を聽く

政治法律の學をも講ぜざるべからず、卽ち最早武器の採長にのみ區々たり難し。この春公は蘭學寮に臨み、學職の講義として大隈八太郎が和蘭國王室の後見法、卽ち攝政にかゝる憲法の規定に關する釋義を聽かれ後に彼の緣親德永に向ひ、大隈が講義は甚だ善かりきと譽め給へり。蓋し公は去年米國に於ける治安狀態の視察談を聽かれ、西洋に於る文明開化は、富强に勉むる結果遂に武器にも顯はれ來るべしと感ぜらるゝ頗る深きものあり、よりて今や隱居をも遂げむとする際會とて、殊更大隈の說に耳を傾けられたるなり。世界文明の新潮は、今や日本をして、和蘭に憑りたる火器船舶の採長時代を軼過せしめて、英學の講究に向はすと共に政治經濟に汎濫せしめ、以て新人物をして知識を擴充せしめつゝありたれど、此讓國以來、新主の藩治には保守に傾ける點ありしを以て、公の機を斂めて退隱ありたるは、頗る志士をして憮然たらしめたる感ありき。噫是れ新陳代謝の交に於る調和の妙用なりと謂ふべきか。

初め公は、蘭人の傳へたる年報の飜譯を見て西洋の知識を得られしが、當

海國圖志によりて世界各國の概勢を知る

大隈瀛環志略を推稱す

時飜譯の洋書は、基督教禁遏のために容易に印行を許されず。されば地誌の書籍の如きも、僅に箕作氏の坤輿圖識ありしのみなりしに、嘉永の末年、清國より、聖務記の著者魏源が海國圖志を傳ふるに及んで、世界各國の概勢を知り、よりて公は學校に文題を課して之が閲讀を誘かれしことあり、頗る誤謬多き書ながら、爾後其以上のものあるを告ぐるなかりき。然るに大隈は、長崎にて、道光戊申(嘉永元年)に著はされたる五臺の徐繼畬が瀛環志略を得て、世界各國の概略を知りたりしを以て、社中の先輩大木民平、楠田知才(後の男爵英世)等は、彼と海外の事情を談ずる毎に、その識見の宇内を照らす非凡さに驚けり。楠田は大隈に歴史學を教誘したる博識者なるが、其近來その進境を訝異したりしより、大隈は楠田を目して却て見聞褊狹と稱し、よりて瀛環志略を與へて一讀を促したりしに、楠田は之を見て始めて其故を知り、大隈の明に感服したりとぞ。蘭書の通詞醫師を介して士人に讀まれたるは、未だ十年にすぎず、以て開國を言ふ者も、其知識はまだ淺薄なりしを推知すべし。此瀛環志略は、條約頒布後は基督教の禁に觸れざるにより、阿波藩にて井上、森、三守

三氏蘭語の訓點を施して上木し、本年に至り發兌したりき。是まさに蘭學廢たれて英學の興る際會にてありけり。

青年國老の唐鑑會讀

青年國老と唐鑑會讀

公讓國の內決當時に方り、宗室國老には學齡の青年多く、神代織三郎、鍋島安藝（並に公の甥）、鍋島式部（庶弟）は共に二十三歲、鍋島伊豆（安房の子）は二十二歲なりしかば、皆將來新主を輔佐して變化の時局に斡旋すべきものとして、其學識の修養を必要となしたり。因て鍋島河內を席長となし、以て會業間に公亦世子と共に親臨して唐鑑を會讀すべき內旨ありしかば、弘道館助教の側頭原田小四郞を會頭となし、會員には學校より二十三歲以下の俊秀生七八名を精選して、久米丈一郞、原田敬太郞、野田淺一郞、丹羽內藏進（以上二十三歲）、中島藤次郞、光增竹之助、滿岡勇之助（以上二十一歲）、福島禮助（二十歲）を列せしめ、以て五月より每月一度會讀を開きたりき。會業館の會讀は、公青年の頃に行はれし後、久しく廢せられしものにて、今世子の爲めに之を復し、以て宗室國老の青年と共に學

問知識を進めんとせられたるなり。故に其席上に於ては、破格の言動も許したるが、公は正面の机に對し、世子はその右側に、河内以下の面々は左側に列し、前面の末座に右より書生を列せしめて、會頭は左側にありき。而してその會讀は、書生の輪次に唐鑑を讀むより始まりて談論に及べり。由來藩主の起居坐臥は、近從と雖も誓詞をなして之を洩すを禁戒せられ、その筆跡も用すめば一切焚き棄つるを嚴法としたりし程なれば、外樣の士は面前に伏拜するのみにて、君主の風采を窺ひ見る能はざりき。されば是會の如き、書生等は、公父子乃至宗室國老等と、形を忘れて言論を交換したりしことゝて、會讀の裡に多々公の眞面目を窺ひ得たりき。茲にその四五條を記載しおくべし。

其一　公の封建郡縣の得失を問はるゝや、書生乃ち、古代の開拓占據次第に聚合して封建制となりしも、周代に至り諸侯競爭して終に七國に合せられ、かくて秦の統一によりて郡縣となるに至りたり、されど爾後輒もすれば元の封建割據に復せんとし、漢以來も、統治行屆く間は郡縣なれど、統治弛め

ば復た封建の形をなす、唐の藩鎮が明の分省となり、今の清朝が十八省の總督を置くも、名は郡縣にして實は封建を形成せるに外ならず、故に此の結果よりすれば、郡縣は統治者の希望するところなるも、理勢は封建となり易し、されば柳宗元が封建者非聖人之意、勢也の言の如き不拔の論ならずとせずと答へければ、公之を聞いて、無論勢なり、國を經略するには勢を制する所に力を用ゐるが最も肝要なり、封建は極めて統治に適す、郡縣は、政府の時々任命する官吏の依託（ことづか）りものにて、彼等は眞に士民を親愛して善治する誠意はなく、爲にとかく自己の榮達をのみ計る者多し、故に士民に疎まるゝは革職せられ、士民と親和するは自然其地に固著して封建となる、即ち勢なり、是は支那に限らず、日本とても、郡縣にては決して治まらざるべし、今日太平を繼續し居るは、封建なるが故にて、永代の領主の、自家の物と思うて士民を親愛すればなり、かの國替大名の政治の行き屆かぬは其反證を示すものならずや、國を統治するは封建に限る、郡縣は理論のみにて實は成り立つものにあらずといはれたり。

儒學の六藝と公の時代適應論

其二　孔子の敎は禮樂射御書數の六藝を主とし、修身より治國平天下に及ぶをその實用となすとて、後世の儒學の、變形のものなるを論ずるや、公は直に之を判じ、時代の變化に通ずるが學問の心髓なり、六藝も時代に從ひて異なるべし、射御を學ぶは、昔は弓矢を長兵の最も猛烈なるもの、騎馬を驅逐の最も迅疾なるものとなしたるに由る、武士道は弓馬より成立せり、卽ち射御に基けり、されど近代火器の流行より、鐵砲弓鎗の三兵を用ゐるに至りたる以上、よろしく射は鐵砲に改むべく、猶昔日の射禮をのみ守るは誤りなり、今日は銃砲の時代なり、故に平時の禮式にありても、亦祝砲發射の式を採用し、軍艦の出入に限らず、重き禮儀にはドンと發射し、慶賀にもドンと發射すべきなり、是れ卽ち六藝の眞意にて、今日の武士道は銃砲を根本として成り立たざるべからず、歩騎砲三兵を主用するは、要するに御を主用せるにて、唯變通の要に注意すべきなりと論ぜられたり。

所謂聖人に對する公の觀察

其三　周公の禮文を制せしことを論ずるや、公は、其餘りに小細工なるため繁文縟禮に陷りて行はれざりしをいひ、更に言を進めて、古への聖人も小

公の源平興亡論

器用の人多く、蒸汽船を建造し得る者は舜位なるべし、孔子は下手大工、孟子は只議論家なり、後世に於て蒸汽船を造らんものは、諸葛亮ならむかと説かれたり。よつて書生より、禹は勾股弦の測量算を發明して周髀算經を傳ふ、大學の絜矩の道は此に外ならず、乃ち禹も亦其一人として可ならんかといひければ、公聞いて、禹は水利の巧者なれば鄕普請の適材なり、蒸汽船は測量算では出來まじといはれ、語を轉じて、禹が三苗を征して敗れ還れりとは實かと問はれしかば、書生より、三苗は强國、舜が戰死の後を承けて禹また之を征したれど、兵力にては屈服せしめ難きより兵を還したりと答へしに、公聞いて、禹は兵を用ゐるに成算なし、戰略徹底せぬ故に征服する能はず、而してその還つて德政を修むるや、舞干羽于兩階、三旬而有苗格と世は言ひ傳ふれど亦信ぜられぬことゞもなりといはれたり。

其四　源平興廢の論に及ぶや、公は、平清盛は英雄なり、世は源義朝をその對手の如く言ひ來れど、彼は迚も清盛が大器に及ぶ能はず、只一介の猪武者にて戰略も政略もあるものならずと盛に清盛を稱讚せられしを以て、書生

は默するを得ず、源平の兩家は共に武臣の棟梁たり、故に兵を合せて戰ひに負くるは榮譽にあらず、淸盛の、源軍に對して敗戰の事實多きを如何せむとて、有名の戰を擧げて駁するところありしに、公は之を聞いて、其負くる所が淸盛なり、淸盛は智者なり、負けて勝つ所が兵略なり、此訣を知らざれば大事は成らずといはれたり。

其五　海防論に際し、久米は、日本の如き海國にありては、離れ島まで防禦するは不可能なり、されば其等は一時敵に委ね、彼が便要の海岸に寄り來るを打ち挫く樣防備すべしといひたりしに、公は聞きも果てず聲を勵まし、なに離れ島を敵に渡すと、伊王島には砲臺もあれば戍衞の兵もゐる、其を異國船に渡すとは以ての外の言分なりとて叱斥せられたり。此時退座の後、河内は會頭の原田に對し、今日久米の、答を失して激怒に觸れたるは、自分より御斷りを申し入るゝ所存なりといひけるに、原田は打ち消し、書生が會讀の席に於て失答したりとて御斷りを仰せらるゝには及ばずと止めたり。

此の如く唐鑑の會讀とはいへ、公は和漢古今を問はず、談緒を縱横に轉じ

公封建の求め難きを知る

て氣燄を吐かれしを以て、書生は應接に遑なく、よりて面々申し合せ、歸寮の後も公の論説について更に研究討論をなしたりしが、今や幕府の末路とて、王代の國郡制に復すべき論盛なりしかば、封建郡縣の論は猶研究の餘地ありき。されど公は封建の國主なる上、家中亦鑓鋒にあらずんば他に渡さずと一致したる領土なれば、封建の是非を言ふを差し控へたりき。但し公には、此頃既に日本の統一の封建に求め難きを豫知し、皇政の下に海内の力を一致せしめて、始めて國威は宣揚せらるべしと考慮しつゝありたるが如し。第二の弓を廢して銃砲を主用するとゝもに、祝砲を古六藝の眞意なりとせられしは、是までの人の思ひ及ばざりし所にして、流石は公の活識なりとて皆々敬服したり。

第三の周公と禹との評論は、書生に對する當座の氣燄かと思ひしに、其頃の公の詩に、

姬旦縟文多粉飾、劉恒恭讓乏精神、爛醉仰天頻大笑、認來何者說前身。

とあるを見れば、周公の繁文縟禮を嫌はれたるも、平生の持論なるなり。　又

公の周公禹王を排せるは平生の持論なり

禹に廟算なしとの非難は、最近の讀書より、その疑問を生ぜられたるべく思ひ合はせらる。去冬學校へ尙書今古文古來聚訟、是非果如何の文題を課せらるゝや、程朱學の蔡沈注古文尙書を主とする武富圯南と唐學の孔傳を主張する長尾新九郎とは古文を是としたりしが、長森傳次郎のみは今文を是とせり。よりて尙書今古文の是非は內生寮の大問題となり、枝吉神陽亦今文を取り、朱子派の書經と稱しゐるは僞古文にて、就中最も崇尙する大禹謨の如き、其僞作の跡は既に考證せられて完膚なしと說き、以て禹が舞㆓干羽于兩階㆒、三旬而有苗格の句の出典を檢出したりしが、本會の席上にては言ひ及ぼさゞりき。公のこの懷疑は、去々己未讀㆓尙書㆒の題にて

腐儒多被㆓六經欺㆒、此事元來獨自疑、縱爾有苗征不㆑得、兩階舞羽近㆓兒嬉㆒。

の作あるに徵するに、時節柄一旦攘夷を斷行し、その不可なるに及んで和約するも遲からずといふ近年の硬論者に對して、討論の緒となりしものゝ如く忖度せられたり。

第四の淸盛論は、是までの諸生の注意せざりしところにして、公に喝破せ

諸生公の清盛論に推服して其意見の偉大なを期待す

られて一同乃ち更に講究したりしに、成程清盛は藤氏源氏の衰勢に乘じて武權を收むるとゝもに、自ら太宰大貳を望みて外交權を收め、遂に太政大臣に昇りては政府の政權を、其女を中宮に納れては宮中の權を各々收め、更に兵庫港を開いて宋と交通すべく謀りたる等、偉業歷々、豪邁なるその雄志は亦稀に見るべきものなりしを以て、諸生は今更の如く彼が英邁に感歎し、よりて是を先輩の枝吉、副島、大木、長森、長尾等にも質して、尚推拓したりし結果、京都に幕府を開きたるは清盛に始まりて、賴朝の鎌倉幕府の如きは其變形たるを明にせり。されば今や、其幕府の外國の壓迫に促がされて、政權を朝廷に奉還せんとする氣運となれる央とて、諸生は、公の清盛批評には盤紆する意見の偉大なるものあらんと忖度し、よりて先輩まで歷史批評の活氣を増したり（是れ恰も京都に政論の沸騰したる比のことなりき）。

其五の海防論に於て、公の聲を勵まして論破せられたりしは、一同の意外の感をなしたるところなりしが、河内の代つて詫びんとするに至るや、皆より久米に爾後は言を愼めと戒めたり。さはれ一同は、日本の離れ島が佐嘉

公の伊王島嚴備を主張せる原由

領の伊王島と且吾したるを怪訝せしが、公の事蹟を考ふるに及んで、其故あるを覺れりき。蓋し長崎港に於る離れ島といふべきは唯伊王島のみ、初め公の此島對神ノ島の砲臺を計畫せらるゝや、佐久間象山は伊王島の築堡を不用なりと言ひ、築造決定後も、和蘭教師は神ノ島巡視に際して伊王島は勉めて內部に引き取つて築堡すべしと稱し、本年露國提督亦伊王島にては敵艦を擊沈する難しといひたるなど、該島の砲臺には多く非難ありしを以て、自領地を外夷にたゞは蹂躪せさせずとて此を嚴備せられし公は、聲色を勵まして該島防禦の緩がせにすべからざるを喝破せられたるなり。斯く其防備は久しき問題なりしが、明年是島の大砲を撤して長崎港內に備ふることになりたりしを以て、離れ島を棄つるの論も、亦怪俄の功名となりたりけり。

幕府遣歐使の決議、露艦對馬を退去す

江戶には、和宮の降嫁も芽出たく取り結ばれて、公武の姻親も協ひたりければ、閣老以下は、十年以內に外交を拒絕すべき難題もやがて融會を見る可

此時は實に日本の危機

しと爲し、一方外國公使等亦、去年の井伊大老の慘禍よりして、開港を迫る急ならば、内亂を惹起せしめて自國の信用を失はんと憂慮し、よりてその延期は希望にはあらざるも、開港の督促を暫し差し控へたり。さはれ此時日本は寒心すべき危機に瀕しゐたるなりき。如何となれば、英佛兩國は、クリミヤ戰爭を結了して東洋を圖りゐたればなり。蓋し英國は去年北京を陷れて清帝を熱河に蒙塵せしめしが、若し數世紀前の西班牙、葡萄牙等が侵略をこととせし時代ならむには、彼は必ず我を併吞すべく隙を窺ひたりしなるべし。されば對馬に於る英露の暗鬪の如き、亦以て戒心する所なかるべからざるに、我邦の志士なる者は、攘夷の激論を唱へて京都の縉紳を煽動し、外交拒絕の武斷を迫りて自ら淸國の二の舞を演じて悔るゝを知らざりしが、其際外國公使が却て穩便の態度に出でゝ、開港延期の請求に耳を傾けたりしは、他の國土に經濟の利孔を開きて其富澤を吸收せむてふ、大慾望を包藏せる近世の平和主義を持したればなり。かくて鎖國の底に跼蹐せることゝて、時人は只南洋群島の蠻民同樣、恐怖心に驅られて外國人虐殺を行ひたり

各國公使幕使の歐洲派遣を勸誘す

しが、その然るに拘らず、彼等外人が敢て我を輕侮せざりし所以は、丁巳年蘭國領事が、日本は東洋の强國、其民に英才多きは遠く唐國の及ぶ所にあらずと述べたる批評に由來するところあるを思ふべし。曩年公の、薩摩侯と申し合せて、海内一致の根本主義を立てらるゝや、薩侯の盡力によりて水福聯立政府の出現を見るに至りしかば、その效驗は外國人に强き印象を與へたり。蓋し國民一致の力は國家獨立の最大權威にして、我日本の、世界的舞臺に立つ初めに方りて此權威を具足したりしは、永く公と水薩福三侯とに向つて報謝せざるべがらざるところたり。然るに、今や三侯は世を去りて内訌を抑制する縋は弛み、攘夷論者は水薩兩侯の遺志と稱して外侮を招かむとす。卽ち彼の慾望を助長したるが爲めに、聽て受けたる耻辱と損失とは、後年の結果に顧みて自ら覺りたる所なるべし。さて本年は恰も其危機を踏む最初なりしが、神州の天佑ある、安藤閣老の條約各國を緩和する努力に對し、遠大の慾望より各國公使は歐洲への使節派遣を勸誘したり。是は英國公使アルコックが、開港延期のことを佛國公使ヘルクルと協談せる末、幕府

に勸めたりしにて、彼は、條約批准も了りていよ〳〵親交すべき以上、前年の米國への例の如く、歐羅巴の條約各國にも使節を遣はして聘禮を修めらるべし、開港延期も、本國の意思を聞かるゝ方談判を遂ぐるに便宜ならんといひたりき。

安藤閣老遣使を決す

よりて閣議は、是も亦鎖國攘夷の激論を挑發せんかと甚だ危惧したれども、獨り安藤閣老は、此遣使は開港延期を遂ぐる屈强の機會なりと期待し、遂に之を決行することになれり。田中善右衛門は此決議を探知したる折柄、佐嘉より召命を得て五日急行して歸藩せり。

對馬事件の其後

さきに對馬に下りたる外國奉行小栗豐後守等は、露國艦長の國際談判を忌避したるより已むなく江戸に歸りしが、安藤閣老は之を憂慮し、箱館奉行村垣淡路守をしてゴスケウイッチと會談せしめ、以て現今朝鮮界の露領ポシェット灣に滯在せる露國提督リッハチョフエに通知して、對馬の軍艦を退去せしむべく示談せしめたり。かゝる處に英國公使アルコックの旅行團は、陸行畿內に及びたりしを以て、護衛等は京都の危險なるをいひて奈良に廻らしめ、以て東海道を經て五月二十八日高輪東禪寺に著せしめき。然るにその夜

二十八許の暴徒襲ひ來りて、護衛の別手組と戰ひ、二人の即死者一人の負傷者を殘して逸走し去りたるが、是等死傷者を檢するに及び、露國人に辱められたる對州の藩士なること、懷中せる連判狀にて判明したり。此關係よりして、長州にも極端なる攘夷論勃興したりといふ。

露國の、淸國より黑龍江地方を割取するとゝもに、樺太の境界を爭ひて我北邊を覬覦するは、米國領事ハルリスが丁巳の演說にもいへるところ、故を以て公亦懸念せられたりしが、露國の對馬覬覦は、今度の芋崎上陸の無法をその始めとなす。然るに、一方英國に對州占領の野心ありともいはれて、兩國の間には暗闘めかしきもありたりしに、英國公使は、江戶歸還後、佛米公使との協談の幾曲折を經たる末、自國艦隊を差し向けたりしを以て、遂に露艦は建築物其他一切を委託して七月二十五日對州より退去し、玆に此非舉は全く露國提督が臨機の取計に出でたる事に歸して一件落著したり。後聞く所によれば、實は露國政府は、英國政府の、日本對馬租借の議を決して軍艦を差派したる事を祕密に探知し、よりて提督リッハチョフエの計ひとして、船

將ビリレフに旨を含め、以て之を妨ぐべく芋崎を强借せさせたるなりといふ。而して、其際江戸在留の同國公使よりその旨を屆け出づるや、幕府はその理由を詰りしに、露公使は、電報なれば理由は未だ知れず、突然の事とて余も甚だ迷惑せりと答へたりしが、之を聞ける英國公使は怫然として佛米公使と協議し、其結果對州は他國の租借を許さゞるに決して、露艦を追ひ返ししに、露國公使は、事ビリレフが誤解より生じたる行違にして、本國政府には何等の關係なしと辯解したりき。かくて、程なく英國艦隊は、亞布利加を迂回して來りしも何等なすなかりしが、實は露公使は、英國の陰謀をよりて打破したるなりと云ふ（田邊太一の談）。

觀光丸對馬派遣

是月中旬英國艦隊の對州に露艦と談判するや、長崎奉行所より觀光丸を彼地に回航せしむべく我に相談ありき。當時該艦には久保六郎助船長たる外、士官に眞木安左衞門、川津門九郎、石井貞之進等、會計に中西七三乘り組みたりしが、對島派遣の決定とゝもに、更に原元一郎、中牟田倉之助を增員して八十餘人の乘組となし、二十五日（即ち露艦の彼地退去の日）長崎聞役石川寬左衞門の

對州侯代地に自存すべしと内願す

引接の下に、該船は奉行の支配組頭中臺信太郎、徒目附櫻井仁十郎、支配役松田十郎、村瀬又左衛門、小人目附等及び蘭通詞今村朔郎、唐通詞何禮之助、露通詞諸岡榮之助等上下三十一人を乘せて、午後二時出帆、平戸海峽を馳せて翌朝七時半對馬の府中に達せり。然るに今度露艦の强談に困屈せる對馬侯は、全州を獻じて相當の代地に自存すべく内願したりしを以て、今度談判に來りし外國奉行野々山丹後守、目附、小笠原攝津守は、幷せて對州の實地巡見をも命ぜられたりといふ。さて對馬侯は渡來の我艦を犒ひ、二十九日には艦に乘り込みたりしを以て、一同船中を案内して調練などを示しゝに、同侯は石川、久保、及び士官等に紬、布、木綿を贈るとゝもに、公へ人參、鮑、陶器を獻じたり。斯くて同艦は晦日の夜出船し、八月朔の夕刻長崎に歸著せり。

諸組に銃隊練習を督勵す

六月、本島藤太夫長崎より歸來、内港臺場築造に關する幕議の延遷したるを報ぜり。當時に於る東西の狀を綜合するに、防備の事には依然例の緩怠

銃隊組織に改むべくその順序を運ぶ

を改めざりしが、西洋科學の進歩は、武器に急激なる變化を生ぜしめ、施條銃砲の發明の如きは、我銃砲鑄造の業を根本より動かさんとするに至りたりしなり。さはれ長崎には、既に百門以上のボン加農を備へ、軍用銃亦不足なく、今は幕府其他の應急防備も逐次進捗しつゝありしを以て、公は軍制改革には本末緩急を按じて進まんと欲し、西洋新銃砲の發明の、尙研究中に屬するより、まづ總鐵砲令の步を進めて舊來の諸組の制を銃隊組織に改むべくその順序を運び、十六組の大組頭へ、火術は當今の時勢上御番方專要の業なるを以て、諸組一統其練習を奬勵して、屹度其功を擧ぐべしとてその方法を申し合さしめ、七月二日內廷より、是までの火術役は、專ら火術組(御側新組)より任命したることゝて、人員の不足を免れざりしも、今は諸組一般に銃砲の練習をなさしめたるを以て、以後は火術相談役以下の役員も亦諸組より任命するを得と達せしめられたり。次で八月二日、公は公式に大組頭を召して、火術練習を奬勵すべき旨直諭ありしが、其協議の結果、諸組一同を每日火術方に出席せしむるは、人數夥多なるために混雜するを免れず、よりて組割りに

諸組輪番にて一ヶ月の火術仕切稽古をなすべく決す

て毎一箇月づゝ輪番に仕切稽古（期限を定めて特に稽古するを云ふ）をなさしむべく精密に取り計ふべし、中にも十六歳より四十歳までの休息人（職務なきものを云ふ）は早朝より終日出席すべく、其他の役係り、若しくは遠在に住する老年のものは、午後より出席するを要す、而して尚輪番の當月には、其組内より出席人數及びその勤怠を檢査して督勵すべしと定めて上申したりしに、思召不被爲在との允可ありしを以て、十六日之を各組に布達せり。是時、十六組の侍手明鑓にして、四十歳以下十六歳までの休息人の名簿を査せしに、合計八百名程ありたり。かくて九月より諸士中折調練場内に毎日充滿して操銃の演習を爲しゝが、之を敎ふる者も亦多人數を要したりしを以て、火術方より二段相傳以上を許されたる者は、他の在職者にても時間を差し繰りて敎習の任務に當らしむる事となせり。されば幼稚の頃より公の側に影身の如くそひ來れる古川與一も、當直及び已むを得ざる場合の外は、火術方より請はれて中折に往いて稽古の差引を爲し、以て諸人を勸誘督勵したり。火術を御番方專要の業といへるは、祖宗の遺せる諸組編成の軍制を根本より動かすを避

公舊軍制の改革に機を待つ

けたるにて、我榮職たる長崎防備の爲めに銃砲隊を組織すと稱したるなり。而して公は、總鐵砲の令までは下されたれど、舊軍制に係る大小組の改革は、門閥を打破せざる以上、憖ひには遂行し難しとて、その時機の到るを俟たれ、甲冑旗幕を廢することは意中に確定しゐられたり（十月の記事を見るべし）。

公の隱殿を三ノ丸に造營す

公の隱居は、只官位を罷めて散逸に就くまでのことなるを以て、我藩内に於てはさしたる影響とてはなかりき。されど江戸長崎の公務にありては、公の中將陞任により、我藩役人は諸藩の代表者に超越して上席に坐し、文書の連名亦之に准じて其榮を受けたりしを以て、公の隱居とゝもに、俄に當主侍從の席に下らざるべからざるは、最も苦痛としたるところなりき。蓋し位地の高下は、常人の最も競爭する所にして、諸藩が貲を抛ちて惜まざりしも、高地位を獲むと欲したればなり。加之勤務を厭ひて隱居するは、幕府を輕んずるの意にも聞えて事穩ならず、近年幕威の衰退を嘆じて、その更張を

幕府の權威挽回策と公の隱居

圖らむとせる閣老等は、形式の榮譽を唯一の利器として諸侯を駕御すべく欲したりしを以て、未だ初老に達せざる公の隱居願の如きは、容易に許可すべくもあらず。故を以て公は深く之を慮り、田中善右衞門を喚び寄せて親しく旨を含め、以て幕府の老若以下の重職に豫め其運動をなし置かしめられたり。而も此事の穩便堅確なる外交手段を要するは、蓋し幕府が公に倚賴するの深きによるにて、ために公は、其好意にも逆はず、又諸大名が榮官榮格を戀々競望するの情にも觸れず、前年三支藩の公務猶豫につきて陳述したる如く、長崎警固は祿高不相應のものとて、舊來當家は其ために父子の勤に堪へずして早隱居したることとありしが、今や倍蓰の防備となりたることとて、困難は更に甚しく、外國形勢の急促せる今日、父子共勤は到底堪へ得ることにあらずと說いて、幕老等をして伸引ならざらしむべしとなし、乃ち田中を面前に召して巨細旨を含め、八月十二日再出府を命じて左の書付を渡されたり。

今度御內決之義御參府之上差付御願可㆑被㆑遊被㆓思召㆒候、就而者御趣意通速

に御運相付候通無之而不相叶、仍而兼而江戸案内之義に付、別段之譯を以右之一條被相含候條、著府之上重立候役々へ内々相談、夫々取調相成居候樣、尤依事内密筋其外承繕等無之而不相叶義も候半者現地之振合に随ひ、勘辨を以夫々取計可被申樣。

善右衛門は之を領掌して途に上りたりき。

公の隱殿を三ノ丸に造營す

是月隱殿を三ノ丸に造營し、諸公子亦同所に居住することに定まりしかば、政府に家作經營の圖樣設計を取り立てしむ。又江戸邸は、去る五月家老鍋島周防（世子の外祖父）を都合頭人となして出府せしめしが、頭人は、九月以後請役所相談役に一年づゝ輪次交代せしむるに改めて、まづ伊東次兵衛に命じ、側頭井上文左衛門を進めて請役所相談人となす。かくて政府は藏方附役久米次左衛門を三ノ丸造營の主任に命じたりしが、公は近侍の古川與一をして之に參與せしめ、以て建築の調査をなさしめて、實用に不便なき以上、質素を主として造作せしめらる。されど主任者は協議をこらし、公の代初に方り巍松公の爲めにとて三ノ丸を造營せらるゝや、國計は骨に入る窮迫なりしにも

造營に關する主任者の工夫

拘らず、孝養のために頗る壯麗なる造營をなされたりしは、今なほ故老の印象して忘れざる所なり、爾來三十二年、公の質素儉約を以て政務に勤勞し給ひし結果、此くまで芽出たき富裕の御國となりしことなれば、三ノ丸の隱殿の如き、質素にせよとの嚴命にはあれど、せめて平常の御居間だけは相應の木材を擇み、少しは裝飾をも加へて快く起居せさせまつりたし、これ蓋し士民の願ふ所なるべく、侍從公の孝心に對しても宜しく然るべしとて、古川にも相談し、周密の意思の下に、餘りに華ならず、亦粗ならざる程度を酌量し、以て兩樣の圖面仕樣書を作りて伺ひ出でしに、公は之を檢して、古川に朱筆を以て每件を勾當せしめ、取捨を定めて之を下付せられたり。然るにこれを見たる主任者は、その苦心をこらして少しく美を加へたる所は、盡く抹殺せられたりしを以て、公には、三十年間の質素儉約のために、全く居住の美を樂しむ意思をも喪失せられたるかと、怒らんばかりに失望せり。よりて猶押し返して、少しは材料を擇みて美を加へんと申し入れしに、公は笑つて、家屋を修飾して住むとも、體軀に何の功益なし、普通にて可なり、但左程にまでいふ

各室の手水鉢に引くべく水車竹筧の設備をなす

ならば、吾に一の奢りたきことあれば、そを叶はせ呉れよ、吾は追々老年に近づくにつれ、潔癖增長して手水を使ふ量多くなれり、誠に側にある男女を煩はしてこと面倒なれば、河流に水車を設けて水を汲み上げ、そを竹筧を以て各室の手水鉢に流し入れたし、さすれば常時人を勞するなくして十分に手水を使ひ得べく、此上なき快事なるべしと仰せありき。故に皆人其盛德に感じて、旨の如く水車竹筧の設備をなしたりしが、何時しか此事市民に傳聞したりを以て、爾後三ノ丸を通行するものは、水輪の咿軋する響きを聞き、あれは中將樣御一生の贅澤に造らせられたる水輪なりと感戴したりとぞ。

公參府の途に上る

第七十章 隱居家督

公參府し隱居家督願濟となる

九月二十六日より公は江戸參府の途に上られしが、侍從公も亦相繼いで發途せらる。 十月二十五日相州小田原驛に著せられし公は、たまたま相模警固に當る該藩が、軍法故實に據り、藩中に甲冑を著せ弓鎗の得物を執らしめて調練をなすを見、左の一絕を口占せらる。

筒袍便勝薄金甲、雷銃猿過阿八弓、(阿八源爲朝)豪傑元來眞眼在、嫌他花法女兒風。

弓馬の道にて成りたる舊來の軍制を改めて、總鐵砲を合せられし公の英斷は、今よりすれば、時勢變化の然らしめしのみとて、輕々看過すべけむも、實は然らず、當時の思想に在つては大疑問となしたりしところにして、世上の人氣は容易に其斷行を許さざりき。 卽ち蓮池の雲叟公の如き、弓矢の廢止を好まずして、此頃公を饗應せる時にも、隨員控所の次の間に矢竹を篠を束ね

る如く大團となして充てたりき。蓋し弓手の廢すべからざるを暗示したるなるべし。安政の末、公の三家國老等に命じ、家士の調練を中折に演覽あるや、蓮池、鹿島、武雄等は各工夫せる和洋折衷の陣法を演じたりしを以て、後慰勞の賜酒に際し、公は雲叟、備中守、上總等に向ひ、大に議論を爲して氣焰を吐かれしことあり。故を以て、總鐵砲令も長崎警備の適用に託して發せられたりしが、藩の軍制の尙舊に仍れるは、單に祖宗の制定を重んぜられたるのみならず、改革を幕府に稟告せむか、果斷なき幕議は、他に係累を及して、容易に其斷行を許さゞるべければなり。よりて和洋折衷の軍制を設くる問題は、永く保留せらるゝに至りたれど、その意中に旣に甲冑と弓との廢物となるべきを斷定せられたるは、此詩にて之を明證するを得べし。豪傑の眞眼とは自己の確信を言はれたるにて、小田原の調練を笑罵せられたるにはあらず。

二十八日江戶溜池邸に著せられしが、持病の痔疾に惱むとて裏門より入られしを以て、在邸の士は調馬場に迎へて謁す、老中への囘勤なし。十一月

公隱居を久世閣老に內談す

四日、田中善右衛門を使者として、老中久世大和守へ左の書面を提出せらる。

口上覺

私儀近年多病罷在、就中痔疾之義全宿疾與相成候に付、種々療養を盡、參府中者御醫師方江も相賴治療仕候得共、更に藥驗無御座、步行長座等別而難澀仕候。就右隱居仕度兼而心願罷在候得共、信濃守儀未御目見も不申上に付、不得止年月を送り候處、信濃守儀當春御目見被仰付、追々相應之御奉公申上候年比相成候故、早々於國許心願通可奉願奉存候得共、兼而御重恩之末と申、第一右樣に而者自儘御無禮にも奉存候に付、當九月爲參府押而致出立候處、旅中より痔疾殊之外差募、其上不時眩暈をも差添、何分登城其外公務仕候容體無御座候。依之今般隱居被仰付、家督信濃守へ被下置候樣奉願度奉存候。先祖以來長崎御番不相替被仰付置、殊に不肖之身分、先年來段々重御褒美を被仰付候處、未格別之老年にも不相及、此儘退身仕候義、不本意奉存候得共、病體何分心底難相任に付、右之通內決仕候。尤御奉公筋之義者精々信濃守江申談仕儀に御座候。右被是之趣、何卒御汲取を

以、御都合能聞召被爲啓被下候樣偏に奉願候、兼而御內意等御賴仕候に付、此段先以御內談旁相伺候間、宜敷御指南被下置候樣致御願候、以上。

十一月　松平肥前守

隱居は、表面上、病氣の以外にその理由なし。巍松公は在國のまゝ隱居ありしも、公は病を力めて參府し、以て是までの厚恩に對する禮を盡されたるなり、芽出たし。かくて田中善右衞門をして左の書面を添へて賴談せしめられたり。

肥前守儀今般隱居被仰付家督信濃守へ被下置候樣奉願度奉存候に付、肥前守より及御內談候口上之趣、別紙之通御座候。總而右書面申上候通、步行長座甚難澁、內實式立候家政向等も勤兼候程之義に付、登城其外御格式に係候公務等迚も相叶不申、誠に以恐怖之至に付、信濃守へ家督相讓候樣被仰付於被下者、御奉公筋之儀者信濃守江尚又厚申談を以出精、次に者家政向も如例格相整可申と、旁此上之御重恩難有奉存候。何卒是等之內情をも宜敷御差含被下候樣、各樣迄可及御賴談旨申付候。

松平肥前守内

田中善右衞門

十一月

是も亦素より公式の辭令なれど、御格式に係る公務等迚も相叶はずとは、國家の勤務を厭ふが如く聞かれざるにも非ず。されど田中は、去年櫻田の變後、幕府の公挽留の後を承けて、久世閣老を始め、老中、若年寄等に此願の許可ある樣話し碎きおけるを以て、かくは書面に認めたるなり。

家督の旨を侍從公に告知す

かくて、藩邸には鍋島周防を使として世子家督の旨を侍從公に告げしに、侍從公より周防まで辭退せらるゝ旨を仰せ上げられたれども、枉げて御請あるべく更に仰せ遂らる。次で夫人へは御年寄を以て仰せ進ぜられ、三家衆等へも皆報知ある等、形式の事すみしを以て、周防を心遣の主任に命ずるとゝもに、大禮方の委員を内外の役々より任命ありき。然るに閣老にありては、内願書を受け取りたるも、固より直に承諾すべきにあらず。よりて數日の後左の書取を添へて返却せり。

書面之趣はいまだ格別之年輩にも不㆑被㆑有㆑之事に付、今暫被㆓見合㆒候而者如

隱居家督願濟

何可ㇾ有ㇾ之哉と一同申談候事。

よりて田中等は尚又其筋へ申し碎き、十六日表向に月番老中へ願書を差し出しゝに、二十日に至りて奉書到來したりしかば、侍從公及び公の名代として伊達若狹守登城したるに、隱居家督願の如く仰を蒙り、且つ左の書付を渡されたり。

松平肥前守名代
伊達若狹守

當職中、長崎表御警衞之義、格別に心を用ひ出精相勤候趣達御聽、一段之事に被思召候、依ㇾ之御鞍鐙被ㇾ下ㇾ之、且又信濃守儀年若之事候間、長崎表勤向等心を添候樣被仰出。

鞍鐙の賜は是にて兩度なり、幕府の好意を以て這願の聞濟をなしたる表徵とす。十二月朔日、公隱居聽許の御禮として、秋田安房守名代として登城、家茂將軍に謁見を遂ぐ。是に於て公は名を閑叟と改められしかば、藩中は大殿樣と稱し、侍從公は肥前守と改稱せられたり。かくて閑叟公附として、側

頭成富作兵衛、横尾次郎右衛門側頭に、香田新藏側目附に命ぜられしが、當公の年寄鍋島市佐、鍋島隼人、丹羽久左衛門、側頭原田小四郎、石隈德太夫、德永傳之助、深江助右衛門、側目附本島藤太夫も亦兼任せしめられたりき。

幕府歐洲に使節を派遣す

遣歐幕使の任命

公藩士を遣歐幕使に隨行せしむ

幕府は曩に歐洲條約國への使節派遣を決したりしが、十月外國奉行兼勘定奉行竹內下野守、松平石見守に、目附京極能登守と共に英佛蘭普露葡六國に巡聘すべきを命じ、兼て開港延期談判の全權を與へたり。されば公はその參府發途前に於て、藩士二三名をして使節に隨行せさせ、歐洲各國を視察せしむることゝなし、先度特派の米國使節隨行員が、只自己專修の科目を視察するに止まりて、廣く西洋の文明を海內に紹介せざりしに鑑み、今度は讀書の文才ありて紀行飜譯に堪能なるものを選み、以て勉めて聞見の事を筆記して廣く人に知らしめんと欲せられしかば、精煉方の石黑寬次が、善く蘭書を讀み、精敏强記、飜譯にも氣魄の强きを認識して任命あるとゝもに、政府

遣歐幕使の随行者

をして他の一人を選ましめ、其結果、火術方にして、銃陣砲術に達せるとゝもに文學にも通ぜる岡鹿之助に、其命あるに至りたり。然るに海軍方の佐野常民等は、海軍傳習生の首として英學をも修めたる中牟田倉之助を擧げたりしを以て、こゝに三人の随行員を遣はすことゝなり、乃ち十日朔より三人は東海道四日著（中國路五日）の急行にて出府したり。時に江戸にては、英國公使アルコック、遣歐使節のために、ジョン・ヘーの率ゐる軍艦ォヂンの内部を修繕し、以つて一行に日本風の生活をなさしめつゝ渡歐せしむる裝置をなしたりしに、其結果は、七十名を容るべかりし船室も、狭隘を感ずるに至りしを以て、俄に減員の已むを得ざるに至り、よりて我藩の随行三人も二人に減ぜられしかば、中牟田は小人目附に附いて上海其他の見分に遣されたり。かくて使節一行には、森山多吉郎通辯頭取たる外、外國奉行調役岡部徳藏等随行したりしが、薩摩の醫師松木弘安（寺島宗則）、豐前中津藩の福澤諭吉、作州津山藩の箕作阮甫、長崎の蘭學者福地源一郎等亦通辯に雇はれ、其他藩士にして随ふもの多く、長州の杉孫七郎も其一人たりしが、我藩の岡石黒亦飯焚となりて

遣米使一行の失敗談

乘り込めり。

飯焚は船中の日本生活に必要なるものなれども、藩士をして之に當らしめたるは、前年の遣米使節の經驗に原由す。卽ち遣米使一行のワシントン府に著するや、米國政府は、指定のホテルを使節館となして各室を日本風に取り繕ひ、廊に屛風を仕切るなどして階級によりて室を異にせしめ、寢牀を廢して夜具蒲團を用意するなど、頗る日本の體面を破らざらむと勉めたりしが、炊事も、一行の齎し來りたる白米、酒、味噌、醬油、鰹節、澤庵、茶漬等を用ゐて盡く日本風にて賄はむとし、政府は、白人黑人のコック數名を出して行走せしめたりき。然るに彼等は日本食の調理にはすこしも心得なかりしを以て、飯を炊ぐ釜の沸騰するを見るや、周章水を加へてしづめんとしたりしかば、慌てゝ止めんとしたる隨員等は、言語の通ぜざるより手を振りて之を制せるに、彼は、或は釜の焦け付く眞似を、或はその破裂する狀をなしたりしが、果ては乳酪を取りて釜中に投ずるなど、數釜の飯を炊き損じて、漸く調理を成したりき。かくて料理の食卓上に運ばるゝや、コック長は給仕のボーイ

に注意して日本人の就食狀態を觀察せしめたりしが、其とは知らずして食卓に就ける一行は、雪白なる砂糖の山なす樣に盃盂に盛られてあるを見、甘黨は饞涎の餘り、愉悅して匙もて飯に撒しつゝ舌鼓を打ちたり。よりて給仕より其旨を報ぜられたる臺所のコック連は、日本人は米飯を砂糖にて調味すと誤解し、乃ち次の炊事には、沸騰する飯釜の中に砂糖を投入し、再び數釜を廢棄したるなどの騷ぎありたり。即ち這次の飯焚同作は、此般鑑によりたるにて、彼地に日本風の生活を遂げんため、洋語を心得たる飯焚數人を定め、以て輪番に勤務せしめむとしたりしなり。故に飯焚とは名義のみにて、實は自ら炊爨をなすにはあらず、只厨事を監視して過失なからしむるにありき。さて一箇月餘にて一行の旅裝は調ひしかば、英國公使館員マクドナルドは一行に附添ひ、橋に日本の國旗を揭げて十二月二十二日品川を出帆し、スエスより上陸、埃及鐵道にてカイロ府より亞歷山太港に至り、更に英の輪送艦ヒマラヤ號に上りて佛國馬耳塞港に著し、かくてまづ巴里府に修聘したりけり。

遣歐幕使發途

和宮の江戸入輿

去年幕府より降嫁を請ひ奉れる和宮は、先帝の御遺腹とて、主上は殊に友愛せられて有栖川宮に許婚ありし程なれば、這次の奏請の如き、もとより主上の好ませ給ふところに非ず。よりて安藤閣老は、酒井所司代をして九條關白に懇請せしめ、其結果九條家の諸大夫島田左近の周旋にて、遂に岩倉侍從の内奏あるに至りしを以て、主上も皇國の爲めなればとて許容し給ひ、攘夷は重大の事なれば、皇國の恥辱を受けざる樣大樹に計らはしめよと勅諚あるに至りしかば、岩倉侍從は聖旨を奉戴して降嫁の取扱をなしたり。かくの如き事情なるを以て、堂上中には降嫁を好まぬものも多く、而もはしなく、その事の志士に洩れ聞ゆるに及んでは、彼等は是を幕府の脅迫によるとなし、九條、岩倉、安藤、酒井を奸賊となして憎嫉する甚だしかりしかば、憤慨の潜勢は隨處に燃え廣がらむとしつゝありたり。さて和宮には、幕府より進め奉れる粧資にて調度を治め、十月より千種有文、岩倉具視の兩少將を隨へ

て中山道を鹵簿華やかに通行、十二月の初めに江戸城に入輿ありしが、日を擇みて家茂將軍と婚禮の盛典を擧げられしを以て、城中の男女は額手抃慶し、遂に溢れて江戸全市の歡聲となりたるは、恰も我藩邸にて、公の隱居家督を慶し、普く酒饌を賜ひて祝事を順次に行ひつゝある際なりけり。其際千種、岩倉兩朝臣は、家茂將軍に謁し、今後十年を期して攘夷を實行し、以て宸襟を奉安すべしとの將軍自筆の答書を受取りて歸京復命したりき。公武合體は實に此の如くして成りたりしが、やがて大紛議を捲起す暗機のその間に伏在したるには、心付くものなかりけり。

時局の變革は政婚によりて防ぎ得べきに非ず

かくて公武の合體なるや、幕府に於ては、遣歐使節も發したることゝて、兵庫開港延期も亦必ずその談判を遂げて還るべく、旁々京江間の融和も日ならずして實現し得べしと樂觀したれど、單に天子將軍の情意の間隔より釀されたる軋轢ならむには、政婚も亦その暢通了解の媒介とならむも、その原因のしかく單純膚淺のものに非るを奈何せむ。蓋し公武の不和は、諸藩を華奢遊惰に驅りて軍備を怠らし幕府の、外國の壓迫に逢ふに及んで國威を

失墜したるより、遂に士民憤激茲に大改革の斷行を要望するに至りたるにて、降嫁を攘夷と交換せらるゝに視るも、思ひ半にすぐるものあらむ。即ち幕府も諸藩も同じく祖法を套守して化石の如くになり了れるを以て、時勢に促がさるゝも依然凡庸の主は門閥の頑物に佐けられ、よりて知識氣力ありて血氣に逸る面々は、秩序を守る能はずして京都に集合し、以て大權の本たる天闇を叩きて其斷行を喚起せんとしたりしなり。されば此際に當り、三十餘年前より藩政改革に艱苦を甞められし公の、屹然長崎の邊防を嚴備して外國に權威を保たれたるは、天下の具瞻して模範となしたる所たり。尤も其他英主の聞えある大名はなきにあらず、幕府當局の老中、若年寄乃至各藩の執政にも相應の材器はありたりしならんも、外國より迫り來る時勢の變化の急激なるため、衝突多面に起りて變化は變化を孕み、ために時人は甲是乙非の取捨に惑うて適從する所を知らず。これ蓋し幕府諸藩の施政の動搖して定まらざりし所以にして、所謂志士なるものは其動搖より震り出され、自藩を刺戟して幕府に改革を要求せしめむとする機會を覘ひたり

薩長の活動あるに至りし所以

き。然るに將軍繼嗣の爭ひに勅命を請ふや、その失敗は外交拒絕の議と相絡みて政權爭奪の性質を帶びしむるに至り、公武の間はために疎隔して軋轢を生じ、陰險なる氣風と、猜忌嫉妬の執念とは益〻增長したりしかば、戊午の獄となり、水戶の黨爭となり、櫻田の慘禍となるも、幕府は茫然爲す所を知らざるが如きに至り、士民はこゝに鼎の輕重を問ふの心を生じたりしに、突如公武合體の題目は揭げられたりしなり。さはれ幕僚は、肝腎の改革を怖るゝ、惡魔の如く、權威を戀ふる處女の如くなりしを以て、たゞ一時を糊塗する所謂偸安姑息の狡策を畫するに力めたりしかば、如何なる好題目も厭嫌せられて反動を起すの資とならざるはなきに至り、ためにその害毒は諸藩に流れて、水戶まづ破壞するに至り、こゝに東國に名望の藩なきに至りしより、志士の耳目は西國に轉じて薩長の運動あるに至りたり。薩摩の先侯は天下の景慕するところなりきと雖も、今や同藩は其弟和泉久光の攝理するところとなれるを以て、亦兎角の批評なき能はざりき。蓋し彼は學問ありと稱せらると雖も、先侯と其性格を異にし、世界の大勢に著眼したる齊彬公の

諸藩の權勢爭奪

西洋の知識工藝を輸入して改良したる事も、一部の保守派が洋癖として悦ばざりしより、之を廢棄したりき。されば同藩内には、復た黨派の軋轢を見るに至り、識者より水戸の二の舞をなさんとの評を聞くに至りしが、保守派の士の、翕然薩摩の藩力を假りて尊王攘夷を遂げんとする暗潮は、公武合體の底に逆流し來りたり。時に公は、公武合體といひ尊王攘夷といふ、その題目の標榜は皆美なりと雖も、時勢に晦き盲動なる以上、尊王却て宸襟を惱まし、合體却て幕威を增長す、改革の誠意なき徒輩には監視を怠るべからずとて、竊に深憂せられたりしが、他の庸主を戴きたる藩々は、自藩の、政權競爭に落伍せざるべきを、焦慮したりしかば、暗流は益、激して京都を險惡ならしめたり。

議奏中山大納言忠能卿は、主上の信賴を承けて强硬の論を把持したりしが、其子侍從忠愛亦、血氣の青年とて、和宮降嫁を幕府の强請と憤れり。されば元但馬出石人にて、竹内式部が跡を追ひて式微の皇室を興さんと志せる其侍田中河内介綏猷は、好機となして是春密に九州に下り、筑前の藩士平野

中山家侍田中綏猷陰に九州に下りて同志に説く

次郎、久留米瀨の下の水天宮神職眞木和泉守、豐後岡の藩士小河彌右衞門、肥後人吉の藩士松村大成等の同志を語らひて歸京したり。蓋し大藩の士は、自ら矜持する所あるも、亦これに激動せられしもの少からず、卽ち筑前藩の如き、長崎方面の任に當れる筑前侯は薩摩の出、世子は藤堂家の出なるを以て、藩内常に二派を分ちたりしかば、平野は之を好機として藩論を動かし、兩肥薩摩等にも氣脈を通ぜんことを計れり。佐嘉にては枝吉木工助（神陽）等其說を聽きしも動かず、肥後は黨派多く、豪傑組の古勤王派之に應じたり。薩摩には激論沸騰し、和泉久光に要請するもの益々多きを加へしかば、十月に至り、久光は遂に穩和黨を退けて青年の小松帶刀を任用するとゝに大久保利通、伊地知貞馨を小納戶となし、斷然兵を率ゐて上京、勅命を奉じて幕府に大改革を斷行せしむべく内決したり。

薩藩上洛幕府に大改革を斷行せしむべく内決す

時に東國激徒の首魁なる出羽莊内の浪人清河八郎は、薩摩の亡命伊牟田尙平（米國書記官ヒユースケンを斬りたる一人）と共に京都に上り、十一月中山邸に到りて田中河內介に面會したりしが、遂に清河は其書翰を九州に携へ下りて、田中が語らひたる諸士と協謀する所あり、伊牟田は

薩藩の藩力を以て京都に國事周旋をなすの初め

平野と共に薩侯を奉じて事を京都に擧げんと企てたり。是時尙和泉上京の内決は祕せられたりしため、薩摩の壯士等にして伊牟田の暴擧に一味したるもの少からざりき。

十二月七日江戸芝の薩摩邸燒失す。是れ上京の手段に出でたる自火なりとの風說ありしが、藩力を以て、彼藩の京都に國事の周旋をなすは是に始まる。當時長州侯はさして名も無き君主なりしも、大内氏以來天子將軍を擁して幕政に容喙するとゝもに、其權勢をかざして隣國に覇權を弄したる歷史を有したりしかば、自ら政權爭奪の渦中に投じ易きものあり。されば己未吉田寅次郎の死刑に處せらるゝや、その友人門弟等は、憤激、猛烈の尊王論を唱へて幕府を打擊せんと擧り立ちしを以て、其首領久坂玄瑞、桂小五郎(後の木戸孝允)は、去年井伊大老の變以來、京江の間を往來して國事の周旋を始めたりしが、土佐の武市半平太、坂本龍馬、土方楠左衛門(今の久元伯)其他、因備藝等の諸大藩士亦奔走するところありき。是等は、尊王攘夷を標榜して幕府に反對する、所謂精神家なるものなるが、其他穩和論者あり、開國論者、佐幕論者あり、

有志士の運動費

幕府の親藩尾水越も、譴責を受けし後は劇烈の論者を生じ、ために有志士の種別は雜然一ならず。隨て彼等の運動費の如き、亦同志の義捐のみに止まるなく、或は藩の内支出あり、重職富豪等の買收費ある等、明言を憚る底のものも少からざりき。かくて有志士なるものは、或は姓名を變じ、或は脱走浮浪となり、或は遊學生、或は武者修行、探偵家と稱して、韜晦に便ならしめしを以て、僞詔もあれば僞翰もある等、是非を識別し難きに至れり。然るに當時は、新聞、印刷、交通の機關なき時代なるを以て、常に布達書狀等を寫して藩に送るを事とする者を要したりしかば、其寫字料に糊口する者をも生ずるに至り、ために戊午以來、是等の徒の年々劇增するに閉口せる幕府は、その物色捜査に嚴重を加へたりしを以て、警戒の結果は猜忌となり、嫉妬となり、憎惡となりて、遂に天誅暗殺を敢てするに至り、初めは京江間に奔走して當局を刺戟しゐたる彼等も、今や藩論を動かさんとて全國に蔓衍する等、ために諸藩は朋黨軋轢を生じて、紛囂一ならざるに至れり。されば只辛辣に刺戟を加ふる劇論家は、眞の有志者と認められ、具體的建設的なる穩健の士は、概し

佐嘉に朋黨の分れざりし理由

て俗吏に媚ぶる因循論者と見做されしかば、激徒の跳梁は、水戸を破壞して今や薩摩長州を動かさんとするに至り、而して藩內の朋黨は、實に其導火線に外ならざりしなり。

佐嘉のみ朋黨の分れざりし原因は、甚だ單純なり。蓋し公を攘夷に對する改革の範となすは、天下の公認する所、されば諸藩の情勢を觀て、公の起たんを望みたるは一部の青年のみなればなり。而も勤王論者の領袖枝吉兄弟の、安政の初め義祭同盟の公認を得たると、戊午廢幕論を青蓮院宮に建言したるとは、亦公の意を承くる者といふも可なるなり。彼れ枝吉の社中には學校派あり、蘭學派ありて、或は江戸に遊學し、或は長崎に運動し、或は內國の改革を討論し、或は世界に活眼を開く等、單に攘夷論にのみ區々たるものなかりしが、近年更に遊學生の員を增したりしを以て、學校の俊才と稱するものは、大抵藩外を歷遊して知見を廣むるを得たりき。而して故老のやゝ之を危險視するも、亦敢て其交遊に制裁を加へざりしは、公の言論自由を許されたるによるなり。されば果敢機敏の才性にて、專ら兵書を研磨したり

中野方藏の王政復古論

し中野方藏の如き、昨夏より遊學、暫く京都に在りて長州の久坂、桂等と會合したりしが、遂に佐嘉の友人大木、江藤の二人に宛てゝ、時運に對する意見を申し越したりき。　其大意は、明天子の下には忠義の士多く、幕府は衰頽し諸藩は懦弱なり、されば此際一強藩ありて大義名分を唱へ、朝廷をして政權を復するの詔を下さしめて、德川氏には百萬石の封地を賜はらしむるとゝもに、諸藩を安堵して舊の如くならしめ、且つ諸藩より親衞兵を選むとゝもにその相當の者を擧げて將帥となし、かくて大に諸藩の會議を開いて時變を制する新政を定めば、國家改革の基本は此に立つべく、其他の條件亦、大破格を以て天下の人材に當らしめば、前途は自ら辨ぜらるべし、若し然らずして此機會を失し、因循數年を空過することあらむには、天下みな私利私權を營みて姦雄の覬覦を開くべく、日本は沈淪を免れざるべしといふにありき。即ち、幕府諸藩を懦弱となし、よりて氣力ある者を親衞兵となして將來の改革をなすべく我公を推立せむと欲する、頗る果敢なる論たり。　蓋し此頃、諸藩有志士なるもの、京都に集まりて、幕威の衰退に乘じ、彼の尾水越薩長土

長藩公武周旋の端

等に劣らず自藩をして朝廷に參政權を得しめんと競ひたるは、業に已に私利私權を營むものといふべく、ために猜忌嫉妬の暗闘は、隨所に演ぜられたりしなり。されば中野の意見の如き、其運動の多くの、藩內少數者の企てに過ぎざるを視て、やがて政權爭奪の起るを前知したるによるのみ。

果然、長州藩には、久坂、桂等の激烈黨起るに從ひて、公武の間を周旋する必要を感じ、乃ち永井雅樂、周布政之助(後に麻田公輔)之を政府に主張したりしに、永井は、その意見を最も穩當なりとせられて、參政に擧用せられしかば、出府、公武合體について委しき建白を爲し、長州藩其周旋に當るべしと說きたりしを以て、久世閣老はこれを納れて周旋を委託せんとせり。然るに安藤閣老は、薩長の如き外樣大藩は、竟に幕府の爲めに忠誠なるものにあらず、永く提攜して良友と恃むの望なしとて、之を斥けたりしかば、永井は京都に赴いて朝紳に說きたりしも、穩健の論とて激黨のそれと合はず、ために京都に於る公武合體も亦困難にして、果ては自藩の士の反抗的氣燄を熾ならしめたり。是れ公の參府隱居、薩摩の上京內決當時のことにして、即ち七八月比より起

公の隱居と公武周旋

りたる事なりとす。周旋とは、個人にていへば往來奔走して協談諭解の勞に當ることなれど、藩の周旋は、兵力財力を供給して藩屛の義務を盡すを意味す。即ち公武合體には、堂上の縉紳にも在野の志士にも反對者多ければ、資財を散じて運動をなすとゝもに、同意者誘致、妨害者鎭撫等に兵力を用ゐんとするものに外ならず。故に先づ幕府の囑託を得て周旋に從事せんとしたる永井は、幕府の助力を得ざるより、自藩の私力にて運動したりしかば、自然勢力に乏しかりしなり。無論公の隱居は、此周旋と全く沒關係なり、我藩は長崎方面の重任に當れることゝて、京江間に盡すべき藩屛の義務なく、亦その兵力資力もなし。まして攘夷防備の折柄なるをや。されば今度公の隱退して閑散を得られしは、外、軍艦を運用して雄飛を試みる上に便あると共に、內、多くの人數と費用とを要せざる限り、國家の濟難に周旋するを得べきなり。公の隱居と同時に、薩長竝び起つて國事の周旋をなし、ために日本の、政爭の期に入りたるを見れば、偶ゝ公に先見ありて、この地歩を作られたる觀をなすにぞ。

第二十四卷　國事周旋

第七十一章　薩長の國事周旋

薩邸の物議、安藤閣老狙撃

文久二年壬戌、公年四十九歳なり。侍從公と共に江戶邸にありて讓國後の新年を迎へらる。

去年來の公武合體の問題による京江間の不穩は、猶藩士浪人の噪ぎに止まれど、藩の運動の既にその裏面に伏在せる以上、公の隱居の如き、亦其活動に便ならしめむ爲めかと、藩の一部にては評判もしたりき。さはれ、事實に於ては、公は薩摩の先侯と主義を共にせられしことゝて、我は長崎の攘夷方面に當るべく、薩は江戶の諸侯協一に從ふべしと決意せられたりしなり。

然るに癸丑以來、幕府の狀態は朽木の彫るべからざるが如きに等しく、繼嗣問題より紀水兩黨の反目を引き起すのみならず、薩侯の逝去によりて、天下をして殆ど迷霧に蔽はるゝに至らしめたり。　蓋し薩侯の一橋繼嗣の主張は、國內協一の爲めなるを以て、內亂を賭して迄も必ず遂げんとは確執せざりしなるべく、攘夷に就ての同侯の意見も、その曾て、『愈〻破談とならば、無論血氣の徒輩競立つべしと雖も、一兩度手强き目に遭はゞ忽ち和親を望むに相違なし、今は水戶土州因州立花など悅ぶと存ぜらるれど、今に後悔するに相違なし。』といへるにて、明白なり。　卽ち同侯の死後以來、薩摩の擧動に怪しき點少からず、まゝ先侯の遺志を稱するあるも、公とは全く沒交涉のものならざるべからず。　蓋し肥前薩摩は、同じく鎖封の僻藩なれど、肥前は長崎往還の衝に當り、ために我藩は嚴法を以て國境を鎖したるが故に、士民は上國の事情に暗くして、却て外國の事情に通じ、近年京江の間に起れる攘夷論の如き、頑固迂濶の議として彼等の冷笑に附したるものなり。　されば公は攘夷を絕えず皷吹せらるると雖も、藩士は、外交を拒絕して開戰するは相當の順序

薩藩の地理と藩士の活動

を經ざるべからずとなし、凡て國風を守る風儀に篤かりき。之に反して、薩摩はその地理よりして自然に鎖國をなしたりしかば、他より入るものは嚴酷に制せられ、他に出るは隨意なり。故を以て、藩士は姓名を變へて出國、活動をなしゝかば、事成ればその功は藩に收めらるゝも、成らざれば浪人として罪を受くるに止まり、乃ち暗に藩の掩護するところとなれりき。是れ蓋し其鎖國的地理より起れる風習にして、ために同藩は從來隱謀を企つる歷史を有したり（土州の地理も亦之に類似す）。齊彬侯は、弟和泉（久光）の黨派が廢嫡運動の中に相續し、數代の奢侈の爲めに用帑逼迫黨派分爭せる中にありて、六七年の久しきをよく統一したりしが、不幸子なきより和泉の子忠義を繼嗣となし、死に臨みては和泉に遺託するところありたるも、和泉の器は同侯のそれに及ぶべくもあらず、卽ち同侯の施設も多く廢たれて、藩士の撿束は弛緩したり。さて其遺言として傳ふるところに曰く、吾曩に內勅を蒙るや、朝恩に感激せる餘、皇室の爲めに盡力して、公武一和を計り、海內統一、海防嚴備に努めて皇威を宇內に輝かさんと期したりしに、未だ志を達せずして此に至れり、乃ち

薩藩々邸燒失を口實として參府猶豫を願ひ出づ

汝之を心に銘して繼承せよといへりと。凡て輪廓大なる[illegible]見は、常人に理解せらるゝ難く、ために人々は、却て誤られて、誠意を缺いたる權詭の謀慮を抱くに至り、よりて一時の功をなさんとして事を敗ること多きものとす。卽ち薩藩の如き、井伊侯の刺客中に同藩士有村の加はりたりしと、薩摩侯の參府猶豫のことゝ等にて、天下の怪訝を集むるに至り、爲めに幕府の嫌疑を受けたりき。然るに偶〻水戸は內亂となりたりしを以て、天下の激徒は水薩を同志の藩となして心を歸したりしかば、薩藩の士は天下有志の名望を一身に集め得たりと自信するに至り、去年十月藩力を以て國事を周旋するの內決をなしたりしが、十二月芝なる藩邸の燒失を口實として、今年三月の參府猶豫を願ひ出でたり。然るに、幕府は、再度の猶豫とて許し難きを以て、正月木曾川修繕の御手傳金七萬五千兩を免除し、以て速に邸を造營して出府すべしと達したりしが、一方天璋院よりも特に金三萬兩を賜はりたり。當時薩摩には和泉兵を率ゐて上京し、以て京都を鎭めて幕府に改革を迫らんと謀りたりし折なれば、江戶邸の失火を口實として當主の參勤猶豫を再願

薩邸燒失と自火説

り。然るに夫れと知らぬ幕府は、此意想外なる處分をなしたるを以て、益、窮したる和泉は、當主に代りて參府恩を謝することゝなりたりき。是れ本年に於る事變の起因なりとす。而して江戸には、斯かる陰謀のあるを知るものとてはなかりしかど、書生間には、薩邸の火災には策略伏すとの風評頻りなりき。

昌平黌遊學の我藩書生と時事の談論

和宮降嫁、開港拒絶の論ぜらるゝや、激徒は京江間に氣脈を通じて種々の企てをなし、ために東西の物情漸く騷然たるに至りしを以て、靑年書生はその好奇心を增長して政論に興味を生じ、昌平黌の佐嘉遊學生中野方藏、坂部晋三郎、岡本德次郎、吉村謙助、山口權六等もみな時事を談論するを悅びたりき。就中皇權恢復の策を抱いたる中野は、暇だにあれば有志の士と交會しゐたりしが、當時江戸に住する大橋順藏は、闢邪小言を著はして攘夷論者の名を得たりしかば、乃ち中野は之を訪うて論談を上下せり。然るに大橋は案外輕佻淺薄にして、却て中野より濟世の經略を敬聽する程なりしを以て、中野は共に語るに足らずとて稍、疎んずるに至りたれど、彼は切りに親交を

求め、其徒輩亦頻りに來訪して橫濱外國人襲擊の企圖をなし、遂に揃ひの衣服を作るとゝもに燈章合語を一にするなど、宛ら忠臣藏式なる謀略を示したりしかば、中野は痛罵して之を斥けたりき。中野は又多賀谷勇なるものとも交はりしが、是れ亦徒を結んで上野宮を奉じ、和宮を奪うて事を擧げんと企てたりしを以て、中野は別に自己の意見を語りて是非する所ありしかば、其企ても沮みたり。かくて其他の四人も、皆邸外に止宿して書生浪士に交はる自由を得たりしかば、薩邸火災についても、彼藩邸の掩護に隱伏したる處士浪人の談論するところを密告したりしも、役人等は餘り危險の事とてそを信ぜず、唯自然に近從又は監察等より公の耳に入るありて、多少その參考となりたるが如し。

安藤閣老要擊せらる

正月十五日安藤閣老の登城すべく坂下門外に到るや、突如暴徒七人に要擊せられて傷を得たりしが、當時閣老は外國公使と開港延期を交涉しつゝありしを以て、英國公使アルコックの急用によりて歸國せんとするに及び、彼は頭背に繃帶を施せるまゝ病床に公使を引見し、關稅低減を條件として

幕吏の刺客を物色する漸く嚴

延期を請へり。よりてアルコックは其誠忠に感動し、厚くその意を諒して歸途に就きたりしが、是を萬延上巳の變に對して上元の變と稱す。此時暴徒の一人なる內田某の持ちたりし斬姦狀は、水戶人原某の起草したるものなるが、これによれば、內田は堀織部正の家來なるが、去年織部正が細故に煩悶して自殺したるより、安藤の邪心によりて憤死せりてふ誣說を淺くも信じて、此擧に及べるなりき。かくの如く、當時交通不便の中に激徒の放つ流言蜚語は、這般の無根事を捏造して人心を誘惑し、猜忌嫉妬を以て他を中傷する益〻甚だしきものありしを以て、安藤の罹難以來、幕吏の刺客を物色することも甚だ嚴密なるに至り、ために曩に上野宮を奉じて事を擧げんと企てたる多賀谷の徒も、拘引を恐れて江戶を退去したりしかば、細谷厚齋なるものこれを中野方藏に告げて共に去らんことを勸めたり。よりて中野は、予は大橋等を戒めて暴擧を止めたる程なれば、亦以て連累として拘引せらるゝ虞はなしと雖も、暫時京都に遊歷して有志の友を求むべしとて、山口と共に昌平黌を退きて千駄谷の藩邸に寓居したりしに、大橋等の陰謀露顯して共

中野方藏捕はる

徒の縛に就くに及び、彼等は佐嘉藩士中野方藏といふ英傑に敎へられたりとて、中野を、非常の智勇を備へたる、神出鬼沒端倪すべからざる人物と稱道し、以て幕吏を威嚇せんと喋々したりしかば、捕縛に向へる幕吏は大に恐怖を抱きて容易に藩邸に入らず、よりて中野が錢湯に往くを尾行し、其裸體となるや六七名にてこれを縛らんとしたりしかば、中野は、是れ武士を捕ふるの作法にあらずと叱し、衣を著けて縛に就けり（近頃此捕縛に與かりたるものの談とて傳ふるところによれば、方藏を物色せる幕吏は、牛込にて朱鞘の刀を帶したる偉丈夫に逢ひしを以て、何氣なき體にて彼等は言ひよりしに、彼は冷かに應答して小路に跡を晦ましゝかば、其者が千駄ヶ谷にあるを突き留めて遂に捕ふるに至りたりと。こは蓋し講談めきたる話にて、實にあらず。方藏は偉大の軀幹にあらざるとゝもに、佐嘉にては朱鞘の刀は絕對に流行せざればなり。方藏は儁逸なる顏にて書生的なり、武人の骨格にあらず。）。かくて町奉行より我留守居を呼び出して、中野拘引の事を告げたりしに、藩邸にては、彼が錢湯にて裸體のまゝ捕へられしことゝ、外國人襲擊を企てたる浮浪者の連累なることゝを聞いて藩辱となし、乃ち其者は除名したる浪人なりと答へたりしが、其後町奉行より一度中野を糺問せしに、妄證を誤信して捕へたること明白し、却て方藏が答辯の嚴厲なるため、彼等は容を改めたりといふ。さはれ此事は

藩邸々吏副島次郎を危険視す

藩邸を驚動せしめ、頭人伊東次兵衛以下は、他の書生にもその連累あるべきを憂へたりしが、中野と同居して浪士に交はりたる山口は、飄然去つて奥羽遊歴に赴きたりき。是より先き、公は京都江戸の動搖する形勢を察し、先に旅行を停めたる副島次郎（改枝吉）を明善堂文武心遣となして東上せしめられしが、偶〻此變あるに及んで邸吏等は次郎を危險視し、吉村坂部等と共に歸國せしめんとしたりしかば、彼等によりて少しく浪士等の擧動を探らんとせられし公は、今俄に歸國せしむるは宜しからず、我等父子の江戸を去る前後に於て、彼等亦本年滿期のこと故、節立たぬ樣漸次歸國すべく取り計ふべしと諭され、かくて副島は侍從公御側の名義の下に、垂れ駕籠にて歸ることを許されたりき。但し坂部は、中野と親戚なるにより、暫く留まりて彼が入牢中の周旋訪問をなしゝに、爾後更に糺問なかりしに拘らず、釋放せられざりき。中野は大橋等の同類たらざることは明白せるも、獄中に呻吟して遂に死するに至りき（毒殺せられたりとの説あり）。

長州の公武合體周旋

幕府毛利侯に公武合體の周旋を依頼す

久世大和守閣老は、安藤閣老の負傷後、首席となりて局に當りたりしが、當時長州藩の參政永井雅樂は、公武合體を京都に周旋するも、公卿の矯激なる論熾にして甚だ憂ふべき狀態なるを見、江戶に還つて久世閣老に說きて曰く、所詮內國を一致せしめずしては外國に對すべからず、對外の方針は、鎖國攘夷の陋見を破りて開國進取の規模を立つるにあり、是れ動かすべからざる政策なりと論ぜしに、去暮引き上げて參府ありし長州毛利慶親侯亦、久世閣老に親しく面會して、公武合體には自藩其周旋の勞に當るべきを言ひしにより、久世は遂に閣議を定めて同侯に之を依賴するに至り、よりて同侯は、永井雅樂に上洛周旋をなすべき旨命じたりとなり。

されぱにや、此頃京江間には、薩長兩藩にて國事周旋に運動を爲す謀計ありとの聞えあり。或は薩長一致して幕府を倒さんと陰謀すといひ、或は兩藩各、野心を抱いて政權を爭はんとすといふなど、巷說紛々物情騷然たるに

至れり。當時公は、固より方今の如き形勢なる以上、大藩主には藩屏の任を盡して內外に對するの用意なかるべからず、薩摩が先人の遺志を繼がんとするは當然の事たり、彼は天朝に意を通ずべく近衞家を有せるとゝもに、幕府に於ては天璋院の姻親あり、卽ち公武間の融和を計るには尤も便宜ある藩なり、又長州が起つて公武一和のために幕屏の任を盡さんとするも、適當の事にして、非難を容るゝの餘地なし、されど同一主義を遂行するにも、寬猛疾徐の程度は人によりて相異せざるを得ざるべく、薩摩の先修理大夫程の人物ならば安心なれど、弟和泉に果して其遺志を遂げ得べき能力ありや否や覺束なし、長州侯とは參府期を異にしたるより面會したることなけれど、是まで其國政にさして出色の事ありきとも聞かざれば、亦平庸の君なるべし、とまれ當今の難局に當る以上、自藩統一の能力なくては、中途より挫折するを免れざらんかと語られたりとなん。

兩公歸國、島津和泉兵を率ゐて上洛す

二月朔日、藩邸にて隱居家督聽許竝に鞍鐙褒賜の祝宴を開かる。公は溫泉入浴に託して歸國の暇を願はれしに、九日奉書到來したりしかば、侍從公登城して

公歸國入湯を許さる

同氏閑叟儀、國許罷越、溫泉入湯、病氣致養生度旨、願之通御暇被ㇾ下、二十ケ月程罷在候而參府候樣可ㇾ被ㇾ致候。

との御達を蒙り、特に將軍より羽織を賜はれり。斯くて侍從公には長崎御番の命ありて、例規の如く上使老中を以て御暇となりしかば、兩公共に行裝を理めらる。

田中善右衛門大坂に事情を探る

是より先き、田中善右衛門は圓滿に公の隱居を遂ぐる使命を果しゝに、京坂間の物情騷然たるに至りしを以て、內旨を含みて往いて廉訪を試みんと欲し、まづ大坂に赴きて、財計の斡旋に託して竊かに事情を探りたり。元來田中は、癸丑以前にありて、阿部閣老の參謀筒井川路等に腹心を布きたりしが、戊午以來井伊大老乃至安藤に接近するに及び、公の反射を受けて益、要路の有力者に倒屣せられ、殊に海防掛勘定方に親交甚だ深くして、恰も入幕の

田中の懇談
振

賓の如くなりき。當時諸藩交際の沿習は、吉原參會とて、新吉原に於る宴會交懽裡に請託の懇談をなす風ありしが、田中は然らず、品川妓樓にて懇會を爲すを常としたり。去々年來新條約の實施により、外國貿易の法規の一變するや、努めて騷變の累ひを避けんとしたる幕府は、新舊の過渡を圓滑にせんと計りたりしも、是非を顚倒せることゝて往々法則の見解を異にし、ために公威を損ずるに似たること數次生ぜり。されば我藩代品方の長崎に於て外商と物品の受授をなすに方りても、數〻其衝突ありき。卽ち去年の如きも、代品方松林源藏と會所役人との間に違亂を生じ、遂に奉行所は之を江戸の勘定所に訴へしを以て、松林は江戸に召喚せられて、法廷にて諍ふことゝなりたりしかば、出府せる松林は之を田中に請託せしに、其訴答手續を見たる田中は、勉めて簡明にして事端の繁くなるを避け、早く裁決になる樣に陳明すべしと戒むるとゝもに、供述は、糾問者定りて白洲に出づる以前に申し合せ置くべしといへり。かくて松林は、心も心ならず日を送りしに、出廷の前々日、田中より品川の某樓に來れと招かれしかば、彼は怪しみながら同樓

に赴きしに、江戶人一名と酒を飮みつゝありし田中は、松林に向ひ、是が御勘定某君なりと紹介して、出廷の事を談じ始めしを以て、某は訴答手續につきての心得と白洲の現狀とを語り、白洲は公邊の威嚴を示す樣に構成せられたれば、誰しも氣を呑まるゝを免れず、卽ち戶の開き振のけたゝましきさへあるに、何某家來某と喚び出して、糾問主役、立會人、檢使、目附等肩衣にてずらりと列席したる前に座ゑらるゝなり、貴殿は肥前侯の御家來なれば、何疊目の處なるべし、努めて態度は平穩なるを好しとす、力身も常度を失へるなり、次に口供振は、此手續ならば先づ某の件より糾問を始めらるべく、進んで某件に移りて爭點に近づくべし、而して只問はるゝまゝに答ふるは不利なるにより、此にては御尋なれど何々の事より略述する必要ありとて、其事より述べらるべし、かくてやゝ要處に近づけば、糾問は聲を高くして、早く問題を陳述すべしと促すべきを以て、其時は落ち付いて、口供は漸次御尋の件に近づきつゝありと前提し、以て爾後を簡潔に括りて尋問の說明にかゝらるべく、說いて某點に至れば爭點に入るべきより、必ず聲色を勵まして詰問すべ

ければ、必ず斯々の言を以て詰らるべし、其時は度胸を据ゑたる態度にて自己の覺悟をいふと共に、其論理を進めて躊躇せらるべからず、多分初度の白洲は此邊にて濟むべしとて、委しく敎示したり。かくて松林は、概略吞み込みたれど、曲折の言路とて幾多の變化あるべきを慮り、よりて種々問ひ返して要領を得むとしたりしに、某は松林に供述を言はせて聞きつゝ、其語氣はぬるし、今一層聲を勵まし、呼吸を合はすべしなど〻云ひたりしかば、給仕の女に廣間を刷はせたる田中は、彼間にて一應演習すべしとて、廣間を白洲に擬し、某を糺問者となして松林と問答せしめ、以て松林をして其辭令聲色に習熟せしめたり。其畢る比には聲妓集まりて、酒饌を運びたりしかば、飲めや唄への大噪ぎとなり、一同其夜は一宿して歸りたりき。されば松林は狐狸に魅せられたる如き心地を禁ずる能はず、よもや白洲の現場は彼の如くには容易ならざるべしとて苦心慘憺たるものありしが、當日召喚に應じて出廷し、松平肥前守家來松林源藏と喚び出されて大戸のがらりと開かるゝや、前日品川の妓樓に會したる某は從容たる白洲諸役人の中の首席にあり

しを以て、彼は呀と計りに驚倒せむとせり。かくて首席の同人は、坐を改めて前日にいひたる如き順序に問を始めたりしを以て、彼は中合せのまゝに供述したりしに、問を進むる某は、或は時に叱となり、或は聲を嚴厲したりしかば、松林は呼吸に合せて答申し、供述したる爭點には二三の問答を交換して、其日の白洲は濟みたりき。故に呆氣に取られし松林は、退廷後直に田中に至りて表謝したりしに、田中聞いて、初幕は濟んだるかといひしかば、松林は、此次の白洲は之を如何すべきかと問ひしに、夫れも召喚日の定まり次第、又彼樓にて申し合ふべしとて、爾後に於ける再度三度の糾問の順路もみな前の如く妓樓にて脚色し、以て目的の如くに裁決せしめ得たり。餘りの意外に呆れたる松林は、此の如き愉樂の裡に事の遂げらるゝものならば、吾等は數次訟廷に立つを望みて止まずといひたりといふ。蓋し代品方は、軍艦製造費として、藩内の物産を通貨に換算して蘭商に供給したりしかば、該物產は、長崎御番の要品として、普通商品とは異なるところなかるべからず、故を以て從價の抽錢は免除せられたりしに、他の外商に供給したる同物產の

代價も、亦同樣に取り扱はれざるべからずと主張したりしかば、爰に疑問となりて江戸に移牒訟廷を開くに至りたるなり。故に其訴訟は私しならぬ筋にて、幕吏に向つても妥協の餘地ありたるなり。されど、田中が入幕の資となり、當時の外國交際及び防禦等につきて、如何に幕吏に敬憚せられたりしかは、これによりて其狀態を察すべきなり。

我藩は、長崎方面の防禦に當れることゝて殆ど餘力なく、ために江戸京攝の邸には、當用を辨ずるだけの人員を出し置きしに、今度薩長の國事に奔走するや、諸藩亦策士を出すと共に、脫走浪士もその數を加へたりしを以て、事成れば藩の功とし、敗るれば自ら罪を受けんといふ徒蝟集合して時政を動かす狀態となるに至り、ために鎖封裡の我藩は、蜚語浮說の百出に耳目の眩惑を免れざりけり。公は初めより、時局の變化は外國の壓迫の加はり來りたるによる、されば尊王攘夷を標榜し、以て擧國一致に努むべしとて、外に對する大綱を把持して、是までより機を捉へ變に應じて國家に盡瘁するとゝもに、一方因循の幕政に忍耐せられたりきと雖も、如何せむ、諸藩には惰氣充

平野次郎肥前に三平ありと稱揚す

滿して奮起する所なく、外交を總攬すべき朝廷亦、所詮其任に堪ふべき搢紳あらざりき。されば、公は、たゞに理想を立つるもその成功は覺束なく、寧ろ日本に人無きを嘆ずるのみとて、薩長二藩の公武を調和して、攘夷の防備を爲さんと計るは、兎も角も喜ぶべき事なりとせられ、平正の意思にてその風說を聞きつゝ、京攝を通過せられたりき。

去冬薩摩の兵を率ゐて上京を敢行せんと決意せる比に當り、筑前の平野次郎は奔走長州の松下塾黨を語らふとゝもに、佐嘉に來りて枝吉木工助に密會したりしに、枝吉は初めより、政權朝廷に復せずんば國家は興らずとの持論なりしを以て、こは明白の理にて固り我公の本意たり、故に苟も之が遂行に於ては、決して異議あるべからず、我必ず之を奉じて勤王すべしと確答し、更に社中の大木民平、江藤新平、古賀逸平等にも懷抱を攄つて論談警醒する所多かりければ、平野は大に喜んで去り、他に進說するに方りては、肥前に三平ありと稱揚したりといふ。其後平野は薩摩に入りて和泉の出馬を請ひたりしが、同藩にありては既に藩論內定の後なりき。蓋し年來より和泉

島津和泉上洛

は大久保一藏を京都に遣はして近衞家に說かしめしに、前關白の謹愼中なると嫡子大納言忠房のまだ朝廷に勢力なきとによりて望を達せず、よりて大久保は二月の初め鹿兒島に歸りしが、其頃は和泉上京の期日既に定まりを り、田中、平野、淸河等は前後に薩摩を去りて、和泉の上京の決心に己れの意向を加へて、九州の同志へ密告したりしかば、事にはやる諸藩の有志者は、擧り立ちて忍び忍びに上洛したり。斯くて和泉は三月十六日いよ〳〵小松帶刀以下の同勢千人を從へて鹿兒島を發したりしが、九州の志士亦其前後に馬關の渡海船に上りて京坂に集まり、田中、平野等と謀りて先づ九條關白、酒井所司代の邸を襲擊すべく定め、各彈藥等を用意したる浪士百餘人は、洛の中外に身を忍ばせて薩兵の上洛を待ちゐたり。然れども是は和泉の意にあらず、只平野等が薩の激烈黨と申し合せたる暴擧なりければ、やがて慘禍を引き起したりき。

西國にかゝる動亂企てらるゝまでは、江戸に在る者の察知すべきところにあらず、されば三月五日侍從公は襲封初入部の鹵簿、儀容を整へて溜池邸

兩公歸藩

を發せられしが、十一日には公亦發して歸國の途に就かれたり。尤も公の旅裝は、隱居後なれば行列も省略せられたれど、物騷なる世情とて、萬延の例に任せて倔强の壯士三十人を別段供に從へ、以て尾張より美濃路を經て二十五日大阪に著せられしが、駐駕數日、同勢の人數及び荷物を雇船にて先に輸送し、かくして二十九日川口より公は電流丸に、供方は觀光丸に乘りて出航、四月二日伊萬里港に著し、滯留三日の後、六日佐嘉に歸城ありたり。一方侍從公は中國路を通行し、馬關より蒸氣船にて大里に渡り、此にて入部の鹵簿を增して筑前路通過、豫定より一日を延期して、十二日轟驛に著せらるべきを以て、此に宗室國老の總代は前日より來迎し、留守居三組を除く家中一同亦、悉く先例の如く十一日目達原松原に集りて新主の襲封入部を待てり。かくて延期の一日は總て此に淹留し、十二日威儀堂々たる新主の入部を迎へ、以て相擁して歸城したりき。

公の隱居自奉料

十五日に至り、侍從公は側頭を以て公に御隱居自奉料六千五百石を進められ、別に內庫より每年米三百石、金五千兩を進ぜらる。かくて二十日より例の長崎巡視に赴かれしに、二十五日彼邸に

空閑次郎八の死

て罹病、熱を發して滯在せられければ、公其報を聞いて、侍從長古川與一を遣はし往いて病を訪はしめらる。やがて程なく熱も輕減したりしかば、同公は月末より歸城の途に上られたり。蓋し是春長崎に痲疹發生したりしより、同公も其輕症に罹られたるなり。然るに夏に入りて痲疹は諸方に流行するに至り、病毒漸く稠厚になりて往々斃死者を出せり。空閑次郎八亦その一人なり。空閑はタイ捨流劍術師家山領眞武の子（第十卷第二十八章に出づ）にして、藩中第一の壯烈なる士といふべく、狀貌魁偉、壯髮冠を衝くの概ありき。曾て肥後に遊學するや、豪傑組と交はりて名を揚げ、今の古勤王家川上玄齋、長島三平、宮部鼎藏等に推服せられたりしが、佐嘉にても青年書生を鼓舞し、枝吉神陽の社中と交深し。彼曾て大木民平と諍論して其面に唾するや、民平は覺えて居ろとて徐に唾を拭ひたりしが、暫くして園池の泥土を足に塗り、突如跳び來りて足を空閑の顏面に投じ、滿面の汚泥を指しつゝ前の仕返しぞと突立ちたり。この大木の態度を見たる空閑は、泥を拭ひながら、我是まで七回も刀を拔き合せたることあれど、彼が忍耐強き根性には怖るゝの外

なしといひたりき。時世の亂を兆せる初めに方り、かゝる壯烈の士を失ひたるは、皆人の惜みて止まざりしところなり。

島津和泉京都を鎭壓し、薩長へ國事周旋の命あり

島津和泉の上京と公卿輩の喜悦

癸丑以來、朝廷に對する幕府の態度は次第に恭順を表すと雖も、朝旨には幕意と調和せざる事多く、ために幕府は餘威に憑依して壓迫を加ふるを免れず。よりて兵力なく貲財なき搢紳家は、其驕恣の態に屈従するを無念とし、殊に壯年の貴紳は、其資人傔士等と共に鬱憤を高め來りしかば、薩侯の父和泉の、元和以來の諸藩兵入京の禁を破りて上洛するに及び、京都人士は大旱の雲霓を望むが如く、溫和なる人も猶且つ喜色ありき。されば荒公家と稱せらるゝ若公達、及び處士浪人等は、是に乘じて幕府を威嚇し、以て多年の鬱憤を洩さんとしたりければ、桀驁なる薩摩の壯士は之に鼓同し、共に劇烈なる事を擧げんと腕を扼して相矢ひたり。然るに久世閣老、より公武合體

永井雅樂公卿浪士の間に斡旋して輕擧を戒む

酒井所司代公家の武家と恣に面會するを禁ず

島津和泉中山近衞嵯峨岩倉四卿と會す

の周旋を囑託せられし長州の永井雅樂は、君侯の命を承けて上京しゐたりしが、薩摩の島津和泉が上京するに及び、議奏中山嵯峨等の諸卿に奔走するとゝもに、薩摩人にも說いて粗忽の擧動なき樣斡旋に努めたり。かくて四月八日播州姫路に著したる島津和泉は、浪士等の暴擧を企つると、隨從中にも之に應ずるものあるとを聞いて大に驚き、先發として下ノ關に至れる西鄕吉之助が、和泉より含められたる旨意を拋ち、平野次郎等に煽動せられたる形跡あるより、直に彼を捕縛して國に還し、更に十日大坂邸に著して同勢の半を留め、以て十三日淀川を溯りて伏見邸に著したりき。然るに、是より先き酒井所司代は、町奉行の手より中山家が田中河內介に送りたる密書を得て浪士等暴擧の企てを覺知したりしかば、大に警戒して御所に上申し、公家の恣に武家と面會するを遠慮あるべしと布達したるを以て、十四日近衞大納言は使を伏見に遣はして其事を告げ、上京の日には議奏中山忠能、嵯峨實愛を窃に我邸に招き置くべしと申し越したりしかば、和泉は十六日京都の錦小路邸より直に近衞邸に詣りて三卿及び岩倉具視に會見し、自己の存慮

の、關東に赴きて幕府に政治の大改革を斷行せさせ、以て公武合體を謀らんとするにあるを陳述し、一旦伏見に引き返したる後、十七日再び同勢を率ゐて錦小路邸に入りたり。

平野次郎筑前侯の駕を返す

是よりさき、和泉の大叔父なる筑前侯は彼に上京の企あるを聞いて母國の爲めに憂惧し、まだ長崎當番なるに拘らず、幕府に請うて引き上げ參府の途に就きたりしが、かくと聞いて大事の沮止せられんことを恐れたる平野次郎は、侯の十五日播州大藏谷に到著するや、急行これに赴いて謁見し、道途傳へて曰く、今度和泉公の先君の遺志を繼いで皇室に盡力せんとせらるゝに方り、君公には之を止めんため不時に上洛あるなりと、乃ち爲に有志の士は憤激する甚だし、若し此儘にて大坂に到著あらむには、不慮の大變あるべきはまづ豫期せられざるべからず、よりて豫め御告げ申すといひければ、大いに驚ける侯は、俄に病と稱し、倉皇駕を回して歸國したり。かくて和泉は京師に駐まりて極力浪士等の暴擧を鎭壓したりしが、二十三日に至り、初めより平野次郎、眞木和泉等と暴擧を爲すべく堅く約したる大坂留置の有馬新

薩藩士の同志打

島津和泉國事周旋の命を蒙る

七、田中賢助等は、共に伏見に來つて寺田屋に投宿したりしかば、かくと聞ける和泉は、壯士を遣はして諫止するところありたれど、有馬等は、斯くては有志の士に對して面目なしとて聞き入れざりしかば、壯士連は遂に同志打をなして、有馬、田中等十七人を斬殺したり。こゝに於て浪士の巨魁等は悉く屏息し、洛中洛外に潛みて合圖を待ちゐたる者亦暫し猶豫して機會を窺ふに至り、遂に旅費竭き、氣勢弛むに至りては、九條、酒井兩邸襲撃の決行も空に歸して解散するに至りたれど、倒幕の計畫に關する志士等の腐心は此に胚胎せり。

斯くて京都の無事鎭靜するに及び、主上は優詔を以て和泉を嘉尙せられ、暫く留まりて浪士を鎭撫すべき勅旨を宣せられしが、ついで國事周旋の命あり。是より先き、久世閣老は上洛の命を蒙りきと雖も、猶豫途に上らざりしが、一方周旋に努力せる永井雅樂は、久世の意を承けて幕府の爲めをのみ計りしかば、天下の爲めに盡力する者にあらずとて、硬派の縉紳及び有志の士より指彈せられ、ために永井反對の同藩士久阪玄瑞、桂小五郎は、自藩の評

判惡しきを慨して之を斬殺せんとせり。然るに適〻五月の初め世子定廣、江戸より歸國する途次、伏見に著せしかば、之を迎へて入京せしめし彼等は、議奏傳奏の間を說き囘りて、薩摩と同じく國事周旋の命を受けたり。是に於て永井は京都の首尾を失ひ、よりて俄に發して江戸に赴きしが、聽て國に還されて蟄居せさせられ、遂に切腹を命ぜられしを以て、京都には桂小五郞代りて公卿間に遊說し、以て硬派の評判を恢復したり、是木戸孝允の前身なり。されど藩論區々にして士氣振はず、只浪士激論者の意に投合して人氣を取らんとのみ勉め、薩長相忌むの端を發したり。

長藩亦國事周旋を命ぜらる

大原勅使の東下、薩長の反目

島津和泉入京の後、中川宮(靑蓮院)を始め鷹司近衞兩太閤の謹愼を解かる。此謹愼問題は、己未以後三年越しのものにて、降嫁婚禮の時、既に解除して合體の更始となすべかりしに、幕府は因循して斷ぜざりしなり。されば此報を聞ける幕府は、遽に勅命の下るに先だちて、尾張、一橋、越前三侯の謹愼を解

中川宮鷹司近衞兩太閤の謹愼解除

閣老交迭と越前會津兩侯への時々登城すべき幕命

勅使關東に下る

幕府諸大名を登城せしめて非常改革を行ふべしと達す

き、以て權威の損ずるを防ぐとゝもに、安藤閣老を免じ、京因の寛典を主張して退けられたる前年の寺社奉行板倉伊賀守勝靜と水野和泉守忠精（越前守の子）とを老中となして京都の意を迎へ、且つ越前の春嶽、會津の肥後守容保兩侯へ、重事の相談方として時々登城すべきを命じたり。是に於て、島津和泉は閣老とその名を同じうするを避けて、內命のまゝ名を三郎と改め、上洛の初め、近衞邸にて陳述したりし、幕府を促がして大改革をなし、以て公武合體、皇威宣揚の實を擧げむてふ主張の貫徹に力めしに、五月六日朝議も漸く其議を採用したりしかば、十二日大原三位重德卿を勅使となすとゝもに、三郎へも兵を率ゐて關東に隨行すべき命あり、遂に二十二日に至り、大原勅使は京都を發して東下の途に上りたり。さはれ是事は、中山、嵯峨、岩倉三卿の熱心なる贊助に成りたるものなるが、他の硬派公卿中には不同意の人多かりしを以て、朝議頗る動搖し、やがて再度の勅使下向となる伏因となりたりけり。

江戶には、是日家茂將軍黑書院に出でゝ、政事改革軍備充實の議を諮問あり、二十七日老中內藤紀伊守を免じ、六月一日諸大名を總登城せしめて、將軍

將軍上洛萬事直奏すべし

親しく非常の改革を行ふべしと演述す、左の如し。

上意之趣

近來不容易時勢に付、今度政事向格別に令變革候間、何れも爲國家厚相心得、心付候義は可申聞、猶年寄共可申談候。

上意畢つて老中より申し達したる書付は左の如し。

今日上意之趣誠以厚思召、國家之御慶事、無此上難有事に候。殊に昇平殆三百年、其流弊綱紀相弛、武備御行屆相成兼候折柄、近來外國之事務頻に御差湊ひ相成、右御取扱振より自然物情に差響、終奉惱叡慮候に至り、深く恐入思召候。素より公武之御間柄聊も御隔意被爲在候御事には無之候得共、何となく御情實御通徹に相成兼候故よりの義に付、追て御上洛萬端御直に被仰上度との思召に付、則内々被仰出に相成候。併御上洛の義は寛永以來御廢典に相成候御式に候へば、萬端之取調急速には御行屆不相成候に付、暫之處年寄共より御猶豫相願候處、此度之義は御舊例に不被相拘格外御省略、御行裝等萬端御簡易に被遊思召に付、急に取調次第と被仰出、

忌諱するなく政治改革上の意見を陳すべし

甚御急キ思召候事に候。萬事御誠實之思召御直に被仰上、御合體御熟算の上、從來の弊風御一洗、御武威被遊御振張、皇國を世界第一等の强國と被遊候御偉業を被爲立、上は天朝の宸襟を奉安、下は萬民を安堵爲致度思召に候へば、何れも厚奉得其意、御政事向御變革の筋等、各見込の義も有之候はゞ、聊不忌憚國家之御爲第一に相心得、盡心底可被申上候。猶近々被仰出候義も可有之候間、飽迄も其意を體し可被抽忠誠候也。

六月朔日

但し將軍の上洛は公武合體に附帶したる條件にして、其內意は去年の末より既に動きゐたるなり。

近衞忠熙關白內覽

是月京都にては九條尙忠公關白を辭したりしかば、近衞忠熙公を還俗せさせて關白內覽の命ありしが、幕府亦久世閣老病を以て職を辭したりしかば、閣老は脇坂中務大輔安宅、板倉伊賀守勝靜、松平豐前守信篤、水野和泉守忠精の四人となり、唐津の嫡子小笠原圖書頭長行を老中格となして閣議に參與せしむ。

閣老の更迭と處士輩の風評

此頃京都に於る處士輩の評に、幕府の政論には三派あり、一は航

海通商を開かんといふものにて、一橋越前等之に屬し、二は鎖國論、三は外國と和して諸侯を抑へ、以て泰平を樂しまんと欲する偸安論にて、井伊黨之に屬すと。

大原勅使江戸着

勅使大原三位は、島津三郎を護衞として東海道を下り、六月七日江戸に著して傳奏屋敷に入れり。初め大原卿の東下するに方り、岩倉具視朝臣は、親友とて卿に注意を與へて曰く、今日に於ては、薩長二藩の國事周旋を柱礎として諸藩を馭せざるべからず、故に是行には勉めて意を加へ、兩藩の連鎖に隙を生ぜしめぬ樣せられたしと。されど二藩の相忤ふは既に其兆を發せることゝて、亦容易に融和する能はざるものあり。即ち今度の勅使東下の如きも、專ら薩摩の主張にして其旨趣甚だ緩漫なりとし、激論の青年公家及び浪士等は、更に劇烈なる處分のあるべきを望みたりき。時に長州の慶親侯は、猶江戸にありしが、國事周旋の爲めに上洛せんとする際會なりしを以て、京都よりは、豫め大原勅使の下向を報じて、宜しく途中に相會して後事を申し合すべしと命ありたり。されど長州人は甚だ之を欲せざりしかば、長

長州侯勅使との會晤を回避す

州侯は、故らに途を異にして會見を避けんと欲し、乃ち大原勅使江戸著の前日中仙道を取りて上洛したりしを以て、勅使の一行は痛く此事を含みたりしが、京都にても亦長州に對する非難頗る盛に起り、此の如くして薩長の反目はいよ〳〵其度を進めたり。

第七十二章　國事周旋の內旨

公三ノ丸に移り、內使を京都に遣はす

歸城後の公は、本丸に侍從公と同居して國政を引き繼がる。公の、其初入部より三十二年の間を政治教育武備に盡力ありし結果、領內の四民はみな業に安んじて殖產興業に力めしが、長崎防禦亦時に應じて施設略ぼ備はり、その綱維は已に敷かれたりといひて可なる程なりき。さはれ時運は進展して息まず、世界の高壓は頗る急なるを以て、繼承者は決して守成に安んずるを許されざるなり。されば世子の年齡の丁年に近づくや、重臣の壯年者中に之が輔翼たるべき者を選まむとせられし公は、宗室鍋島河內の溫粹局量あるを器識して心腹を託するに足るとなし、乃ち中野數馬を參政に擢んでゝ之を佐けしめ、以て先づ教育より始めて、漸次政府を改替し、遂に讓國を決行せられたりき。蓋し世子の、公襲封當時の年齒と同齡に達したるより、

世子襲封とその輔弼

軍制改革海軍建設は依然公の裁制に俟つ

自ら責任を負うて國政に當らしめ、以て將來の變化に應ずる才德を磨礪せしめんとせられたるなり。されば是に政務を引き繼がるゝや、公は侍從公に對し、河內及び執政鍋島以下を統督して將來の改良進步に向ふに方りても、必ず主義綱領を立てゝ宰制の意見を議處すべく、隨て公の監視は之を請ふありとも、決して依賴心を生じて寄り縋ることあるべからずと誡諭せられたり。かくて仕組所を開いて厚く贊談を重ねたる結果、五月八日侍從公より、軍制改革、海軍建設の兩事は、多年計畫を進めらるゝも今尙半途にあり、而も最も公の賢慮を要する重要の新事業なれば、略ぼ成功に達するまで、依然公に於て裁制せられたしと請求ありしを以て、公も承諾せられ、是より此兩事に係る事には、公の仕組所出坐を請うて議處することゝなし、其他の政務は本丸にて之を議定施行したり。十一日より公は三ノ丸の新家作に移られしかば、經常の政務は裁決後其要領を三ノ丸に上申するに止め、唯重要の事のみ側頭より公の意を伺ふことゝなりたりしを以て、公は是より形式の束縛を脫せられて、愈、閑散任意の境遇となられたり。

古川與一上洛を命ぜらる

然るに公の歸城以來、上國の形勢は日に物騷がしく、浮浪跳梁、蜚語紛糾して、血腥き事もまゝ行はれ、薩長二藩の之に干渉せる報道は、頻々として佐嘉に至れり。薩長の公武合體の周旋を爲すは、江戶在府當時より公の知らるるところなりきと雖も、叡慮に係る正眞の事情、及び朝要に當る縉紳の態度につきて懸念に堪へざるものありしかば、姻戚の久世宰相通熙卿が主上の寵遇を得て議定となれるを幸ひ、公は平素左右より離されざる近侍長古川與一に腹心を含めて、京都に事情を問はしめんとせられ、二十九日遂に古川に其命ありしを以て、彼は急に行裝を整へ、公の親翰を齎して六月九日より途に上れり。されど外面には、公に最も昵近せる古川與一の上洛せることとて、公の家事乃至結婚の事によるにてもあらんとて、さして注目するものとてはなく、ために實は國老を遣はすことよりも、猶其一層機密に屬したる事なりとは、後まで知るものなかりき。公の時事を圖る愼重なる態度は概ね此類なり。

三月以來、江戶、京都、九州に亙りて起れる變動は走馬燈の如く、郵便乃至汽

幕府の政治改革に關する諸問書佐嘉に達す

公久世通熙卿へ親翰を送る

車、電信のなき交通不便の當時とて、何事も途中にて鶍の嘴と喰ひ違ふこと多かりけり。然るに古川與一の東上と引違うて、其月朔日の江戸に於る大名總登城の達書佐嘉に到來し、將軍上洛主上へ直奏するところあるべきを告げて、政治變革の意見を諮問せり。此將軍上洛のことは、後日の久世宰相の書翰にも『早く關東に申出』てふ文言ある如く、去年長藩の永井雅樂が京江間を斡旋したる頃より既に動きたりし事にて、公武合體の魂膽は、表面舅家への聟入の序に公武の睦を相談すてふ圖取なれど、今や荒公家や浪士等には倒幕論をさへなすものある程なり。然るにこの險惡なる波瀾の重疊をも察せず、幕府は猶寛永上洛の儀式を云爲する生温き考にて、朔日申達の文案を起草したりしが、當時は大原勅使には既に發途あり、而して古川が發途は勅使の江戸に著せる後なりしを以て、幕府の申達到著ははや事後と成りゐたり。かくて古川は十六日京都に著し、久世家に往いて通熙卿へ左の公の親翰を呈す。

一簡奉㆓拜呈㆒候、梅候御座候處御渾家樣益御迪康被㆑成㆓御座㆒奉㆓拜賀㆒候。扨唐

突申上も如何御座候得共、近來巷説に而承及候得者、勅使關東下向、扨又長州世子滯京、或者島津家老上京等之由に而京地も何角騷々敷候樣子候得共、譯柄更に不差分、唯只世間之浮説紛々に而、突留候義一向無御座、百里外甚掛念仕候義に御座候。抑今般之事件如何體之譯合御座候哉、事情分明承知仕度奉存候に付、年來側向召仕候家來古川與一と申す者に右之次第極密相含差出候間、近來御用繁之御半、御面倒にも可有御座候得共、何卒御逢被成下、近事之始末逐一御示教被成下度萬々奉希候。當時者樞要之御勤柄に而難被御打明御都合も可有御座候得共、兼日柄之譯を以內使者差上候事故、出格之思召を以、何卒無御伏藏委敷御示諭被下度伏而奉希候。惣而者退隱之身分差出ヶ間敷御座候得共、肥前守にも近來不快有之、御文通も出來兼候に付、不顧尊慮奉冒瀆候。略文草卒之體何分御諒恕可被下候、恐惶謹言。

六月日　　松平閑叟

宰相久世賢公

再稟本文申上候一條之義者、野生父子心得にも相懸候事故、何卒一件之始末不殘拜聽仕度只管奉希候義に御座候、時下雨濕折角御自玉奉祈候頓首。

文中なる『抑今般の事件如何體の譯合候哉事情分明承度』は、卽ち上文の勅使東下、長州世子滯京、島津家老上京等、五月中旬までに於る京都の出來事をさす。大名の兵を率ゐて上洛するは由々しき大事たるを以て、薩長が東西より京都に落ち合ひたる如きは、如何にも朝幕間に豫め協談ありたるが如き觀をなし、ために當時にありては、大なる疑問となされて天下の理解に苦しみしところなり。尤も其頃の風評には、長州が永井をして公武合體の周旋をなさしめたると、薩州の敢て兵を率ゐて入京したるとは、各別箇の行動にして、唯偶然期を等しうするのみと傳ふるものもありしが、程なく薩長の反目となるに及んでは、更に定體なき變化たりしを以て、後に至りてこそやゝその因由も理解せられたれ、當時の人々には一向窺知するを得ざる疑問なりき。

久世卿の朝廷事情復書

古川の滯京旬餘日間は、恰も勅使東下の頃なりしかど、未だ幕府よりは何等の奉答をなすに至らず、浪士雜輩の過半逃失せる帝都は、白雨散して水天を拍つの光景に復し、亦耳目に上るべき事はなかりしも、一波去りて一波の寄せ來らんとする際會にてありぬ。二十九日久世卿は左の返翰を認めて古川に交附す。

久世卿の返翰

芳翰拜披仕候、酷暑之砌御擧家御清榮珍重存候。然者此度勅使關東下向、扨又長州息滯京、薩州家老上京等、彼是當表も騷个敷趣被ㇾ及二御聞一候得共、浮說紛々御突留之義無ㇾ之、一體今般之事件如何之譯候哉、事情分明被ㇾ成二御承知一度、因ㇾ之年來御側向被二召仕一候御家來古川與一へ、右之邊極密御含被ㇾ差二登一候由、事件具に申聞候樣御示の旨承候。就而は過日來面談、夫夫相含置候條、尚御耳に可ㇾ達と存候。如二來諭一要路に罷在候得者、難ㇾ及二演述一次第も有ㇾ之候得共、無二伏藏一可二申入一段御紙面之趣有ㇾ之、且從來御懇志今又御隔意仕候樣

主上執着なる大藩の周旋を望ませらる

に而者何とも不心濟次第打明談話仕候、外々へ漏脱仕候而者甚當惑之次第も有之、此段御照察可被下候。先以當表も靜謐候間御休意可有之候、何分にも公武御合體、闔國戮力、蠻夷攘除致度候、聊も御隔意被爲在候義に者無御座候、乍荒凉貴酬迄如斯候也。

六月二十九日　通熙

松平閑叟殿

文中に『面談夫々相含置尙御耳へ可達』とある古川への口頭演述には、薩長の相忤へるより、御軫念の結果、他の實著なる一藩主の周旋を望ませらるとの天氣を洩したる節あり。七年前に宇治の緑樹園にて中院久世兩卿と會談あるや、公は素懷を舒べられたりしが、近年主上は兩卿を信近せられしを以て、今度公年來の近臣の極密を含みて上洛したることは、議奏となりて機密に與かれる久世卿より當時專ら國事を斡旋したる議奏中山嵯峨兩大納言を經て、畏き邊にも通じたるべし。かくて與一は、その滯京中兩三度和歌の會の催しとて公家の邸に至り、又中山嵯峨家にも贈餽したることありしが、

古川の質問に答へたる久世卿の文書

匆々京を發して歸國したれば、外聞は只世子結婚の用事とのみ思ひゐたりき。是月の末、中院家にありたる病中の先代通繁朝臣逝去したりしかば、通富卿は喪にて解官せられたり。

久世卿の、古川質問の諸條件に關し、文面にて答へたりし普通の祕密は左の如し。

一　安政午年關東にて諸侯之內、並御役人等御手當（譴罰を云ふ）有之候比より公武御行違相成、其後佐倉上京一件等に付而少々申上度義も有之候得共、御嫌疑之筋も有之御模樣に付差扣居候。然處此度遠路御近臣被差越候に付ては一通り可申上候。

佐倉は間部（掛川）の誤なり。諸侯の內並御役人等御手當とあるは、尾水越等の隱居謹愼、及び其連累の譴罰をいふ、即ち井伊大老が處分したる戊午の獄をさせるなり。されど實は尾水越の譴を得たるは、將軍繼嗣の問題を京都に口入したることその主因にして、朝廷の、夷狄を遠ざけ國威を立つるの筋とは別なれど、水薩の藩士乃至浪士の中には、是を外國條約、違例勅書の事に混

じて公武不和の口實となすものありき。蓋し宮中府中の別を認めざる無識者の論にして、此謬想は、後まで慷慨家の痼疾となりたり。

一　先第一　叡慮と申者夷狄を御遠ざけ、御國威御立被成候はんとの一筋に而、此義先年來之思召、今に一切不被為變候、近頃世間致流布候漢文勅書則眞物に而、左の御文面に而分明に相分候事。

夷狄を遠ざけ國威御立の一筋とある、是れ徹頭徹尾當時に於る沸論の骨子なりとす。

大原三位の江戸に奉じ下れる勅書

朕惟方今時勢、夷戎恣猖獗、幕吏失措置、天下騷然、萬民欲墜塗炭、　朕深憂之、仰耻祖宗、俯愧蒼生、而幕吏奏曰、近來國民不協和、是以不能擧膺懲之師、願降嫁　皇妹於大樹、則公武一和、而天下戮力、以掃攘戎夷、故許其所請焉。而幕吏連署曰、十年內必攘戎夷、　朕甚嘉之、抽誠祈神、以待其成功。昨臘和宮入關東也、使千種少將、岩倉少將、諭天下大赦之事、且告曰、國政仍舊、大概委於關東、至如外夷之事、則我國一大重事也、係其國體者、咸聞　朕而後定議、或使二三外藩臣預聞夷戎之處置、幕吏對曰、宸意之事甚重大、難遽奉行、請暫猶豫。

國政刷新の三方策

既而頃日列藩有獻謀議者、如薩長二藩殊親來奏事、且山陽南海西海之忠士既蜂起、密奏曰、幕吏奸徒日多、正義委地、而蔑王家、睦夷戎、物貨濫出、國用乏耗、萬民困弊之極殆至受夷戎之管轄、不日而可知也矣、冀擧旌旗、奉鸞輿於函嶺、誅幕吏奸徒。或曰、爲除太平浸潤遊惰之弊、誅京師之姦徒、又曰、不顧幕府、下攘夷之令於五畿七道之諸藩、如其衆議、畢雖出於忠誠憂國之至情、事甚激烈、故使諭薩長之輩鎭壓。其他召幕老吏久世大和守、往復歷日、未告唯諾、而先行昨臘所諭之大赦。夫大樹猶弱、何失之有、但幕吏因循偸安、撫馭失術、如是則國家傾覆可立而待也、朕日憂懼焉。所謂偸一日之安、忘百年之患、聖賢之遺訓可鑑矣、當內修文德、外備武衞、斷然建攘夷之功、於是斟酌衆議、執守中道、願使德川興祖先之功業、張天下之綱紀、因策三事。其一曰、欲令大樹率大小名上洛、議治國家、攘夷戎、上慰祖神之震怒、下從義臣之歸嚮、啓萬民化育之基、比天下於泰山之安。其二曰、依豐太閤之故典、使沿海之大藩五國稱五大老、爲啓沃國政、防禦夷戎之處置、則環海之武備堅固確然、必有掃攘夷戎之功。其三曰、使一橋刑部卿援大樹、越前前中將任大老職、輔佐幕府內外

之政、當不受左袵之辱、是萬人之望恐不違、　朕意決于此三事。是以下使於關東、謀欲使幕府選三事之中之一以行、是以周詢群臣、群臣無所忌憚、各啓沃心丹、宣奏讜言。

坂商の假聲

是れ即ち大原三位の奉じ下りたる勅書なり。 物貨濫出、國用乏耗を以て夷戎の管轄を受くるの漸とせられしは、私貿易の輸出を劇增せしめて物貨の騰貴を促すべきを說かるゝもの、亦坂商の假聲なり。 蓋し其輸出品は東國の生絲、蠶卵紙、西國の石炭、白蠟等を主となし、一方輸入貨の價を低廉にしたると相消するに足れり。 而して物貨騰貴の原由は、濫惡にして權衡を沒したる貨錢の、世界の均勢に制裁せらるゝに基くものにして、是れ經濟上一度は免れざる病患なり。 又當時外國人は、我國民貿易嫌忌の因を却て會所貿易に歸し、幕府の、會所に利益を獨占して、諸大名に之を分たざるにより、囂々の論を沸起するなりと言ひたりしが、是も西洋人の打算よりせる臆測のみ。

貿易忌避は國民の意向

蓋し諸藩は只兵器購求にのみ奔附して、其代價に充つる物品を競求しゐたりたるにて、貿易忌嫌は實は國民多數の意向なりしなり。 此勅文は伏原宣

該勅書の起草者

島津久光公卿政治を亂階なりとして五大老を設けむとす

明卿の起草せるものと稱すれど、實は岩倉具視朝臣立案して薩藩堀次郎（知地貞馨）の筆に成りたるものなり。如何となれば、岩倉公の草裏鳴蟲に、薩藩の小松帶刀、大久保一藏等に與へたる書束を記して『三事策の第一は長州說、第二は朝議、第三は貴藩の說、是は秘中の秘なるを以て堀に大意を起草せしめ、實は叡慮に成るものと言做せり、幕府勅を奉ぜずば餘の四藩にも賴まんとて、東に伊達、西に島津、南に山內、北に前田、中國に毛利の五藩と記したれど、餘り小說めくによりて削り、大藩五國とかけり云云。』とあればなり。當時又島津久光は、公卿の政治を亂階なりとして、一橋、山內、會津、薩、長を五大老と爲す意なりしよし、春嶽侯の談話なりとて傳へらる。其他五大老には各內存ありたる由なれども、いづれも消滅に歸したり。

一　夷人共如往昔歸化など申候姿候得ば宜敷候得共、今日者彼之心之儘振舞候事以之外なるを、關東より彼之望之儘被成置候條、甚以叡慮に違候故、關東にも每度御沙汰なりしかども、唐國の如き事ありてはとて、今七八年十箇年の內御猶豫御願により、是又無餘儀次第あるべしとて其儘にな

しおかれしなり。然しながら國内之人心折合兼候處を深ク歎かせ給ふ半、西國浪人共竊天意を受繼、九條殿又所司代酒井若州之屋敷へ取掛らんとの企有レ之、(中略)此度島津和泉幸上京に付鎭靜之義被二仰出一義候。唐國は支那をいふ、彼の覆轍を殷鑑として猶豫せられしなり。『國内の人心すわり兼候義を深く歎かせ給ふ半、西國浪人共云云。』とあるは、即ち浪士等の激論が宸慮を惱まし奉りたるをいへるにて、事實然りしならん。九條、酒井の邸に取り掛る企は、天意を受け繼ぎたるものにあらず。

一 島津和泉姫路邊に而浪人共企之次第申上候に付、早々上京近衞殿へ參殿し、鎭靜之事致二内奏一候。

泉州の姫路に近衞忠房卿の書翰を得たるを、其時泉州の浪士暴擧の企を鎭靜すべく決心せるやに誤解したるなり。

一 長州世子者幸伏見通行之折柄、前條之振合故内々御引留之末、表者所勞之申立に而滯京相成候。

是は前記の如く和泉入京後のことにて、ころは五月初旬なり。

長藩攘夷の不可能を建白す

一　和泉今度上京之内意は是まで關東より京都へ之御仕成甚不ㇾ宜、依ㇾ之外用向も有ㇾ之序關東へ出公武御一和之義を取扱、然而後外夷御手切の事をも取計んとの義なり。

外夷御手切とは、和宮降嫁の條件たる七八年に條約を拒絶すべき事なり。

一　長州者段々建白之次第も有ㇾ之、第一關東より京都を崇敬し玉はず、重き事柄をも無二御伺一御取計相成、其外京都を御欺き被ㇾ成候樣之事も有ㇾ之、以之外之義、依ㇾ之以來何事も京都被二仰出一、右を關東に而御受繼御取計相成候半者、天下人心も相服し可ㇾ申、且者夷人共御取計之義今日之處に而者迚も御打攘と申義不二容易一、依ㇾ之能々御國威を御立、其後廣く航海を御始め萬國へ本朝之御武威相輝候通有ㇾ之度、乍ㇾ然此義取極候而申出に無ㇾ之、猶又深御評議有ㇾ之、萬人之議論をも被二聞食一、事之宜に隨せられ度、先此義申試候旨に而自然可ㇾ然との義候半者、公武之御間宜敷周旋可ㇾ仕との事に而、既に於二關東一其通被二仰出一、家來永井雅樂早々上京御議論をも相伺可ㇾ申との半、於二關東一安藤侯再出有ㇾ之候に付、迚も右樣之次第に而者いづれも同樣之事故周旋

候共甲斐あるまじとて御斷に可₂相成₁永井も早々出府可₂致旨にて江府へ引取候₁由。

夷人打攘は容易ならず、廣く航海を始めて萬國へ武威を輝かすべしてふ長州の建白は、卽ち曩日の永井『雅樂が建白なり。此事は、安藤閣老の再出仕したるにより、周₂旋のかひな₁しとて一旦江戸に歸府せし後なれば事違へり。

一 和宮樣關東御降嫁之義者夷狄御拒絕京都より御沙汰なりしに、是者何れ公武第一和を天下に示し候上ならでは事₂難₁行候、依₂之姫宮樣を御下向之義御願相成、乍₂然其義 叡慮に不₂相叶₁殊に有栖川へ御緣も相濟居候事故、再三御斷相成候得共、是非右之通無₂之而は夷人御取扱之義出來兼候との義に付、無₂御據₁御許容₂相成候。

事實を叙したるのみなれども『夷人御取扱の義出來兼候との義に付、無₂據御許容。』とあるは、憤慨の意を含む。降嫁に關し、一部の公卿は外交上餘儀なかりしなりと稱道すれど、公武合體は、國内一致政令一規を望ませらるゝ叡慮に出でたる題目なること、後の事に徵して知るべし。

勅使下向の原因

一　久世大和侯を召させ給ひしかども、一向御受無之、餘り埒あかざるにより、大原殿を勅使差向候事に相成候。

大原勅使下向の原因を、公卿達は斯く信じたるなり。されど島津和泉の、自己の周旋にて幕府に大改革を斷行せしむべく出京したるは、自ら明かなり。

一　大原殿勅使之趣者卽ち漢文勅書之末に有之、三箇條を御含越候。

縉紳未だ倒幕を意圖せず

一　德川家を御取潰抔申事世間致風說候由、天意決して左樣之義に無之、德川家近頃微運之樣なれども、又英明之士を役人に御選擧相成候はゞ、御中興も可出來と御心配被爲在候。

卽ち浪士間には倒幕論を主張するもの多かりけれども、縉紳には未だ倒幕をいふものとてはなかりしなり。

島津和泉は陪臣格に非ず

一　島津和泉は陪臣之心得に非るよし、去故建白書面にも亡兄薩摩守と認め、且又此節於關東金紋先箱三本鑓爲持候由。

和泉の先薩摩守の代表者と稱したる理由なり。彼は勅使に隨うて江戶に到りても、公然先代の行列儀式を襲用して、優孟の衣冠を强行し、而もよく幕

府をして默許せしめたるなり。實は島津の一門家老と稱するを正當とすべきか。

一　近年人民困窮之義を深く歎かせ給ひ、京都近郊へ御救米を下されんとの義に而、是を奉行へ被差出候處、是も亦無餘儀評合有之旨にて御斷被申上被致返進候。

私貿易による物價騰貴と窮民賑恤の議

私貿易を許してより、貨錢下落して物價騰貴したりしが、一方大坂商人亦、外國物品專賣の利を失ひたる怨言を、經濟に盲なる志士に吹き込みたりしを以て、外國條約誹謗の聲は天聽を驚かして、此沙汰あるに至れるなり。

外夷取扱に對する天意

一　夷人之儀古之鴻臚館之如き御取扱なれば宜けれ共、當今之振合は左に非ず、責て是迄長崎表の振合候得ば宜敷思召之由、又一旦交易御免と相成候事なれば、今直に御打拂と申事者かたかるべけれど、能々思惟して事をなさずば大に誤るべしとの事は、天意も亦變る事なしと竊に御話也。

長崎表の振合とは古來の習法なる會所貿易をいふ、さはれ今は不可行の時代なり。竊に御話とは主上の叡慮を洩されたるなり。鴻臚館とは長崎に

水戸侯へ勅書の下りし所以

て外國使節を引き受くる意味なるべし。されど古代に於る隋唐との國際は對等の交にして、今日の長崎に於る外國商人の取扱は、國交とは別なり。當時尊王攘夷を唱ふる者は是等の知識なく、ために徒に國體を云云して口角沫を飛ばしたるなり。

一　去年和宮樣關東御下向に付大赦を行はんとの事は、則御愼の人々に係りたる由。

一　尾州其外御愼解之義は關東に而天意を早くかきとり、京より仰出なき内に差行れしなり、左なくては德川の威勢うすき樣なればなるべし。是は四月の事にて、大赦は戊午以來國事に死したるものゝ赦免に當るに、大赦と恩典とを混同したるより、是議は去年より動いて久しく行はれざりしなり。

一　水府へ先年勅諚ありし事、關東に而は下賤之者へ勅書御渡被成候事不宜敷と、彼是之次第有之候ひし由なれ共、外藩之諸侯ならばともかくも、水府は德川之御一族なればとて御渡にはなりたるなり。

京より之御沙汰を關東より一向御受無之に付、無餘儀水府へ被仰出候譯合也。

勅諚とあれど實は異例の連署の御教書にて、九條關白近衞關白とその時月を異にするに隨ひて或は勅諚といひ、或は御教書といふなど、種々その名目を變へたりしかば、此間に於る議論に紛々として定守すべきなく、ために何人もその是非に惑ひたりしは、推知するに難からざるべし。

一 上洛之義、内々はやく關東へ御申出相成居候。

一 上洛之義關東に而餘程御急之由。

將軍上洛の事なり、既に前に記述す。

右件々他へ不洩樣堅御沙汰有之候。

他に洩れざる樣にとは、躬議奏なるよりの言なれど、そのさして祕密といふべきものにもあらざるは、各條を見て之を知るべし。

此外口頭にて古川に申し含めたる極祕の事項は、之を知るに由なけれど、此時大原勅使の奉じ下れる勅書中の五大老も、現に起草者と勅使と各其人

主上公の盡瘁を期待せらる

選を異にし、朝議亦薩長各其主張を異にしたりしを以て、一定の政策なきに苦しみし當局公卿は、内々國事周旋を命ずる外藩を別に擇まんと祕議するに至りたり。時に公は名望天下に高き老功なりしを以て、主上は切に其盡力を望まれたりと雖も、長崎方面に藩力を傾けられしことゝて、餘力なきより躊躇せられたりしが、其後内使を久世家に送りて時事を問はれたりしを以て、好機乘ずべしとて、其上洛を勸誘せよとの天機雲上より洩るゝに至りたり。されば此間の消息には深き意味あるなり。六月二十三日九條關白辭表を呈出したりしかば、さきに還俗せる近衞忠熈公に關白内覽の宣下あり。古川與一は久世宰相の返翰を得、七月二日より京都を發して歸國したり。

幕府一橋を後見、越前を總裁となす

六月十日、大原勅使登城、白書院にて家茂將軍に勅命を傳へしかば、二十二日より脇坂板倉の兩老中此事に當りて島津久光と共に應接交渉を始めし

慶喜卿は後見春嶽侯は總裁を命ぜらる

土州藩士國事周旋の命を得むと運動す

に、議論容易に決せず、越前春嶽侯の如きも大老を引き受くる色なかりしを以て、往復理解を盡したる後、始めて其承諾を得たりき。されど一橋慶喜卿の後見は、幕府の内外にありて之を好まざるもの多かりしかば、兩閣老も躊躇して決するを得ず。かくて月を踰えて、七月朔日に至るや、大原三位再び登城したりしを以て、家茂將軍より勅諭の奉答をなし、其結果遂に九日に至りて、慶喜卿へ後見、春嶽侯へ總裁の命あるに至れり。されども大奥始め近從其他の幕吏の納得するところとならざりしかば、延遷漸く下旬に至つて、慶喜、春嶽の兩侯久光と共に勅使の旅館に會合するに至りたり。

京都には、長州藩荒公家浪士の意に附和して劇論を主張したりしかば、伏見の流血にて壓伏せられたる昔日の忿悁は復た燃ゆるに至り、一時鎮靜したる人氣は再び激發せり。此間土州藩士にして長州と臭味を同じうするものは、朝廷より國事周旋の命を得んと運動し、乃ち説をなして、土州侯(豐範)は竊に入洛せりといへり。斯くて薩長の不和より、處士は互に嫉妬猜忌を以て危險なる言論を上下し、甲是乙非、而も曾て堅實なる識見とてはなかりし

かば、感情の亢奮せる餘り、桀驁粗暴なる者は白刃を閃かして脅迫するに至れり。即ち十九日是まで九條關白家に專ら事を用ゐたる六位の侍島田左兵衞權大尉（左近）を木屋町三條に於て斬殺し、天誅を加ふとの傍を付して遺骸を委棄せり。

天誅の最初

天誅は是に始まる。かくて筑前肥後の二藩士亦國事周旋の命を得んと運動したりしが、是は藩の意思によるにはあらずして、勤王主唱者の競爭に出でたるなり。蓋し筑前侯は我と同じく長崎方面の任に當りたりしを以て、幕府の因循を嫌ふ亦甚しかりしが、薩摩の緣によりてまゝ時事に關係し、而も是春播州大藏谷より引き返したる程とて硬論を持したりしにあらず。されば這次の運動の如き、藩中には俗論盛なりと稱ぜらるゝよりすれば、彼の平野次郎一派の企圖に出でたるものなるべし。但し平野は大藏谷にて侯を脅迫したること露顯し、遂に福岡に護送せられたりといふ。

肥後藩の朋黨

肥後の越中守慶順侯は、護久護美の二弟と共にやゝ英明の聞えあり。されど同藩には三朋黨ありて軋轢を事としたりき。即ち其一は才俊館派といひて、碩儒木下宇太郎が教鞭を執りたる學校の溫和派なり。二は之を

實學派といふ、横井小楠の門徒なり。時に小楠は越前に聘せられて藩に在らず。三を古勤王派といふ、元の豪傑組にて、王學に國學を加味したる激烈なる尊攘論を唱へたる尙武の士の黨なり。川上玄齋、長取三平、宮部鼎藏、轟武兵衞、魚住源次兵衞、佐々淳次郎等の一派とす。此の三派は互に敵視し、常にも座を避けて相會せず、甚だしきは、彼黨に會したる以上、此黨はその者との面會を拒む程なりしが、古勤王派は戊午以來京都に往來し、轉法輪三條家によりて藩侯を起たしめ、以て國事周旋の命を得んと奔走したり。此の如く薩長の國事周旋は、端なく諸藩を競爭に驅りしを以て、是等の徒の言に誘はれたる傳奏議奏衆は、薩長土以外更に此兩藩を加へて薩長土を牽制せんと欲し、よつて天意を候ひたりけり。

江藤新平脫走上京す

是より先き、平野次郎に出會したる江藤新平は、島津和泉の兵を率ゐて上京せる以來、其間に奔走する諸藩の志士の姸醜百出せる暴論を吐いて恬然

江藤新平の建白

たるを憤り、我佐嘉藩の靜まりかへりて沈默する痛痒に堪へず、六月二十七日一篇の文を政府に提出す。其大意は下の如し。

當季春以來薩長兩藩上洛に及び、列藩の順逆各分れ、諸方の浪人ども只管公武の間に周旋致す由、是は上巳の變以來形勢漸々移崩致したる義にて、要するに尊皇攘夷の兩件より事端發起し、固より時弊に的當の事にては可有之候へ共、若し處分惡しく調和不得其宜ば土崩瓦解一時に來り、或は姦雄營私計の媒となり、夷狄逆圖の機を引出し、是よりして戰爭不止の時宜に及ぶまじとも量り難く、然れども處分其宜しきを失はず、調和其宜しきを得ば、皇室の衰沈を輓回し、四夷の侮を禦ぎ、國威を盛大にし、太平の基を定むるも亦難事にあるまじ。寔に方今の時勢は大事の機會到來の折柄なれば、能々勘考し、轉禍爲福の手段あるべし、只々大仁の心を懷抱して諸事至誠より流出し、以て皇基を定め國是を立てば、所謂處分得宜と申すべく和戰の兩條は時宜によりて手段はあるべし、鎖國は幕府の權宜にて皇國の御國體にて無之は燦然明白仕居候。方今宇內製艦精巧航海の術

通商貿易は宇內制御の計略

大に開けたれば、前段國是相立に於ては、通商交易は、却て宇內を制御する計略の端とも可相成の處、只々拒絕のみを專務とせば、處分を失ふ義に可相成と奉存候。就ては薩長の兩藩四方の浪士に確定の論も可有之候へ共、若しや至誠に非る一時の功名に出で、夷狄を憎む激志より發し、乍恐朝廷にも一時の快に乘じて天下形勢の歸著を御考なきならば、內亂外患竝臻の濫觴を開くの譯にて、誠に嘆はしき次第と奉存候。小子微々の匹夫を以て天下の大事を量度するは越職狂暴の至なれど、當今の先務と存じ、不束ながら私丈の議は胸中に定算有之、此機會一日を伸せば一日の難事となるべしと推考候。此時には粉骨碎身影となり形となり御高恩の萬分一を奉報度と斷然決心致し、乍陰御城を拜伏して暫く御暇奉願、他方へ罷越義に御座候。

新平佐嘉を去る

之を遺して味爽城下を出でゝ東へ赴けり。

江藤新平の京都に著したるは、大原三位東下の後なりしが、當時國事周旋の命を受けたる長州世子は、永井雅樂によりて毀損せられたる名譽を回復

江藤新平姉小路中將に會晤す

せんと欲し、高杉晉作を江戸に遣はして長州侯を迎へしかば、同侯は大原勅使と引違に道を異にして京都に著したり。よりて周布政之助、桂小五郎等は、壯年公家の三條實美(實萬公の嫡子)、姉小路公知の兩中將を擁し、激論の壯士と共に尊皇攘夷開港拒絶を唱道して薩摩以上の勢力を收めんとしつゝありしを以て、江藤は久坂、桂等に會談して意見を交換したりしが、又他の志士にも交際したりしに、其多くは薩長共に頼むに足らずと謗りたり。されど彼は縁を求めて姉小路中將に面會したるに、中將より、貴藩の上洛、國是の決定は如何ぞと問はれしを以て、僕は僻地にある浪人につき、その委細を知らずと雖も、主人平日の覺悟は、天下有事に際しては國力の有らん限りを盡すにありと答へしに、叡慮を惱まさるゝ方今とて、一刻も早く上洛ありて然るべきに、貴藩には更に其樣子なし、夫れにても天下の爲めに國力を盡すといふべき歟と再問せるより、何ぞ必ずしも上洛の有無によりて忠勤の有無を決せむ、藩の覺悟は時、處、位に由ると存ず、我藩は二百年來長崎御藩を勤め、夷狄防禦につい て堡塞、戰艦、大砲、玉藥等を充備するとゝもに、數千人を遣はして非

當の手配をなし置けり、而も今や夷人追々爭端を啓く旨の風說あるを以て、其手當の如きは嚴重にも嚴重を加へ、萬遺漏なきを期せり、これ蓋し天下に國力を盡す所以ならずやといひければ、中將重ねて、方今天下の病は已に腹心に入れり、されば何藩にても上洛して宸襟を安んじ奉ること肝要ならずやと反問ありしを以て、江藤答へて、是は仰なれど、長崎は天下の大手口にて夷人通商入國の場所柄なれば、此處の防禦は嚴重にせざるべからず、假令他所にて後れを取るも、長崎の大手口だに防禦を失はざらむには、外侮を受くることなかるべし、卽ち實に大事の場所柄にして、此を堅く守護するは宸襟を安んじ奉る所以に外ならずと言ひければ、中將も道理につまりて、上洛の內命あらば如何にと問ひ、內命あらば上洛すべきこと勿論なりと聽いて安堵せり。 去る四五月の比、薩州、長州の上洛して國事の周旋をなすや、爾來其勢に乘れる爾藩は、他の大藩の上洛せざるを國家に忠ならざるものと誹りたりしを以て、京紳浪士にも之に雷同するものを生じ、よりて一方には國事周旋の內命を受くべく奔走する藩士あるに至れり。 蓋し大事の問題をひ

かへながら、政見に知識を求むる誠意はなく、唯國家の爲めとは勤王を唱ふるにありとなしたりしにて、ために攘夷を唱へながらも邊防の如何を忘れ、編狹無識の思想に驅られて、空論に口角沫を飛ばせるなりき。

公卿に對する江藤の月旦

是時江藤は京都に於る有名の公卿の人格風評を記して曰く、近衞殿下(關白忠熙公)は正直寛容なれども格別才明にはなし、轉法輪三條殿は格別の評判なけれど、一説には堂上の第一等にて、屢次粟田口宮に參りて密談に時を移さるといふ、中山大納言殿(忠能)は才明なれども利を好みて主義一貫せず、正親町三條殿(嵯峨實愛)は秀才の風評あれど並の才明にて正直の人なり、大原三位は正直剛强なれども智謀の人にはあらず、姉小路殿は壯年にて才氣あり、能辯にて寵遇衆に超ゆれども輕易に失すと。

姉小路中將の江藤に發問せる理由

思ふに七月には諸藩の國事周旋の命を要請するもの多かりしを以て、內沙汰を下さるべき藩を其中に擇まむとして、かくは姉小路中將より江藤へ發問ありたるなり。

此の如く長州侯父子は久坂、桂等に擁せられしを以て、島津久光の鎮壓に失望したる浪士輩は、是に乘じてその意を達せんとし、ために其議論は益、猛

外夷拒絶斷行の議と赦免恩恤の施行

烈を加へしかば、朝廷の國事掛に於ても假條約を破棄して外夷拒絶を斷行すべく議するに至り、曩の大赦によりて直に恩典を要求し、まづ故三條實萬公に贈右大臣の命を請ひしが、つゞいて水戸老侯以下、戊午以來の國事の奔走者乃至外國官吏の暗殺者等に赦免と恩恤とを幷せ行はんと主張し、長州の世子定廣を江戸に下して大原三位に勅書を與へしめ、以て關東をして其赦免恩恤を施行せしめんと決するに至れり。かくて京都の事情は再變し、改革は破壞に傾くとゝもに、赦免を恩典に混じたる事遂行せられしかば、關東に於る勅使の盡力も、亦ために攪亂せられたりけり。

朝廷の內意を承けて上洛を決定す

久世宰相朝意を受けて公へ書翰を送る

七月二十五日、久世宰相朝廷の內旨を受けて公へ左の書翰を送れり。

以㆓寸楮㆒得㆓御意㆒候、殘暑難㆑去候處、御闔門樣御揃御清安令㆑賀候。然者先年蠻夷來船以後、闔國人心不和、追々不㆑容易形勢被㆑惱 宸襟、國家之御爲不㆑及㆑申、公武御榮久之義被㆓思召㆒、先達而　勅使被㆓差下㆒被㆓仰出㆒候御旨趣、於㆓柳營㆒も追

公勤王の誠忠は主上の知食さるゝところ

御内沙汰仰出の議

追被及御請、御滿悅之義候得共、尙又御請之廉早速被行候樣、爲國家周旋之義、黑田細川兩家へ（長薩周旋候得共尙又兩家へもと申筋）御内沙汰有之候趣に候。就而者御隣國之人々へ　御内沙汰御座候而貴國へ　御沙汰無之樣に而も如何。一體勤王攘夷之賢慮は兼而被知食　御感之御義に候。乍去當時御隱居之義、尤長崎防禦筋者是迄通御心配之旨御座候得共可有如何哉。賢息にも乍御若年御英邁にも被成御座旨候得者、　御内沙汰に而も可宜哉ながら、全體思召之處承度、表立御沙汰と申次第に者相成兼、御近親邊にて御達申候樣との　御内沙汰に有之候得共、御差支之程も難計、漫に被御下御心配に而も如何、無御遠慮御内々に　御趣意被示越度、御容子次第に而如何樣共勘辨可仕候。右兩家へ御内沙汰有之候は手續も御座候歟、何分却而御當惑に而も如何、打割相伺度候、將當時至當之御高說も可有之、竊に拜承仕度候。扨又蠻夷拒絕之義者專　叡慮より出候旨、彼等も粗承知罷在候哉にも相聞候、就而者近海へ襲來間敷とも難申、其砌非常之御處置を以御守衛御座候樣別而御賴申置候。大樹公御上洛之義、一橋越前之事、各御受

に御座候、惣而　叡慮徹底事速に被㆑行、國家安穩萬民鼓樂に至度候。拙者にも頃日來麻疹に而引籠居、巨細承知仕兼候次第も御座候得共、事件粗如㆑右候。尤御國力に而先頃御臺場御新築迄も有㆑之深く被㆑盡㆓御國力㆒候段者誰彼も承知罷在候義、貴家を擯斥して他へ　御內沙汰御座候譯に者無㆑之候得共、賢慮之處篤と承候半而者、却而御迷惑之程も難㆑測、去迚御間柄之義一應貴慮御尋不㆑申候而者心ならず、先內々得㆓貴意㆒候、御答次第尙又委曲申入候義も可㆑有㆑之哉と存候。御答拜披之上　御內沙汰有無如何樣共應㆓貴慮㆒可㆓取計㆒と存候。他見者仕間敷候間、御存分之處御示可㆑給候。御沙汰之義者內々に而、御周旋者表向之場に候間、其亘りも御六ヶ敷次第も可㆑有㆓御座㆒歟に御座候。何分被㆓仰出㆒候迄之評議者小子病中不㆓相拘㆒、右　御內沙汰之義承知仕候に付而、爲㆓早速得㆒御意㆒候迄に候。篤と御賢考御周旋も御座候半者　御滿悅哉と奉㆑察候。先松平大膳大夫、薩州名代島津和泉等周旋も仕居、右之糟糠を御嘗被㆑成候樣に相當候而者如何、尤別段之義左樣之事に者無㆑之、筋合紛亂御當惑御座候而も如何。不㆑被㆓仰下㆒候而者御瑕瑾と申

譯に者無之存候得共、惣而御隣國之義何より心中不穩、艸々御様子相伺候、何も要用而已、亂書御免可被下候、恐々謹言。

七月二十五日　通　熙

松平閑叟殿

此書翰は八月六日佐嘉に到達したり。『勤王攘夷の賢慮は兼て被知食御感。』とあるは、是まで時勢に對して國家に盡されたる公の忠誠に深く叡感あらせられたるを證す。蓋し其事の空言にあらざるは、『御臺場新築も被盡國力段誰彼も承知。』とあるにて之を知るべく、自今の大問題たる夷狄を遠ざけ國威を宣ぶる聖意に對し、公の模範たりしことは、至尊以下公卿の總て承知ありたるところにして、必ずしも江藤の姉小路に對する說破を待たざるなり。否寧ろ明かに知れゐたればこそ、此上上京周旋を命ずるを躊躇せられたるなれ。かくて公は意を盡したるこの御内沙汰を受けらるゝや、普通の大藩主乃至老中になるべき程の人ならむには、必ず二三の腹心者と謀りて參謀の言に左右せらるべきも、公は是を侍從公に示して相談せられ、内廷の

一兩人のみ或は窺ひ見もしたりしならむも、翌日自ら返翰を認めて差し越されたりき。其文は下の如し。

七月念五之貴翰相達忙手奉拜展候、如高諭殘暑退兼候處、御闔堂御揃益御清迪被爲渉奉拜賀候。然者先年蠻夷來船以後闔國人心不和云云に付、先達　敕使被差下被仰出候御旨趣、於柳營も追々御受も相成　御滿悅之義に候得共、尚又御受之廉早速被行候樣爲國家周旋之義黑田細川兩家へ　御內沙汰有之候趣に候。就而者隣國之人々へ　御內沙汰御座候而、弊藩へ　御沙汰無之樣に而も如何、去迚拙方差支之程難計、漫に被仰出候而却而當惑心配仕候而も如何に被思召、一應內意御尋被下候に付、存意之次第無遠慮申上候樣、容子次第に者如何樣共御勘辨可被下との御懇篤之御紙表委曲拜承仕候。右　御內沙汰之一條者、勿論愚息肥前守にも若年之事に而、未事務練達も不仕事故、奉願者甚不相似合義に付、何共用捨に奉存候。尤萬一被仰出候義も御座候半者、素爲人臣者何角逡巡可仕樣更に無御座、乍不束奉　天命候覺悟に御座候。　一件段々御懇篤之旨御座候に付、心底

之程致吐露、御内々奉汚貴聽候間、宜敷御差含置可被下候。此段爲貴答内要用而已如斯御座候、匆略之體何分御諒恕可被下候、恐惶謹言。

八月七日　　松平閑叟

久世宰相賢公

素爲人臣者何角逡巡可仕、乍不束奉天命覺悟との二句を以て決答せられたりしは、公の風采を發揮して錬金の光あり。さりながら、昨日披きし書翰に今日その返書を出されたりしは、亦餘りに敏速なる處置たらざるべからず。よりて推考するに、曩に古川與一の久世卿の許へ往復せる時より、雲上と三城の隱栖との間には既に此の内命の氣脈動きゐて、公の熟慮ありしところには非るか。斯くて侍從公より内々この事を政府の重職に洩らし聞け、以て江戸邸に申し越して左の願書を出さしむ。

公京洛の事情を明にすべく參府を早む

同姓閑叟儀、持病之痔疾時折差募難儀仕候に付、國元温泉入湯願之通當二月御暇被仰出二十箇月程も罷在候而參府候樣被仰渡、於國元緩々養生仕候得共一圓快無御座、依之伊東長春院藥兼而致相應候に付、同人へ相類、尚

又致₌療養₋度御座候付、未御暇月限中候得共、當秋冬に懸出府候樣仕度、此段奉₂願₁候。

八　月

尚更に事情を申し添へて、此願聞き届けらるれば、當時節柄なるより、途中京都に立ち寄りて親戚なる中院久世の兩家に面會致したしと書面を以て願ひしに、幕府より勝手次第たるべしとの指令ありしを以て、公は軈て上洛の行裝を治められたり。長春院は玄朴の改名なり。

長崎方面に藩力を盡して天下の重望を負うたる公の、這次上洛を決せられたるは頗る重大の事なり。其此に至れる次第は、既に前に述べたるところなりといへども、尚梗概を總括し置かん。初め島津家老、長州世子の上洛によりて京師の物騷なるを聞かれし公は、五月の末古川與一を內使として京都に上らしめられしに、六月初めに發途せる古川は、月末久世宰相より返翰を得て七月初めに歸藩したり。然るに其文中にも當表靜謐御休意とある如く、其頃京都も漸く靜謐に歸したりしに、既に長州の藩論一變して、土佐

二ヶ月間に於ける朝議激變の跡

筑前及び肥後にも國事周旋の內命を下すべき議の動き初めし頃に至り、永井雅樂の江府引取あり、二十五日久世宰相の此內書を認められたりし時には條約破却の議起りゐたり。僅二箇月の間に京都の議の動搖變轉したること此の如し。毎々いふ如く、交通不便の當時とて、京都への往復には半箇月を要したりしを以て、此く動搖變轉の驟なる京師に上るは、普通人士の非常に當惑するところなりしも、公は少しもさる頓著なく、自ら一定の持論を確立し、平生の夷險不滯胸中底の修練工夫によりて邁往せんと欲せられたりき。蓋しこれ他の參謀に傅姆せられたる諸大名の態度と全然異なる所にして、亦注意して見んことを要す。

朝議の變更、大原勅使の復命

公上洛の決定後も、朝議は變轉して息まず。條約破却は、事重大なれば、衆議を盡せる後に決せざるべからずてふ國事掛の議に聽いて、中山、嵯峨二卿の手に之を保留し、先づ赦免恩恤の事を決定し、其結果八月二日長州の世子

長州侯世子赦免恩恤の勅書を奉じて關東に下る

定廣を學習院（當時にありて國事を議する所）に召して、左の勅書を授け、以て關東に奉じ下らしむ。

戊午以來官武降黜幽閉等の輩追々再出に相成候處、於㆓地下㆒輩者今以其儘の分も有㆑之候間、早々赦免可㆑有㆑之と被㆓思召㆒候。三條故入道內府儀者、被㆑爲㆑慰㆓忠魂㆒被㆑贈㆓右大臣㆒候に付ては、於㆓水戶㆒故前中納言以㆓出格之儀㆒被㆑贈㆓大納言㆒度思召候。且往年來長岡驛等に於て橫死候者共より始、其後安藤帶刀、鵜飼吉左衞門列以下諸國之士、於㆓關東㆒死罪且牢死致候者、又は流罪幽閉等にて死亡候者共、或は櫻田、東禪寺、又は坂下等の一件、其餘國事に死候輩、近くは伏見一擧等にて致㆓死失㆒候者共、靈魂招集、以㆑禮收葬、令㆓子孫祭祀㆒候樣被㆑遊度、尤現存之者共者夫々如㆑舊相復候樣との　叡慮に被㆑爲㆑在候。不㆑拘㆓存亡㆒預㆓是等之事㆒輩姓名其向々取調、不㆑洩樣早々可㆓申上㆒候。其上前條之趣夫々御處置被㆑爲㆑在度思召候事。

水戶故前中納言爲㆓國家㆒忠節盡力卓越之段深　叡感に付、被㆑贈㆓大納言㆒候義に付、猶又於㆓當中納言㆒も繼㆓其遺志㆒爲㆓皇國㆒可㆑有㆓丹誠㆒段、自㆓幕府㆒被㆓申渡㆒候樣被

遊度思召候事。

是を大原三位に傳へて、幕府に施行せしむべしと命ぜられたるなり。よりて翌日より定廣は周布政之助、桂小五郎を隨へて江戸に下り、以て勅書を大原卿に與へしに、更に卿より是を示されて相談せられし島津久光は、伏見一擧の主謀者をも文中に加へたるを見、こは我藩が京都鎭靜のためになしたるものにて、既に賞を受けたる處分なるに、かくては却て過失となりて前後の趣旨一貫せず、又將來とても賞罰を行ふ能はざるなりとて、定廣との會見を拒絶したりしかば、桂は大に驚き、密に大原卿に請うて勅書より其文句を削除せんとしたりしを以て、不應爲の事とて始めは敢て聽かざりし卿も、岩倉朝臣の與へし注意を回想して、之が拒否による薩長の隙の構成を恐れ、平生の正直剛毅に似ず、昨夜京都より内命ありたりとて其文句を削除したり。

島津久光長州侯世子との會見を拒絶す

されど是より久光は長州に快からず、兩藩の軋轢はます〳〵甚だしくなりき。蓋し浪士の激徒は寺田屋事件以來、薩摩を目して天璋院の緣によりて幕府を佐くるものとなしたりしが、京紳藩士にも亦其を嫌疑するものあり

薩長軋轢の端

しを以て、久光が大原三位を奉じて關東に下りたる事の不評なるに乘じ、長州は其人氣に投合して三條姉小路等を慫慂し、以て過激の論を主張したりしかば、大原三位の二箇月を關東に滯在して改革に致せる盡力も、半ば水泡に歸したる感ありき。薩長の相軋轢するに至りしは、既に此にその端を發せるなり。

尊王攘夷の美名を標榜せる荒公家（あらくげ）浪士等すら、勅書の加除を敢てする程なれば、他の亂暴自儘なるは亦言を俟たざるところなれど、彼の長州世子が奉じ下りし勅書の如き、前文に赦免可レ有レ之とあるは其罪を免除することなるに、後文贈官を以て之を受け、更に又下文に死失者以レ禮收葬、現存者如レ舊相復とて、赦と賞とを相混じて名例の解釋を根本的に繆るに至りては、執筆者の責任輕からずと云はざるべからず。死者の禮葬と生者の復舊との平衡を失うて、殆ど處理すべからざるに陷りしは、亦固より其所たり。政治法律の知識なき性理學者乃至國文學者とても、まさか復舊の文辭の封祿官位を復する意までは含まずして、只常人に復舊する意味なるを解し得たりしな

二嬪四奸五賊

るべく、果して然らば贈官禮葬は濫法となり、皇政を復せんとする初めに於てかかる勅書を作りしは、朝憲を紊亂する不謹愼至極のことゝ謂はざるべからず。さはれ尊王一點張にて他を慮る餘裕なき輩なれば、幕府に前後相違せる處分を行はしめて、毫も頓著する所なく、却て是を快事となしたり。即ちかの憂國を稱する島津久光の如き、自家に係る文句につきてのみ抗論したりしを以て、自藩の事にのみ沒頭して大局の理法を明かにする能はずとの非難を免れざりき。かくて斯かる麁忽事のみ續行せられたりしを以て、時局紛糾、歴史の汚點を遺すことのみ多かりき。

　されば主上の御信任ある縉紳なりとも、激徒等の憎惡を買うては、その榮辱の旦暮に變ずるを免れず。六月以來京師には二嬪四奸五賊の語稱へられたり。二嬪とは主上寵遇の少將内侍今城氏、衛門内侍堀川氏にして、其下なる岩倉少將の女土佐局、押小路氏の大和局以下の命婦亦奸物とせられたり。四奸とは久我内大臣建通、富小路二位政直、岩倉少將具視、千種少將有文をいふ。いづれもこれまで主上の御信任を受けたる人々にて、久我公は議

奏の首班に、以下は議奏傳奏に居りて國事に當り、和宮降嫁、公武合體の事は主として斡旋したるを以て、幕府よりも待遇厚く、爲に收賄の嫌疑すら受けたりき。五賊とは前月天誅に遭うたる九條家の侍島田左近、二條家の侍某、酒井所司代の用人兩名及び彥根の中老長野主膳をいへり、主膳は彥根の獄に囚はれて是月切腹を命ぜらる。彼の二嬪兩命婦等は、宮中を蠱惑するものと激徒より評判せられたりしを以て、越後の浪人本間精一なるもの宮中廓清論を主張し、ために前月二十日いづれも皆宮中を追ひ出され、是月二十日には富小路、岩倉、千種の三朝臣亦落飾蟄居を命せられたりき。當時浪人より憎嫉せられむか、縉紳より宮人まで、用捨なく動搖せさせらるゝ此の如きものあり、亦以てその宸襟を惱ましたりし程をも推知すべし。

却說、大原三位は二箇月滯府して斡旋したりしが、使命も意外に良く運びたりしを以て、八月二十三日彼地を發して歸途に上れり。然るに前日先發せる島津久光は、行列を整へて川崎驛より生麥に差し蒐りたりしに、折柄馳せ來れる橫濱在留の英國人三名、女一名は、馬を聯ねて行列を橫ぎらんとし

生麥事件と英公使の抗議

たりければ、從士奈良原善左衞門（藩より足輕岡野新助と屆出づ）は無禮者とて一刀の下に其一人を斬り殺し、二人を傷つけ、ために女は遁れ去れり。元來大名の行列には行軍の習法存するを以て、隨士の處置の如きは暴行とは咎められ難けれど、未だ闌截せざるを斬りたるは過りといふべし。其下手人の一人と稱する海江田信義は、幕府をして攘夷を斷行せしめんが爲めに、故意に難件を構へたるなりといへりと聞けど、後日然かいうて自ら强うせんため、初めより深意ありたりげに言ひ做したるにはあらざるか。とまれ久光が藩士統制上に於て訓練を缺きしとの非難は免れざるべし。如何となれば、薩摩より戰端を挑むは、啻に先侯の遺志に戻るのみならず、久光が周旋の本意にも相濟まざる譯なればなり。此英人等は觀光のため上海より來遊したる商人なるが、殺されたるはリチャードソンといふものにて、腹を刺されて打仆れたるを、隨士等は追ひ來りて殺害せるなりといひ傳へたり。是まで外國公使は、屢、外人殺害のありしに拘はらず、深く咎むることをなさざりしに、今度は大名の所爲に係るをいひて、英國の代理公使より嚴重なる抗議提出せ

幕府改革に對する薩藩の盡瘁水泡に歸せむとす

られたりしかば、大原三位は爲めに品川驛に留まり、二十四日に至つて歸程に進みたりき。

久光は、上京の初め伏見に血を流して隨士の暴擧を喰ひ止めしが、今又江戸を發するに臨み、生麥に血を流して攘夷の動機を與へたり。而して此擧は少壯血氣の徒の以て痛快を叫びたることとなれども、畢竟亡兄の遺志繼承を自稱せる久光に、國家の爲めに圖るの器量なきを證するものたらざるべからず。已れ一藩をだに統和する能はずして、爭でか能く公武合體を遂ぐべき、卽ち彼の還京後、長州の攘夷論頓に勢力を得るに至り、ために、彼が是まで關東にありて大原三位と共に盡力せる幕府改革の事も、殆ど無意義になり了らんとする傾きとなりたり。

第七十三章　公の國事周旋

國事周旋の內命

筑前肥後肥前三藩に國事周旋の內命下る

朝議はいよ〳〵前月來內沙汰ありたる各藩へ、其姻親の搢紳を通じて國事周旋の內命を賜はるに決し、因て筑前へは二條家、肥後へは一條家、我藩へは攝關の親戚なきより、議奏の久世家內命を傳へたり。かく諸藩の、姻親の公家によりて朝命を吐納するは、水戶老侯の、鷹司家によりて朝廷に氣脈を通じたる事、その端をなしたるにて、今や朝廷の命令は直接下さるゝ姿となりたれども、勅書を幕府に下さるゝの外は、諸侯尙公家までの內命を傳ふるにてありき。而して初め旨を諭さるゝを內沙汰と稱したりしが、後の下命も亦內命を賜はるまでにて、公然たる天皇の勅命を受くるにはあらざるなり。

土佐侯亦內命を拜して上洛す

曩に上洛の風評ありたる土州侯は、三藩の外とて其內命を三條家より傳へられしを以て、八月二十五日五百の同勢を率ゐて河原町四條の邸に入

りたりき。蓋し該藩の激論家武市、坂本、土方等の擁する所にして、三條家美卿により長州と歩調を合せて國事の周旋をなしゝかば、是より京都の國事周旋者に薩長士の稱ありしも、隱居の容堂侯は江戸に在りて一橋越前の改革を助け、乾泰助(板垣退助)小笠原平八等その側にありてともに周旋したりしを以て、父子異趣にして朋黨を分ちたりき。かくて京都には、肥後侯越前侯も來月は兵を率ゐて入京すべしなどの浪士等の放てる流言紛々たりしかば、是を聞ける久留米藩始め因州備前等の諸藩士は、主持する政見あるにはあらざるも、續々國事周旋の內命を得べく運動をなしたり。これ蓋し久世宰相の內書にもある如く、內命なきを藩の瑕瑾の如く思へるによるにすぎざりしを以て、識者は是を名義に墜つるものといへり。

時に江藤新平は、浪士に交はりて時政の是非を論じたりしが、彼等の多くは識見淺薄、時務に通じて國威を宣揚すべき策などは思ひも寄らず、徒に名義に附和して無謀の攘夷決行を豪語したりしかば、新平はその遂になすなきを察知せり。否啻に新平のみならむや、浪士中の稍、識見あるものは、齊し

江藤新平更に密奏書を上る

く、浮浪の士の、人氣に投合雷同するに過ぎずして、迚も爲すあるに足らざると、公家の、腑甲斐なくして、幕府に代つて政權を把持するに堪へざるとを嘆息したりき。されば十六日に至りて、江藤は一封の密奏書を上れり。其大意は『當季春以來、皇權復古の大機到來し、夷狄不順の禍を一轉せしむべき時節となれり。然るに公武一和、海內鎭定とゝもに、夷狄を弘安の故事に倣うて打攘すべしといふは、亦上策にあらざる歟。公武一和ある以上、御夷の事は幕府へ御委任あるべからず、蓋し迚も海內同志せずして、却て弊害あるべければなり。されば天下萬民の爲め、天朝御直に指揮あらせられ、夷狄攘撫の兩處置は、時宜至當の叡決を以て貫徹致す通有之度、先づ諸大藩を召し上せられたる上、御夷は天朝にてその御處置あるべき下勅ありて、上洛の諸藩に周旋あらしめらるれば、幕府も多分奉諾すべし。かくて在港の夷長を召して鎖港の旨を諭さるべく、其際若し勅諚を奉ぜずば、攘夷の叡決も難計旨を以てして、諸國の忠士を禁裏守護の親兵に御選擧あるべし。』といふにあり。前の諸大藩主を召して幕府の政權を收むべしてふ中野方藏の意見は、

餘り大膽に過ぐる嫌あるものなれど、外交は朝廷にて御處置あるべしといへる江藤の意見は、當今國際の通法にして宜しく然るべき事なり。されば、公家志士輩の、斯かる識見は毫もなくして、只偏固なる思想より攘夷を主張し幕府を窘窮せしめたるよりすれば、此密奏は時に取りての卓識達論といふべく、頗る愉快の感あるものたらざるべからず。

久世家によりて我藩に傳へられたる内命は、大坂詰の目附北原有右衞門封書の儘之を奉じて、中國五日著の早打にて護り下り、八月末佐嘉に到著せり。公の平生の動作にありても、神佛と至尊とに係る事には必ず嚴格に敬意を表せられ、主上に係る文書の如きは、端坐君臣の儀を正したる後、拜披せらるゝを常とせられたり。さて是までは、朝命に係る事とても只任官敍位等のことのみなりしに、今度の久世家の封書は、叡慮より出でたるものなるを以て、其拜見の式は、其禮を正しくして之を修めむとせられたり。即ち內寢に於て父子下席に著坐ありて、文箱の封を手づから披き、以て拜見せらるゝを作法としたりしが、這次は、側頭より公式に近侍長古川與一へ對し、京都よ

兩公國事周旋の內命書を拜見す

りの御書到著し、內の御座間にて兩公手づから開封頂戴拜見あるべきを以て、其際御手澁を勤むべしと命じたり。公の事に觸れて人と談論せらるゝや、英氣風發、銳鋒當るべからずして、正に英雄の資あれど、其持行謹嚴にして小心翼々なるは此の如し。目下京都に於ける志士の擧動とは雲泥の相違といふべく、其至誠は自ら神に通ずるものあり。かくて閏八月朔日、公は侍從公と裃を著けて、本丸の內寢に封書を披見せらる。その內容は左の如し。

蠻夷渡來後　皇國人心不知を生じ、當時不容易形勢に至、深被惱　宸襟候付、　皇國之御爲者勿論、公武猶々御榮久之樣、去五月關東へ勅使被差下、被仰出候御旨趣有之候處、於大樹家も七月朔日　叡旨御請被申上　御滿足之御事候。然上者早速事實不被行候而者無詮義、折角被仰出、於關東も御請之筋難立候間、右　叡慮愈以速に被行候樣被遊度思召候。就而者薩州、長州專周旋　叡慮之事候得共、於鍋島家も同樣爲國家抽丹誠周旋之義、御內々御倚賴被遊度　御沙汰候早々御內達可有之事。

『早速事實不被行而者無詮』を緊要句となす。さて此文のみにては、意味の明

當御内沙汰書に添へたる久世宰相の註釋書

瞭を缺くものありとて、久世宰相は更に注釋の添書を封入せり。

猶以御親族邊に而及御内達候義也。

一翰申入候、然者御別紙之趣被仰出候間則申達候、專爲國家厚御周旋可有之候。長崎表防禦筋御心配是迄通被蒙台命候上者、尋常御退隱之譯とも相違候義、尙肥前守殿被御申合、御丹誠肝要候、恐々謹言。

八月二十四日　　　　通熙

御別紙は卽ち前の御内沙汰なり。注釋の添書は左の如し。

一、七月朔日御請と申者

一橋越前等之事候、大樹公上洛も未然に被申上候

一、早速事實不被行しては、

右者前條兩人被登用候上者、老中始諸役人一團と相成、政事向惣而正議に歸し、因循姑息之弊習を除　叡慮之御旨趣相立候樣有之度、自然是迄の通空敷歲月を送候而者無詮義、此邊御周旋　思召徹底致候樣有之度事。

一、夷狄之爲に凌辱を不ㇾ請、御國威强大相成、御案痛之　聖慮相立候樣、於㆓柳營㆒深賢考可ㇾ有ㇾ之、猶上洛之上具に御沙汰可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候得共、此邊も乍ㇾ序御周旋之事。

一、周旋之義　御内沙汰に付而者、夫是御存付之次第も候半者、内々可ㇾ被㆓御申聞㆒候事。

八　月

御別紙荒凉に付加㆓注釋㆒申入候事。

御内沙汰拜受と筑前肥後兩藩との申合

其大意は、大原勅使下向し、一橋越前が幕府の大改革に當り、大樹上洛して攘夷の聖旨貫徹を議するにつき、是までの如く歲月を空過せざる樣に思慮を盡して周旋あるべしといふにあり。されど此時既に、長州一派の攘夷斷行論の京都に動きゐたるを聯想すべし。

此内沙汰書を拜見し了られし公父子は、與一をして之を床に奉置せしめ、以て宗室國老等に内々拜見せさせられしが、卽日筑前肥後へも内使を遣はして申し合せんと、近侍長古川與一を筑前に、千住大之助を肥後に遣はすに

決す。是れその形式は藩交なりと雖も、薩長が獨り其功に居らんとするとは、大にその局量を異にせる公正の態度なりとす。久世宰相へは左の御請書を差し出さる。

尊翰奉拜見候、然者御別紙之趣被仰出候間則被相達、專爲國家厚周旋可仕候。長崎表防禦筋、心配是迄之通蒙台命候上者、尋常退隱之譯とも相違候義、尚肥前守申合丹誠肝要候旨被仰下、難有奉敬承候。右御請可申上如斯御座候、恐惶謹言。

閏八月三日　　松平閑叟

宰相は、内命移牒の此便に附して、又曩日の内書の答に對する返翰を公に送りたり。左の如し。

去七日之御念答令捧讀候、然者　御内沙汰之義委曲御楮表之趣令承知候、則其筋相達御別紙被相渡候、御内々之義に付御文面惣而柔軟に御座候。別書相認候通外々之譯と違候御隱居之御義、惣而公武之御爲にも候得者、偏に御周旋所希候、夫故御書付にもぱつと御稱號のみ認有之候、尙又思召

付も候半者無御斟酌被仰越度候。乍御面倒別書貴報申請度、御請之段顯然と相役へも知せ置候半而者都合悪敷、此段御承知置可被下候。追て御趣意相立候而嘸々可被為　御滿悅存上候、聊御逡巡無之次第感入候。仍草々如斯候、恐々謹言。

八月二十四日　　通熙

相役へも云々とは、議奏傳奏等國事掛の人々にも示すとの義にて、嘸々御滿悅とは、主上に申上げなば御滿悅あるべしとの義なり。御逡巡無之次第感入とは、前答の爲人臣者何角逡巡可仕てふ公の決心を云へるにて、其議奏衆を感動せしめて、雲上に達したるを想見すべし。公の之が返翰は左の如し。

前月二十四日之御答書相達、忝奉薫誦候　御内沙汰之義に付先書奉復之處、其筋被相達、御別紙被相渡候に付、右一通注釋一通、扨又野生父子へ御狀一通宛、家來之者江被相渡到著之上奉拜見候處、御內諭之趣家之面目不過之、難有仕合奉存候、此上者不肖ながら奉戴　叡旨、精力之限盡愚忠候覺悟に御座候。何れ近々上京得拜顏萬々奉伺義も可有御座奉存候、先以御請

之義者、不ㇾ闍家來之者差出申上義に御座候條、何分宜敷御執成被ㇾ下度奉ㇾ希候。此段拜復爲ㇾ可ㇾ得二尊慮一、草布如ㇾ此御座候、恐惶謹言。

閏八月三日　　　　　　　　松平閑叟

乍二不肖一奉二戴叡旨一精力之限盡二愚忠一覺悟の句は、之を前の爲二人臣一者何角遂巡可ㇾ仕の句と對照し見るべし。蓋し公は、此内命の、始めより至尊の宸衷より動いて此に至りたるに深く感激せられ、よりて此上京には、渾身の精力を盡して宸襟を安んじ奉らんと覺悟を定められたるにて、實に誠心誠意の發露に外ならず。さはれ其後に於る京都の形勢は、一變倒行逆施の樣になり、ため に折角精力を傾倒せんとせられし公の豫量も、拍子拔となりたる感ありき。後に順次に記載するを見るべし。

内使を筑前肥後に遣はす

斯くて六日に至り、協談のため筑前肥後へ内使を遣はすべく左の書面を認めらる。

古川與一筑前に赴く

(前略)此度無存寄天朝より　御内命之御書付頂戴仕、家之面目誠に以難有仕合奉存候。乍然不束之身分右樣重大之奉蒙　御内命、實以恐懼至極、當惑此事に御座候。恍に承知仕候得者、明公にも　御書付御頂戴被成候由、恭悦之御義奉存候、右に就而者彼是御賢考之御次第も可被爲在、第一御請之御振合、御上京之御都合等、何卒極御内々奉伺度御座候。就而者差付如何も御座候得共、數十年召仕、兼て內用向申付候古川與一と申者江極內々相含、別紙麁書持參申付差出候間、御目見之義は難申上候得共、　御内命之御一條委細相心得候、御家來衆へ面會被仰付、逐一御示教被下度奉願候。右樣唐突申上、如何にも奉恐入義に御座候得共、實に當惑千萬之次第故、兼而之奉任御別懇打懸御相談申上候間、不惡聞召被啓、御指南之程幾重にも奉願義に御座候。先者差向候用事而已別て差急、草略亂毫之體御海涵奉希候、恐惶謹言。

閏八月六日　　松平閑叟

古川與一之を齎して翌日より博多に赴き、九日筑前中將齊溥侯に謁見して

千住大之助肥後に赴く

是翰を呈したるに、侯は信近の濱兵太夫をして與一と面會せしめしを以て、與一は條々の協談を遂げ、更に十一日侯より左の答書を渡されたり。

(前略)今般　御内命御頂戴奉レ賀候、於二小子一も御同様に頂戴、不レ堪二感荷一奉レ存候。右に付而者御請之振合、上京等之義、極内々に而御承知被レ成度、御側向より御別紙廉書を以委曲御含相成、逐一敬承仕候。早速直話致候筈に候得共、持病十分無レ之、不レ得レ止側向内用をも申付候濱兵太夫へ委細相含及二内話一候、段々御委敷御紙表之趣、夫々難レ及二貴答一幾重にも御宥恕所レ祈御座候、恐惶謹言。

閏八月十一日　　美濃守

千住大之助は同じく熊本に赴き、十一日肥後少將慶順侯に謁見して公の書翰を呈し、亦數日逗留したる後、十七日左の答書を渡されたり。

(前略)今般　天朝より被レ爲レ蒙二　御内命一候段重疊奉二恭悦一候。就而者彼是御配慮之御義奉レ察候。如二貴命一野生儀も御同様蒙二　御内命一、冥加至極難レ有仕合奉レ存候、無二存懸一蒙二御沙汰一、不肖之身尚更奉二恐入一候。右に付御請之振合、且上

協談の内容

京之都合等被成御承知度、其外御内々爲御聞合、御側役廉書持參被差越候間逐一示合候樣貴敎之趣、具に拜承仕候。此節之義實に當惑仕候得共、不取敢一應之御請者一條殿迄申上、使者側用人差立申候。尤御禮且上京之振合等如何程に相心得可然哉、彼是委細伺取候義も相含置候得共未相分、何も治定難仕奉存候。右之通に付蒙御内命候段江戶表之屆、諸向知せも見合置候程之事に而、萬端當惑罷在候處、尊札に而御樣子も承知仕、以後は却而諸事御敎諭をも可奉願奉存候。委細之義者御使者へ家僕より及面談候間、御聞取被下、被思召寄候義者何卒無御腹藏御示敎可被成下候。別紙御書付等寫之通奉入貴覽候、恐惶謹言。

閏八月十七日　越中守

古川、千住兩人の、兩地に協談質問したる廉書(條件)は五箇條にて、之に對する兩藩の答は左の如し。

一、御書付振合之事。

(筑前の答)　御書付之趣者、此度關東江勅使被差下候　御旨趣有之候處

關東より御請被相濟薩州長州專周旋有之候得者、當家にも同樣周旋之義御內々御依賴被遊度との御文面に候。兼て二條家へ御由緒有之候に付、右之譯を以御書付御內達相成候由に候。御請之義者被恐入候に付、御同家迄直書を以難有被致拜承候段一通被申越、尙御禮旁、御同家迄重役差立、頃日出立致候。右御書付之趣拜承の上、御內命之通周旋被申上候存意に候得共、叡慮之趣尙得と拜承不被致候而者、差當勘考も不被出來義に付、參勤懸自然者登京、叡慮委細被相伺候義も可有之哉。右之亘りは專彼表之御模樣も有之義に付、登京之重役へ被相含、二條家江內々伺之上、萬端居り被相立含に御座候。

(肥後の答) 御書付寫者御返翰に御認込被置候事。

一、仰立之事。

(筑) 御內命之事故、京大阪江戶共只今別段申立等者無之候。尤前條に相認候通、參勤之節自然登京被致候都合にも至候はゞ、依時宜被申立義も可有之哉。右等之邊も取調登京之重役江被相含置候義に付、只今何

共難被及御答候事。

（肥）　公邊段々御改革之御模樣、公武御合體之義、薩長等周旋之事に候得共、旁當時　朝廷之御趣意等得と御伺取候上ならでは、如何共御見込被付兼候事。

一、御請之事。

（筑）　此廉前文に束相認候事。

（肥）　御内命之御書付一條殿より御直札を以御傳達に付、御請御同所迄御直書を以被仰達候付、御使者へ御側御用人持參被差出候。　右御請之振者御返翰に御認込被置候事。

一、參府之事。

（筑）　當春願依參府被致候處、途中に而持病手强被差發候付、一先被致歸國、快氣次第參府之心得に候處、頃日に至少々つゝ者快方に付、定例參府之時節に者押而發途之心得に被在候折柄、被蒙　御内命候に付、相成丈引揚發足之含に被罷在候事。

筑前肥後御内沙汰に應ずべき準備なし

（肥）無し

一、上京之事。

（筑）此廉前文之内、東相認候事。

（肥）御内命之御禮、且御上京等之義者、彼表之御模樣伺取候樣被仰付置候に付、御樣子に應じ御取究に相成可申事。

一、京地へ人數被差越候都合之事。

（筑）前條重役並用人其外爲用辨役向少々附添に而被差越、外に人數等者不被差越候事。

（肥）是以京都之御模樣に應じ可申、只今之處に而者無之事。

之を見れば、筑前肥後共に、國事周旋については未だ意見も持定も無くて、當惑せるなり。殊に筑前は、十月參府の途次、京都に立ち寄らんてふ、緩漫なる考なり。されど此内命たるや、その議は五月より動いて今漸く三藩へ下命せられたるものなれば、公は年來内國一致の主義により、三藩申し合せ、爲し能ふ限りは協一の歩調を取らんと欲せられたりしを以て、この協談の結果

に接しては、少し氣の拔けたる感ありしなるべし。事實はかくの如し。然るに秋初より、京都の外間には肥後筑前順々に上京すとの流言行はれ、ために之を聞ける久留米の池尻柴原等以下、其他の諸藩士等は、國事周旋の命を得べく議傳の諸卿に奔走往來し、幕吏亦諸藩の續々上洛するを抑止すべく、加賀侯に兵を率ゐて上洛すべき內命を下したりしを以て、加賀藩邸にはその長屋の作事に取り掛れりなどの訛言あるに至るなど、巷說紛々、遂に一部の有志士をして、最早公武合體も國事周旋も諸藩の競望する名義に陷れりと嘆息せしむるに至りたりき。空中の樓閣も亦怖るべしといふべし。

幕府の大改革

これよりさき、江戸に於ては、一橋の後見、越前春嶽の總裁にて、板倉周防守を閣老の首席となし、以て勅命の弊政改革、軍備充實を謀りて、先づ會津の松平肥後守容保を京都守護職となす。容保は尾張大納言の實弟なり。ついで越後長岡牧野備前守忠恭を京都所司代と爲し、京都の意を承けて久世大

和守、安藤對馬守を追罰し、酒井若狹守に隱居を命ぜり。かくて閏八月十五日諸大名を總登城せしめ、家茂將軍より左の達あり。

先般申聞候通令變革候付而者、參勤交替之義も相改候條、武備充實候樣可心遣、尤委細之義者年寄共より可演說候、猶存寄有之候半者、無忌憚可申聞候。

上意畢つて老中より達したる書面は左の如し。

方今宇內之形勢致一變候付、外國之交通も御差免に相成候付而者、全國之御政事一致の上ならでは難相立筋候處、御大禮等相續き、一新之機會を失ひ、天下之人心折合兼、終に時勢如此及切迫候次第、深　御痛心被遊候付、上下擧而心力を盡し、御國威御更張被遊度思召候。尤環海之御國柄、海軍不被興候而者御國力不相振に付、追々御施設可被成候得共、此義は追而可被仰出。右に付參勤之年割、在府之日數御緩之義、追而可被仰出、依而者當々在國在邑致し候、領民之撫育は申迄も無之、文を興し、武を振ひ、富强之術厚相心懸、銘々見込之趣も有之候半者、無腹藏申立候心得可被罷在、被仰出候。

參勤交替の制を改め且諸侯家族の歸國を許可す

斯くて後見總裁を始め、閣老水野和泉守、板倉周防守、小笠原圖書頭主任となりて改革を議し、先づ奏者番、普請、小普請兩奉行を不急として廢し、次いで江戸幕府の全國諸大名制御の大綱たる參勤交代の制を改めて在府割合を減じ、是まで江戸に居住せしめたる諸大名の家族の隨意に歸國するを斷然許す。に決し、二十二日左の通り達す。

今度被仰出候趣有之候付、參勤御暇之割、別紙之通可被成下旨被仰出候。就而者在府中時々登城御政務筋之理非得失を始、存付候義有之者十分被申立、且國郡政治可否、海陸備禦之籌策等相伺、或者可申達、又者諸大名並に談合候樣可被致候。尤件々御直に御尋も可有之事。

一　在府人數別紙割合之通被仰出候得共、御暇中たりとも前條之事件、或者不得止事所用有之出府之義者不苦候事。

一　嫡子之分者參府在邑在國共勝手次第之事。

一　定府面々在所へ罷越候義、願次第御暇可被下、尤御役當之義者別紙在府之割合を以可被仰出候事。

一　此表差置候妻子之義者、國邑に引取候共勝手次第可被致候。　子弟輩形勢見知之爲在府被致候義、且又可爲勝手次第候事。

一　此表屋敷之義、留守中家來共多人數差置不及、參府旅宿陣屋等之心得に而、可成丈手輕可被致、且軍備之外總而無用之調度相省、家來共之義者、供先使者勤共、旅裝之儘罷在不苦候事。

一　年始八朔御太刀馬代、參勤家督其外御禮事に付而之獻上物者可爲是迄之通、乍去御手數相掛候品者品替相願不苦候事。

右之外獻上物は都而御免被成、尤格別之御由緒有之獻上致來候分者、相伺候樣可被致候事。

諸家參勤割合　（略之）

右之通割合を以、在府之義者三箇年目毎に大約百日限可申候、松平美濃守、松平肥前守、宗對馬守は大約一箇月限可申事。

一　萬石以上之面々、勝手次第乘切登城被成御免候、尤殿中小袴襠高袴等相用可申、御城內江召連候供之者も可成丈相減可申候、乘切無之迚も無

益之人數者相省候樣可被致候。
一　慰斗目長袴者以來總而被廢止候事。
（右之外衣食制度の變革あるも之を略す）

筑前肥前兩藩の參勤度數は四年に一回となる

然るに筑前肥前の兩藩の如きは、かく三箇年一度の參勤年割とならむには、長崎當番の隔度に一度は、當番年に參勤することゝなるべきを以て、筑前と協談せる上、四年に一度とせられたしと願ひ出でしに、聞濟になりたりき。

江戸衰頽

此改革は幕府の根本をして崩壞を來さしめたり。蓋し是まで四里四方に烟火を簇せたる江戸の繁華は、こゝに海嘯の退きたるが如く遽に凋落を兆し、經濟は非常の大打擊を蒙りき。されば爾後激徒の暴動の頻發するを見たる外國人は、是がために失業したる士民の所爲なりと言ひたりとぞ。この解釋は、もとより西洋思想の括約を免れざるものなれど、ともまれ江戸いこの解釋は政治産業に至大の關係ある事なれば、之を議するに當りては必ず劇烈の反對論有りたるなるべし。

該改革につきての慶喜卿の意見

されば是が決定につきて、後に慶喜公に問ふものありしに、公答へて、勿論關係する重大なるものとて、當初は否むものも多か

りしが、縱し之を存ぜんと欲すとも、自ら壞るゝ時期に移りたるを如何せむ、去暮薩摩が自邸を燒いて再度の參勤猶豫を强請するや、造營費を與へて參府を促したりしは、島津和泉の出府謝禮を表する口實を與ふる結果となれり、是れ蓋し破綻の緒にして、向後此の如き事は續々と生ずべく、竟に自ら家族を歸國せしむるに至るべし、今や全國の冗費を減じて軍備の充實を圖る以上、少々の節約にては其詮なし、これ參勤交代の度數を減ずべき所以の最一にして、從つて、其强請の起る以前に改革するを是とすとの論は、誰一人非難するなくして遂に決定したるなりといひき。さはれこは江戶にとりて非常の打擊なりしかば、年を踰えて復舊せしめんとの反動起りたれど、遂に曲折を經て東京となるに至り、大都府を漸く安存するを得たりき。

慶喜、春嶽兩侯の新に幕政に當るや、初めは老中自ら外國の使臣に應接し、兩侯亦其席に莅むべしとの意氣込なりしが、さて之を實行するに及び、故障續出、所期の十か一も遂ぐる能はず。蓋し是までの實際は、外國談判の立案の如きは、唯老中の知らざるところなるのみならず、外國奉行も、調役等も之

を知らざりしにて、通詞外國人との間に申し合せたるを調役に持ち出すや、彼等はその呑み込み得る程度に草案を調製して、そを外國奉行に持ち出し、かくて順序を敎へて談判せさせたる後、形式的に老中の面會應對となりたりしにて、凡て傀儡的形式的に事を運ぶに過ぎず。即ち畢竟は、外國人の勝手に左右せられゐたりしものなるを以て、今改めて將軍の後見總裁の、堂々其席に臨むありとも、何の實行もなかるべく、或は却て體面を汚すべしとて、遂に其事は行はれざりき。其他凡ての政務の、只形式に亙りて精神を沒したるには、兩侯も惘れたりとぞ。當時列藩には、器量學識のすぐれたる賢主少からざるべしと雖も、富貴の中に敬ひ冊かれたる殿樣育ちとて、人情世態に理解なく、殊俗の外國に對して貿易條約の談判をなすが如きは、到底よくするところに非ず。たゞ公のみは、極度の財政困窮に成長し、非常の儉約に耐へつゝ藩を整理したる苦勞人にして、其積貯を長崎方面の防備に投ずるや、之が完成につきては、外國社會の事情にも心を入れて研究するとゝもに、和蘭人にも直接應對質疑せられたりしを以て、外交にかけては國老輩は無論

当時外交談判に当り得るは公のみ

主任者も、御番方の活記録様とて恐れ入りたりき。されば當時外國人と優に直接談判を成し遂げ得る大名は、公一人なりきと言ふを憚らざるなり。公は斯く聰明にして、其冗費を減じて軍備を整へたるは、天下の模範とする所なりしを以て、今度主上の御信任によりて國事を周旋すべく起たるゝや、他よりは夷狄を抑へ國威を宣ぶる奇策妙計あらんと思ひたりしならんと雖も、必ずしも然らざりき。蓋し理想豫定は事に功ある者にあらず、公の藩政に於るや、惟大綱を執へて國老重職等を操縱し、以て成功を見る迄に忍耐苦心せられたりしが、國事にありても亦、橋越二侯の幕政釐革と薩長諸藩の國事周旋とを監視せらるゝに過ぎざりしなるべし、但至尊の宸襟を安んじ奉る大綱に於ては、忠忱を盡すに慘澹たる苦心を重ねられたりしならん。

諸藩の競望と島津久光

島津久光は大原勅使を奉じて幕府に斡旋し、その結果一橋越前を起し大改革を促して復命したりしに、京都には長州土州を引いて浮躁の徒に迎合し、朝廷の體面にも政令の條理にも更に頓著するなく過激の論を主張しゐたりしを以て、彼は是れ自ら内亂を招くものなりとて憤慨せり。かくて内

勅にてその意見を諮問せらるゝや、其月(八閏)二十一日提出したるその奉答文に『激に過ぐる匹夫の議論には己が名利の爲めにすること多ければ、漫に御採用あるべからず。されば宮公卿等の匹夫と御面會あるは御取締ありたし。又諸大名の緣を求めて周旋を願ふもある由、當春小臣滯京の節までは何とも申し出あるを耳にせざりき。よりて思ふに、關東に於て一橋越前登庸等の遵奉あるを以て、時勢を怖れて、かくは奏請するなるべく、俗言にいふ、日和見の心底よりなすことゝ察す。而してその多分に對し、內願通り御內命あらせらるゝは、天下の人心を失はざる御趣向とは恐察し奉れども、朝威に拘はるべきことかと恐れ入る。』との申し立ありき。されば、是等の言に徵して、自藩の功名を遂げんとするは長士のみならず、薩摩亦功名を專らにせんとて他を排擠し、かくは鎖國頑僻の本音を吐きたるなりなどの蜚語行はれ、當時京坂地方にては、薩州には西海道の執權となる內存あり、長州にも亦種々の內存ありなどゝ指彈し、彼等の諸藩と協和する局量なきを誹るもの多かりきといふ。

家茂將軍上洛決定

公上洛の治裝、江藤新平歸藩

幕府にありては、家茂將軍、總裁松平春嶽、老中水野越前守板倉周防守等を從へて明年二月上洛するに決し、九月七日之を發表せり。然るにその報の到達頃までは、京都なる國事掛の公家は依然勅使東下以來の順序を追うて公武合和を謀り、長土二藩に煽られたる三條姉小路は、激徒の議を聽いて條約拒絕攘夷斷行を劇烈に主張し、其勢は益〻增長しつゝありたりき。江藤新平は諸浪士に交はりて其狀態を見聞しゐたるが、有志中には、薩長を見縊りたるものもありしを以て、彼は、今や薩藩には先侯の遺風全く廢れ、長藩亦永井雅樂が去りたる後は徒に紛論を事とするのみ、是まで天下の重きに任じて諸藩を統率し得べき人は、水戶老侯、薩摩先侯、肥前侯の三人なりしに、二侯は既に歿して、今や一人の肥前侯あるのみとなれり、されば我等は國家の重事を同侯に御賴みすべく、一兩人是月中旬までに大坂出船にて西下すべしと談合したりしに、公は國事周旋の內命によりて上洛せらるべく聞えしを

江藤新平のその友に與ふる書

以て、江藤は其事を中止し、大喜びにて發足歸國したり。是より先き閏八月二十六日その友人大木民平、坂井辰之允(宣興)に寄せたる江藤の書の大意に『僕狂暴の罪言語に絶す。當時京都には尊王攘夷と申すこと此上なき正論となり、堂上方始め、いづれも其主張あり。尤も其議論は日本を死地に入るゝものなるに、幕府を顧みずして檄を七道に傳ふるは不埒なりなど仰する方もあり。とまれ上段の考明はなき由、私心を挾める薩長は之を除き、仙臺、肥後、筑前、土州等も[illegible]くは、勤王は美事、攘夷は急務とのみ持定し、ために公武合體の周旋も一定の權度立たず、最早名義に陷りて諸藩の上京も崩壞の勢なり。元より和說は取るに足らざるも、戰說亦美を盡さゞるものといふべく、今日の急務としては、皇室獨立の基礎を固くして我れに一定の權度を立て、以て人心の歸向を決するとゝもに、遠慮を形勢の歸する所に向け、戰には戰ふべきの方略を定め、和には和すべきの條理を立て以て、禍を轉じて福となすの手段こそ肝要なれ。我中將公の賢明は實に天下の仰望してやまざるところ、堂上は徐なる引込思案に非ずやと見受く(姉小路とのの問答を見よ)。然し有識の

士慷慨の徒は、迚も薩長にては無覺束と歎息し、中には、此上は鍋島侯上洛ありて諸藩へ御指揮遊さば、同致仕るべき旨、御馬前に拜伏肝腸を洗うて嘆訴すべしと申し合ふ者も有之由、況や臣子の身とて、吾等いかで此義を仰がざらんや。然るに難有も今般御上洛を被仰出候由、賤下の小子に於ては手の舞ひ足を踏むを知らず。此一擧は皇室に取りて極て重大なる事に付、承及ぶ事共を御聞き置かれて、然る後に何れの筋へか御差支なき丈を御通じ被下度候。』とて、前月來探訪したる京都の事情を筆記して送り越したるにより、二人は或筋を以て之を公の內覽に入れたり。佐嘉の議論は嘉永年間より尊王に定まり居り、唯天朝の政權囘收を時期の問題となしたりしを以て、其主張者枝吉木工助(神陽)の、戊午年弟次郎をして京都に建白せさせたりし時も、他の多くは尙早なるを說き、爲めに中野方藏は後るれば諸藩の私爭に墮つといひ、江藤は先づ外交權を朝廷に收むべしなどゝ論ぜしが、是時の公の意を忖度するに、朝紳には自ら外交に當りて和戰を決すべき人物なきを以て、攘夷の事は武家に御委任あるべしと考量ありしなるべし。本年復た虎

猖痢流行し、八月十五日枝吉神陽も之に罹りて斃れたりしが、彼は死に臨みて褌を枕頭に置き、人に扶け起されて、東向俯伏して皇城を拜し、草莽の臣大藏經種事了るといひて、其儘息を引き取りき、年四十一なり。弟副島種臣その遺志を繼ぎて皇政復古の意見を維持せり。

（枝吉神陽死す）

九月十一日將軍よりの鞍鐙の賜、及び三ノ丸移徙等の祝宴を開かる。時に朝廷よりの內命を承るとゝもに幕府よりも參府の許可を受けたりしを以て、公は東上の準備に著手せられたりしに、久世宰相書翰を京都の聞役岡本忠兵衞に授けて、事情を申し含めたりしを以て、彼は早打にて歸藩し、前日到著せり。久世卿の書翰の內容は、治裝にかゝる事にて左の如し。

（久世宰相の書翰）

以寸楮得御意候、然者先達而　御內沙汰之次第速に御請御返翰之趣、及奏聞候處　叡感之御事候。其砌別段御投書之趣、何も拜承仕候。右之末近近御出府、其砌當表にも御立寄可有之哉に風聞、彌其通候得者尙接芝眉御趣意柄等可得御意候處も可令拜承候。其上關東御下向相成候はゞ重疊御都合と存候。御出京に付御行裝之義者兼々御武備御充實之邊被爲覲

候樣御事歟、或御深意之次第も可有御座候て格別差向御警衛筋も無之候條、平常之御振合に而も御不都合者無之と存候。併御同列之御比較も可有之候得者、於此表者如何樣に而も不苦邊及御噂置候。尤非常之義も候半者速に御出勢之事兼而所冀候、遂に御上京之次第達叡聞候半者嘸々可被爲御滿悅候。唯々公武御合體ならでは攘夷之功も難奏、右者對關東聊も御異心ケ間敷義者不被爲在候、此邊も御含、國家之御爲厚御周旋偏仰存候。委細御家臣江差含候間可達御聞候、恐恐謹言。

九月六日　　通熙

武備充實を觀すならば別なれど、さなくば行裝は平常の如くにて然るべしといふにあり。末文に『上京の次第叡聞に達せば嘸御滿悅なるべく、公武合體ならでは攘夷の功も奏し難きを以て、關東に對し聊も御異心なき義を含みて國家の爲めに周旋すべし。』とあるを見れば、當時激徒に鼓和して攘夷倒幕の暴論をなしゐたるは、一部の縉紳のみにて、雲上の空氣は猶清明なりしを知らる。公の之に對して認められたる返書は左の如し。

公江藤を庇護し且その意見を徴せしむ

尊翰忝拜見仕候、然者先達　御内命之御請申上候處、被レ爲レ及二　御奏聞一候由奉二承知一、誠以難レ有仕合奉レ存候。何れ不レ遠拜顔奉レ伺候義も可レ有二御座一、且又行裝之義に付御懇篤御示被レ下、別而難レ有奉レ存候、何れ其含に而罷出候心得に御座候。且又御内示之御別紙拜見仕候、餘者岡本忠兵衛へ相含候間、御領略可レ被レ下候。先者御請迄草布如レ此御座候、恐惶謹言。

九月十五日　松平閑叟

内示の別紙は長州への御内沙汰の寫なりきといふ、此書逸す。

此頃江藤は佐嘉に歸りしに、我藩の年行司(戸籍方)は、鎖國の嚴法を把持する特殊の權を與へられしを以て、寸分も寛假するなく、江藤の脱走は重科に該當すとて、直に之を監禁せんと欲したり。因て公は侍從公に詫(わび)を入れ、今や薩摩家老は兵を率ゐて入京し、以て公武の間に殊遇を受けむとするの際會なり、彼の無斷脱走も藩の爲めなしたるものなれば、何卒縲紲だけは免じて家に謹愼せさせたしとて、出來得る限り寛典に處すべく請ひ、且つ、藩の爲めの他出と稱すれば、京都の見聞を問ひ置くべしと諭されたり。よりて政府

より江藤に命じ、其見聞に係る事、及び其意見を書き出さしめたるを以て、彼は答書に其意見を述べて、『癸丑甲寅以來、夷狄猖獗にして關東の威光衰え、ために幕吏は益〻天朝に對して逼迫の事あらむとす。されば諸人は義憤を發し、天朝亦神州の陸沈を憤りて逆鱗せらる。卽ち今に叡慮は少しも挫け遊ばされず、有名の公卿にも祕密關係の方は甚だ稀なる由。千金を賄ひて取り入れる薩長にも、攘夷の籌策乃至公武合體周旋の効と申すもの無之、よりて心あるものは、此分にては天下の大事を依賴する義は覺束なしと申し合せ居れり。浪士の色立は種々あり、斯輩の密奏にかゝる三四の意見を察するに、論旨多く粗略にして關東を倒すの說多く、中には眞實公武合體乃至皇權復古をいふあれど、亦所論疎漏なり。蓋し合體の目途は、關東より畿甸公領の分にても天朝御支配あり、親兵を御樹てありて、大藩より大番交代御守衞あるべし。今や世界一家、海路通達、前代未曾有の形勢なるが故に、未曾有の破格を爲すも苦しかるまじ。若し夷狄にして、數百艘の軍艦にて西國を取り卷き關東を擁し、以つて兵庫大坂の腹心を侵して東西に出沒するあら

世界に適應すべき長策を樹てよ

むか、各藩應援の自由ならぬより、空虚の皇城には如何なる失措あらむか知るべからず。されば幕府も、天朝の御安心遊ばさるゝ手段を重々深慮し、世界の變遷について當今の算略を定め、以て建白施行するところなかるべからず。最早尊王攘夷、公武合體は名義に落ちたり。諸藩も其名義にて上洛し、開國鎖國撫夷攘夷と分れて確執、物議を募るのみ。かくして寸分の爭に戰端を開かむか、追つて四分五裂の勢と相成るべし。抑も御夷の道は、曲直を辨へて公義によらざるべからず。曲彼に極まる後には一戰にも及ぶべし。此時交を選むこと肝要にて、五國七國を相手にしつゝ、何の目算もなく僅の議論に拘り居るは嘆息の至なり。數大藩一同赫々の正論を深慮ありて御周旋ありたく、少しにても客氣ありて、私の御取計あらむか、大亂は旦夕に生ずべしとは數次耳にするところなり。惣じて御夷の事を幕府へ御委任ありては、迚も海内は一致仕らず。天朝御直に指揮せられ、攘撫兩條の決は叡慮を以てせられ度、是迄夷狄の長官どもの老中に對面を願ふに方りては、古格に戻る樣に申して之を不敬視する向もありたれど、右は神州の故典

當春以來の薩長の國事周旋費

を知らざるものといはざるべからず。宜く昔日の唐韓使節來朝の例に據り、紫宸殿に出御あり、將軍諸侯左右を守護し奉りて、禮儀を正し法式を嚴にして夷狄を召し、以て當分通商交易の取止めらるゝ旨を諭すべく、かくて爾後段々に皇權の復舊國威宣揚の道を開き、非常出格を以て奈良朝以前の典例に據り、天下の人材を選擧任用する持定をなすべし。右等の事件につき當時薩長の内情一ならず、而して土州、肥後、筑前、其他の藩の順々上洛するあるも、公武合體の最早名義に落ちたる折柄とて、名を立て功に預かる心慮なれば、是等數大藩の一致を見るは容易のことに非ず。されば中將様へ對し、上洛の諸藩を一致せさする御周旋を御願申すものどもゝあるべし。諸浪人中に頭立つは、奈良の松浦某、河内の岩佐權之助、相州の川村五郎、丹波の勝山重兵衞、上野の佐久間謙之助、江戸の本間精一郎、備中の新海新などにて、中にも岩佐、本間は故らに粗暴の論をなせり。是等の者は長州侯に謁したることなく、薩摩の先侯に謁したるもの二三あれど、多くは三郎殿を知れるものゝみなりといふ。又當春以來の薩州の費用は大凡十五萬餘兩にして、當

江藤減刑せられて永蟄居を命ぜらる

時在留の人數は京に三百人餘、伏見、大坂に五百人餘、都合八百人餘あり。長州は在京者九百人餘ありて、當春以來の費金大凡十萬餘兩の由。尤も右の人數は、下、人夫までをも含める由にして、金も京都にての屋敷買入、長屋作業、關東へ往來する費用までを束ねたる數といふ。」と。此江藤の答は、公の上洛に際し、浪士等の事情を知るに、多少裨益するところとなりたるなるべし。

其後政府は、江藤の復歸の早かりしより、罪科を減じて彼を永蟄居に處せり。是より江藤は小城の大野山中金福寺に住み、手習子供を教へて生活したりしが、其述懷の雜詠に曰く、才子不知義、義人才智疎、海內何以興、英雄泣窮途」と。金福寺は山中の廢刹にて、簷傾き、舍壁落ち、松杉の古樹に掩はれし庭は荒蕪草離々たりしを以て、之に對せる彼はその境遇を叙して曰く、古寺疎窻雪又風、猿啼鬼嘯晝曚曚、轉悲海內多難日、將老深山幽谷中と。其頃藩中のものは、書を讀むも江藤新平の如くなる勿れとて、その子弟を戒めたりと。

かくて爾後朝議轉變して國事掛もその人を替ふるや、浪士の論もためにますく粗暴に流れたりしを以て、彼が陳述せる前記の論說も、その半は浮

論を捜し集めたるが如き觀あるに至りしかば、靑年間にも彼を定見なきものゝ如く言ひ做すものもありたりき。されど祕密に京都の轉變多きを察知ありし公は、一方又人の美を知るに鋭敏なりしを以て、早くも此事によりて小身者中に江藤新平なるものゝあるを知られ、他日大に彼を信任せらるるに至りたりき。

公江藤を器識す

斯くて側頭原田小四郎を著座に進めて側年寄に命じ、十月初めより中老の資格を以て京都に遣し、內勅の御請を申し入るゝに決す。よつて公は中院久世の兩宰相へ左の書翰を贈らる。

內勅御請

一簡奉二拜啓一候、然者先般奉レ蒙二御內勅一冥加至極難レ有仕合奉レ存候。右御請爲レ可二申上一、此節中老側年寄原田小四郎と申者其御許迄差出候條宜敷奉レ願候、恐惶謹言。

十月　　　　松平閑叟

養父の喪中なりし中院宰相通富卿は、八月除服出仕し、國事掛の議奏として、信任せられたり。さて公上京の同勢は、隱居の身とて凡て簡易に冗員を省

かれたれど、特に別段供の人數は之を增し、學校、武藝、火術等凡ての方面より最も有力なる青年の士七十人、足輕八十五人を精選し、中士三十人、足輕十五人は江戶まで隨行せしむべく餘は京都に殘すことに豫定し、其去留は彼地にて命ずることゝなしたり。かくて原田は佐嘉を發して東上したりき。

公小城の青山草廬に遊ぶ

此頃公は、時氣に感じて胸膈を犯され、蓐に臥すこと數旬なりしを以て、その發程も延引したり。然るに其後漸く平癒するに及び、二十二日小城の青山草廬に遊びて一宿せられ、加賀守直亮、河內直嵩と共に詩會を催し、深夜まで閑談ありき。公の小春廿二遊青山草廬、是日天山(直亮)石湖(直嵩)至の題にて詠ぜられしは左の口占なり。

天晴群巘入窻新、適體風光是小春、四壁圖書併夷夏、一堂金石半周秦、工夫偏自靜中得、道味多於病裡眞、最喜坐間皆俊傑、終宵剪燭話經綸。

病不窺園已幾旬、照流驚見雪侵巾、自饒老鶴癯相似、漸被閑鷗狎得親、黃葉打窻疑有雨、白沙鋪地潔於茵、笑吾未免衣冠縛、難在此間稱散人。

天山石湖は宗室にして公の最も望を託せられたる人なり。京都へ奔命す

る以前に此會合ありしは、國家に對し深き意味ある事にて、其間の談話の、天下の大經綸に及びたるは、詩中にもほの見ゆれば、上洛の抱負も必ず談緒に上りたるなるべし。又於病裡眞、或は病不親闈已幾旬とあるにより、九月より病に臥したる爲、上洛の延引するに至りたるを知らる。例月の唐鑑會も閏月までに停みたるなり。癸丑以來公の外國の事に關する幕府への建言は、常に攘夷にあり。蓋し和約を結ぶとも攘夷を忘るべからず、和するも亦戰ふの覺悟を要すとは、公平生の持論たり。當時に於る公の言に『主義だに定まらば、其政策は當局者の人格によりて決すべく、旁々其能ふべき才覺に之を任すべし。今や薩長は國事の周旋に藩屏の任を盡し、幕府亦一橋、越前出でゝ改革の局に當る。而も是等が武家の公推に係る人物なる以上、萬緒其裁定に任ずるを至當とせむ。尊王は正論、公武合體も不動なり。攘夷は早晩實施せられざるべからず。軍備充實は久しき懸題にて、河清を待つに齊しき觀はあれど、其人存すれば其政擧るべし。兎に角戰事は武家の職任なり。而して武士が敵に對し刀の利鈍を比較したる後に拔き放つ作法は

あるべからず。』と。

第二十五卷　外艦の集合、攘夷の宣告

第七十四章　京江間周旋

朝議一變して再度勅使東下す、公上洛

條約拒絕攘夷斷行に決す

京都には、八月の末に至りて九條太閤、久我前内府落飾を命ぜられしが、其後朝議復た變動し、十月遂に條約拒絕、攘夷斷行に決したり。かくて久世宰相の、内命に添書して傳達したる十五日附の書、二十七日に到達す。内命の文は左の如し。

攘夷之義累年　叡念不被爲絕候處、方今人民同冀望候攘夷に決定無之而者、人心一致難致、且此儘に而者邦内混淆之程深以被惱　叡慮候間、於幕府

彌攘夷に決定に而速に諸大名へ被ニ布告一、且策略之次第、拒絶之期限等、衆議相立奏聞可レ有レ之、今度以ニ 勅使一被ニ仰達一候、此旨相心得、叡念徹底候樣周旋、猶又報國ノ盡忠可ニ相勵一、内々 御沙汰候事。

十月

攘夷斷行の勅命は志士の脅迫に出づ

さはれ『人民同冀望の攘夷に決定なくては人心一致し難く、此儘にては邦内混淆』とあれど、當時に於る全國人心の歸向を知るは、諸藩に就て詢ふより外に妙策なし。『大樹率ニ大小名一上洛、議ニ治國家一攘ニ夷狄一』てふ勅書は下りたりとはいへ、まだ將軍は上洛せざるに非ずや。然らばこゝに人民人心といへるは、京都に集まれる所謂志士輩の意向を指せるにすぎず、亦以て如何に彼等志士輩の内密に活動せるかを見るべし。當時に於る激徒輩の京都を左右する無狀は、言語道斷といふべし。久世宰相は是に

御一紙可ニ相達一 御沙汰候、依レ之卽及ニ御傳達一候、恐々謹言。

の書を添へ、更に左の自翰を附したり。

一簡令ニ啓達一候、然者御一紙可レ及ニ御達一 御沙汰に付、別書差添致ニ御達一候、尚又

當內命の由來

三條姉小路兩勅使關東下向

御忠誠所祈、近々拜顏委曲可申展候。

十月十五日　　通熈

章句簡短、寧ろ卿のこの事に冷淡なるを意味するが如し。此內命の由來を尋ぬるに、是秋長州藩が三條姉小路等激論者の活動によりて朝廷に建白するや、安政戊午水戸藩に賜はりたる勅書（所謂違勅書）に本づき、假條約を破却し、攘夷を斷行すべき勅書を下して、將軍に上洛を命ずべしと主張したれども、近衞關白、中山、嵯峨の兩議奏は、先づ公武合體を謀る意見なりしを以て、假條約破却は、國家の重大事件なれば、衆議を盡して決せざるべからずとて、之を抑へ、よりて毛利定廣を關東へ遣はすことになりたりき。然るに其後攘夷論の氣燄ます〳〵熾になり、九月の末、三條中將實美格別の叡慮により中納言に推任せられて從三位に叙せらるゝや、卽ち此內命を下さるゝに至りたりしにて、かくて遂に二十八日に至り、三條中納言、姉小路少將を勅使となし、以て關東に攘夷を促さるゝことゝなりたり。

佐嘉には、十一月一日、侍從公の襲封入部、及び公の內命を受けての出府に

つきて祝宴を開き、本丸に於て猿樂の興行あり。七日小城、蓮池、鹿島の三家暇乞の爲めに登城す。十日公東上後の政務は、天保四年の例により、侍從公の裁決に任せて往復の繁を省かしむ。かくて十二日より公は佐嘉を發して東上の途に上り、博多路を取りて十六日大里に著し、翌日公は電流丸に、隨員は觀光丸に乘りて馬關海峽を過ぎ、二十二日大坂著船、二十四日京都東山の眞如堂に入りて、此を宿陣とせらる。然るに京都には、前日（十二日）三條姉小路の兩使長士の兩藩に守護せられて東下したるを以て、公は行違ひになれり。翌二十五日公は久世宰相の邸に往いて面會し、是までの手續、京地の近狀などを聞かれしが、久世宰相は十月末より議奏を罷め、議奏中院宰相通富卿同じ姻親なるより內命の事を引き繼ぎたり。二十六日傳奏坊城大納言俊克封書を以て我留守居に左の書面を交附す。

（公上洛す）

（京師警衛の命）

今般以勅使攘夷之事被仰出候付而者、諸蠻へ漏聞難計、帝都非常之御備無之而者御不安心之義に付、御備之義關東へ被仰出候、右等之御時節幸通行に付、暫滯在有之候樣被遊度被思召候事。

勅使登城攘夷の斷行を促してその期限を定めしむ

斯く一方には攘夷黨の運動によつて攘夷の勅使を下さるゝと共に、其事外國公使に聞えて英國軍艦の攝海に囘航する風說ありとて、他方邊に諸藩士を集めて御親兵となし、以て京師警衞の薄弱なるを充備せられたりき。蓋しこれ中野方藏が親兵を制して皇政を復する策に似たれど、實は暴論者が自ら前狼後虎の迫害を引き出し、以て內荏外剛の弱點を示したるなり。

三條姉小路兩勅使は江戶に著して傳奏屋敷に入り、二十七日登城、家茂將軍に左の勅書を傳達す。

攘夷之義先年來之　叡慮、至二方今一更に御變動不ㇾ被ㇾ在候、於二柳營一追々變革新政を施行、　叡旨遵奉相成候條、不ㇾ斜　叡感被ㇾ爲ㇾ在候、然處天下之人民攘夷に一定無ㇾ之候而者、人心一致にも難ㇾ至、且國亂之程も如何と被ㇾ惱二　叡慮一候間、於二柳營一彌攘夷決定有ㇾ之、速に諸大名へ布告有ㇾ之候樣被二　思召一候、尤策略之次第者武將之職掌候間、早速盡ㇾ被二衆議一候而、至當之公論に決定有ㇾ之、醜夷拒絕之期限をも被ㇾ遂二　奏聞一候樣　御沙汰候事。

此旨を究むれば、叡慮といふよりも寧ろ人民の切なる情願により、前勅に係

らず、諸大名の議を待たず、攘夷を決して其期限を定めよとの嚴命に聞ゆ。而して其人民とは、一部の激徒に外ならざれば、畢竟此勅命は有志の激論に動かされたるものといふべし。又外國の襲來を慮りて左の如き親兵選募の勅諭を添へたり。

今般攘夷之義決定有之、天下に布告相成候上は、外夷何時海岸を却掠し、畿內へ闖入之程も難計候間、禁闕之御守衞嚴重被仰付度被　思召候。然處海國は夫々防禦向も有之、海岸に引離候諸藩は聲援之手當等有之候事に付、邊鄙より畿內に警衞差出居候ては、自然不行屆之筋も可出來、且自國之兵備手薄に相成、國力疲弊にも可至候間、京師御守護之義は御親兵とも可稱警衞之人數を不被置候而は、實以　宸襟をも不被安候間、諸藩より身材强幹、忠勇氣節之徒を令選募、時勢に隨ひ舊典を御斟酌に相成、御親兵と被遊度被　思召候。右親兵を被置候に付ては、武器食糧等準之候間、是又諸藩へ被仰付、石高相應獻費致候樣被遊度候。但是等之義は制度に相涉候事に付、於關東取調、諸藩へ傳達有之候樣被仰出候。最即今之急務に候間、

両勅使死を賭して東下す

早速評定可ㇾ有ㇾ之御沙汰被ㇾ爲ㇾ在候事。

願ふに去る五月大原三位を勅使として江戸に下さるゝや、大樹をして大小名を率ゐて上洛攘夷を議せしむとの勅命により、一橋越前を起して幕政を改革せしむるとゝもに、將軍は既に上洛に決したりしに、今や其を待たずして攘夷決定の勅使を下されたるは、前勅を殆ど無效になしたるものと謂はざるべからず。されば兩勅使も、幕府の果して命を奉ずるや否やを危ぶみ、死を以て爭ふ決心の下に東下したりといふ。初め公への國事周旋の命は、公武合體ならでは攘夷の功を奏し難きにより盡力すべしとの旨にて、九月までは依然攘夷は公武の議を盡して決定せらるゝ筈なりしに、十月より形勢急變して先づ攘夷に決し、然る後將軍の上洛となることに決したりき。されど公の覺悟は、唯叡慮を奉じて精力を盡すにあり、此勅命を受くると否とは、偏に關東の覺悟にあれば、是等の變化に懸念なく邁往せられたりき。

公參內拜謁し、京都守衛を請願す

二十九日傳奏坊城大納言より左の如く達せらる。

今度攘夷之義關東江被　仰出候折柄、幸通行に付暫滯在非常御警衞被
仰出候間、以格別之　思召來月二日巳刻參　內被仰付候。

公始めて龍顏に謁す

是に於て、十二月二日公は中院宰相中將通富卿の邸にて束帶を著けられ、參內、天顏を拜して天杯を賜はる。是を公の參內して至尊に拜謁せられたる初めとす。退朝の後、公は束帶の儘にて近衞關白、傳奏、議奏に回勤拜謝し、鍋島河內をして天杯を領受せしめ、中野數馬を使者として獻上物をなさしむ。河內は天杯を奉じて佐嘉へ歸國すべく命ぜらる。

公近衞關白に面晤す

かくて公は中院宰相を介し、參內を遂げたる上は參殿徹衷を啓せんと近衞關白に請ひ置かれしが、三日近衞邸に至りて關白忠煕殿下に面會せらる。公關白に演述して曰く、長崎御番を奉職しゐるに拘はらず、今度上洛せるは、公武合體にて攘の叓叡慮を速に貫徹せしめんが爲めなり、然るに奔命して洛に至れば、其間既に薩摩は英國人を斬りて其談判に取掛り、遂に攘夷に決して長土兩州は勅使を護り下れりと聞く、さなきだに英艦攝海襲來の風聞

公京洛警衛を懇請す

ありて、諸藩に非常の警備を仰せ出さるゝ際會なれば、かく暫く滯在すべく仰せ付けられたるは、素より光榮とするところにして、一應の御用を勤めたき決心なり、京師の物騒については、關東より松平肥後守守護に命ぜられて不日相上る由なれど、當今の場合は其れにのみ任せられ難かるべく、もし別に警備の親衛を選募ありて要害を固められむには、願はくは小臣にも御下命ありたし、代々長崎警備の任に當り居ることゝて、小臣には特に御斟酌もある由なれど、小藩領地の彼表海門に私の砲臺を新築し、重砲以下百餘門を備へて、夷船撃沈の手當を十分に致し置きたれば、港内の御臺場警固は他の藩に命じ、替られて然るべし、忰肥前守もあれば相談いたして取り計らふべし、現今は輦轂の下が御大事なり、幸に隱居の身にもあり、禦夷については聊か經驗もあれば、決して他藩に讓るなく武臣の職責を盡すべし、切に内命を懇願すと陳ぜられしを以て、殿下よりも種々の欵問ありて、食饌の饗應ありき。かくて翌日に至り、公は直に左の書面を差し出さる。

今般以　勅使攘夷之事被仰出候付而者、諸蠻漏聞難計、帝都非常之御備

無レ之而御不安心之義に付、御備之義關東へ被二仰出一右等之御時節幸通行に付暫滯在いたし候樣被レ遊度　思召之旨被二仰渡一難レ有仕合奉レ存候。就而者御當地何之れ御場所江も御警衛被二仰付一被レ下度奉レ願候。其通於レ被二仰付一者萬一非常之節防禦之術十分盡力、腥羶之醜夷に　神京を汚さしめず、御國威海外相輝候樣寸分之微忠相竭度滿腹之志願御座候。然處長崎表御番之義打追相勤罷在候而者、兩地之御警衛何分微力不二相任一勿論彼表之義者西陲之一邊土に而、恐多も　帝都に比較仕候得者、首尾輕重自瞭然之事に而、彼地に於て盡力候はんより、何卒　輦轂之下御守衛申上度、從來之素志御座候間、容易難二申上一候得共、可二相成一者長崎御番之義者被二差免一前段申上候通御當地何れ之邊歟要害之御場所に於て御警衛被二仰付一被レ下度奉レ願候、以上。

御當地何れの御場所とはあれど、關白へは伏見桃山を指定し、而も一手受持に仰せ付けらるべしと言はれき（後に出づ）。又是に左の書簡を添へて近衞公に提出せらる。

警衛地域として伏見桃山を指定す

寸楮謹奉拜呈候、嚴寒之節御座候得共、殿下益御勇健被爲涉、恐悅之御義奉存候。然者昨日者始而拜趨仕候處、寛々奉得拜顏、殊に種々御盛饌頂戴、誠以難有仕合奉存候。右之節粗申上置候蠢夷之次第、則別紙書取奉入御覽候間、何分にも宜敷奉願候。先者昨日之御禮申上度、草布如此御座候、恐惶謹言。

十二月四日　　鍋島閑叟

關白公殿下　下執事

京洛警衛請願に到るまでの經過

此書面提出の原因は、六月以來の久世卿の書翰、江藤の筆記に散見する如く、二三の藩の、國事周旋の功に居りて互に朝廷に私權を植ゑんとするは、至尊、宮、乃至深慮ある公卿の持て餘されしところにして、識見ある有志士亦指彈排斥したりしを以て、爰に重望を負うたる公に國事周旋の命あるべく、祕密裏の斡旋ありしによるなり。

公と久世宰相との面話

公の、著京の翌日まづ久世宰相に往いて面話あるや、宰相は機密を含みて天氣を洩し、至尊は、豫々長崎防禦に新臺場を築成せられたる公が勤王攘夷の赤誠を知食され、國議の起る毎に、長崎は肥前

中將が居れば懸念なければ、攝海には彼の如きものなければ不安に堪へず、彼は今や國政を肥前守に讓りて隱居となり居れば、當地に盡力しても宜しかるべし、今度英夷の軍艦回航を聞くにつけ、肥前の隱居を一しほ頼むなりと仰せらるれど、薩長の陰には險しき事情伏在せるを以て、機を見て事をなさゞるべからず、曩に筑肥兩藩の御内沙汰を拜せる如きも、黑田細川の家來が頻りに競望したるを以て、夫れとなく其中に加へて御下命ありたるなり。とまれ上洛の上は帝都警備のために暫く滯京すべき命あるべし、是も亦事情あることにて、薩摩には島津三郎を會津と共に守護職となす魂膽あり、既に其事は近衞關白の沙汰にて傳奏より幕府へも傳達、松平春嶽も同腹のよしなれど、三郎は薩摩へ談判に回る英艦との應接の用意中とて上京するを得ず、尤も朝廷にも此事には異論の人多きが爲め、その發表は遲々せるなりと事情を委しく話したりしを以て、公は、拙者直に近衞關白に詣りて當地警衞の命を願ひ出で、斯く斯く取り計らふべし、決して他の累を引き起すことはなさずとて、中院卿へ關白との面謁の紹介を頼まれたり。

近衛關白は溫厚の人とて、公に對しても打ち解けて談話ありしを以て、公は、當地警備のために暫く滯在すべき命ありしを發端として、要地の一處を受け持ちて盡力せんと言ひ出され、次で談は攝海防備のことに及びたり。公曰く、海岸にありて夷船を擊沈せむには、五十磅以上の重砲を要す、されば關東よりも之を弊藩に囑し、ために弊藩は續々鑄成して回送したり、多分彼要地に備へ付けられしならん、當地は潟地沼地多きにより、山戰野戰の輕砲とてもその運搬は困難なるべし、されば此地勢を利用して防備の戰略あるべきも、地理をのみ恃みがたきは、去々年英佛の軍艦が清國の太沽に押し上りたるにて知らるべし、蓋し彼處も當地と相似たる沼地にて、爲に清國は、夷狄は迚も重砲を運び得ざるべし、臺場にて打ち挫かんと恃みたりしに、彼は新發明の施條銃砲を用ゐたりしを以て、殆ど無人境を行くが如く忽ち北京に攻め上りて皇帝を熱河に蒙塵せしめたり、拙者は其施條銃を英國より買ひ入れしが、大砲も程なく回送し來る筈にて、向後の銃砲はすべて此式に改めざるべからず、今や火繩筒は言ふに及ばず、是まで軍用としたる雷銃も薄

弱なるものと成り果てたりと話し、ついで、軍事は、訓練したる士卒に精良の武器を持たしめずば必勝を期し難し、當地にては薩長土の三藩を怖るれど、三藩の武器は猶精良を缺く、今度拙者は、冗費を痛減したる平常の支度とて、僅に士七十人、足輕八十五人を連れ來りたるのみなれど、若し三藩と勝負すべく仰せ付けらるゝならば、足輕の銃隊半數四十餘人にて之を打ち伏せて御覽に入れん、三藩とて宮闕に兵を用ゐる不韙はなすまじ、夷狄の防禦には、伏見桃山を私一手に仰せ付けられたし、御親兵は諸藩の士卒を混ずる御仕組なれど、斯くては訓練も武器も面々に異なる烏合の兵となりて役立ち申さず、拙者への命は餘人を交へざるやう斡旋なされたしと言はれたり。かくてその願書は、昨日參內の榮を得たるに感激せられたる公の、攘夷斷行の折柄非常の警備に膺らむてふ赤誠に出でたるものなれば、關白も左右なく受け取ることゝなり、是にて薩摩の京都守護となるべき企圖は沮害せられ、共に御沙汰なきに畢れり。

京都守護を要望せる薩派の企圖成らず

薩州は近衞家によりて事を爲したりしを以て、長土二藩は三條姉小路に

藩士浪人の朝政に與る端

公學習院に出仕す

結託し、激論を以て近衞關白に抗したり。されば此頃忠凞公は、激徒の人望を失ふに至りたれど、此願書は重要の件に係るものなれば、傳奏議奏の國事掛に之を提出したり。是まで國事掛は學習院を會議應接の廳となし、內覽關白議奏傳奏とゝもに此處にて國事を議したりしが、是月より國事掛、參政、寄人の三職を設けて、傳奏議奏中よりその任に當ることゝなり、日を定めて會議をなすとゝもに、藩士浪人の中にも亦學習院出仕の名を以て其席に列するを得しめたり。匹夫の朝政に與るはこゝに始まる。十三日公は學習院に出仕して、傳奏議奏と出會ありしが、其際中山、嵯峨兩卿より國事の諸問ありしに對し、天下の重望を集めたることゝて、經綸の大策を建てられたりしならんと思はゞ過なり。由來武家政治は軍事機密を尙びたりしが、公は殊に之を重んじ、藩政に於ても惟綱要を提げられしを以て、機務は祕密の中より動けり。されば多人數なる學習院中に喋々する如きは、公の心して避けられしところなるべく、且つ國事周旋の問題は、畢竟將軍の上洛、帝畿の警備、攘夷の期限等のことに外ならざれば、篤と勘考せる上申し上ぐべし位の

当時に於る攘夷論の苦心の點

ことにて形式の諮問に止りたるべく、只初席の人々が始めて公の風采に接したるに過ぎざりしなるべし。當時の攘夷論は安政以來流行せるものにて、既に薩摩の先侯の道破したるところなり。其の苦心の點は軍事の統一を主とし、公武合體、政令一規、よく擧國一致の實を擧げて事に處せば、夷狄打攘も容易なるべく、清國の大國たる力を失へるも統一なきためにて、外夷も英、佛、露、米等各統一するを得ず、英佛の聯合も果してよく統一し得るや、馭夷の智略は渠を統一せしめざるにあり、我獨立の策は擧國一致を根本主義となすといふにありき。かくて此論理はいつも談論に花を咲かせたりしが、若し夫れ製銃、鑄砲、築堡、造艦等防備充實の問題に至りては、いづれも公に一籌を輸し、公は該方面の一大權威なりしかど、荒公家等には洪鐘の洪音を發せしむべき梃を有する人もなかりければ、之に關してさしたる問答をなすものもなく、唯外國軍艦の京畿回航に恐怖して、公に京都警備を依賴すると否とに惑ひたりしならん。さて長崎警固の任を他に替へてまで公に京都警衛の下命あるは、その關係するところ容易ならず、公亦素より之を了知せ

られたりしを以て、願書は中山、嵯峨兩卿の手に保留せられたりき。前月近衞關白の薩摩に守護職を命ぜんとするや、公卿間には、島津三郎の、藩主にあらざるより、之を不可とする異論もありしに、關白は藩主にあらざる方却て適任なりと主張したりしを以て、今度隱居の公のこの競望あるに及んでは、之を沮止すべき口實とてはあらず。すべて當時の政論は、機密にあらざる陰謀にその基礎を置き、公を假りて私を濟すに腐心したるものなれば、陽に公武合體の題目を揭ぐとも、裏面に隱伏せる幕府の魂膽は、衰墮せる權威を回復するにあり。よりて長州派は勤王攘夷の題目を揭げて之を破壞せんと謀りたりしも、薩州同樣、之を利用して自藩に勢力を收めんと謀るものなりしかば、其形跡は歷々掩ふべからざるに至り、盡く宸襟を惱まし奉る種となり、所謂獨使至尊憂社稷の情態となるに至れり。されば老成の公卿たちが、憂苦の餘り忠實老功の公に內沙汰して上京を促したるに、夫れに先だちて攘夷決定の勅使の東下するに至りたるは、當惑の行懸りにてありぬ。公は綱要を提げて動き、決して小智を弄するを好まれざりしを以て、攘夷論に

對しても、薩摩の先侯が『血氣の徒は競ひ立つべしと雖も、一度手強き目に逢はゞ忽ち後悔すべし。』といへるに同心なり。蓋し公は是れ鎖國の積習なれば、寧ろ之を利用して士氣を鼓舞し、以て俗吏に防備充實の刺戟剤となすとゝもに、ひたすら公武合體、政令一規を實行して宸襟を安んぜんと欲せられしを以て、その盡力周旋も暗默の裡に動き、表面にはさして奇計妙策の發現あらざりき。

公江戸出府の勅命を蒙る

公參內し出府周旋の勅を奉ず

十七日、明後十九日巳刻に參內すべく叡慮を以て被仰出との奉書、傳奏野宮宰相中將定功卿より到來したりしを以て、公は當日再び束帶にて參內、天顏を拜せらる、天杯を賜はる前の如し。畢つて江戸出府の勅書を渡さる、左の如し。

今般攘夷之　勅諚於關東彌遵奉、且又策略等諸藩江布告建議之上可有言上旨　勅答之趣粗相聞、不日　勅使上京言上之事と　叡感御徹底御滿足

に候。兼々　御沙汰之通、只々神州之瑕瑾深以被ㇾ惱㆓　宸襟㆒候御義候。尤此上於㆓幕府㆒者無㆓怠慢㆒奉行と被㆓　思召㆒候得共、尙諸藩之面々も右之　思召格別に拜承有ㇾ之、不ㇾ泥㆓累年之弊風㆒早武備等心得有ㇾ之、因循遲滯無ㇾ之、速に攘夷拒絶之談判に可㆓相成㆒樣、出府厚周旋之義賴被㆓　思召㆒候由　御沙汰之事。

十二月

被㆓　仰出㆒候演說別紙之通に候、於㆓鍋島前中將㆒者兼て英名達㆓　叡聞㆒御感之御事に候。且老練之義にも候間、別紙　御沙汰之趣、爲㆓神國㆒御都合能盡㆓力周旋之義宜㆓申述㆒別段　仰被ㇾ爲ㇾ在候事。

正文には、形式の中に委曲したる意あるを玩味せらる。尤以下『於㆓幕府㆒無㆓怠慢㆒奉行と思召さるれども諸藩の面々も右の思召に拜承』とは、その意味深重にて、是には祕密の御含めあり、よつて別紙に『英名御感あり、且老練なれば神國の爲めに都合能盡力周旋すべく、宜しく申し述べよ。』と別段の仰せを添へられしにて、陰謀多きより壁耳の危險を避けて、萬緒公の方寸に御委託ありたる所を玩索すべし。

公参府の途に就く

是に於て目附石橋三右衛門に旨を含め、勅書を護して佐嘉に歸らしめ、公は昵近の古川與一を京都邸に留めて發途せらる。是より先き侍從公と中院宰相の女裕姫との婚約ありしに、江戸にて破談となり、其後中院家は久世家と共に議奏となりて主上の御信任ありしも、久世は年長にて位次その上にありしかば、一方中院家の是秋喪中なりし事と、さきに古川を久世家に遣はして時事を問ひたりしことなどとにより、御内沙汰は久世家を通じて下さるゝことになり、中院は大臣家たるに之に與からざることゝなりて、爲に稍不面目の感を免れざりき。然るに十月久世は退けられしを以て、今度の參内には中院家に依られたりしが、こゝに侍從公のため、梅溪家の女駒姫を通

侍從公婚約

富卿の養女として婚約せしめむと媒酌する者ありしを以て、公は東山の遊行に託して竊に駒姫を視、之を良縁となして婚約を成すに内決せられたり。時に古川は、公の官服着用につきて、高倉家に衣紋の傳授を受けしめられしが、公は彼が文藝に優なるを利用し、關東往復の間を滯京して婚事の取扱をなすべく命ぜられたりしを以て、彼は中院久世の兩家より、公へ通ずべく祕

幕府勅旨を謹承す

密の天機を漏されたり。故に古川が六月以來の京都往復は、藩内の者も婚事の奔走とのみ思ひ込みて、誰一人、その國事の祕密に畏き邊にまで出入したるを知らざりき。公の至尊に忠悃を盡されたるは、暗中の飛躍にして、人の知らざる所に魚水を默契せられしかば、その公武の間を調和せられたるは神妙老練の至りにて、ために主上の御感は深甚なりき。斯くして公は、豫定の如く翌二十日より京都の眞如堂を發して、關東參府の途に向はれたり。

一方三條姉小路兩勅使は、勅書を家茂將軍に致したりしに、幕府は之を謹承し、將軍より

勅書之趣奉﹅畏候、策略之義は御委任被﹅下候條、衆議を盡して上京委細可﹅奏＝

中上、臣家茂

と親署して、勅書の請書を奉りしかば、兩勅使は此書を受け取りて歸洛の途に就き、二十一日公と水口驛にて行き違うて歸京したり。是時勅使の水口休息所に、菊紋の革覆ある櫃を臺に載せて路傍に置きたりしが、其前を通行するものは、皆駕籠馬を下りて敬を表しつゝ過ぐるを作法となしゝに、我茶

京侍の貪婪

道頭伊東春洋は、京都にて感冒熱に罹りたるため、駕籠に打ち臥して之を知らずに乘打したるを以て、番人は彼を引き出して嚴重に詰問したりしが、病體にて全く舁夫の不注意なること明かになり(三條卿の扈從は土州藩士)、因て其まゝ放免せられたり。然るに其時宿主は伊東に向ひ、隨員が武家なる故にことなく免したるなり、若し京都侍ならむには、貴殿は金三十兩を强請せられたるべしといへりと。從來京侍の天威を豨して財賄を貪求したるは、かくの如し。その弊習を徵するため、玆に之を記しおく。かくて公は二十四日岡崎にさしかゝられしが、時に尾張侯の通行ありしを以て之を避け、俄に道を變へ、豐川稻荷に至りて彼寺に一宿せらる。同勢千人に餘りたれど、當稻荷の通夜堂には三千人の宿泊を賄ふ用意ありしを以て、本堂は隨員の悉くを容れて餘りあり、食饌の整頓せる、衾茵の豐多なる、厨の廣大なる、皆人の目を驚かせり。

沿途大名家族の歸國

會津守護流言を塞ぐべく布達を發す

この時東海道には、上京する大名多くして、驛々の混雜甚だしく、下りの大名とてはさしてなかりき。卽ち尾張侯の入京とゝもに、因州侯亦本日入京したり。同侯は一橋後見の實弟にて、土佐の容堂侯と共に閣老上席として幕政に關りたりしが、京都守護職の會津侯と共に入京したるなり。かくて會津守護はやがて職を行ひ、公家に遊說する士を鎭撫するとゝもに、流言蜚語の源を塞いで眞の建言する道を開かんと欲し、乃ち衆に左の文を布達せり。

近來諸藩臣浮浪之徒堂上家へ立入り、正義の士と稱へ、種々入說致候より、叡慮貫徹不致事往々有之候。從て不心得之者共橫行致し、無辜之者を殘害し、恣に火を放ち家屋を毀ち、或は張紙落書致し、町方を騷がせ、遂には容易ならざる巧みに及び候聞えも有之、言語道斷之義に候。今度は勿體なくも宸襟より發し候て、右等之弊風被遊御改革、取締方乾度被仰付、御吟味も有之候間、一同に安心可致候。

時に所司代には牧野越前守、町奉行には永井主水正居りしが、皆幕府の有名

當時上洛したりし諸侯

なる人物とて、勉めて京都市民の寧靜を計りたり。

公と前後して筑前侯、及び肥後の名代長岡良之助も上京奔命したりしが、阿波、藤堂、久留米、上杉、宇和島等も上京したりき。當時薩摩が、國事周旋の首唱たるに誇りて、長州以外を日和見の藩なりと擯斥したりしは、もと肥後筑前の少數激徒が、拙くも緣を求めて國事周旋の命を競望したるに對する嘲罵なりしに、勤王攘夷に於て天下の重望を負はれたる我藩侯へも其命あるに及び、彼は敢て指斥するを得ざれども、猶甚だ之を憚り嫌ひたり。蓋し薩摩は地理上鎖國の結習に陷り易きものあるを以て、その住民の多くは頑僻にして、他藩と和協し得ざること最も甚だし。先侯の掲げたる內國一致の標榜は、公の大に贊同せらるゝ所なれど、先侯の聰明宏量にして初めてよく諸藩を其旌下に集め得べく、弟三郎の、其遺志を繼がんとして、既に自ら協和を缺き、輙ち他を排斥して自ら用ゐんとするは、是れ優孟が衣冠たるを公衆に示すものなり。蓋し今や、彼は中川宮、近衞家に結託するとゝもに、關東の一橋越前をも抱き込み、以て會津と共に兩守護となりて京都の權を擅にせ

薩藩の將軍上洛延期の運動

んと企圖せりなどの噂ありしが、同藩士等は、攘夷決定の上は、將軍の上洛一橋越前のいづれかその名代として出向けば可なり、將軍の上洛は八十萬兩の巨費を要す、東海道に愁苦の聲の滿つる以上、宜しく之を停めて該費を防備に充つべし、諸藩は自國防禦に力を專らにすべきを以て、亦悉く退京せしむべしなどゝ主張せり。公は此事の咨問に對し、上洛は蒸氣船を利用すべし、海路を取らば僅かの費用にて足る、予は去々年より之に改めたるが事甚だ輕便なりと輕く答へられき。さはれ一方に長州一派の反對劇しく、よつて其企圖は沮められつゝありたり。島津久光は、形勢不利なるを聞いて大久保一藏に旨を含め、乃ち彼に建言書を持せしめて上京せさせしかば、公京都發途の二十日に著京したる大久保は、直に近衛家に詣り、中川宮及び同公に謁見を得て、親しく之を陳辯したれど、はや事は沮壞せられたる後とて失望の外なかりき。翌日彼が藩に送りたる書翰に『鍋島は二十日に出府相成申候、餘程邪魔致し候由、追々申上候、其外追々大小名上京數ふる遑あらず候』とあり。近衛家は島津氏と緣因深しと雖も、その皇室と比較すべからざ

公の京都警衛請願と薩士の臆測

ざるは言ふまでもなきを以て、まさに宸襟を惱ませらるゝ事とて、中川宮同樣關白は只尤も尤もと聽き受け、結局は中山嵯峨二卿に往いて說かしめしに、二卿亦適切の說なりとて曰く、然し期日まで發表したる上洛を延期せしむるは、人心に關係する少からざるものあり、殊に長藩を激昂せさする恐れあれば、江戸に下りて春嶽容堂に同意せさする方然るべしと說きたりしかば、其由に決して二十五日より大久保は急行東下せり。其日大久保が藩に送りたる書翰に、『當時自國の警衛を次にし上京いたす大名は、外に見留有ての事に候や、眞實皇國の御爲を存じ候忠膽に候や、心腑に落不㆑申候。』といへるは、眞實の忠膽あるは我藩のみとの獨尊心を露はしたるものなり。次に『現在鍋島は滯京中實以暴論にて、畢竟長崎の固めを遁れ候ため、伏見桃山警衛被㆓仰付㆒度、左候て餘人を交へ候ては不㆓相成㆒、一藩へ被㆓仰付㆒候樣申立、且又三藩(薩長土なるべし)三藩と騷々敷申候へども役立事に無㆑之、其證據は、私へ足輕四五十人を以勝負被㆓仰付㆒候はゞ則打伏可㆑申、或は越前など未だ何とも知不㆑申、私出府之上養育可㆑申などゝ、暴言之數を盡し、陽明家へ押懸參殿など致し、あぐ

み果られし筋に被聞、漸く參內被仰付、於關東請命候樣御達にて、出府の都合に相成候由、別紙鍋島より差出候書附、朝廷より御達之御書附差上候、右旁參內被仰付、且不容易御書附振、姑息の御處置殘懷不少、只々腹を斷ち候次第に御座候、出府の上は屹度手を盡し候含に御座候。」とあり。陽明家とは近衞殿邸をいふ。朝命によりて登京ありし公の、謁を請ひたる末、關白殿下に對面して、食膳の饗應にも預られたるを、かくは押懸參殿などゝいひたるにて、畢竟自藩企圖の沮壞を殘念がりての譫語のみ。當時長州の、激論に迎合し人氣を收攬せんとする傾ありて、薪を抱きて火を救ふ底の態度を取りたりしは、滿天下の眉を顰めたるところなるが、薩摩が公武合體の公論を裝うて藩の勢力を張らんと欲したるも、亦大に宸襟を惱まされたるところにして、ためには祕密に公に御依賴ありたるなりき。されば陽明家のあぐまれたるは果して誰なるか、眞實に國家の御爲を存ずる忠膽の大名は島津侯父子のみに限るまじく、大久保が姑息の處置と叫んで殘念の腸を斷ちたる勅書は、公の英名を御感ありし主上の、國家の爲めに盡力すべきを別段に仰せ渡さ

れしものにて、實に公は陽の名を避けて陰に忠を盡されたるもの、その眞實の忠誠は知る人ぞ知るべく、其光は闇然として日に章なるべきにこそ。

さて二十五日公は豐川を發せられしに、此頃東海道を上るもの引きもきらざりき。蓋し曩に江戸に於て、諸大名妻子の國許引取は勝手たるべしと命ありしにより、かくは内室奥方の西歸するもの陸續相次ぎたりしにて、或は猩々緋覆ひの薙刀を持たせ、或は緋羅紗を蓋へる黒塗金蒔繪の駕籠に乘り、數人の上中臈亦同じく駕籠を連ねたりしが、更に紅絹裏の裳をかひがひしくかゝげたる紋付小袖の側女の、扈從の侍に雜りて之に附き添ひたりしは、宛然時ならぬ花を散らしたるが如くなりき。公の一行は、其中を向背相過ぎて駿河國由井驛に至り、こゝにて越年せられたり。

諸侯内室の歸國頻々

遣歐使節俄に歸著す

去年歐洲條約各國へ差遣せられたる使節竹内下野守、松平石見守一行は、是春蘇士(スエズ)より埃及(エジプト)の鐵道にてカイロ府に赴きしが、國王の招待を受けたる

爾後の遣歐幕使

後、更に亞歷山大港より英國軍艦ヒマラヤ號に乘りて佛國馬耳塞に至り、同港に上陸、まづ巴里府に至りて、拿破列翁三世帝に謁見したり。時に英京倫敦は、萬國博覽會の開設中なりしを以て、使節は其地に渡りて竝に開市延期の承諾を了し、次いで和蘭の迎船に乘りて海牙に赴きたり。かくて此處にても同じく延期談判を了へしかば、鐵路更に普魯西の伯林に至り、次でステッチンより露國軍艦にて露國に入り、以て聖彼得堡に赴けり。然るに是地にありては、樺太境界の談判頗る困難を極め、よりて實地臨檢の上協議を定むることゝなして佛國に引き返し、ロシーフォルトより同國軍艦に乘りて葡萄牙の里斯本府に至りし後、復た佛艦に搭じて地中海岸の亞歷山大港に上陸し、蘇士より又佛艦に乘替へて歸航したり。さて一行は、船中にては往復共儼然日本流の起臥を押し通したりしが(所謂體保持國)、十月下旬新嘉坡に到著するに及んで、始めて生麥に於る薩藩の英國士官殺害事件の新聞紙に見ゆるを聞き、更に香港にまで歸著するに至りて、その詳報に倂せて、幕府の政變、京都に於る攘夷論の激烈なる事などを知りたりしを以て、外國人に對して

一行歸朝す

横濱在留獨逸人の幕府食言に對する批評

大に面目を失ひたり。當時英文の新聞紙は、彼國より問罪の師を向け、以て日本の攘夷論者を撲滅せざるべからずと掲載したりき。かくて一行は、十一月中旬長崎に歸著したりしが、此頃横濱在留の獨逸人は、幕府の不始末なる眞因を發きて曰く、日本の大君が約束に背く理由は、其の約を爲すの權利を有せざるに在り、大君は專制の君主にもあらず、また立憲國の君主にもあらず、亦最上の宰相にもあらず、彼と日本の君主たる帝との間には尚數名のもの彼より位高き長官あり、彼は只行政の長官たるに過ぎず、されば帝の條約に同意なき以上、各國條約は日本の貴族及人民の目より見て法律上有效のものにあらずと。彼は之を文に草して印行したりき。

公將軍文武相談の命を受く

公着府登營して將軍に謁す

文久三年癸亥、公年五十歳なり。駿河國由井驛に新年を迎へられし公は、六日品川驛に至つて鹵簿を整へられ、直に柳營に登城、家茂將軍に謁見せらる。かくてその、去年十二月十九日參内天顏に咫尺して拜せる攘夷に關す

る勅旨を含みて來りたる旨を言上せられしに、將軍より『今般出府大儀に思召さる、以來心付候義は聊遠慮無之可申上候、就ては時々登城も可致候。』との上意あり、退出後溜池邸に著せられたり。これよりさき、去年三條姉小路兩勅使の、攘夷の勅命を幕府に渡すや、兩卿は死を以て之を奉承せしむる覺悟なりしが、幕府に於るこれが協議に於ても、總裁越前春嶽侯は、土佐の容堂侯と共に、方今開國の外に爲すべき道なきは衆の明知する所なれど、勅旨なれば先づ奉承すべく、將軍上洛の後その然るべからざる旨を陳じて之を切諫すべしと說き、後見一橋慶喜卿は、斯くては前後反覆に渉るとて之を危ぶむ等、意見區々齟齬して紛糾したりき。されど遂に親署の請書を差し出すに決したりしを以て、慶喜卿は水戶の武田耕雲齋(元伊賀守)を從へ、五月蒸氣船に乘りて江戶出發、公と引違ひに上洛したりしを以て、江戶には春嶽侯のみ留まりき。 翌七日公は將軍の召によりて登城ありしに、將軍の座の間に於て親しく『其方義時々罷出文武修業筋の世話致し、殊に容易ならざる時節故、心付候義は無腹藏可申聞候。』との上意あり、次で松間に於て、春嶽侯始め閣老

公將軍文武修業に關する相談に任ずべく命ぜらる

列席の上、御用番の閣老より、

公方樣文武御修業專要の御年頃にも被レ爲レ在候間、其方へ御相談可レ被レ遊旨被二仰出一候に付、以來時々罷出御世話可レ被二申上一候事。

と達せられしを以て、大目附よりは、以來登營の節は坂下御門より入城すべき旨を達し、又殿中に於る控間等をも定められたり。是に於て、公は八日以後馬上にて坂下門より時々入營せらるゝこととなれり。客臘公は禁中に於て『兼て、その英名は叡聞に達し御感あるところなり、且老練なれば厚く盡力周旋すべし。』と特殊なる勅旨を蒙られしが、江戸に至れば、將軍は又かくの如く文武相談の命を下し、破格の待遇を與へてその師範たる禮遇をなしたりき。蓋しこれ公の、大諸侯中最も重望を負はれたりし老練者なりたればにて、政務を以て煩はさゞるは實にこれに職由す。而して將軍の上意に『容易ならざる時節』とある以上、爾後の登營には、無論公は將來の攘夷の處置に關する諸問大議に干與せられたるべく、既に將軍の上洛も決して其準備に急なる際なれば、總裁春嶽侯及び閣老等の詮議に意見を吐露せられたる

なるべし。公の聰明熟練は、他の諸侯が自己の參謀用人に謀りて意見を定むるの類にあらざれば、營中に於るその機密の議も漏傳すべきにあらず、唯他の關係諸侯の書翰日乘等よりして後日に關係あるものを發見することあるのみ。

公將軍への進講に方りて勤王の大節を說く

或日家茂將軍は、公と春嶽侯との兩人を召して經義の進講を聽けり。其時公まづ上段(將軍の座)近く進みて、孟子(離婁下)の『君の臣を視ること土芥の如くなれば、臣の君を視ること寇讐の如し。』の一段を講じ、畢りて『君天下の大政を執らせらるゝ上は、書を讀み學を講じて義理を辨へ給ふべきは當然の事ながら、學者儒流となり給ふは望ましからず。又武技を講じて筋骨を固め給ふとも、劍客武人と稱せられ給ふは宜しからず。幕府に於る昌平黌と講武所とは、共に君の手足なり。されば君には技を要じ給はず、世を始め國を鎭め、上天威を環海の外に示すとゝもに、下黎庶を赤子の如く思し召し給ふ御行こそ肝要なれ。君一向に朝廷を尊崇し給ひて、誠實を盡したる御忠節あらば、臣等亦君を尊敬奉戴すること此の如くならん。然らざれば所謂土芥

寇讐の孽妖到らむとす、豈恐れ給はざるべけんや。」と結論せらる。春嶽侯は論語の開卷學而の章を講じ、丁寧反覆、義理精細に渉りて説いて曰く、學問てふ者は、たとひ勉勵數月に及ぶありとも、一朝之を抛ちて年所を經むか、復た其一端をも求むべからずして、唯名を釣り世を欺くのみとなる、其初めは僅に端を開くに止るが如きも、日を追ひ月を重ねて撓みなくば、其義理自ら胸中に融解混和して、始めて我有となるに至るべく、時習の工夫怠らずば、友遠方より來るの悦あるべきに至らんとて、著實の重んずべきを講ぜられたりといふ。兩賢主の幼將軍の前に經義を講ぜられたるは、時に取りての盛事にて、而もその講述には、各の性格顯はれて躍如たるが如きものあり。亦以て公の溫粹にして親愛力ある中に凜然たる神彩あるを想見すべし。

幕府へ意見書を提出す

去年公の、長崎御番を免ぜられて京都警衛を專任せられたく近衞關白に願はるゝや、事は早くも薩摩人の聞知するところとなりしを以て、かの大久

春嶽侯水戶老侯の後繼者として名望あり

保一藏が在國の同勤中山某に送りたる書翰にも『鍋島滯京中暴論にて長崎の固めを遁れん爲め伏見桃山警衛を一手に仰付らるゝ樣申立、越前などは何も知らず、私出府の上養育すべしなどと暴言の數を盡す。』などの文字ありき。されどこは、彼藩の編狹自ら用ゐる結習に訴へて、長崎固めを遁れむための口實と邪推したるによる僻論といふべく、其長崎の固めの、我私設臺場のみにて、國設臺場の無きに齊しきを知らぬは、片腹痛き限りなり。畢竟この大久保の所論は、自藩の企謀を破られたる憤語なるのみ。されど越前を養育云云の文字に徵し、江戶に登營ありし公の、春嶽侯と意見を交換して懇切に相謀られたる狀態を偲ばる。春嶽侯は公夫人の兄なれど、公より年少なるを以て、公はまだ何をも知らぬ故に養育すなどの言辭も吐かれたりしなるべし。さはれもとより親睦の間とて、尙更わりなく意思を述べられたりしならむ。當時春嶽侯は强硬論を持したりしを以て、水戶老侯の後繼者として名望ありしが、公の如く藩政の改革刷新、乃至兵士を督して外艦に對峙したる等の苦き經驗のあるにあらざれば、此の如き盤根錯節を處理し

公の豪語と時勢

て平生の持論を貫徹することは難かるべし。されば同侯の總裁と爲る後の事蹟には、やゝ時宜に適せぬ感もありき。蓋し血氣にはやる者の駕馭は、機括の柔輭なるを忌めばなり。公の此際他より暴論と言はるゝ程の强硬論を主張せらるゝも、亦此點を懸念ありたればにて、意味深き豪語に外ならず。如何となれば、本年に及び公家の時勢に對する恐怖はいよ〳〵甚しく、彼等は武人の攘夷論を聞いて僅にその意を强うしたりしが、武家亦同樣外勢を畏怖して武臣の本領を失ひたりしを以て、人氣は益〻逆戾するのみなりければなり。抑〻此度の御召は、薩長の何等堅實の政見なくして、徒に人氣を激動し以て公家を脅制するを厭はせられし主上の、公が邊防を充備して、國家に忠實老練なるを嚮し、乃ち公をして、此間に善處して公武合體を遂げしめむと、密に御依賴ありたるに外ならず。されば公は深く他の猜嫉を避け、既に煥發ありし攘夷の詔勅には敢て抗せず、却て之を助長せられたりしが、大權威ある公より其論を聞けば、恫愒は却て氣燄潜沮したるの感あり。當時の情勢を考ふるに、もし幕府の僚屬にして、外勢に阿附し武臣の本領を失ひて、

偸安苟且を事とせむか、公武合體全國一致は遂に實現せざりしなるべし。而もその米國と露英の蝦夷地を窺ふは、米公使ハルリスの語に明かなり。而もその米國とても亦野心なしと言ふを得ず。されば、將來の日本は攘夷を避け難く、此點よりすれば、國內の惰氣充滿に憤激して攘夷論の沸起するは、寧ろ悅ぶべきものにして、國士敵愾心の旺盛なるを表するものと謂はざるべからず。此元氣は外人も憚る國家獨立の根本たれば、當局者は之を愛護し誘導する方法を採らざるべからざるなり。されば幕府にして、人民の希望する攘夷決定の論旨を奉承したる以上、狐疑躕躇は自滅の因を釀すものにして、其結果は自らの立脚地を失ふに至るべきを以て、公は此意見の下に其決心の次第を說いて、正面より論諭せられたるなるべし。要するに和戰を通じて擧國一致を急務となす。而も此根本主義に於てすら各藩の步趨一致せず、閣議は攘夷を無謀となして、長州の劇論を憎嫉したりしが、之を激成したる薩摩亦一方に生麥事件生ぜるに拘らず、公武合體に盡力せむとする將軍の上洛を沮止し、長士の暴論者を排して、獨り京都に其功に居りたりしを以て、擧國

公外交拒絶に關する意見書を幕府に提出す

一致も容易に實現せらるべくもあらぬ事情にてありけり。十二日公は幕府へ左の意見書を提出せらる。

今般攘夷之義に付於禁中御達御座候　勅命之趣者、先達著府懸直に登城御目通に而具奉達臺聽置候、就而者御請之御都合急速奉達　叡聞度奉存候。抑重大之事件不肖之身分嗚呼个間敷申上候も奉恐懼候得共、癸丑甲寅以來黠虜之虚喝に被動搖、至戊午年終に和親交易之條約被御取結、爾來渠等が猖獗跋扈者申迄も無御座、海岸測量、土地假借、大に商館を建、互市に託候而漸次海內之精液を枯燥し、傍祆教を唱候而隱然我固有之義氣を衰弱せんとの黠手段、其他種々之狡計不遑枚擧候。素於神州如是犬羊之凌辱を受事、古來未曾有之御失體に而、此儘被閣候而者、天下有志之者は益抱不平憤激之餘何等之變故を生候哉も叵測、又愉惰之徒者氣象益萎薾いたし、渠等に被驅使候通にも可相成、乍憚多年被惱　宸襟候御義御尤至極之御事に奉存候。就而者今般被御出候通速に攘夷之御策略を被運、拒絶之御取計相成候樣有御座度奉存候、若又海內之武備充實之期を御待被成候

優柔決せずば天下の變故を生ぜむ

條約を拒絶せば忽地士氣更新兵備充實せん

事共に御座候半者、太平之餘習彌以志氣相弛、いつ迄も拒絶之時節有之間敷、黄河之清を待候と同然之事と奉存候。中々に即今斷然拒絶之御談判御取懸相成候半者、天下眉火之勢に而四海之兵備忽地充實可仕、於然者御國體屹度相立、天下之人心も折合可申と奉存候。當今之勢因仍苟且送日月候而者御國威益逡巡仕、誠に以長大息之次第御座候。何卒一刻も御決算醜夷拒絶之御談判相成、速に被奉安宸衷候樣有御座度奉存候。右之一件に而此度出府被仰付に付、專叡慮通徹之處一途に存入、前頃申上候事故、僭妄之語或忌諱に觸候義も可有御座、右之亘り者御海量を以宜敷御用捨被成下度奉伏願候以上。

松平閑叟

祆教は基督教をいふ。洋夷の基督教宣布を目して、隱隱我固有の義氣を衰弱せさする黠手段と說かれしは、鎖國以來固著したる思想の現れといふべく、水戶老侯始め攘夷論者の論據としたりしは此に存す。然るに西洋學者の、彼の風尚に心醉して通商開國を主唱するや、遊惰の俗論は其說を栖に

執りて偸安姑息を事とし、君親の大義を忘れて强者に屈するを當世風となしたりき。外交の局に當る幕吏の態度は、概ね然りしなり。故を以て志士の憤慨を激成し、今や如何なる變故を生ずるか測り難き形勢を馴致したりしが、こは幕府に於て能く能く猛省せざるべからざることなりとす。『海内武備充實之期を待つは黄河の淸を待と同然』とは、長崎防禦の事實その然る所以を語るものと謂ふべし。海門に於る我私領砲臺の完成後、十年を經るも幕府は、依然內港の國設砲臺を其儘に放棄したるを以て、露國提督に白崎臺場を視んと言はれては、我私設臺場を示して一時を糊塗せんとしたりき。蓋しこれ表面長崎御番を稱しつゝ自ら欺けるものにして、公の此言に對しては、幕府は些の辯解の辭もなかるべし。末段の偕妄或は忌諱に觸るとは、此言の最も幕府痼疾の骨を刺すによる所なる歟。『斷然拒絶之談判に取懸らば天下眉火の勢にて兵備忽地充實可致』とは、粗暴の言に似て實は然らず。見よ急劇の攘夷論より外艦の集合を惹起するや、薩長兩藩まづ自ら失敗を取りて始めて覺醒し、ために諸藩まで海外の形勢に痛痒を感じて、兵備充實

其生涯を通じて公の剴切なる建言は此一通のみ

に盡力するに至りたるにあらずや。されば當時にありて此の如き建言をなし得べきは、自己の責任を盡したる公を措いて他に求むべからざるなり。

右は公式の建言なり。古人の言に『爲政の要は多言にあらず、力行如何を顧るにあるのみ。』と。公の時局に於る、亦自ら力行に努め、未だ嘗て建白だてを爲さず。されば、其一生を通じて、剴切なる建言は惟此一通のみというて可なるべし。後聞く所によれば、公の家茂將軍より文武相談を命ぜられて日日出仕せらるゝに方り、水戶の浪人等が京都より公の後に躡して江戶に入り込みたるを聞きし大目附淺野伊賀守氏祐は、公の西洋を信好せらるゝより、その取扱につきて浪人等の猜嫌するあらんと察し、乃ち林伊太郎をして、深く御警戒あるべしと殿中にて公に囁かしめたりしが、後此建白書を見るに及び、扱はと大に領けりといふ。唯板倉閣老のみは、實意に出でたる建言なりや、策略家の言なれば落ち合はずといひたりとなん。是時幕府の、攘夷の勅旨を奉ずるに至りしは、春嶽、容堂の兩老侯まづ之を主張したりしより、一橋卿亦意を屈して從ひたるによるといへば、一橋卿、容堂侯の上京後、參

公建白の旨を近衛關白に通す

府、春嶽侯及び閣老等に對晤ありし公は、當局の結束を固くし、擧國一致、以て國威の宣揚を圖るべく穩健の論を吐露せられたるなるべし。此頃公に無題の一絕あり、左の如し。

一樹寒梅老倔强、孤芳元自傲風霜、山中未遂平生志、猶向人間放暗香。

是は公得意の作なりしにや、毎毎揮毫して人に賜はりたりき。此頃の登營に老倔强の襟懷を吐露せられたるべく偲ばるゝにぞ。

十四日京都の近衛關白に前の建白書を贈り、且つ左の書翰を添へらる。

一書奉謹呈候、不齊之氣候に御座候處、尊侯益御迪康被成御與居奉敬賀候。抑先般於禁中奉蒙御達候勅命之御旨者、著府懸直に大樹公江申達置候段者先書申上置候通御座候。其後御請之都合松平春嶽始にも毎度差急、猶又一昨十二日別紙之趣大樹公に直に建白仕、春嶽始閣老にも具に演說仕置候。猶此後之都合者追而可申上候得共、先以前條爲可得尊意如是御座候、恐惶謹言。

正月十四日　　肥前前中將

先の書は、さきに禁中にて奉承せられし勅命に對する正面の報道にて、『都合能盡力周旋』の事實となりて現れし最初なり。蓋し薩長二藩の斡旋は、啻に主上の叡念を惱まされしところたるのみならず、天下有識志士の亦以て見縊りたりしところなりしかば、諸侯を一致せしむるは獨り公あるのみとて、上下の人望はその一身に集りたり。かくて頑固派は、却て猜忌の眼を以て公の上洛を具瞻したらんも、擧國一致して國威を宣揚すべしてふ公本來の主義は、和戰の孰れにせよ、公武合體の題目に異義を齎すものに非ず。即ち公は、所詮攘夷の勅書を關東の遵奉する上は、其準備を急ぎて、外夷の京畿を犯さゞる嚴備をなさゞるべからず、隨て猜嫌相疑ふ底の鄙劣なる諍爭は、尙更之を避くべきなりとて、早く在京當時より橋薩因土の諸侯と一致團結するの必要なるを、春嶽侯へ申越し置かれたり。然るに公武合體を我物顏にせる薩摩は、京都を擅にせむとの私心を包藏したりしかば、大久保一藏を遣はし、近衞關白に縁りて之を遂げんとしたりしが、彼は更に公の後を追うて東海道を江戸に急行したり。されど、大名家族の引拂ひと、時歲暮年始に

大久保一藏江戸に到りて春嶽容堂兩侯に會す

際したりしとによりて障礙せられ、遲延して、本月三日漸く江戸に著きたりしに、一橋卿は既に上京の後なりしを以て、越前邸に春嶽、容堂兩侯に會して力說したりき。されど、將軍の上洛も既に確定したる後とて、今や何事も京都に久光と會合して決するより外なかりしかば、容堂侯は初め久光と申し合せたる如く、假令朝命なりとも、一橋越前と相談せる上ならでは敢て專斷せずと斷言し、遂に十日より蒸氣船に乘りて上京するに至りしかば、大久保は憮然として亦同じく西上したりといふ。時に京都には長州派ますく勢力を得、ために近衛關白も職を辭せんとしたりしかば、時局は宛然槓桿の如く、一端下れば一端昻るの狀をなしたりき。

公上京復命す、京都の攘夷論激發

公上洛の幕命を蒙る

將軍の上洛は二月中旬出發に決定したりしを以て、總裁春嶽侯は、その先發として、二十二日江戸灣より蒸氣船に乘りて京師に向ふ。明日公登城あるや、閣老より左の書付を渡さる。

今般文武修業筋御相談被仰出候處、時々御世話申上御滿足思召候。依而者今暫在府被仰付御相談も被遊度思召候得共、無程御上洛も被遊候義且京都江御用も有之事故、此節上京候樣被仰出候。尤京地御用相濟候半者勝手次第佐嘉表引取、當折柄に付長崎表御備向等肥前守と申談可被取調候。尤存付候義も候半者可被申上候。猶出府之義者追而被仰出候間、其節者早速致出府不相替御世話申上候樣にとの御沙汰候事。

斯くて復命のため上京すべきにより、家茂將軍に謁見したりしに、將軍より直に左の通り上意あり。

以 勅使被仰出候義、猶其方にも厚周旋可有之旨被仰合候趣、委細承畏候。素來攘夷拒絶之義者兼而御請申上候に付而者、聊因循遲滯可致筈無之候。尤策略者武臣之職掌に付、何れ諸藩衆議之上早々及拒絶之談判候樣可致候。

將軍手づから褒賜を公に授く

右畢るや、將軍手づから懇ろなる旨を以て羽織一領、脇差一口を與へ、又取飼の鶴を拜領せしめたり。『策略は武臣の職掌』といひ『諸藩衆議の上及拒絶』

公筑前侯と連名にて攘夷準備に關する建白をなす

といへるは、體面を國内一致の上に持せむとするもの、公の持ち歸らるゝ復命書たるに耻ぢず。

歸邸の後、公は拜領の品々を内外の役々等に拜見せしめ、且つ一同に酒饌を賜はる。是日幕府へ左の書面を差し出さる。

此度私儀京地御用相濟候者、勝手次第佐嘉表引取、當折柄に付長崎表御備向等肥前守江申談取調、存付候義者可申上旨被相達奉畏候。右に付御備向爲取調長崎相越候節者、長崎奉行江遂對話候義も可有之候間、御聞置被下度御座候、以上。

正月二十三日　　　松平閑叟

幕府は此書面に對し『書面之趣承置候、尤長崎奉行へも相達置候事。』との書取を交附す。折節國事周旋の命によりて上洛せる筑前侯も亦出府中なりしを以て、公はさしおかず長崎に於る攘夷準備の事を申し合せ、二十四日連名にて左の書面を差し出さる。

舊臘以勅使攘夷之義既に御請も被爲在候趣奉拜承候、就而者何時夷狄

長崎表模樣替を兩藩へ一任すべし

致襲來哉も難計、長崎表之義外夷御引請之要港に而、御番方御備向之義以前より兩家蒙御委任罷在、此節猶又御嚴備無之而者不相濟、甚以懸念不安寢食次第御座候。 惣而彼地御備向御模樣替之義に付而者、兩家存寄之次第者幾往も申上置候得共、更に御下知無之、甚以遺憾至極奉存候。 勿論彼表之義者御當地と致遠隔候場所柄、彼是御手數を相懸候故之義にも可有御座哉に候得共、當今之時勢片時も打追被閣候而者、御國威にも相拘、實以不容易次第に御座候。 依之甚差越候義に候得共、彼地御模樣替之義一切兩家へ御委任引請相整候樣被仰付被下度奉願候。 於然者御備向十分相整、何時不慮之異變致出來候共、防禦筋屹度行屆、御國威嚴然相輝御安心被爲在候樣可仕奉存候。 當時別而御用繁之御半、前件御面倒之義申上候段恐入義に候得共、御備向之義者兼て請持之義に而不私筋合、時勢難默止不顧前後申談奉願候。 其通御聞濟於被成下者、御入用筋其外委細之義得と取調申上候樣可仕義に御座候、以上。

斯くて發途の準備も整はりたれば、二十五日より上京あるに決したりしが、

去年既に諸侯家族の歸國するをも許されたることゝて、夫人も追つて發途歸國あるべきに定まり、よりて公は、住み馴れし江戸の名殘なれば、三月櫻花の好時期を選み、道すがら處々を遊覽しつゝ御歸りあれかしと申し殘して、當日溜池邸を發駕上洛の途に上られたり。

京都守護職松平容保侯の入京

去年公の發途後、京都守護職松平肥後守容保は、多數の同勢を率ゐて入京せり。容保は尾州老侯の實弟にて、年尙壯に英名ありしが、當時輦轂の下には、浮浪の徒集合して激論暴行を爲すこと益〻甚だしく、ために縉紳みな恐怖し、宸襟亦安じ給はざりしを以て、這次容保が守護職として參内謁見するに及んでは、至尊は其人格態度に厚く信頼の心を生ぜられたり。されば容保も亦深く聖意に感激し、責任を盡さんと心に誓ひて、聽て公衆へ『諸藩臣浮浪の徒の堂上家へ入説するあるにより、不心得の者横行するに至る、因て爾後はかゝる容易ならざる弊風を取締るべく、旁々諸事安神致すべし。』と布達し、宮禁の護衛と浮浪の強壓とに從へり。これより先き、出羽庄内の浪人清河八郎は、薩州に下りて、島津久光の上京を周旋し、且つ浪士と申し合せて京

新徵組と新選組

都に暴動を起すべく企たりしが、久光に鎮壓せられて江戸に脫走せり。然るに幕府にありては、大原勅使の下向とゝもに、其の改革をなすことゝなり、浪士を以て浪士を制するの方法を講じたりしを以て、之を開き出したる八郎は、講武所敎授松平主税助に說いて浪士三百人を蒐り集め、以て其指揮の下に附屬したり。之を名づけて新徵組といふ。時に京都には、又芹澤鴨、近藤勇等の浪士八郎と意見合はずして留りしが、會津侯の上洛するに及んで、亦彼等の徒を召集して、守護の指揮に屬せしめたり。新選組是なり。元來浪士なる者は、諸藩士と處士との間に生じたる亡命の徒にして、中には藩々より機密費を受け、其使嗾によりて行動したるものも交りたれど、その多くは眞の浮浪にして、旅費盡くるに從つて散じ易く、根據あるものとては少かりき。されば かく幕府より買收せらるゝことゝなるや、學資に乏しき貧書生等は、業を棄て緣因を含めて之に附加したりしかば、ます〳〵浪士の數の激增を見るに至り、よりて諸藩よりは、姓名を變ぜしめて脫走浮浪となし、以て京都事情探偵のために藩士を派遣したりしかば、毒を以て毒を制するの

策も、只將軍の上洛に當りて一時の危險を防ぎ得たるに過ぎざりき。

かくて正月の初め一橋慶喜卿も京師に著したりしが、十五日には土佐の容堂侯亦蒸汽船にて大坂に至れり。これよりさき兩侯の江戶に在るや、上京後何等の朝命ありとも、春嶽、三郎と會晤協議せる上ならでは、何事をも定むること無しと確言し、以て連鎖を固くして申し合ふ所ありたり。時に容堂侯には、乾泰助、小笠原彌八等合體論を翼贊したりしが、京都には武市半平太、阪本龍馬等の激徒ありて當主豐範侯を擁し、長州の久坂、桂(木戶)等と一致して容堂侯を自論に引き入れんと待ち受けたりしを以て、攘夷論は長土を中心とし、浪士等に皷和せられて劇烈なる渦を捲きゐたり。かくて彼等は兩

土佐藩の攘夷運動

侯に迫り、以て速に攘夷の期限を決定せんと圖りたりしが、薩摩と深き緣故ある近衞家は、去年來關白內覽として主上の御信任を忝うせるに拘らず、今や漸くその勢力を失墮するに至り、公の書面の其手に達したる頃は、既に辭表を呈出しゐたりき。

激徒陸梁

二十二日に至り、激徒等は大坂にて容堂侯に通謁せる周旋家池內大學を途に刺し殺し、その兩耳を切りて京師に持ち行き、以て

鷹司輔凞公關白宣下

議奏の邸に投じて之を脅嚇したりしが、翌二十三日に至りて鷹司輔凞公に關白の宣下あり、近衞公は內覽として共に朝政に當る事となりたり。然るに二月一日千種家の臣賀川肇亦斬殺せられ、加害者は、其手を切りて、和宮降嫁の周旋者にして目下蟄居中なる岩倉具視、千種有文兩朝臣の許に分送し、其首は一橋卿の旅館前に置き去りたりしを以て、五日入京せる春嶽侯は、嚴重に之が處分を爲ざれば、斯輩は遂に朝憲を亂し、幕威を損ずるに至るべしと主張したりき。されど會津侯容堂侯は、戊午の獄に鑑み、徒らに志士の激憤を招いては甚だ宜しからずとて、其徒の物色を寬にしたるにより、激徒浪士の跳梁愈〻甚だしきを致し、輦下の形勢は日に增し劇烈となり、爲に江戶にての橋越土三侯申合の連鎖も、今や維持せられ難き勢となれり。かくて三侯は數〻會同したりしも、長州は世子定廣を推し、以て急激の攘夷斷行を迫る運動を盛に行ひ、一方亦朝紳に少壯血氣の荒公家ありて國事掛三條、姉小路二卿を推輓し、暴論をなして其勢力を張りたりしを以て、是まで攘夷論の中心たりし中山忠能、嵯峨實愛兩大納言の所論も、今や緩漫姑息の說と目せら

れて其勢力を失ふに至り、ために該卿は議奏を辭するの止むなきに至れり。

公着洛

是月八日公は京都に著し、直に鷹司、近衛兩公に至りて關東周旋の復命を爲し、更に學習院に至りて傳奏議奏に出會し、去年十二月參內して渡されたる勅書につき、江戶に將軍に面謁して之を進達したることと、將軍より更に命を受けたる次第とを具陳し、以て奏聞を請うて東山眞如堂の宿營に入らる。

江戶には、將軍上洛の發途を本月二十三日と定めたれど、後見總裁の上京後、攘夷期限を定めんてふ急激論者の督促急なるを以て、更に引き上げて十三日發途のことに改まる。

久坂通武轟武兵衛等攘夷期限の決定を近衛公に切言す

十一日激徒の領袖長州の久坂通武、肥後の轟武兵衛等、一封の書を近衛公に上りて、攘夷期限の事を切言し、幷せて入京の諸藩士に破格の謁見を賜はるべしといひたりしが、翌日確答を迫らんと鷹司關白家に押し掛けたるを以て、折節來合しゝ三條中納言實美卿も之に鼓和して、遂に鷹司關白と共に參內奏聞し、其結果御採用ありたりとて、三條黃門は一橋卿の旅館に至りて確答を求めたりしを以て、一橋卿は春嶽、容堂、容保侯を招いて協議し、遂に將軍の京都より歸城せる後廿日を以て攘夷の期限と

なすべく內意を決し、連署して勅答の書を奉れり。是に於て、朝廷は言路を洞開すると稱し、意見あるものは忌憚なく學習院に建言すべしと布達ありしが、十九日更に鷹司關白より攘夷の勅旨を達せられたり。是日長州世子は加茂八幡行幸の建白を爲せり。是は倒幕手段なりきといふ。

公病を移し祕密書を書き整ふ

日本を鎖國の庭より引き出し、世界の大變化に應じてその國威を宣揚せしむるに堪へたる政治家は、蓋し容易に得べからず。よりて薩摩先侯の死後は、公の對手たるべきものとては更になかりしを以て、學習院に集合せる少壯の縉紳有志と共に、公は書生論を交換せられたるにすぎざりき。されどその天皇に對する赤誠は、彼の功利の徒が忠義立をなして名を衒ふものと大に其撰を異にせり。癸丑以來、幕府の大權の早晩朝廷に復すべきを識られし公は、其過渡期に外國より乘ぜられざるやう、大綱の維持に苦心せられ、和歌蹴鞠に沒頭して久しく政事より遠ざかりゐたる縉紳が、能く荒くれ

古川與一の滯京を命ぜられたる所以

武士を駕御し、百姓町人を統治して外國との折衝に當り得る迄には、猶苦き經驗の教訓を受けざるべからずと思惟せられたり。果せる哉、年又年と京都には其苦き經驗頻りに殺到し、藩士浪人の脅迫威嚇甚だしく、白刄閃き鮮血迸り、攘夷の燎火には嚮ひ近づくべからず、諸大名亦其威嚇を免れざる暴狀を馴致したりき。さはれこは、公の、素より必然の事として豫想ありしものなれば、惟内亂を防ぐの外は、公は相會して議論に氣燄を吐かれたれども、斯かる暴動に包まれたまふ至尊の御心を恐察し奉りては、深く憂慨せられたり。去春昵近の古川與一を久世家に遣はしたる結果、國事周旋の命を受けて上京せらるゝや、公は武臣にして天顏に咫尺するの光榮を得たることとて、是まで形影の如く隨へたる與一をして、高倉家に衣紋の傳授を受けしめ、かくて其儘京都の烏丸邸に彼を留めて、侍從公近侍として在國せる其子源太郎を暫く呼び寄せて同處するを許されたり。蓋し與一が國學和歌書畫管絃等に多才多藝なるは、公卿家に出入するに最も適當し、加之彼は公の側に生長して貴人に伺候するに馴れ、而も權勢功名に對しては甚だ恬淡なり

しを以て、その滯京中は、中院、久世兩家に對する結婚の媒介によりて婦人にも接近すべく、又衣紋の傳授の閑暇には、時局問題を離れたる數寄の道より、因縁を求めて、中山、嵯峨卿を始め主上に親近する縉紳とも交はるべしとて、かくは公の處置せられたりしにて、直接間接宮掖の人に接近したりとて、彼古川なれば誰も怪しむものはなかるべしと公は思惟ありしなりき。さて戊午以來、諸藩は藩士浪人を使嗾し、敢て勅書を左右して、妄に綸言を黜竄したりしを以て、濫發反覆の叡慮は天下をして適從する所に迷はしめ、よりて彼等は親王攝關の尊きを脅迫排擠して憚るなき等、其無狀は年を追うて激甚となり、天誅暗殺流行して、貴紳みな震慄するに至れり。されば畏き邊とて決して平穩ならざるべく、宸襟を惱ませらるゝは、順良なる侍臣嬪媛の憂懼より發する呟ぎの聲にて察知し得らるれば、之を彼れ古川に探索筆記せしめ、以て影によりて形を認知せんと公は計られたりしなり。斯くて關東の使命を果して再び上京ありし公は、參內復命を濟まされたりしが、十四日の參內は病と稱して之を辭し、爾後は中院久世家に結婚の事などにて會晤

古川與一內密御用書調を命ぜらる

公君は居敬行簡にありと說く

し、深夜までも論談盡きざることありしが、其間の消息は天機漏すべからず、至尊に親接したる夢を結ばれし事もありきとぞ。かくて二十日に病氣全癒を屆けられしが、其日側頭より與一へ對し、公式に內密御用書調の命ありたり。此密書は、當時の京都の悔擾に對し、公が葵藿の微衷を九重に獻じ、以て宸慮の貫徹と內亂の一掃とを企圖せしものにして、有力の諸侯を糾合すると共に、實著の親王攝關あたりにも、光明を求むるの氣付を與へむとせられたりしなり。さはれ其事は祕中の祕に葬られて、今は知るに由なけれど、公の盡忠に於る用意の眞摯なるは、遙に他の諸侯と其撰を異にし、更に功名を競ひ建白だてを爲すことなかりしなり。平生其南面の君は居敬行簡にありと言はれし如きも、其辭意を翫味すれば、君主たる者は勉めて大綱主義を擧げ、以て要目は之を相當の人物に委任すべしといふにあるべく、旁々這次の密奏の如きも、之が合體を期成し、以て至尊の憂慮を少くし奉らんと啓沃せられたるものゝ如し。去年朝廷は、既に島津三郎を大原勅使に差し添へて關東に一橋越前を任用せしめ、以て攘夷防備の責任に當らしめられた

ることとなれば、爾後は之を委ねて其實行を監視あるが居敬行簡の道なりとは、その頃公の洩されたる言なりとす。思ふに是等のことを極密に至尊乙夜の御覽に入れられたるにや、是より叡慮は、武臣に委任して成を責むる態度になりたり。

斯くて公は、三十日に參内すべき旨を拜せらる。當時早や淸明の節に近く、花も二三咲き初めたりければ、公は近侍六七名と、騎を聯ねて諸處の遊行を試み、或は野店に憩ひて茶菓を喫し、或は村婦野老と馴れて田趣を味はる。或日遠く華洛を橫過して名にしおふ嵐山の櫻花を賞覽し、左の二絶句を賦せらる。

乍被簷鶯報好晴、起呼卯酒且消醒、便裝野服看花去、城市無人識姓名。

細雨如絲纔浥塵、飛花芳草點粧春、嵐山到處堪題句、昇是臨川高法輪。

便裝野服とは、公は野行の騎馬には、青の織色木綿の振裂羽織に小倉織の裁付袴を穿ち、綾目笠を冠られたるをいふ。これ蓋し遊獵の野服にて、年來儉素に馴れられたるより、公は之を通常服として都をもそのまゝ乘り廻られ

たるなり。されば衣裝に華奢なる京童にありては、誰一人是が肥前の大守なりとは心付くものなかりき。此詩を誦すれば、公の人知れず天威に近づかれしこと偲ばれて奥ゆかし。

第七十五章　英艦集合、攘夷決行

將軍上洛、英艦江戸灣に集まる、公への歸國の命

將軍上洛の途に上る

浪士の出沒と外人の恂懼

かゝる處に、家茂將軍は、寛永度の上洛と異なる最も簡易なる儀衞にて、愈、十三日上洛の途に就きたり。此際に於る外國人の動靜を見るに、去年島津三郎が生麥に英人を殺傷したるにより、英國代理公使は抗議を申込みて、今尚談判を重ねつゝあり。而して去夏幕府が京都の形勢によりて諸大名の參勤期を改革するや、江戸の衰微は横濱貿易に關係を及ぼしたりしを以て、外國人は是を、京都の意を迎へたる幕府の、諸大名の領地に攘夷の防備を速成せしむる用意に出でたるものとなしたりしが、更に大名の家族の歸國により、江戸に活路を失ひたる數千人の侍出沒して、怨を外國人に報ぜんとすなどの風評紛々たるを耳にし、彼等は恂懼して安ずる能はざりき。されば、

英公使生麥事件公使館襲擊問題につきて詰問す

年末より幕府は護衛兵の數を增して橫濱居留地の防備を嚴重になすと雖も、彼等は、京都よりの再度の勅使は、攘夷の命を關東に下して御門が外國人追放の意旨を示したりとて、益〻不安の念を高めたりしが、十二月十三日に至り、勅使隨從の長州人等は、御殿山の英國公使館を燒打して、更に彼等の心膽を寒からしめたり。されば是年に入りて歸任したる、英國公使は强硬に示威を行はむと決心し、各國公使と協議して軍艦を集合せしめしを以て、二月の初めには英艦十六艘、佛艦二艘、蘭艦一艘江戶灣に集まりて容易ならざる光景を現出したり。かくて英艦司令官少將クーパーは、其本國より持ち來りたる訓令を、代理公使をして十九日に外國奉行へ提出せしめしが、其趣旨とする所は、去年五月、英國公使館番衛二人の殺傷せられたりしと、生麥にて薩摩侯の從士が英人リチャードソンを殺し、男女各二人を襲擊したりしとに對しては、賠償金を要求せざるべからず、而も若し日本にして應ぜざるならば、海軍を以て强請すべし、尤も生麥殺害の事件にありては、償金と共に下手人を引渡すべく、然らずんば薩摩へ軍艦を差し向くべしといふにありた

所司代諸侯に軍備をなさしむ

り。幕府は要求の容易ならざるより強硬なる談判を爲すに決し、其由を京都所司代に通牒したりしを以て、二十七日所司代牧野備前守より諸大名へ、

此度横濱港江英吉利軍艦渡來、昨年島津三郎儀、江戸出立懸於生麥三郎家來英吉利人を及殺害候義に付、三箇條之義申立、何れも難聞屆筋に付、其趣を以可及應接候間速に兵端を開候哉も難計、仍而者銘々藩屛之任有之候に付、夫々備向手當方も可有之候間爲心得候事。

と達したり。

公は此達しを得て、直に請役及び御番方相談役中野數馬に旨を含め、早打にて歸國せしめて長崎防備の手當をなさしめ、傳奏衆へは左の書付を差し出さる。

私儀來る晦日參　內被仰出難有仕合奉存候。然處今二十七日牧野備前守より別紙之通相達、甚以不容易次第御座候。就而者長崎表御警衛向之義別而懸念仕候に付、一刻も歸國、肥前守申談、彼是手配相整候半而不相叶候處、前段參　內被仰出候に付而者如何相心得可然哉、此段奉伺候、以上。

公亦歸國に決す

肥前前中將

此稟請に對しては、何か猶豫のあるべき。翌二十八日傳奏より左の通り達せらる。

明後晦日參　內被仰出有之候處、英國軍艦渡來不容易形勢、就而者長崎表警衞向懸念、一刻も早致歸國度趣に付、明後日參　內之義被止、且前件に付歸國之御暇賜之旨被仰出候。

よりて急ぎ歸裝を理めらる。是まで只口に論じたりし攘夷は、今はいよいよ事實となりて出現せんとす。乃ち前日、學習院よりは上京の諸大名へ對し、在京人數の多少に從うて幾分を精選し、以て禁裏警衞の爲めに滯在せしむべしと達し、國事掛三條中納言を警衞掛となして其兵士を指揮せしむる事となれり。公の上京は、初めより國事周旋のためなりしを以て、その同勢の如きも甚だ簡易僅少なりしかど、亦左の書面を差し出さる。

今度英吉利船渡來に付夫々防禦之次第可有之、若於歸國者精選之士應在京之人數多少、　朝廷爲御警衞御當地滯在候樣被仰渡奉畏候。惣而者隱

禁裡警衛のために滯在せしめたる我藩兵

居之私、手廻之分に而供連別而手寡、御警衛仕程之人數も無御座候得共、當折柄之義に付、御警衛之寸志奉表度乍少分供立之内より當分相殘義に御座候、此段御請旁申上候。

二月二十八日　　　肥前前中將

卽ち八並次郎助を物頭となし、以下侍十五人、足輕二十人を烏丸邸に留めて警備掛の指揮を待たしめらる。

公京都より榮旋し、夫人江戸より歸城す

公は來月初旬將軍の上洛を迎へて歸國せんと豫定ありしを以て、本月中に電流丸、觀光丸を大坂に回航すべしと申越されしに、恰も好し二十五六日兩船は著坂したるを以て、二十九日京都を發して三月朔日大坂より電流丸に坐乘し、以て觀光丸を從へて歸航の途に上られたり。かくて三日豐前の大里より上陸し、供船の到著と、又佐嘉よりの鹵簿人數の來著とを待ちて數日を滯留せられたりしが、公は初めての參内なりしに拘らず、天顏を拜して

公鹵簿を參内の儀衛の如くして松原社に參拜す

天杯を賜はるの光榮を荷はれしを以て、一方江戶に將軍の文武相談職の特命を受けて將軍より手づから種々拜領物を受けられしことゝ共に、慶事祝福の意味にて十日轟驛より行裝を加へられたり。かくて藩士の盡く目達原松原に出で迎へたる中を先づ本丸に入られ、侍從公に對面ありし後、宗室國老等を召見して三丸に歸城ありしが、二十六日には、衣冠を著し、隨士鹵簿等を參内の儀衛の如くして松原神社に參拜あり、數日後更に高傳寺にも同じく堂參して祖宗の靈を拜せられければ、庶民男女みな途に俯伏して京都に於る參内の威儀を髣髴したり。

當時の問題たる軍備充實、卽ち攘夷の準備には、陸地の砲臺と海上の戰艦とを幷せ備へざるべからず。我藩は十餘年來海軍創設に勉むれど、費用不貲、ためにその進步も果敢果敢しからざりしが、長州の近く庚申以來、二三隻の洋船を繫ぎて俄に攘夷斷行を主張したるに對しても、一般は、果して自信あることにや覺束なしと論じたりけり。我海軍取調方にありては、去年七月三重津の製造所に幕府御用の蒸氣鑵三箇の製造を引き受けてその工事

に著手したりしが、更に成工の自信立つに及んで、進んで造船の業を起す順序を運び、蒸氣罐を中心に裹める汽船の製造を始めんと提議したるを以て、侍從公は之を裁可し、三月初め佐野榮壽左衞門、藤瀨孫太郞、島團右衞門、增田孫作、中牟田倉之助、兵動忠平、松村一郞助にその委員を命じ、田中近江、田中儀右衞門、馬場磯吉、(中村奇輔は前年火傷にて廢人となる)をして製造を擔當せしめられたり。是に於て、諸員は精煉方及び三重津出張所に會合調査し、(一)造船場を相定設備し、(二)蒸氣罐を海軍取調方に囑託し、(三)其用材の鐵板を長崎に買ひ入れて之を交付し、(四)楠の曲木は其同所にあるを用ゐ、(五)梁材用の樫木、甲板用の松板、外張用の楠板みな寸法の註文を定め、(六)銅板及び之を張る帽子釘、硝子板は長崎に註文し(七)石炭圍場及び機械下に用ゐる鐵板買入の條件を明細に見積りたり。かくて三重津の御船入を潮留して造船場となし、滿潮の下四尺を泥浚へするとゝもに、大工鍛冶の工場は從來のものを堅修して用ゐるに決し、由て長さ六十尺、幅十一尺、木製外輪十馬力の汽船一隻を製造し始めしが、こは公の御召淺行(本船に往來する艀の用なり)となすためにて、先づ此より汽艦製造の

跬歩を擧ぐることゝなせり。時に公も歸國になりしが、時恰も外國戰艦の風雲を捲き起さむとしたる際とて、直に裁可して著手せしめられたり。

日本船に於ろ蒸氣船建造の嚆矢

是日本に於る蒸氣船製造の嚆矢なりとす。

三ノ丸には新に大奧を増築して、夫人の歸國を待たれしが、江戸も櫻花の滿開となりければ、夫人は名殘りの花見を了て二十七日發駕、田安家の用人士居彦兵衞始め男女の隨員を從へて、明善堂詰の士に護衞せられ、行裝華やかに東海道五十三驛を徐行し、中國路を經て四月十六日三ノ丸の新築に著せられたり。爾後此に公と同居せらる。

江戸の寂寥

かくて夫人出發後の溜池邸は、年番の政府相談役以下も多く引き拂ひたりしを以て、留守居助役、會計主任の藏方附役、祐筆、廣間番等數名の士、及附屬員のみ殘留せるに過ざりしが、他の諸大名の邸宅もその家族は大抵引き拂ひたりしを以て、藩邸周圍の廨舍に住するものも次第に減少し、ために夜間燈光の洩るゝ牖窓も寥々たるに至りしを以て、さなきだに廣濶にして往來少かりし通路は、暗黑咫尺を辨ずる能はざるに至れり。尤も繁華熱鬧を極めたりし大通りには、倚車轂相擊ち、人肩

清岡八郎暗殺せらる

相摩するの雜沓をなしたりしを以て、舊時の景況を知らぬものは尙繁昌を改めずと感じたりしならむも、華主顧客は激減して、商賈の前途は闇淡たるのみ。去年來浪士の增加したるにより、新徵組を置いてこれが取締に當らしめたれど、上洛の將軍は之を從へ去りしを以て、爾後諸方よりは益浮浪の徒聚まり來り、依然物騷なりしかば、庄内侯酒井左衞門尉忠篤江戶巡邏を命ぜられて浪士を取り抑ふることゝなれり。此士族の暴行に對し、外國人は之を大名の參勤延期家族引拂によりて彼等の產業を失ひたる結果なりと解釋したりとなん。時に新徵組の首領淸河八郎は、漸くその勢力を失墜するに至りたるも、猶世人よりは厄介視せられしが、無事に苦しみたる彼は、江戶橫濱を燒打して京都に上り、以て長州藩に投ぜんと手配したりしを以て、その旨を察知したる巡邏は密に其徒に囑し、彼は切支丹の法にて身を隱すに長じたる手取者なれば誑打に討ち取れと使嗾したりしが、それかあらぬか、彼は四月十二日の夜、麻布一の橋に於て何者かに打ち果されたり。かくて其後も、二三の浪士、仲間より斬害せられて兩國に梟首せられたりしが、所

謂壯士なるものは此八郎の徒を濫觴となす。此の如く江戸は暫し物騷なりしかども、浪士は多く京都に集合したりしを以て、さしもの繁華は火の消ゆる如く月日を追うて衰微し行き、江戸人は悲觀の極、遂に幕府の僚屬をして、去年の大改革を取り消さしめんと運動せんとするに至りたり。

將軍參內、京都の激論沸騰

京都には、將軍の上洛近づくに從ひて激徒の氣燄ますく増長し、此際將軍の權威を抑制せんと種々の運動を謀り、公發途の前日（二十八日）には、洛西等持院にある足利將軍尊氏、義詮、義滿三代の木像の首を持ち來りて三條河原に梟し、罪狀の棄札を立てゝ將軍誅罰の意を諷せり。されば守護は嚴に其徒を物色し、或は之を捕縛し或は斬殺したりしが、長州侯の抗議により之を赦免するに至りしを以て、一方總裁春嶽侯の、此事は幕府に御任せあるべしと爭うて用ゐられざりし事情もありて、激徒の暴行はますく忌憚する所なきに至れり。

足利三代の木像を梟首して將軍誅罰の意を寓す

家茂將軍參內國事御委任の勅諚を蒙る

三月四日家茂將軍は老中若年寄等を從へて京都二條城に著し、翌五日威儀を整へて參內拜謁したりしが、其際天皇より、將軍職を置くこと故の如し、萬事を委任す、宜しく精を勵まして攘夷を斷行すべしとの勅語あり。かくて日を越えて再び參內したりしに、禮遇は頗る優待を極めたれど、席次は是までの特例を用ゐず、官位順の常規に從ひ、德大寺實則卿の次に坐することと勅定せらる。

島津久光激徒の反抗を買ふ

十四日島津久光は多數の兵を率ゐて上京し、錦小路邸の狹小なるより、智恩院を旅館として此に入れり。かくて直に近衞鷹司兩關白の邸に至りて說いて曰く、攘夷決議の輕卒なるは勿論、關東の後見總裁を奴隸視して藩士浪士等の暴論をのみ聽き、輦轂の下に法外の事あるを其儘に擱くは、これ皆亂世の兆なり、宜しく大政を將軍に御委任あり、無用の大名藩士は之を歸國せしめらるべしと抗言したりしを以て、其論議の峻烈なるを耳にせる激徒等は、極力久光に反抗の氣勢を示しゝかば、彼は留京僅に四五日にして退洛、海路より歸國せり。時に一橋慶喜卿と意見合はずして、遂に職を辭せし總裁春嶽侯は、聽許なきに拘らず、其儘留任するに堪へずして決

然越前に歸國したりしが、土佐の容堂侯も藩論の分裂によりて其力を專らならしむる能はず、近衞公亦内覽を辭する等、種々の障礙を生じ、ために將軍のみ一橋卿と滯京協議して、水戶中納言慶篤を關東守衞として下向せしめたりき。其頃主上は將軍へ對し、英國との談判につきて容易に兵端を開くべからざる旨を叡示ありたりとぞ。

長崎内港の砲臺を急設す

初め公の江戶を發するに臨み、筑前侯と申し合せて、旣に攘夷の詔勅ありし上、生麥事件の談判等もあることゝて、何時戰端を開くか測り難ければ、是まで每度その改良方を申し立てたる長崎防備も、今や片時の猶豫を許さず、されば此際一切を兩家へ御委任あるべしと請願せられたるは、前述の如し。然るに其後公の上京して荏苒時月を經る間に、英國軍艦渡來し、朝廷には外夷拒絕を決せられたりしを以て、内外の情勢はこゝに相合して危機に瀕するに至り、對外の方略には、些の懈怠あるを許さゞるに至れり。

長崎表を兩藩に一任すべしとの建議

されば本年當番なる筑前侯が歸國の途次上京したる折柄、二月二十七日所司代より前掲の達しに接したりしを以て、公は直に侯と申し合せて、翌日連名にて左の書面を差し出さる。

此度英吉利船渡來、都合に依候而者速に兵端を開候哉も難レ計、仍而藩屛之任有レ之向者夫々防禦方可レ有レ之旨被二相達一候。然處兩家之義者改而不レ及二申上一候得共、二百年來長崎表御番方相勤、蕃夷鎭壓之任に御座候處、是迄之通事々奉行得二差圖一取計候樣之義に而者何分應變之處置行屆不レ申。依レ之以來御備向防禦之義者皆以兩家江十分御委任被二仰付一見込通諸事取計、追而申上候樣被二仰付一被レ下度奉レ存候。前段不二容易一折柄、御番方防禦筋之義片時も難レ閣筋合に付、右之通奉レ願義に御座候間、何卒願通被二仰付一被レ下度奉レ願候、以上。

是れ激徒等の足利三代の木像の首を梟したると同日のことなるを聯想すべし。書面の主旨は、奉行の差圖を待ちゐては應變の處置行き屆かざるを以て、兩家へ全く委任あるべしといふにあり。幕府は、外交の正門たる長崎

にさへ、此の如き防備の懈怠をなしたるなり。されど今や、因循の餘地なきを以て、之に附箋して『臨機之義は兩家申合せて不ㇾ及ㇾ伺可ㇾ取計、尤不ㇾ差掛ㇾ義は大久保豐後守(長崎奉行)と可ㇾ被ㇾ申談ㇾ候事。』と指令したりき。蓋し是迄の幕僚は、只管防備をいふを厭ひ、只外國と條約だに締結せば、天下は依然泰平なるべしとて偸安したりしかば、攘夷論者は猛烈なる打撃を與へて之を覺醒鞭撻せむとしたりしが、此攘夷論の唱首は長州の久坂、肥後の轟、土州の武市等にて、久留米水天宮の神官眞木和泉守を天狗と稱し、過激極端の論を敢てせるものたり。如何とならば、攘夷の期限を定めよと迫るは、卽ち豫め宣戰の日を公布せよといふに同じく、亦餘りに極端なる行動たるを以てなり。されば衆は彼等を輕侮し、迚も出來得る事ならずとて其危險なるを論じたりしが、此の際に方りて、英國軍艦の集合して挑戰的態度を示したりしは、亦もっけの幸にして天佑とも言ふべき歟。さはれ飜つて長崎の防備を見るに、我伊王神島の新砲臺のみ、外艦を海門に防止すべく建設せられしのみにて、内港兩番所を守備する國設砲臺に至つては、依然たる舊式劣弱の堡壘たるの

攘夷の期限を定めよといふは豫め宣戰の日を公布せよといふに同じ

み。されば筑前、肥前兩藩の守備も、實は武裝せざるに齊しき堡壘に、番代戍衞の形式を行ひたるに過ぎざりしなり。故に今年は筑前の當番なれど、英國軍艦は何時長崎に來航して攻擊をなすか測られず、而も未だ攘夷の期限に至らざる以上、彼が港內に乘り入るを妨止するは不可能なるを以て、應戰の設備なき長崎市中は砲彈雨下の中に曝さるべきを覺悟せざるべからず。幕府のなせる因循緩漫の應報は覿面に迫り來り、攘夷論の打擊は今や急所の痛手となりたりき。

英艦渡來の報と長崎奉行の諭達

江戶にては、京都の劇論に窘窮したればにや、將又公の威德に依賴するは他の激動を招く所以なりと疑懼たりしにや、四月二日に至り、漸く長崎奉行大久保豐後守をして、

當節神奈川表英國軍艦渡來に付て追々申達候趣も有之、不容易形勢に付、別而御警衞向之義專要之折柄、當番方者勿論、非番方とも申合せ、御實備相整候樣早々可被取計候。

と達せしめたり。長崎市民は、是まで防備なき港內の現狀を見て、奉行所は

勿論、當番の筑前藩とても、差掛り如何にして外艦の砲撃を防ぐにかと當惑したりしが、大久保は非番の我藩にも防備を要求せんとて、此達しに附加して『別紙之通申達候に付ては、自分臺場の内大砲等繰合せ出來候はゞ、港內御備向に差回し方の義、厚く勘辨の上、是又當番方申合可被取計候。』との書面を添へたり。自分臺場の大砲繰合せとは、國設砲臺の防備薄弱なるより、我藩設臺場の豫備大砲を借用したしとの替言（かへことば）にて、厚く勘辨とは、何卒承知ありたしとの請求と見るべきものなり。公は早くより斯くあるべしと察せられ、因て既に筑前と申し合せて防禦委任の許可を得られたりしが、之に對しては、大久保は內心不服なりき。かくて旬日間に事は切迫したるを以て、公は隱居なれども、長崎見廻りとして本月朔佐嘉を發せられしが、途次諫早に至りて此達書を得、四日長崎に著して奉行所に出仕せられたりしを以て、奉行大久保豐後守は直に此請求をなしゝかば、公は既に京都にその御委任を請ふ時より自ら成竹ありたるを以て、奉行の言下に快諾を與へられたり。蓋し公が擧國一致には、眼中唯日本あるのみにて、藩の細嫌の如きは更に問

幕府長崎砲臺防備の計畫を諮詢す

藩議伊王島の備砲を內目の要衝に配置すべく決す

題とせられず。されば兩藩にこの委任を請ふや、我海門の伊王島より大砲を運びて兩藩合力內港の嚴備に當らむてふ計畫は、旣に業に熟したりしを以て、歸邸の後は、直に主者に之を申付け、自分は蒸氣船に乘りて例の如く港口の神崎を巡見し、其まゝ有明海より佐嘉に同航して、翌日歸城せられたり。

長崎奉行は、八日京都の閣老松平和泉守より左の達を得て、兩藩へ傳達す。

長崎表御備向之義、當折柄に付肥前守竝に其方申談じ取調、存付候義も候半者可ニ申上一旨、松平美濃守へも被ニ仰出一候間、申談取調候樣可レ致候。

申談じ取調とは砲臺防備の計畫をいふ。佐嘉政府はこれを得て仕組所にて詮議し、伊王島の海面廣く著彈覺束なく、離れ島とて風浪の日は應援も屆きかぬるより、彼島の備砲を盡く取り下げて、我長崎邸の表波止と鵬ヶ崎の要地及び稻佐海岸にありて然るべき處とに備へ換ふるに決し、目下長崎市中は一般に恐慌を惹起し、ために奉行所の心配も一方ならざれば、火急に其設備に取り掛るべく申し越して上下を安堵せさすべしと評議を定め、乃ち聞役より奉行所へ、

今度英吉利御手切相成候哉難計に付ては、當港御備向尚又嚴重被御行屆候はで不叶之處、內目之義只今之姿にては全く防禦之御手筈相付居不申、甚以御深案の義に有之、尤右御備增に付ては先年來每度致御達候次第も有之候得共、差掛り急場間に合せ難き御都合も可有御座候に付、自領伊王島へ相備置候大砲を當分左之個所々々へ備換候方可有之、右伊王島の義外目樞要の場所に候得共、內目御備には難被相換やに付、急速其取計仕度御座候。右に付ては廉々右之通肥前守より相含め越候。

備砲の配置と火藥庫の建設

と届け出で、同時に筑前へもその打合せをなしたり。さて其工事に方りても、何分重砲のこととて海路の運搬には數日を要すべく、旁々まづ之を附近の便利なる海岸へ運搬すべしとて、八十磅六門、三十六磅十四門、二十四磅四門、十二磅四門、二百目の野戰銃四挺を送致し、其中より八十磅三門、三十六磅一門、二十四磅、十二磅各二門はこれを長崎大黑町の藩邸に、其餘は稻佐に備へたり。かくて彈藥庫も亦之に準じて建設することゝなり、十二日より地床繩張、地高め、石垣築に著手し、稻佐の大庄屋志賀九郎助を呼び出して用地を

引き渡さしむ。稲佐は、露西亞人の居住するを許したる地もあれば特に嚴備を要し、因て先に筑前藩の検定せる岬南の平戸小屋の海岸が、港内必要の地なるを以て、其れより續いて丸尾山の岬までを一區に圍み、以て此地に砲臺を築造すべしと測定したり。因つて筑前に對し、當今は其大砲も我私砲を備ふべく、砲手等も我一手にて取計らうて追つて協談に及ぶべしと打ち合せしに、彼藩も直に役々を出崎せしめ、一先づ我砲を繰り合せて備へ置き、追つて新製砲と備へ換へむと答へたりしを以て、砲手の營所は伊王島なる一宇を引き移して之に充つるとゝもに、人數は當番非番にて交替することに定めたり。かくて其用地は幕府より出さるべく、租税は、公邊の議にて相當の地料を地主等へ下け渡さるとも、奉行所にて取り計らはるとも、都合次第なるべしと議決し、以て著々その歩を進めて臺場を速成したりき。斯くて二十八日に至り、當番の筑前より、舊臺場は陰の尾、長刀岩、高鉾、白崎、神崎、女神、西泊、岩瀬路、平戸小屋の九所に各一臺を存し、是までの兩番所を奥戸町に移し、其他陰の尾、長刀岩、高鉾、神崎、女神、大田尾、すずれの舊臺場、増臺場は悉く

長崎内港防備改良問題漸くこゝに解決せらる

取拂ひたり。是みな從來國設砲臺として、兩藩が形式に警衛をなしたる威力なきものとす。因循して既に十年の星霜を移したる長崎内港の防禦改良問題は、遂に劇烈なる攘夷論と英艦の示威とに迫られて、漸く解決せらるるに至り、卽ち遂に我藩の伊王島を廢して長崎市の警備を速成することゝなりたり。

幕府の攘夷期限布告

將軍滯京の勅命を蒙る

長崎の、此く應急防備の改良をなして、禍を福に轉ずる功を收めたるは、公の平生より軍備を充實して、綽々の餘裕を有せられしによらずんばあらず。然るに京都に於ては、將軍上洛についで英艦渡來のために關東の事情切迫したりしを以て、將軍は歸府せんと欲し、尾張會津は滯京を是としたりしに、朝廷より『京都竝に近海の守備警衞の策略は、大樹自ら指揮あるべく、且つ攘夷決議の折柄、君臣一和に無之ては叶はざるに、東西相離れては情意通ぜず、自然扞格の姿となり、叡慮安からざるに至るべし。されば英夷との應接は

勝麟太郎攝海に於る防備の起工を命ぜらる

大坂に於てし、拒絶の談判あるべく、兵端を開く節は大樹自ら出張して諸事を指揮し、關東の防禦は別に仁體を選んで申し付くる樣』と御沙汰あり。是に於て、將軍は滯京に決して、攝海の防備を急ぎ、四月下旬より軍艦奉行勝麟太郎に命じて其工事を起さしむ。公の前日に於る幕府への建言に『天下眉火之急にて兵備忽地充實』とあるは、粗論に似て果して數月の間に其驗を見たり。

水戸中納言將軍に代りて江戸に下る

かくて關東へは水戸中納言慶篤卿を下すべしとの勅ありたるにより、中納言は同じく下旬京都を發して四月八日江戸に著し、以て攘夷拒絶の順序を運びたりき。

將軍要擊の陰謀

時に攘夷の劇論者は、衆心の厭嫌するところとなるに及んで次第に陰險になり、前月十一日の加茂行幸、是月十一日の男山行幸に際しては、長州の激徒は公家中に最も過激なる中山侍從忠光（忠能の子後に毛利信齊と變名す）と謀り、將軍を殺して行幸の鳳輦を奪はんと企てたりしを以て、之を察知したる會津は其警戒をなし、家茂將軍をして病を稱して隨はしめざりしを以て、事なきを得たり。されば主上は痛く劇論者の脅迫を厭はせられ、斯頃潜に中川宮へ『島津三郎等を召して此危難を濟ふ秘策を廻らさしめよ』と宸

將軍參內五月十日を期して外夷を拒絕すべしと奏上す

翰を賜はりしが、八月の政變は既にこゝに其機を動かしたりといふべし。蓋し公のその在京中にありて啓沃せられたる君主居簡の道とは、大綱を執りて其成を武臣に委任し、機務を祕密に動かすべく、主義に於て、攘夷は國威宣揚に歸一すべければ、議論の囂々に拘はらず、勅旨は終始一貫して順序を追はるべしといふにありたるべく、公家の士民に對する直接の交涉に慣れ給はざる缺點に、公はその忠告を進められしを以て、爾後畏き邊の態度は一變し、大事は之を機密に行はるゝに至りたり。

此の如く京都の外面は今まさに積陰の極にて、遂に家茂將軍は激徒の頑硬なる運動に迫られて二十日參內し、攘夷の命を奉承して、五月十日を期して外夷を拒絕すべしと奏請したりしかば、翌二十一日傳奏より左の布達ありたり。

外夷拒絕之期限來五月十日御決定に相成候間、益軍政相整、醜夷掃攘可ㇾ有之被ニ仰出一候事。

蓋し是れ宣戰布告の日を豫告するものにて、寧ろ千古の笑話なるべし。次

で諸大名へは、二十三日所司代牧野備前守より

攘夷之義五月十日可及拒絶段御達相成候間、銘々右之心得を以、自國海岸防禦彌以嚴重相備、襲來候節者掃攘いたし候樣可被致候。

と達したりしが、肝腎の長崎港については、既に海岸防禦の整頓せるより、何等これにかゝる布達なし。　但二十一日に在京都の閣老水野越前守より長崎奉行へ向け、

攘夷之義水戸中納言殿御委任、五月十日可及拒絶段御達相成候間、其段相心得在留之夷人早々立退候樣及應接、銘々決戰之致覺悟御固大名へも可被相達候。

と達し、去る六日の外國公使應接の大意書取を添へたり、左の如し。

魯佛英蘭米葡孛之國々、先年より和親交易願出、條約も取結候得共、右者其節之役人共　朝廷伺濟不相待取計候義を其儘仕來候處、昨年自　朝廷外國和親交易拒絶之詔有之、是迄取計方不宜役人共夫々嚴罰相加候間、其方共も長崎、箱館、横濱三港商館凡三十日迄に引揚、一人も不殘樣歸國可致候、

若於違背者可及一戰候條、得其意可申候事。

此達しは長崎奉行の手に抑へて各藩へは發表せざりき。かくて月末本島藤太夫長崎より歸りて報ずらく『奉行所の噂に、横濱は今又十日の日延べにて來月六日までになり、其期限切るれば江府の一左右を待たず、英人より申通ずれば戰爭の積り、其期限には異船は引拂ひ、若し入津の節は白旗の合圖をなす、魯夷は黄印にて英夷は敵船なり、手切れには使者を立つるはず、唐人(清商)は立退に及ばず、ミニストルは向岸の飽浦あたりに避難すべし、我伊王島高島の防備は廢すべし、英船は十三艘の外に五十艘許遠沖に控へゐ、手切れになれば琉球を取らんとす、長崎は四艘許にて然るべしといふ由云々』と。

公は歸國後、精煉方に往いては汽船製造の計畫を問ひ、火術方に至りては演習を觀るとゝもに稽古人を連れて大野原に銃陣を演ぜしめられしが、時には蘭學寮にも臨みて敎導等に西洋の事を問ふとゝもに、馬方の騎隊道押をなして騎操を講ぜられたり。　此頃公は、蘭學寮にて、敎導小出、大隈等へ、幕府が時論に迫られて攘夷の期限を宣布し、以て外國拒絶による戰爭準備を定

公外夷拒絶の盲斷なるを微笑す

めたる事などを語られしが、其時の言容は至つて平易にして、微笑をさへ帶びられたりしを以て、聽者は其盲斷の事實とならざるべきを知りたりといふ。蓋し去秋再度の勅使の東下するや、一部の激徒等は跳梁浮躁を極めて常識を逸し、ために却て輕侮を招きたりしが、公は在京當時より、三條、姉小路等の主張する攘夷論の、聖意にあらざるを親しく十分に察知せられしを以て、初めよりの順序を追うて關東の一橋越前等に諸事御委任あるべき由を密奏し置かれたれば、自後の激論が益〻陰雲を捲起するも、そは只一時の現象にして、雲上は已に復陽の候に移れることを觀測せられたりしなるべし。此頃越前薩摩の兩侯は、中川宮を通じて祕密の書面を往復したりしが、地上には冬至後より雨雪の益〻降りしきるが如く、無謀倉忽なる議論蜂起して噪ぎたりけり。

幕府諸藩市中へ開戰に處する準備をなすべく命ず

江戸に於る英艦は、初めより開戰を好まざる底の態度を持したりしが、幕府は朝命に迫られて彼の要求を拒絶し、五月四日諸藩市中へ、

英使一條追々及二切迫一候に付ては、模樣により今晩にも兵端を開候機有レ之

候間、銘々覺悟可ㇾ有ㇾ之、尤及㆑差圖㆒候迄は決して粗忽之擧動有ㇾ之間敷、萬一家來之末に至る迄心得違之者有ㇾ之に於ては嚴重に可ㇾ被ㇾ致候。

と國事掛小笠原圖書頭より觸達したり。是によりて市中は忽ち騷擾を惹起し、家族を遠在に避難せしめんとて、日々四宿の口を出づるものは引きも切らず。中にも板橋、内藤新宿は最も混雜を極めたりき。かくて藩邸の諸士書生等知識階級は、此達しを見て、小笠原にして果してよく戰端を開くや、其時こその狀態こそ觀物なれとて、常の如く市中を往來したりしが、此兩三日は留守の老中には一人の登城するものも無かりき。

小笠原圖書頭英公使に償金を支拂ひ且開港交易の令を達す

時に京都の一橋卿は、攘夷を執行するため歸東せむとしたりしに、尾張、會津は將軍を輔佐すべしとて之を挽留したり。されど一橋卿は、四月二十二日遂に京都を發して歸府の途に就きしに、途中水戸侯が英人に償金を支拂うて無事に解決せんとする報を聞きしを以て、參州岡崎驛より急使を馳せて警告を與へたり。よつて水戸侯は、俄に償金支拂に反對するに至りしが、小笠原圖書頭の決斷にて、五月八日外國奉行に命じて、償金十萬磅支拂の確

長崎港亦沙汰なくして攘夷期日を通過す

答を英公使になさしめしかば、其日一橋卿は江戸に著せしも既に及ばざりけり。斯くて小笠原は償金を支拂ひ了り、翌九日江戸横濱に左の如く布達せり。

先頃中より重變に依て騷敷候處、今般御談判被レ爲ニ行屆一御靜泰之筋と相成候間、諸人是迄の心配を除き、御開港之繁榮愈以商賣向精々相勵み、末々迄不レ洩樣可ニ申渡一候、於ニ御運上一今日被ニ仰渡一候間、此段相達候也。

かくの如く、京都には十日を攘夷期限としてその實行を令せられしに拘らず、横濱にては其期限の前日に於て此の開港繁榮の布令をなし、長崎亦、朝廷よりも奉行よりも何等の沙汰無くして、攘夷期限の日を通過したり。

第七十六章　外國軍艦の長薩砲擊

長州の攘夷決行

長藩米船を砲擊す

關東には薩因土の連鎖あり、長崎には筑肥の協同ありて、內國一致の步調は此に整齊を見るに至りしかば、其間に於る攘夷期限の空噪ぎは、『八百長相撲の力瘤』なる觀をなしたれど、其唱首たる長州藩に於ては、十日の期限に迫るに及び、自領の下關海峽に、陸には砲臺、海上には兵船を備へて、いよ〳〵通過の外國船を打ち攘はんと待ち構へたり。かくて九日夕、米國商船ペンブローク號が田の浦に碇泊して潮を候せるを發見したりしかば、翌十日の曉を遲しと計り、俄に之を砲擊したるを以て、唐突の事に吃驚せし米船は、倉皇錨を拔いて、損傷を受けながら急速力に豐後海峽を指して遁れ去れり、是を十日の期限に於て攘夷を斷行したる最初の砲擊となす。然るに其後暫く外國船を見ざりしが、廿三日の未明佛國の報知艦ケンチャン號周防灘より

更に佛艦蘭艦を擊つ

進航し來りしかば、汽船と北岸の臺場との雙方より砲擊を加へ、彼の驚愕端艇を下して上陸談判せんとするや、其端艇をも用捨なく砲擊して破壞したるを以て、本艦は呆氣に取られ、全速力にて西去し、長崎に入港して之を報道したり。時に蘭國軍艦メッサは横濱に向ふべくその準備をなしゐたりしが、自國は年來日本と親交ある國なれば危險なしと自信し、其まゝ長崎を出發して二十五日朝馬關に乘りかゝれり。然るに又もや陸上より大砲を打出したりしかば、蘭艦も應戰する半時間ばかり、ために長州の兵船に大損害を與へたると同時に、自艦亦死傷を生じて、總領事も重傷を被りしかば、應戰する一時半にして此峽を乘り切り、以て東方に逸走し去りき。

攘夷期限と奉行の長崎市民へ達せる布告

長崎にては、攘夷期限の布達はなく、唯その前日に於て、奉行所より、去月江戸にて達せられたりとて、

今度英國軍艦渡來之主意、曲直を正し名義を明にし、隨而鎖港之談判に可及候間、右談判中は家來下々迄無謀過激之所業無之樣能々可申付、時宜に寄戰爭と相成候節者、一心同力、御國威相立候樣前以銘々覺悟可有之候。

長崎奉行外夷拒絶暫時見合の旨布達す

と布告せり。是は『英艦渡來の主意』とある如く、攘夷期限とは別筋のものなれど、『隨つて鎖港の談判に可ㇾ及』とて、攘夷拒絶の事にかけて、暗に攘夷期限になることを仄めかしたるにて、さればこそ『無謀過激の所業なき樣』と警告したるなれ。是時薩長以外砲撃を果し得るは只我藩私設の臺場のみなりしかど、素より御番方に附屬せるものとて、奉行の指揮を待たざるべからず、加ㇾ之我藩に暴發の意なきことはもとより明かなるところなれば、此觸達の文面は、市中の人氣を鎭めむとせる奉行の、此にその口實を設けて警戒せんとしたるによるものなり。其後十二日に至り、奉行は、去月二十二日に於る老中松平豐前守の仰渡し江戸より到著す、心得の爲め布告すべしとて、左の如く之を達せり。

　攘夷之義に付、去二十一日　朝廷より被ㇾ仰出候趣、和泉守より三港之奉行に相達候段申越候處、猶京地へ相伺候義も有ㇾ之候間、横濱表之談判者少々見合居候樣申達候。就而者三港一同無ㇾ之而者御主意も齟齬いたし候に付、其地引拂之談判も暫見合置候樣可ㇾ被ㇾ致候事。

此と共に、去月二十一日に於る魯佛英米蘭葡孛七國の應接書を添へたる達文町飛脚によりて長崎に到達し、大坂よりも前後して到來したり。されど前後趣意の矛盾するところありしを以て、重ねて大坂に伺置くとゝもに、其下知の到來まで、外國人に對する引拂の談判は之を見合せおきたれど、下知の到達次第、早速引拂を申し渡すべきに付、其心得にて軍備を嚴重に手配し置くべしと指揮したり。勿論長崎には、曩に應急防備として著手したる砲臺も早くその工事を了へたりしを以て、奉行は公式に此達しをなしたるまでにて、攘夷期限はさしたる事なく通過したりき。其後下關にて砲擊を受けたる佛艦の入津により、多少市民は恐怖心を惹起したれども、開港場への京都の下知には手落になりたることもありて、ために彼是の往復により荏苒時月を通過したりき。その仔細は後に說くべし。

將軍江戶歸城

家茂將軍は尙東都に滯在ありしが、攘夷期限に先だち、後見一橋慶喜卿は、

姉小路中將刺さる

薩士宮門內に入るを禁ぜられ且乾御門の守衞を停めらる

國事掛三條姉小路兩卿に對し、關東に下向ありて現地を實檢せられたしと促すところありしを以て、先づ姉小路公知卿は攝海の防備巡覽をなすに決したり。かくて同卿は、實地に就いて勝麟太郎が委しき說明を聞くに及び、始めて攘夷防禦の容易ならざるを瞭知したりしかば、歸京して具さに其次第を主上に奏聞したりしが、同卿は淺くも熱懇の志士にもそを話し聞けたりしを以て、之を漏れ聞ける激徒等は、其變心を嫉みたり。然るに江戶の小笠原圖書頭が、攝海警衞の名の下に自ら兵を指揮して上京し、以て激徒を鎭壓せんとするに至りければ、五月二十三日激徒は姉小路中將を朔平門外に斬殺し、翌日三條中納言の邸にも天誅を加ふべしと貼札したり。彼等は姉小路が小笠原と緣姻あるより、共に協謀して激徒鎭壓をなしたりと思惟したるなりといふ。かくて守護は暗殺の狀を探査し、斬殺場處に殘されたる兇刃の薩摩風に拵へられたるものなるよりして、行兇を薩摩人の所爲と認めしかば、是に於て薩藩士は宮門內に入るを禁ぜらるゝとゝもに、兼て乾御門の守衞をも停められたり。薩人は是を長藩の奸計によるものと疑ひし

が、これを諒とするものも亦少からざりしを以て、薩長の間はます〳〵疎隔するに至りき。中川宮は穩健著實の態度を取りて主上を翼贊ありしが、激徒等は會津の妨害を嫌ふこと甚だしく、何とかして松平容保を追はんと、之を東歸せしむる謀計に鳩首したりしかば、遂に主上の叡慮によりて彼の挽留を見るに至れり。かくて六月一日、幕府の兵隊大坂に到著しければ、攘夷激徒の氣燄はやゝ衰へて公武一和に傾き、ために將軍もその退京を聽許せらるゝに至りたりしが、時に一橋卿小笠原閣老とその意見を齟齬したりしを以て、將軍は遂に小笠原を免じたりき。

將軍歸東

さて將軍は十三日大坂より蒸氣船に乘り、以て十六日江戸に歸城したりしかば、京都には尾張中納言留まりて、守護會津侯とともに事を執りたりき。

長藩褒賞

是時朝廷は、正親町公董、中山忠光兩朝臣を勅使とし、長州がその期限に至りて攘夷を實行し、以て叡慮を貫徹したる勢を慰撫して褒詞を賜はり、且つ隣藩に應援を命ぜられ、七日傳奏衆より、

攘夷拒絕期限之事、先達而天下に布告之上者、列藩夷船攘斥之心得勿論に

候處、傍觀に打過候藩有之候趣、深被惱宸襟候。既於長州兵端相開候就而者、皇國一體之義候間、互に應援掃攘有之、皇國之恥辱不相成樣、闔藩一致決戰盡力、叡慮貫徹候樣、御沙汰候事。

と達せらる。是れ家茂將軍の京都を發して大坂に下る前々日の事にして、公董は忠光と同じく、青年公家の最も甚しき激烈黨にて、荒公家の巨魁なり。かくて激徒は將軍を强ひて攘夷期限を奏請せさせ、以て傳奏より之を諸藩に達せしめたれども、こは素より叡慮にあらず。而して幕府は亦努めて其氣勢を弛むべく策を講じたりしを以て、是を眞面目に實行したるは惟長州藩あるのみ。攘夷拒絶は徐らなる不可能事にて、ために外國公使は、强硬に示威をなすと共に、幕府の談判委員には寧ろその行はれ難き事情を示したるの觀あり。

米佛軍艦交〻馬關を砲擊す

米國公使は、ベンブローク號の砲擊に遭へるを怒り、この恥辱を復報せん

米公使自國軍艦をして馬關を砲擊せしむ

と、横濱なる同國軍艦ワヨミング號に命じて戰鬪準備を整へしめ、以て六月一日午前十時馬關に乘り込ませたり。よりて長州の砲臺は、盛んに砲擊を加へて擊沈せむと欲したりしが、同艦は只管沈默して更に應ぜず、觀音崎に長州の汽船庚申丸、辛酉丸、癸亥丸三隻の品字形に碇泊するを視るに及び、直にこれに向つて庚申癸亥の中間に乘り込み、同時に一齊に左右の砲門を開いて庚申丸に大損害を與へたり。是日長州の世子定廣は辛酉丸に乘りて臺場を巡回したりしが、危くも開戰の少し以前に上陸し、よりて、かく同船は岸近くありたるなり。此時其側に在りたる壬戌丸は退路を失ひ、淺瀨に乘り上げて顚覆したりき。されば米艦は只三十二磅砲四門、回轉砲二門備ふるにすぎざりしを以て、陸上六個の砲臺より三十四門の砲火を浴びせらるるに及んでは、即死四名、傷者七名を生じ、船體亦損傷を受くるに至り、因て此處を突破して彥島前に至りしも、再び引返して六門の砲を連發しつゝ東を指して駛り去りたり。次で四日に至り、佛國のフレガット艦セミラミス、コルベットの二隻も亦、前度の砲擊に報復すべく長州の前田村濱の砲臺前に

佛艦長藩の砲臺を撃破す

至り、其備砲二十四磅の著彈距離外に繫泊して、優勢なる大砲にて射擊しつつ終日之を惱ましたるを以て、各臺場の兵はいかで長く堪ふるを得んや、忽ち臺場を棄てゝ遁れ去れり。よりて佛艦は水兵を上陸せしめ、以て大砲の木製部分を燒棄せしめしかば、砲身はさながら火葬を受けたる觀を呈せしが、彼等は尙、或は大砲の栓を外し、或は火藥を盡く海中に投棄するなどして復讎戰を爲し了り、乃ち悠然として引き揚げたり。此時長州の兵士は、初めは甲冑を著用して戰ひたりしも、行動の自由に乏しきより次第に之を脫ぎ棄てたりき。該藩は攘夷論の唱首なりしが、猛烈なる米佛軍艦の砲火を浴せられてより、忽ち西洋巨砲に恐怖心を生じ、玆に新しき戰鬪上の敎訓を得たると共に、痛く之に懲りたるが如くなりたりき。されば其後英艦ニケット號の、故らに馬關偵察の任務を帶びて此處に碇泊する五日の長きに及びたりしも、之に對して何等爲す所なく、其來去に任せたりけり。

長藩西洋巨砲の猛威に懲る

英國軍艦の鹿兒島砲擊

英艦鹿兒島灣に到りて生麥事件に關する決答を求む

是より先き艦隊を差し向けて、英國の談判しつゝある生麥事件の要求は、寧ろ彼より我に攘夷を挑むものにして、其軍艦の橫濱集合後百餘日に及び、遂に彼は幕府より十萬磅の償金を領收するに至りたりしが、薩摩に於ては、大名の行列を犯したる以上、之を斬り棄つるは國法相當の事にして、ために我には些の曲なきなりとて傲然更に其請に應ずる色なかりしかば、英國艦隊司令官キユーパは、此上は代理公使と共に軍艦にて薩摩に赴き、以て直接に談判すべしとて橫濱を出發したり。老中井上河內守正直は之を薩摩の留守居に告げ、以て蒸氣船を貸與して急航國許に報告せさせたれど、是は小船彼は軍艦なりしため、該船の未だ到著せざる六月二十七日、英艦七隻は薩摩の山川灘より隊形を爲して鹿兒島灣に乘り入り、翌日鹿兒島の海岸を距る十餘町の處に列を作りて碇泊したり。かくて旗艦より書面を鹿兒島政府に提出し、二十四時間を期して決答を求めたりしが、鹿兒島灣には先侯在世當時より砲臺の設備あることなれば、斷然その要求を拒絕したり。斯くて東風吹き荒みて波濤高き七月朔日に至り、英艦は薩摩の蒸氣船天洋丸、白

薩藩英艦と砲火を開く

鹿兒島市街焦土と化す

鳳丸、青鷹丸の三隻が重富の元浦に碇泊しゐるを發見して、直に之を捕拿したりしが、翌日乘組の士官水夫は之を皆放還し、船長五代才助(友厚)、松木方庵(後に寺島宗則伯)の二人を拘留して、捕獲船三隻を率ゐて櫻島まで進み來りしかば、薩摩政府に於ては愈〻砲撃の命令を下し、よりて各砲臺は、暴風を冒しつゝ正午より砲門を開いて劇しく打ち出したり。英艦は俄の事なれど、亦縱陣を作りて之に應戰し、まづ薩摩の汽船を撃沈したりしが、砲臺の彈丸は彼の旗艦ユリヤラス號に命中したるを以て、艦長以下多く死傷し、ケースホルマ艦一隻は淺瀨に乘り上げたり。かくて陸地の砲臺も亦その大砲を多く破壞せられ、因て雙方共砲撃を中止するに至りしが、英艦より打ち出したるアルムストロング施條砲の圓錐形爆裂彈は、鹿兒島の磯の大砲製造場と武庫とに命中して猛烈に破裂したりしかば、その威力は大に衆を震慄せしめ、市中は爲めに處々に火災を起したりしが、暴風之を煽るに及んで大火となりしかば、翌朝漸く鎭火するに及んでは、市街の多くは焦土と爲れり。かくて正午に至りて風雨も止みければ、砲臺より再び開戰したれど、英艦は悉く相率ゐ

て南を指し退去したりき。是まで薩摩に於ては、久光を始め、先侯の遺業を蘭癖と誇りて多く之を廢弃し、只尊王攘夷の空論のみ主張しゐたりしかば、此戰によりて始めて大に覺醒し、乃ち先侯の卓識遠謀を追懷すると共に、西洋兵器の精鋭にして之と戰ふの恐怖すべきを知りたり。殊に施條砲の猛烈なる威力には痛く懲り、よりて英艦の再擧を憂恐したりしが、英艦は横濱歸航後再び攻擊に向はんとしたれども、幕府の仲裁によりて猶豫したり。

薩藩扶助料七萬兩を出して和を講ず

朝廷よりは薩摩へ賞典として御馬を賜はる。斯くて薩摩は岩下佐次右衛門(方平)重野鴻之丞(安繹)二人を談判委員となし、先づ長崎に赴きて蒸氣船を買ひ入れしめ、以て之に乘り江戸灣に赴きて英國代理公使と談判をなさしめしが、幕府よりは吏員を派して立ち會はしめ、かくて扶助料七萬兩を出して和を講じたりき。此戰に英國旗艦の艦長討死を遂げたれば、英國側に於ては自らの敗戰なるを認め、日本の兵力の侮るべからざるを知りたりといふ。

長崎に攘夷の下知なし

攘夷期限に關する長崎への無沙汰と我藩

戰後薩摩は、家老中より我家老中へ宛て、書面にて『去月二十八日英艦七艘城下海に渡來、種々申立候樣有之候に付、曲直分解之半、當月二日繋置候蒸氣手船を引出し、不法之仕方致候に付、砲發掃攘に及候處、翌日出帆候云云。』と報知し來れり。是に於て兩公は本島藤太夫を長崎に遣はし、英艦の薩摩渡來について、御番方心得を奉行に相談せしめらる。先に布達ありし攘夷期限の告知は、元來長土肥後等の激徒が國事掛三條姉小路兩朝臣を慫慂し、以て上洛の將軍に迫りて斷行せしめたるものなれば、謂はゞ持餘しの權宜に外ならず。されば表面公式に諸大名へ布令せられたりとは雖も、元より朝廷の本意にあらざる一時の鎭撫策に外ならざれば、幕府の主任者は空論行ふべからずと侮り、よりて自然その手續にも連絡を缺くに至れり。卽ち長崎奉行への往復の文書にも、矛盾未定の事ありて、長崎の橫濱箱館と共に鎖さるべきやも確定せず。よりて時日を遷延し、攘夷期服を經過して六月の末に至りしも、朝廷よりは長崎御番方に向けては何等の命令もなかりけり。其間にありて長州薩州が開戰に及びたるは、其事由は各別なりと雖も、旣に

兩藩の開戰したる以上、其中間に介在する長崎に何等の御沙汰なきは不可解の事たり。よりて、攘夷拒絶は三港同一なるべし、長崎のみ舊來の外交港として存するは啻に危險なるのみならず、亦以て國家の體面を傷くる所以なりとて、長崎御番の立場より侍從公は政府に之を議せしめられしを以て、其結果、**七月**御番方附役伊東外記を京都に上らしめて、傳奏衆に左の建白書を提出せしめたり。

外交拒絶之期限先般御達相成候、就而者長崎表之義不日御達候義と相心得候處、如何之御都合に御座候哉、于今御達無御座、右者最前於關東條約取結相成候末に付、定而於關東破談拒絶之應接可相成義と奉存候。惣而横濱箱館と候而も同樣之義に付、御達緩急之差等御座候而者、御國體にも關係仕候義に付、曲直名義を正し、三港一同速に拒絶之御達相成候樣一刻も被相達度奉存候。

卽ち長崎に拒絶の御達なくして、横濱箱館と殊別せられたるが如きは宜しからず、三港一同にありたしといふにあり。されば、かくの如き破綻は横濱

長崎に於る外夷拒絶の仰出と關東への達文

とても亦同然にて、反て同市には開港繁榮の布達さへありし程なれば、公を信頼してかくは無沙汰なりしならんも、とまれ攘夷期限を過ぐる二箇月間を、外交の正門たる長崎に其令なきは、亦疎慢も甚だしといふべし。かくて攘夷熱度の既に低下したる際に其書面を得たる國事掛は、種々詮議を重ねたる末、翌八月に至り、傳奏より表面これに對して、

外交拒絶之期限者先般被仰出候通之義に而、長崎表之義別段被仰出候譯に者無之候得共、横濱箱館一同速に拒絶被仰出候樣と之義尤之義に付、此節別而拒絶被仰出候。就而者長崎表之義長門薩摩引續之地に付、速可打掃御沙汰候事。

と達せり。『此節別て拒絶』とは、改めて拒絶の令ありたる譯なり。『長門薩摩引續の地』の文句を添へたるは、彼兩地の開戰により、何時外艦の長崎へ戰爭を仕掛くるか測り難きを以て、開戰の準備を爲すべしとの命令に外ならず。されば此達文は、表面强硬なるが如きも、實は手落を心付いての恐怖心を仄めかすものといふべし。此御沙汰が關東往復にて遷延し、月を踰えて漸く

決したりしには、全く手落の末とて苦しき事情を存し、よりて左の關東への達文を添へられたり。

去五月十日蠻夷拒絕期限決定雖レ有レ之、橫濱箱館之兩港通商未レ止候趣、如何被二思召一候、速に破約攘斥可レ有レ之候、且長崎拒絕之義從二朝廷一被二仰渡一候得共、一同早々布告可レ有レ之候事。

此の如く、今更長崎拒絕を仰せ渡されたるは、國事掛に於て、行懸り上然らざるを得ざる事情ありしならんと雖も、さりとては國家の大事を輕忽に取り扱へるものといふべし。かくて橫濱箱館兩港に於る外人は、勿論引拂を承諾すべきにあらず、ために通商貿易は依然として行はれたりしが、長州は攘夷期限を守りて開戰し、薩摩亦英國と曲直を爭ひて砲火を交へたりしを以て、事後に不測の危險の伏するを慮りて、京都にも頗る困難せられたる模樣なりき。時に佐嘉政府は、前の指令を得るや、更に請役兼御番方相談役中野數馬を遣はし、以て傳奏衆へ、

外夷拒絕之期限先般御達相成候得共、長崎表之義于レ今御達無二御座一、右者最

前於關東條約取結之末に付、定而於關東破談拒絕之應接可相成奉存候。總而橫濱箱館と候而も同樣之義に付、御達緩急之差等御座候而者、御國體にも關係仕候に付、曲直名義を正し、三港一同拒絕之御達相成候樣關東江被相達度旨奉申上候處、左に被　聞食上、卽關東江御達被成下候段被仰達難有奉存候。　惣而者御書面之內、此節別而拒絕被仰出候と御座候者、定而關東江被仰出候義に而可有御座、惣而三港之義者外夷御引請之港に而他と相違候場所に付、一圓關東より拒絕之申渡相成候上掃攘勿論之義と奉存候。　右者御沙汰之末に付心得之次第申上置候。

八　月　　松平肥前守

との書面を差し出したり。　是に於て關東へ其御沙汰ありしが、關東には前月既に姬路の城主酒井雅樂頭老中として上洛し、急に橫濱鎖港の事を仰付けられて、歸著の上相違なく其處置を致すべしと言上して下向したりしが、河越の城主松平大和守直克亦政事總裁として其等の處分を詮議したりき。かくて京都の形勢の全く一變するに及び、九月に至り「其趣を以て追つて關

東より其沙汰可ㇾ致』と指令ありたり。

公の長崎に於る對外思想

公は世界の大勢より觀察し、日本が、鎖國を撤して、幕政の朝政に復する過渡期を平穩無事に通過するは、殆ど望み難きものと思惟せられしが、幾分にても其禍を少なくせんと豫期し、乃ち去年國事周旋として、京都江戸の間を往復し、以て隱密に朝幕の調和を謀らるゝとゝもに、歸國後はその擔任に係る長崎方面の嚴備に努め、銃陣の調練乃至新に練習したる騎隊の道押しなどを爲さしめて時月を送られたり。これよりさき、公は京都を發するに臨みて小數の兵士を留め置かれしが、其後傳奏より、藩の石高に應じて、守衞の親兵として剛膽忠勇なるものを選拔貢獻すべき旨達せられたるを以て、更に選める伍長六人、兵士二十人に西洋新發明の施條銃を用意せしめて上京せさせ、以て隊長八並次郎助に屬して警衞掛三條卿の司令に從はしめたり。

然るに京都には、薩長兩藩互に藩屏の任を盡すの功利を爭ふとゝもに、諸藩

藩の石高に應じて禁裡守衞の親兵を徵す

主亦、多くは自己の藩士を撿束し得ずして頑固桀鷔の徒に擁せられたりしを以て、事態益〻險惡に陷り、果は內亂破裂を兆するに至りたり。さはれこは、歸するところ、外國と對抗せむずる守舊思想の發現によるものに外ならざれば、其爲す所は褊狹浮躁を極め、畢竟斯輩の西洋列强に向はんとするは、宛も磐石に弓を彎くの觀ありしを以て、やゝ知識あるものは、印度、淸國の覆轍を踐みて自滅を取るの道なりとて、斯輩の言動を憎嫉したり。攘夷の題目は、言辭としては頑陋を免れざれども、國家獨立の概念は、要するに之に外ならざるを以て、宜しく善誘利用し、以て國威宣揚の資となすべしとは、公平生の志なり、かくて彼激徒が此題目を叫呼して跳梁するや、國家の必滅の地に投ぜらるゝも敢て顧みざる底の氣勢なりしかど、前章(第六十九章初項)に於る薩摩先侯が豫言の『愈〻破談とならば血氣の徒輩競ひ立つべしと雖も、一兩度手强き目に逢はゞ忽ち後悔するに相違なし。』とありしに違はず、長州は不意の馬關砲擊をなして米佛蘭より手强き報復に逢ひたりき。さて六月中旬に至り、斯の激徒は久留米の同志と共に佐嘉に來り、以て大砲を借らんと相

長藩使を佐嘉に派して備砲の援助を乞ふ

公薩藩に鑓の身を贈る

談したりしが、ついで薩摩よりも英艦と開戰したる旨を報じ來りしかば、我藩は其兩間に介在したる長崎の危殆を思ひ、警虞の爲めに意氣緊張せり。然るに八月の初め、長州侯側勤の使者來りて我政事掛に面會せんと請ひたりしを以て、彼藩の狂暴の魁てふ風評ありしに疑懼したる政府は、彼より長崎の打攘せざる理由を詰問論難せらるべしとて挂念躊躇したりしに、公は深江助右衞門、羽室雷助に命じ、御番方に於ては、外夷拒絕の仰渡しなき以上打攘攻擊する能はざるを法とするを以て、其邊の意味を含み、かまへて怒氣を示すなく京都尊崇の意を押し立てゝ答へよとて面會せしめられしに、使者は、今度攘夷の叡慮を遵奉して砲擊したれど、備砲寡弱にして勝利を收むる能はず、貴藩は防備整はりたれば援助せらるゝ手段はなきや如何と相談したりしかば、二人は、長崎の守備を甚だ心配すれば、迚も遠地に人數を出す餘力なしとて、防備の行屆かざることを陳述して謝絕したり。

薩摩に對しては鹿兒島開戰の報告を得たるの後、七月末、公は張玄一を內使となして祕密を含め、以て鑓の身十本を贈るべく備立役二名を從者に加

薩藩使を佐嘉に派して援兵を乞ふ

薩使更に到りて上洛周旋の慫慂をなし且船艦の借用を懇請す

へて鹿兒島に往かしめられしに、該地の六月の砲火に殘破したるによるにや、同市を距る四里手前の伊集院驛にて、彼藩は一行に應接したり。當時京坂の激徒浮浪等は、蘭學者及び蘭人傳習生は本朝の機密を外國に漏らすものなりとて怒り、其然るを聞き込み次第之を斬殺せんと謀る由の風說ありしを以て、我藩は、出崎の人々に警戒を加へたり。かくて攘夷論は激昂猖狂して益〻危險に陷る折柄、八月十日、薩摩は長崎を傳うて使者を遣はし、以て援兵を求め來りしが、其事由の明瞭を缺きたるより之を辭したるに、二十日復た薩摩の使者來りて公の近從との面會を請へり。因て千住大之助、張玄一往いて會晤せしに、彼は『公武御確執の姿と成りて實に歎息の外はなく、京都表も種々混雜して、爲に主上は宸襟を惱まさせらるゝ趣き、旁々今は傍觀の場合にあらざるを以て、上京周旋すべく斷然決定せり。されば貴藩も御同意ありて上京成され度し。』との旨の島津三郎の書面を提出し、且つ船艦借用方につきて懇願する所ありたり。されど我には餘艦なきを以て、船艦貸與は之を辭し、唯周旋同意の事には快諾を表せられたりき。然るに京都に

當時當藩に於る青年書生の種別

ては、此時遲く彼時早く、十八日の政變となりたりけり。

却說去年以來西國諸藩士の氣力あるものは、多く上京して激徒に交はり、以て自藩の勢力を樹立せんと奔走したりき。されば佐嘉の氣概あるものとて、亦同じく京師に天下に重望ある公を推轂し、以て大に爲す所あらんと奮起したりしも、而も面々皆何れも公の權威に信賴したりしを以て、敢て自ら輕擧するには至らざりき。當時新主を佐けたりし當局の故老輩は、他の輕躁を戒めて保守的に傾きたりしを以て、動もすれば時勢に徇ふるものを抑壓せんとするに至りたれど、公は、時局の變化に應じて各爲す所あらんと欲する青年書生の英氣を壓迫するは不可なりとて、彼等の行動を寬假放任せられたりしを以て、藩內には更に破綻の露呈を見ざりけり。當時に於る青年書生の色彩を概說すれば、蘭學寮に西洋の新知識を吸入したる小出千之助、石丸虎五郎、大隈八太郎、馬渡八郎等は、萬延以來長崎に英學を硏究して專ら外國事情の開通に勉めしかば、公は當路の鍋島河內、執政鍋島上總に旨を含め、彼等をして西洋各國の政治、法律、歷史、經濟、機械、工業などを各人適宜

に擇みて隨意に攻究せしむるとゝもに、傍ら外國人に親しく交際して、折には貿易の紹介をも試みしめ、又長崎に來りて新知識を求むる諸藩有志の士と聲息を通じ、以て將來に於る國家發展の新針路を啓發せしめむとせられたりしかば、信任したる河内に旨を含めて其指導者となし、以て彼等に會晤して祕密を含めしめられたり。然るに此等書生中にありて、大隈は最も活動を好みたりしかば、常に佐嘉に往來して經濟殖產の策を告ぐるとゝもに、京都及び薩長の動靜を察して人を派すべく勸め、平素は常に其學友と時勢に對する方針などを論じゐたり。其頃經濟殖產の事に坐して政府藏方等に其任に當りたる者には、橫尾文吾、加賀權作、原五郎左衞門等ありしが、內廷も德永傳之助、千住大之助等ありて亦該方面の事に管せり。されば大隈が時に京都上國に赴きて商賈等を指導したりしも、只英學生としての長崎滯在を名義としたりしによるにて、かくて彼は學資を得る自由を得たり。然るに今や京都は權勢競賣の市場の如く、諸藩士趨附して競望を事とする所となりしを以て、岡本忠兵衞以上の人物を派遣すべしとの議を生じ、よりて

平田助太夫長森傳次郎上洛を命ぜらる

物頭中より、木强剛毅、文少なくして威武に屈せざる平田助太夫を選みて島丸邸の留守居となすとゝもに、弘道館の俊秀中より一人を選みて遊學生となし、以て之に附して出京せしむることゝなせり。當時の學館に於る屈指の人材は、副島次郎を首として、大木民平、高木文六(秀臣)、副島謙助(島義勇の弟)、長森傳次郎等なりしが、萬延に昌平黌書生寮の副舍長を罷めて歸來せる長森は、學殖頗る深く、交友最も廣く、後再び遊學するところありたりき。されど愿愨熱實にして資性疎宕ならざりしかば、亦慷慨の士なりしも最も危險少なき人物なりしを以て、こゝに平田と共に上京することゝなりたりき。されば書生等は、彼を藩中第一の推選を得たるものとして、鳳凰池を與へられたるものと看做したれど、實は京都の紛論は浮躁の徒の空騷ぎにて、時勢の變化は機密に動きつゝありしを以て、只堅實にして事を敗らぬ人物を据ゑむとしたりしに外ならず。蓋し公は時勢變化の由つて來る長崎に重きをおき、こゝより大に西洋知識を導かんと勉められたればなり。

第二十六卷　公武合體

第七十七章　朝政一變、公武合體

京都八月十八日の變

天氣一變三條中納言以下の暴論は却てその反動の機運を促すに至る

下關の開戰以來、京都に於る攘夷論はます〳〵猖狂し、該論者は幕府を倒さんと謀るに至りたれど、雲上の天氣は既に一變し、薩摩はその兵を宮門より排はれながら、近衞關白に緣りて中川宮と暗に氣脈を通じ、越前在國の春嶽侯亦密に島津久光に意を通じたりしを以て、三條中納言以下の暴論は、隱微の間にその反動の氣運を促しつゝありたり。長州薩州開戰の報道の踵至して以來、激徒は陰に關東征伐の陰謀を企て、三條中納言をして、主上の大和行幸に際し、神武陵參拜後春日山に至りて攘夷親征を議せらるべき旨を奏請せしむ。此は久留米水天宮の神官眞木和泉の計畫に出でたるものに

三條中納言激徒と陰謀して關東征伐を企畫す

松平肥後守薩人といも に僞詔破壞の强制手段をとる

て、長州の久坂、肥後の轟、土州の武市等の激徒みな之に協同し、此行幸に乘じて車駕を奪ひ、所謂天子を挾んで四方に號令するの故智に倣うて、關東を倒さんとしたりしなりとぞ。かくて此奏請により、八月十三日、大和へ行幸あるべき詔を諸大名に達せられしに、中川宮は是を上意にあらずと疑ひ、乃ち翌十四日夜參內して親しく其得失を奏聞せられしかば、其詔の既に宣布せられたるを聞し召されし主上は、朕は實美（三條）通禧（東久世）等より親征の奏上を聞きたるのみ、未だ決して許容したるにあらずとて、既に爾く施行せられたりしに驚かせ給へり。因て十六日夜、主上は潜に宮女を中川宮に遣はされ、此事は松平肥後守をして隱密にその處分をなさしめよと極密の內意ありければ、中川宮は肥後守を召して秘密を含め、以て薩摩人と申し合せて前詔變更の强制手段を取らしめられたり。後に此事に與かりたる薩摩人高崎佐太郎（正風）語りて曰く、『大和行幸の仰出しあるや、予は驚いて近衛殿に伺ひたるに、殿下はその事情を語りて、此度の行幸は全く三條始め若手の荒公家の促し奉りたる事にて、ために近來聖上には供御をも召し上らず、又打ち解け

長兵の堺町御門の守衞を罷めて薩兵に代らしむ

て御寢もなさせられず、誠に恐れ多き次第なり、主上の仰せあるには、公卿に元氣あるは僅かにて、他は皆浮浪等によりて尻押しせられゐるなり、其れ故かく泣く泣くも往かねばならぬにて、そを思へば實に得堪へぬ心地すとて御歎息ありきと言はれたりしかば、然らば何故殿下には御論爭なきにかと問へりしに、否とよ、さあらむには此方共の首が飛んで仕舞ふべし、二三日前にも中山忠光來り、短刀の鯉口を放ちて自分に迫りし程なりと語りて長大息せられたりき。』と。卽ち去年以來、攘夷の激徒等が跳梁跋扈し、荒公家を唆かして宸襟を惱まし奉りたる不法亂暴の所爲は、此語によりても十分想像せらるべく、今や實に公の是春祕密に奏しおかれたる天威囘復の機會に漸く到達したるなりけり。

十七日の夜、中川宮は近衞、九條、二條の三公並に守護松平肥後守、所司代稻葉長門守と共に參內し、堺町御門を守衞したる長州兵を罷めて薩摩の兵をして之に代らしめられしかば、夜明に及び、長兵は薩兵と爭ひて銃砲を發するに至りたり。烏丸の我藩邸にありては、十八日の曉、築地內より騷動らし

三條中納言參朝を停めらる

き物音に交りて銃砲の音聞え來りしを以て、人を馳せて事情を探らせたりしに、歸來、九門は閉ぢられてその警戒容易ならず、諸藩の親兵は皆甲冑を著け玉込みの銃、拔身の槍を提げし駈け付け行けりと報じたるにより、八並次郎助は直に守衞の人數に武裝をなさしめて馳せゆき、三條黄門に至りて一左右を伺ひたり。然るに三條殿は鷹司殿の方へ參られたりとのことなりしを以て、其まゝ鷹司邸の裏門に往いて指揮を待ちたりしに、其日の初夜に至り、三條黄門は、退出すべきを關白殿より達せられたりとて、大佛を指して引き取りたりしかば、諸藩の親兵は御門内の通行すら止められたる程とて、悉く其後に尾して大佛の妙法院に屯集したりしに、三條黄門は各隊長を呼び出して對面し、拙者は今日參朝を差し止められしを以て、親兵指揮は已に我が任に非ず、一同其旨を心得べしと申し渡したり。一同は然らば何れより御指圖あるべきかと問ひたれど、更に分明ならざりしを以て、隊長等申し合せて其場を引き上ぐるに決し、八並以下の引上は、既に十九日の曉天に及びたり。

十八日に於る激戰の因由

十八日の激戰は中川宮と會津守護との秘密の處置に出でたるものにて、激徒及び親兵等はもとより知るべきところにあらず。三條中納言は激徒に擁せられて鷹司邸に赴きしが、議奏、傳奏、國事掛の公卿達亦追々集まり來りしを以て、關白邸はために非常の混雜を呈するに至りたりきと雖も、誰一人其故を知るものは無く、いづれも惟三條殿が參內を差し止められしことと、堺町御門守衛の長州兵の手より薩兵に移りたりし事實とを見たるのみ。故に我烏丸邸に於ては、十九日相談の上にて、物書役酒井平兵衛をして國事掛滋野井殿へ都合を伺はせたるに、堺町御門も閉鎖せられて只中立賣御門のみ通行を許せる由なるを以て、酒井は此に赴きて『すい門』を通行したりしに、警衛嚴重、細密なる誰何を受けしかば、彼は名刺を出して滋野井殿に參邸する由を告げたり。されど番士は口をそろへて相成らずと稱し、其故を問へども、只相叶はぬとのみ言うて通路を塞ぎたりしかば、然らば一先づ引き取るべしとて、彼はさきの名刺を取り返して空しく歸邸したり。かくて宮門を悉く閉ぢ切りて往來を禁じたれば、形勢如何にも容易ならざるに至り

しを以て、長森傳次郎、及び二三の遊學生は種々手を分ちて探訪を遂げ、遂に其原因を察知し得たり。即ち其二、因州の松平相模守慶德、備前の松平備前守茂政、米澤の上杉彈正大弼齊憲三侯は、守護會津侯、所司代淀侯と共に參內して、身命を賭して今度の御親征を諫止し、以て飽迄關東に攘夷のことを御委任あるべく奏請したりしに、主上は、叡慮も亦同樣なる旨を御沙汰ありしを以て、最前より昵近を稱せりし長土肥後人の言は、こゝに全く空說となり、因て彼等の彼是建白などをなすありてはますます宸襟を惱まし給ふにより、其等の激論主張者を拒止すべく、かくは九門を閉ぢて通路を塞ぎたるなり。かくて長土肥後の警衞は昨夜盡く停止せしめられしを以て、その因州備前諸藩の取計に出でたるを探知したる長土肥の面々は、到底此儘沈默すべきにあらず必ず騷亂を惹起すべしとて、市民はとりどり噂したりき。さて我藩の守衞兵は、定まりたる警衞場なきより、之を伺ひ出でんとしたる所に、傳奏より左の通り達しありたり。

方今之形勢に付、大藩は不レ及レ申、中小藩之向々在京之者、早々九門外可二相詰一

之旨　御沙汰候事。

八並平田は、昨朝以來の出來事と共に、取り敢へず此達しを佐嘉に移牒したり。

中川宮の勅旨の辨

長州七卿を擁して歸國す

是日中川宮は朝旨を述べ、近來の事は眞僞相交りたりと雖も、**十八日以降は諸事眞に主上の叡慮に出づ**と宣告せらる。茲に事變生起以前の消息を回顧するに、七月頃、朝廷島津久光に出京を命ぜらるとの風聞ありしを以て、長州の重役は學習院出仕の藩士等と共謀し、以て百方之を支ふべく近衞關白以下の公卿に迫りければ、逆鱗ましまし、主上は鷹司輔煕以下の公卿に、毎々朕が申出る義を押返すこと、畢竟綸言如汗と申して一度出でゝは容易に返すべからざるものなるを每度返却に及ぶは、其方共の不行屆と申すものなり、以の外の義に候。若し此以後容易く勅を返すに於ては、朕に於ても位を辭すべき間、關白始其方共も辭職の覺悟可有之。

長藩七卿を擁して歸國す

諸藩士浪人等の堂上家へ入るを禁す

と詰責の勅諚ありたり。よりて、關白以下は稍悔悟する所ありたれど、暴論者は少しも顧慮反省するなく、果ては大和行幸の詔書を請うて敢て之を公布するに至りたるを以て、かく中川宮、近衞公父子、二條公等は此斷行に及びたるなり。されば頑冥の激徒等は、反て是を、薩摩人が會津人と密議して布告せる反覆の綸旨と稱し、彼等を會姦薩賊と唱へて憎嫉する餘り、遂に必ず之に報いんとて隱謀を凝すに至りしも、京都を逐はれし長州の兵士は、三條實美、三條西季知、東久世通禧、壬生基修、四條隆謌、錦小路頼徳、澤宣嘉の七卿を擁して西に沒落せり。朝廷はこれを追はしめられたれども及ばざりき。是を七卿の都落といふ。二十日朝廷は諸藩に、

是迄は彼是眞僞不分明の義も有之候得共、去十八日以後申出候義は眞實の叡慮に有之候間、此段諸藩一同心得違無之樣候事。

と達し、又諸藩士及び浪士等が縦に公卿等の邸に出入するを禁じて、

是迄諸藩士竝に浮浪人の堂上家へ立入り、暴論を吐候より被惱　叡慮候次第も有之候付、右樣之義無之樣に被仰出有之候事。

七卿の歸洛を命ず

と達せらる。因て諸藩士の所用ありて堂上家へ立ち入るものは、豫て藩邸に於て、在留役々の人數を定めて其名前を傳奏司に差し出し置くべく、其他の者は漫に立ち入るを得ずと仰せ出されしが、二十二日傳奏より、

春來彼是違叡慮候上、攘夷　御親征之期未及到來候得共、何れ　御親征可被爲在候付、爲御祈願大和國　行幸　叡慮之處、御親征機會今日を不被過、旁　行幸於大和國軍議可被爲在旨屢遮而及言上矯　思召候。依之御取調可被爲在候に付、被止參　內候得共、押而參上難計、且暴論之徒引率推參有之候而者及紛亂候故、九門御固被仰付候。猶又於長藩も正義壯烈に過候より粗暴論之輩も可在哉難計、不被得止事堺町御固被免候事。

然處長藩追々引退候節、三條中納言以下堂上方七人同伴及他國候段不憚朝威、甚如何被　思召候間、下行堂上方早速歸京候樣長門宰相父子江可被仰付候事。

と回達あり。尤もこは二十四日に至り、此書付は御趣意之次第有之により、御達はこれなき積りに心得べしとて取り消さる。二十六日、中川宮は還俗

中川宮の還俗七卿の官位停止

して朝彦親王と改名せられしが、三條以下七卿はその官位を停められ、豐岡大藏卿隨資、滋野井中將實在、東園少將基敬等は差控を命ぜらる。正親町少將公董は常に過激の論をなし、さる五月には毛利氏攘夷の軍監たらんと强請したる事もありしを以て、主上はその中山侍從と同轍を覆まんことを憂ゝさせられ、因て彼をして實父の中山家に籠居せしめられしが、月末には鷹司輔熙公も差控を命ぜらる。

天忠組の勦討と平野次郎の就縛

此の如く朝議一變して、大和行幸御親征は全く取り消されたれば、十九日以來京都に集合したる激徒等は、暴力に訴へて會姦薩賊を破らんと欲し、血氣の輩は遐邇に呼號して其徒を募りたりしを以て、平生時事を論じたる者は、言責を求められて脅制せられ、ために往々危難に罹るものある等危險甚だし。是より先き、備前人藤本鐵石、三河人松本謙三郎等は、中山侍從忠光を擁して大和河内に赴き、徒黨千餘人を集めて天忠組と稱し、以て五條の陣屋を襲ひ取りしが、更に朝議の一變を聞くや、十津川の山中を攻略して吉野の天野川に據りしを以て、幕府は諸藩の兵を發して之を勦討し、ために藤本等

は奮闘して死せり。時に長州人と西に沒落せる筑前人平野次郎は、途中より公家の澤宣嘉を擁して、數十人とゝもに但馬國の生野銀山に據り、以て京師君側の姦を除くと聲言して氣勢を揭げしかば、幕府擊つて平野を囚へたり。

攘夷の叡旨は不易なり

朝廷有力諸侯を徵集す

されど攘夷の叡旨は猶依然として變るなし。此事は議奏嵯峨實愛（正親町三條）中山忠能兩卿首として取り扱ひたりしが、今は之を以前に復し、二十二日傳奏より諸藩へ、

今般行幸暫御延引被仰出候得共、於攘夷者早遂成功、累年之　叡慮候。依之勤王之諸藩不待幕府之示命、速可有掃攘之由被仰出候事。

と達せられ、二十八日には公へも傳奏より

追々不穩時勢、急御用有之候間、迅速登京可有之被仰出候事。

との御書付を下さる。此頃島津久光は、越前の春嶽侯と竊に信書の往復を

なし、以て東西相應して出京し、急激黨を制して國事を定めんと謀りゐたりしが、傳奏よりは急に上京すべしと督促ありたり（前章の末項參照）。江戸よりは老中酒井雅樂頭に隨行して勝麟太郎上京したりしが、勝はその門生を越前に遣はして春嶽を引き出さんと計りたりしに、十八日の變あるに及んで、改めて勅命を幕府に下されたりしかば、酒井閣老は之を齎して江戸に歸り、二十七日

今度上方筋不容易事變有之、人心動搖之折柄、右殘黨者勿論、其餘心得違之者有之、此上何樣之事變を企可申も難計候間、萬一之節銘々領分之固者勿論他領とも申合相互應援致し、且又最寄之御料所、其外寺社領等迄、警衞向手薄之場所者、不待差圖時宜次第致出勢、取鎭方手拔無之樣、兼而心懸置候樣可被致候。

と觸達したり。是より京都の形勢は全く一變し、朝彥親王、近衞公父子、二條公出でゝ政務を執りたりしが、近畿を騷がせたる浮浪も、紀州、津、彥根、姫路等諸藩の手によりて勦討せられ、唯天野川にて首領となりたる中山忠光のみ、

京都の形勢一變す

長州に遁れ走りて、毛利信齊と變名し、以て三條以下と彼國に在留せり。九月六日傳奏より、諸藩守衛兵の事に付、左の通り達せらる。

爲御守衛諸藩應石高强幹忠勇選士貢獻之義　御沙汰に付、先比以來追々貢獻深　御滿足　思召候。然處當節富國强兵、武備充實專要之折柄、各藩選士貢獻に而者自然費用相嵩、疲弊之一端にも相成候而者　御不本意思召候間、　御殘念に者　思召候得共、各被差返旨被仰出候。

かくて激徒等が主張したる御親兵も停止せらるゝに至りしかば、我差し出し置きたる八並次郎助一手の二十五人の兵士も京都を引き拂へり。

佐嘉には、八月末より京都變報の飛脚陸續到著し、薩摩よりも亦上京周旋の使者往復したりしが、二十八日公に下されし迅速登京の朝命は、一橋、越前、土佐、宇和島の四侯へ下されたるものと同一のものなり。蓋し島津久光の去年大原勅使に差し添うて江戸に下向するや、一橋越前を起して後見總裁となし、以て幕府に大改革を斷行せしむべく數月を盡力したりしが、攘夷拒絕のことは、將軍上洛の上にて決定するに決しゐたりき。然るに長州は敢

て朝旨を動搖せしめて攘夷を速決せしめ、更に三條、姉小路の兩勅使を下向せしめて幕府に攘夷期限を定めしめたりしが、こは其間に頑強なる論者の朋黨軋轢を含みゐて、啻に國家の秩序利益等を破壞せるのみならず、其條理は一貫せずして、叡慮を動したる跡あるを免れず。さて公は上京に際して私に宮中の事情を探られたるに、畢竟政治を執りて士民に接するに慣れざる縉紳達が、自ら煩擾を引き起して徒らに事を紛更せさするによるを明にせられしを以て、是春極密の意見書を九重の深きに呈し、所詮軍事は武臣に委任してその成を責めらるべし、關東に既に有力諸侯を選用せしめて大綱を定められたる以上、運用の策は之を御委ねありて、其要を總攬せらるべしと啓沃して御嘉納の榮を得られたり。かくては公は關東に往返して、機密に謀る所ありたりしを以て、朝旨は遠からず變ずべしと期待せられしに、果して十八日の政變ありて、攘夷の激論は一時の險雲を捲き去りしを以て、跡は以前の氣象に恢復して、大原勅使が一橋越前を擧げて改革を斷行したるその順序を運ぶことに移りたりしかば、公はやがて上洛の用意をなさしめ

られぬ。

軍制改革の議と海軍費の調査

癸丑以來幕府の鎖國を撤廢したるは、萬國交際の公義の敢て犯すべからざるに由るものにして、主上も之を允可し給へり。されど是が爲めに幕府は武備の荒怠を暴露し、遂に外國の脅迫に屈讓したる情形あるに至りしを以て、全國士民は憤慨禁ずる能はず、茲に軍備充實、國威宣揚の問題を執へて、改革を要求したりき、亦固より其所ならずんばあらず。然るに其事の進行は曲折して鎖國攘夷に逆轉し、是をさも毅然たる正義の如くに言ひ惑ふに至りたりと雖も、其の確たる理想あるにあらざるは言を俟たざるところにして、實は改革の刺擊に堪へざる苦痛の叫びに過ぎざるなり。蓋し鎖國は德川氏の創意にあらずして、既に歴朝の標榜せられたりしところなれば、國民は支那人の夷狄禽獸の語をさへ習用して、東洋の孤島に自らを矜持し、攘夷を以て國是となしたりき。よりて世界の進歩に後るゝに至り、隨て其中

世界の進歩と鎖國の陋習

に組織せられたる幕府諸藩のことゝて、事細大となく陋習の固著を脫れざりしが、時代變化の氣運は駸々高壓し來りて改革を迫るを以て、玆に軍備充實の實績を擧げずんば、我獨立自守の基礎は破壞せらるべしとの恐怖は、一時人心を支配したり。されど固著したる舊習は容易に改革せられ難く、一方又急なれば則ち破るゝの恨れもありしを以て、遂に時月の稽緩より、其反動を喚起して元の鎖國攘夷に雷同したるは、卽ち俗論の免れ難き事にして、怪しむに足らず。さればさしもの英傑の主と稱する水戶の老侯も、之に對してはその主義を貫徹する能はずして、自ら敗亂を招きしが、薩摩亦先侯の死去とゝもに其業は沮廢せられたりき。其他の諸藩に至りては、贅言の要なかるべし。是際に當り、公の獨り儼存して時代の變化に應酬せられし事績は、殊に刮目して觀るべき價値なくんばあらざるなり。

公の夙に世界の大勢を識破し、其進化したる知識技巧を順序に誘ひて、先づ武臣の本分たる軍備充實に力を盡されたるは、天下の具瞻して嘆賞したる所なり。爾來公は銳意時代と共に其步を進め、陸軍には弓槍を廢し、海軍

には汽艦を繫ぐとゝもに、進んで整備の道を講究せられたりしを以て、其後既成の業は既に之を當主に讓りて退隱せられたりきと雖も、軍制改革、海軍創設の兩大項は、猶その裁制せらるゝところとなりたりき。前記するが如し（第七十章二項に出づ）。かくて其後二年を經過する間、銃陣砲術の練習に怠らざるとゝもに、機械の改良を計り、更に騎操を習はして追々三兵を設くる準備に取り掛られたり。然るに是までの軍備は、只長崎の要塞に之を配布し、以て異船打攘ひに必勝すべき力を養はしむるをその適用としたりしが、根本的の軍制は、祖宗が、戰國の實驗によりて定めたる藩の組織にかゝり、亦容易に變革するを許さゞるものなりき。されど既に銃砲の火術を主用し、弓槍銃の三兵を廢して歩騎砲の三兵を編制せんとする以上、いつまでも舊制を其儘適用し難く、さりとて國情異なる西洋法に改むるも不可なりしかば、彼是用捨ありてその改革は延遷したりしに、今度薩長は外國と砲火を交へ、京都亦宮門に兵及の閃耀ありしを以て、今は長崎の邊防のみならず、內地にも出兵すべき必要起るべしとて、此際大に軍制の紀律を整へんとするに至れり。

軍制一新の議

卽ち九月の初め、兩公より宗室國老の重なる鍋島河內、村田若狹、多久長門、鍋島上總、鍋島安房、鍋島志摩の六人に旨を諭し、當今火術專用の時代となりたる以上、祖宗の定め置かれたる軍制には、實際に適せずして改正を要することあるべし、事體容易ならぬ事なれど、厚く考量を加へて申し聞くべしと諮問せられたり。こゝに於て六人は額を聚めて商議し、時代の變化に應ぜむとする以上、祖宗の法を改正せらるゝも亦已むを得ざる事なりとて、政事を紛更せざる適度に裁定せられたき旨を、書取を以て二十日河內より上申したりしかば、兩公は仕組所を開きて之を議すべしと仰せ出され、二十六日兩公出座して軍制會議を開き、前六名の重臣と備立方掛鍋島市佑、鍋島隼人、原田小四郎、横尾次郎右衞門等とを參座せしめて協議せしめられたり。卽ち河內より、軍制は是までの規定にて宜しきや、當時節に於て如何なるか、軍制の要目を動かさゞるべからざる程の不備の點は何れの處にあるかと再三詰問したりしに、備立役の面々論辯に屈し、結局は是までの制によるべく、只從者を減じ鑓（侍の執る鑓）を銃に替ふべしといふに歸結したりければ、猶備立方

軍制改革はまづ養兵を徵兵に改むるを要す

にて精査したる後評議あるべしとて其座は畢りたり。蓋し我藩は家中を親衞、先鋒、警固、留守の十五組に編制し、以て士二千餘家を養ひ卒三千餘人を雇ひしが、其他尙家老以上は祿高に應じて各士卒を養雇し、以下にも亦各從者ありき。これ分限と稱せらるゝものにして、其兵數は數萬に及ぶべし。さて是等を銃砲隊に編制して、士を士官、卒を伍長として從兵を隊伍に組まば、全藩男子の人口二十萬より數萬の壯丁を兵となし得べしと雖も、單に田租にて養へる士卒なれば、糧食軍需の供給十分ならず。卽ちかくては經濟許さゞるべきにより、軍制を改革して養兵を徵兵となさゞる以上、法條の改正を議するも詮なしといふに歸し、ために公は此に慘澹たる苦心を拂はれたり。

海軍創設については、前年費途の給せざるより、電流丸の姊妹艦製造を中止し、纔に幕府の觀光丸委託によりて艦隊を成すを得たりしが、公の造艦熱は鬱勃として熄むべきにあらず。然るに船艦修繕のために汽鑵製造を創むるや、其結果は幕府の囑託を受くる程に進步したりしを以て、遂に小蒸氣

海軍方の經費

船の製造を試みるに至りしが、本年十月には幕府囑託の汽罐も亦竣工を告げたり。斯く海軍も今や漸く成立の曙光を認むるに至りたりしかば、其費用の宏大なるは、殆ど藩力の給する所にあらざる感ありしも、是年海軍方の費用を一萬七千兩と定めて前年の銀札七萬兩を製艦費に利殖したりき。されど其收益凡そ三千四五百兩にすぎず、其他種々の仕法をなしたる掛硯方の金員も、調査するに及んでは左の如きものなりき。

金拾八萬四百兩餘

内

一　五萬兩　　鴻池預け、此利金三ノ丸納、
一　拾壹萬兩餘　　當時貸回し胴金、
一　五萬九百兩餘　　御益銀、
一　五千兩餘　　本目より足次前、
一　貳千兩餘　　本目幷御貸方より足次、

海軍方遣料凡一萬七千兩計、尤此內四千兩計は陶器方調印元、其外は年賦

代品方有望

と書き出し、現金の利殖は收益甚だ薄かりけり。さはれ製艦費、即ち電流丸飛雲丸の代價拂入の爲めに設けたる代品の殖產興業は、當初にありては、はかばかしき結果も擧らざりしかど、五箇國條約以來各國商人との私貿易開かるゝとゝもに、需給の途廣まりて、物品交換の趣味を生じ、氣運の物產の繁殖を促がすに至りて、その前途は益〻有望となりつゝあり。

此の如く、鎖國の中にありて軍備を充實し、以て國威維持の理想を實現せむとするには、幾多の障礙と曲折の波瀾とを排せざるべからず。因て公は歲月の稽緩にも財政の窘迫にも屈せず、忍耐不撓の勇氣を以て成功に努力せられたりしに、遂に新文明の曙光に接するに及んで、開國貿易の利を認めらるゝに至りしかば、滔々たる俗論の、舊習に牽制せられて鎖國攘夷を唱ふるありとも、國威維持の軍備に自信なくして何事をか爲し得むとて、益〻その目的に邁進せられたり。さはれ癸丑以來既に十年を經過せるに拘らず、海軍創設の尙進捗せざるは、啻に我藩のみに非ずして、幕府も然り、薩摩も然り、他も亦皆然らざるはなかりしなり。即前月開戰によりてその運送船を失ひ

府觀光丸及我私艦の江戸回航を命す

し薩摩は、今度上洛につきて船艦を借らんと申し入れ來りたれど、我も僅に二隻の汽艦あるのみとて、其請ひに應ずる能はざりしに、十一月に至りて江戸の飛脚到著し、本月中に觀光丸幷せて我私艦を江戸に回航すべしとの幕命を達せり。蓋し將軍上洛の用意なり。因て仕組所を開きて之を議し、觀光丸は返上しきるべく、よつて代船を至急買ひ入るゝとゝもに、電流丸は修繕中なるを以て之を辭すべしといふに決したり。

舊船手の制廢止

ついで汽艦を備ふる以上、早船(卽ち關船)は不用となりたればとて、從來御船頭役者御手舸子に給したりし切米を收め、御船頭には一人扶持、役者に何俵かづゝ給米することになり、舊船手の制は茲に廢せられたり。

侍從公の藩論建言と公の密奏

去年來、西國諸侯の國事周旋を唱へて上京するや、東國諸侯も亦海道を陸續兵を率ゐて京師に集まりしかば、竟に八月十八日、門鑰堅き宮闕裡に銃砲の響を聞くに至りたり。因て公は、攘夷の叡慮の貫徹するまでには、數次輦

藩論を決して侍從公の代理を上洛せしむ

公武の合體を説く

穀の下に血を流す不祥事も生ずべしと思惟せられ、國事は有力諸侯の會議のみにて決定すべきにあらず、宜しく大藩諸侯を結束し、各重臣等と協同一致せしめて、贊翼を遂ぐべく、其間に努力せしめ、以て内亂を未萠に制すべきなりと決意せられたりしかば、十月、當主を佐けて國事に對する藩論を一定し置くべしと我政府へ沙汰し、鍋島河内、執政鍋島上總等に旨を諭して機密に之を商議せしめ、其議決を持ちて三支藩の一人を侍從公の名代として上京せしむることゝせられたり。因てこの名代を物色したりしが、小城の加賀守直亮は最も名望ある人物なりしかど、近來肺患に罹りて蓐にありしかば、鹿島の備前守直彬（牧野備前守老中となる後に備中守と改む）の年齢二十一なるも頗る才幹あるを幸ひ、これを名代として上京左の書面を朝廷に提出せしむ。

去秋周旋御依頼之義者專公武御一和御榮久之　叡慮に被為在候處、如何之御都合に御座候哉、公武御間に付啐啄仕兼候振合有之、天下之人心疑惑を抱き、終に者如何成變動を生候哉も難計、攘夷之義者兎も角、於御國體深以奉恐入候。仰願者公武之御間眞實之御合體被為在、御政令之筋條理屹

度相立候通被御取計度奉存候、於然者天下之人心一致一體に相成、公武御榮久之基本相立、御國威萬國に相輝候通可相成奉存候。

十月　　肥前　侍從

文中なる啐啄は足利時代より公文に習用せられたる語にて、隆信公の其次男後藤家信に與へられたる書翰に『鍋島飛騨守事、卒度は我等存分のやうにて候。』とある卒度と同意味に聞ゆ。孟子の他人有心我忖度之の忖を卒と訛りたるにてあるべし。去年再度勅使の關東下向ありしにより、將軍上洛して俄に攘夷期限を宣布したりしは、條理順序に徹底を缺きて人心に疑惑を生ぜしめ、長崎防備にありても其遵奉に踟蹰したり。即ち露骨にいへば、叡慮一貫せずして矯詔の疑ありしなり。されば、天下の憤怒を喚起し、內亂を激發せしむる御所置振との意味を、かくは啐啄し兼ねてふ文字に含めて右の奏上ありしにて、畢竟ずるに、公武間一致せずして政令區々なれば、士民の疑惑は變動を促し、其結果は恐懼に堪へざるものあるに至るべきを以て、宜しく公武を合體せしめ、以て政令を一揆に出でしめられたしと說かれ

侍從公への朝覲の下命を奏請す

たるなり。而も方今の事態に就いて、かくの如くその意見を朝廷に建言する以上、兩公のいづれか、自身上京あるべきは當然なれど、薩長の外國と兵端を開ける後とて、長崎の警備に嚴密の手配を要したりしかば、かくは名代として末家を差し上せ、兼ねて藩中の意を代表して侍從公への朝覲の下命を奏請せしめられたるなり。

島津久光又上京す

時に朝廷には島津久光の上京を促されしが、彼は既に關東へ下りて周旋せることとなれば、直に藩論を決し、侍六隊、鄉士六隊を率ゐて、九月十一日鹿兒島を發し、二十三日豐後の鶴崎より、幕府派遣の迎船なる二隻の蒸氣船に乘りて兵庫に到り、十月三日京師に入れり。其後彼はその意見を諮問せられて多少採用せられたりき。然るに、曩に勅許を待たず擅に歸藩して勅勘を蒙りし越前春嶽侯は、前月の初めに至りて宥免せられたりしを以て、久光よりの出京督促もありて、亦十八日京都に著し、同じく上京せる一橋慶喜卿等と集會して朝議を協定する事となれり。其際備前守亦著京して、さきの建白の書面を提出しければ、朝廷に於ては

我藩建白嘉納せらる

以二鍋島備前守一建白之一紙及二披露一候、公武御一和天下之人心一致無レ之而者異變之程難レ計、素々深被レ惱二宸襟一候處、今度建言之趣尤に被二聞召一候事。

との附紙ありて、公武一和天下人心の一致に努むる藩の主義を嘉納ありしかば、將來に於て政令の方向はいよいよ爰に確定したり。

公の意見書乙夜の覽に入る

公は朝命に應じて上京を決せられしに、折節病に罹りて就蓐せらるゝに至り、十月には隨行員などの任命ありしも、胃腸神經熱とて腸痛烈しく、快癒遲延せり。さはれ去年來薩長は相忤うて時態を紛糾せしめ、殊に薩摩は、兎角自藩にて功を立てんと欲して他と協議せず、爲に猜忌憎嫉の的となりて人望を失ひ、先侯の內國一致の遺志をも無にするに至りしかば、公は之が調和の勞を取らむとして上京を急がれたりしも、病癒の遲緩は亦如何ともする能はず。因て是春密奏の意を追ひて、親ら筆を執り、昨夏以來、朝命條理を失うて過激にわたりし結果、海內はまゝ矯詔の事もあらんかと其方向に迷ひたりしも、畢竟ずるに、外夷に對する處置に寬猛疾徐の相異ありしより、かくは朝令上の過誤失錯ありしに外ならず、隨て國家に對する誠意に至りて

公七卿長州の罪過は寬典に處すべしと說く

は、何人と雖も更に變りはあるなきを以て、今度宸斷によりて眞僞是非の明白となりたる以上、將來に向つて愼重の態度を取り、以て過を貳びせざる樣戒心せざるべからず、されば七卿長州の罪過につきては、早く一應の糺問を遂げ、以て寬宥の御處分ありて、民と更始する盛意を示さるゝが長策ならんとの意を書き認め、十一月の初め內使を遣はして容體を中院黃門に報じ、以て暫し上京の猶豫を傳奏に請はるゝとともに、密に意見書を乙夜の覽に入れられたり。然るに京都に於ては、朝議の結果、家茂將軍再び上洛すべきに決したりしを以て、精精療養を加へ快氣を得ば速に登京いたすべしと仰せ達せられたり。

鎖港を幕府へ委任せらる、佛國へ使節を差遣す

幕府の橫濱鎖港の談判と佛公使の態度

曩日に於る京都の政變後、有栖川宮を勅使として關東へ下向せしめ、以て攘夷の成功を督促せんとの朝議ありたれど、幕府は九月十四日以來、橫濱鎖

攘夷は幕府の指揮を待つべしと達す

港の談判に取り掛りたるを以て、其延期を請へり。然るに外國公使に對する幕府の談判は更に進捗せず、公使等は固く幕府の提議を却けて承諾の色を示さゞりしが、佛國公使ベルクールの言動には、含糊曖昧なるものありたりき。彼は、自國ナポレオン三世帝の歐洲に最も雄大なる勢力あるをほのめかし、以て幕府をして佛國に依賴せしめんとの外交政策を執たりしにて、先年の井戸ヶ谷に於る佛人の殺害事件、並に本年長州が佛國軍艦に發砲したる事件に對し、特に幕府にして謝罪使を派遣しなば、佛國政府に於て橫濱鎖港の事に周旋すべしとの意を洩らしたる形跡ありたり。十月十八日老中より諸藩へ、

此度於關東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之義惣而得幕府之指揮輕擧暴發之輩無之樣、末々迄可被示聞候事。

と達す。先きに不待幕府之示命掃攘とありしは、こゝに改まりて、幕府の指揮を得ることゝなり、之に添へて

右之通自御所被仰出候間、諸藩御趣意之趣厚相心得候樣嚴重に可被申

付候

とありき。即ちいよ〳〵鎖港談判は、公武合體にて幕府に御委任あることとなれるなり。是年六月江戸の西丸燒失し、十二月本丸も亦燒失す。

幕府佛國に使節を派す

斯くて幕府は池田筑後守を外國奉行に命じ、是れを正使に、河津三郎太郎（後に伊豆守）を副使として、目附河田貫之助と共に佛國へ派遣するに決定し、月末之を各國公使に通告したり。よりて其一行三十四人は、十二月二十七日佛國汽船モンジ號に乘つて横濱を發し、上海よりメサゼリー會社の定期郵船に移りて佛國の馬耳塞港に向ふことゝなりたりしが、家茂將軍亦、池田河津の一行が横濱出帆の日を以て江戸を發し、海路再び京師に上りて、横濱鎖港の爲めに各國に使節を遣はしたることを陳じ、以て朝廷の歡心を得て事を延遷せんと企圖したり。

薩英親交の端

然るに生麥事件の落著以來、西洋と交戰するの極めて回避すべきを覺りし薩摩は、是を機會となして、英國に軍艦製造を依賴し、以て彼國と懇親を結ぶに至りたれば、英國代理公使等は、甚だ之を喜び、薩英親交の端は此に挑げられたりき。かくて是まで矯激なりし攘夷の漲血

は一戰にして冷却し、天下は外國に親みて其知識を接入するの必要なるを覺醒したりしかば、是年の暮に至り、遂に氣運は暗々の裡に一變せり。

第七十八章　將軍上洛、公武合體

公大患に罹り國老を上京せしむ

公の、薩摩齊彬侯と膠漆相投じて、西洋知識の移入、防備の充實、諸侯の協同等のことを申し合されたるは、二十餘年前なる天保末年のことなり。爾來兩公は幕府の惰氣に衝動を與へつゝ、自力を以て是を長崎鹿兒島に試み、相競勵して苦心經營を重ねられしに、六年前薩侯の世を去るに及んで、公は獨拍聲をなさゞる境遇となられたり。即ち先侯逝去後の鹿兒島は、攘夷の空論に雷同して先侯の施設を多く廢したるを以て、公は舍弟和泉の、父の偏愛を遂げて乃兄の勉めし國家の長計を誤るべきを懸念し、數次嘆聲を漏らされき。然るに、生麥の暴行によりて英國軍艦の攻擊を受くるに及び、該藩は始めて先侯の先見卓識を了解し、一橋越前と議協して、公武合體の條理を貫徹し、海内一致、以て今の難局に處せんとするに至りしかば、大に愉悅ありし

公は、さすが齊彬の顧託を受けたる舍弟なりとて、先代の友誼を思ひてこれを贊助し、以て至尊の盛意に答へ奉らんとせられたりしに、不幸病患に罹りて上京するを得ず、因て前月支藩の備前守を上京せしめて、藩論を建白せられたり。かくて其後重臣等に對し、爾來は公武合體全國一致を主義として專心に國威宣揚に盡力すべし、追々は幕政も朝政に復すべけれど、目下は過渡期のことゝて輕擧を愼しむべく、さなきだに淺薄の論の、滋擾を唱起して、妄りに外國と釁を開くとゝもに內國にも訌爭を釀さしめつゝあることなれば、重臣の壯年者は京師に上り、諸藩と共に藩主を佐けて國事の周旋を爲すを謀るべしとて、更に多久長門に上洛を命ぜられたり。

多久長門を上洛せしむ

かくて公は十一月末に至りて漸く臥床を離るゝに至られしが、十二月の初め、溫度低き湯に入浴して再び高度の發熱を見るに至り、一時は病勢危篤にして生命に關する程なりき。されど侍醫大石良英の治療功を奏して激症を折伏し、歲晚に近づきては稍食慾を生ぜらるゝに至りしを以て、左右みな愁眉を開けり。

元治元年甲子、公年五十一歳なり。正月元旦人に扶けられて紋服袴を著け、以て蓐上に迎年の式を行ひて、近侍長千住大之助、古川與一にのみ謁を賜はる。侍醫大石良英等は尙湯藥に侍して側を離れず。公は疲勞のやゝ緩和したるを悅び、筆硯を呼びて小牋に左の詩を書せらる。

免得閻羅載得歸、笑傾椒酒著朝衣、最欣倚賴良醫手、轉弱回生勢欲飛。

末に病疫藥食不通、困苦實甚、臘月晦少瘳、頗覺人事、蓐上强書、似千住古川及在座良醫。睡虎老禿書と款識せらる。良醫は執匙の大石に當る。彼の榮なるを以て、賜はりて家に祕藏せり。前年大隈侯其嗣子熊吉に請うて之を展觀するや、筆跡さも疲憊せられし如き態ありて、當日に於る容體の氣力なきを想見せらる、最終に睡虎老禿と款せられたるは、前後に曾て聞かざる雅號なり、蓋し當座の思出なるべし、老驥伏櫪と一對の談にて最も英風を想望せらるとて、强て之を熊吉に請ひ得て家に祕藏せり、いと尊し。

さて其後は醫藥効を奏して病勢次第に減退したりしが、衰弱尙甚だしくして病蓐に困臥せられたり。されば去秋朝廷の變動によりて迅速上京す

べき命を蒙られたりとはいへ、迚も旅行に就かるべき容體にあらざりしかど、將軍をして再上京せしむる程の重大なる朝議あることゝて、爾後の都合にては有力諸侯を召して會議を開かれんかと慮り、侍從公を名代として上洛せしめ、以て其會議に與からしめんと欲せられしが、本年は長崎當番なるを以て、隨意にこれを斷行するを得ず。因て舊臘我政府にて評議を凝らし、以前備前守直彬を以て請願したる後を承け、特に國老多久長門茂族を使者として京都に赴かしめ、以て侍從公への上京の命を請願するとゝもに、公の上洛猶豫の許可を得るに決し、乃ち正月六日長門に命ありて、其演説の覺書を授く、左の如し。

追々不穩時勢に付、閑叟儀急に登京被仰出候得共、折惡敷病氣差發、不得止今暫之處御猶豫奉願候。當人者勿論家來一同不本意奉存候。惣而閑叟江の御用筋者別段之義も可有御座候得共、肥前守未若年候得共、當職罷在、當折柄御用も不蒙仰候而者不本意奉存候間、相應之御用も御座候半者何卒被仰付度、家來一同志願罷在候條、宜御含置被下度奉希候。

京江より飛報相踵いで到る

然るに長門の發途に先立ち、飛脚京都關東より相踵いで到著し、朝廷には十二月二十三日鷹司關白辭職して二條左大臣齊敬卿に關白內覽の宣下あり、今度召されて上京したる一橋慶喜、越前春嶽、伊達宗城、山內容堂四侯、及び守護職松平容保亦朝議に參與すべき命あるとゝもに、島津久光も會見して協議するに至りしことゝ、關東には家茂將軍蒸氣船にて海路より上洛するに決し、品川出航、船中に年を迎へて、正月上旬大坂より京洛に入るべく決したることゝを通報したりしが、次で江戶大阪の往復に必要あるより、去年我蒸氣船一二艘を借用したき旨會津の國老より內祕密に請求したるも、餘船なきを以て程よく謝絕したる由、亦我藩邸より報道し來れり。

公中野數馬を上洛せしむべく祕密を含む

時に公は蓐上に座するを得る程の氣體に復せられしが、猶勘考せらるゝ所ありしため、更に政府相談役中野數馬に對して長門と共に上京すべきを命じ、彼を病床に招いて祕密を含められたり。その大意は、今度將軍の上洛するや、有力諸侯の協議によりて公武合體の實を見るべく、かくして將來の國是は定めらるべし、ついては是までの行懸りを總て一掃し、反目せる薩長

を融和せしめて、全國協同一致して專ら防備を整へ、國威を宣揚すべく勉めざるべからず、故を以て、已に、從來の感情を全く拋棄し、七卿長州處分の如きは雅量を以て之を容恕し、以て更始の美をなされたしと、曩に中院中納言によりて內々至尊の御聽に入れおきたれば、汝は其意を含みて更に之を申し明すとゝもに、又越前春嶽侯により、會同の諸侯にも諮談あり、圓滿の議を解決せられて、從來確執相忤ふ底の種を貽さゞるやう協議ありたしと密々に申し入るべし、是れ將來に於る大事の問題なるぞとの旨にてありたり。十六日、侍從公は長門數馬の兩人を召し、長門へは召古しの熨斗目一領、數馬へは羽織一領を賜はりしが、二人は軈て上京の途に就けり。

公の夙に泰平の奢侈遊惰に打ち克ちて、內實外禦を實踐せられたるは、天下の艶稱して息まざるところなりしを以て、攘夷論の激發によりて京都の騒然たるに至るや、薩長の能く爲すなきを見縊りし識者は、公の起つて時局收拾の衝に當らるべきを翹望したり。然るに去年來薩長土三藩の軋轢を事とするに至るや、至尊は深憂の極寢食を安んじ給はず、遂に公の老練を以

公離床するに至り上洛の用意を命す

て此間に善處せんことを御依賴ありしかば、公は極隱密の裡に啓沃せらるる所ありき。されば遂に去年八月十八日の更始を見るに至れるは、凡庸の忖度し得ざる深遠なる謀慮に出でたるものにて、國內を協一して外國に釁隙を與へざる本旨によるに外ならざるべし。されど是までの實驗上、幕府の頽勢は將來內亂を潜熄せしむる能はざるべきを以て、猶深く大藩を協一せしめて公正に國是を定め、以て偏執の競爭を避けんと思惟ありし公は、さきには侍從公をして藩論を定めて公武眞の合體あらんことを建言せしめられしが、這次更に侍從公へ上京の命あらんことを願はしめられたりき。

其後公の容體は次第に疲憊を回復したれど、胃腸の衰弱甚だしかりしを以て、滋養物攝取に力めて保養に怠りなかりき。よりて漸々元氣を得、遂に離床するに至られければ、十八日、更に供帳を以て去年十月命じたる上京の隨行員へ申達し、遠からず發途あるべきにつき、旅裝を整へて緩急の命を待つべしとて、その用意をなさしめられたり。

將軍再度の上洛

將軍入洛宸翰を賜る

京都にては、島津久光諮問に答へて、横濱鎖港を姑息となしゝかば、幕府は池田河津の歐洲派遣を中止せむとしたりしも、一行は既に長崎を出帆したる後とて、亦如何ともする能はざりき。かくて正月初めより、朝議參與の五侯相會して鬪議を重ねしが、十三日に至り、久光亦從四位下少將に任ぜられて朝議參與に列し、乃ち大隅守と稱す（是までは兄齊彬の代理として無資格なり）。家茂將軍は八日大坂に著船して、十五日京都二條城に入りしが、朝廷の御覺え目出たくして特に板輿を賜はりしを以て、卽日將軍より禁裏御料として毎年米十五萬俵を增し進め奉る。二十一日將軍は一橋、越前以下、老中、若年寄、諸大名を隨へて參內し、小御所に於て拜謁、宸翰を賜はりしかば、其寫しを諸侯へ回達せり。卽ち左の文にして、佐嘉へは翌月の初め到著す。

嗚呼汝方今形勢如何と顧る、內は則ち紀綱廢弛、上下解體、百姓塗炭に苦む、殆ど瓦解土崩の色を顯し、外は則ち驕虜五大洲の凌侮を受け、將に併呑の

禍に罹らんとす、其危實如累卵、又如燒眉、朕之を思て夜不能寢、食不下咽、嗚呼汝夫是を如何と顧る。 是卽汝の罪に非ず、朕が不德の致す所、其罪在朕躬、天地鬼神夫朕を何とか云はん、何を以て祖宗地下に見ること得んや、由て思らく、汝は朕が赤子、朕汝を愛すること如子、汝朕を親むこと如父せよ、其親睦の厚薄、天下挽回の成否に關係す、豈重きに非ずや。 嗚呼汝夙夜心を盡し、思を焦し、勉て征夷府の職業を擧げ、天下人心の希望に對答せよ。 夫醜夷征服は國家の大典、終に膺懲の師を興さずんばあるべからず、雖然無謀の征夷は朕が好む所に非ず、然る上は宜しく策略を議して以て朕に奏せよ、朕其可否を論ずる詳悉、以て一定不拔の國是を定むべし。 朕又思らく、古より中興の大業を成さんとするや、其人を得ずんばあるべからず、朕凡百の武將を見るに、苟も其人ありと雖も、當時會津中將、越前中將、伊達前侍從、土佐前侍從、島津少將等の如きは頗る忠實純厚、思慮宏遠、以て國家の樞機に任ずるに足る、朕是を愛すること子の如し、汝是を愛し、是を親み、與に謀れよ。 嗚呼朕汝と誓て衰運を挽回し、上は先皇の靈に報じ、下は萬

民の急を救はんと欲す、若し怠惰して成功なくんば、殊に是朕と汝の罪なり、天地鬼神夫是を殛すべし、汝勉旃々々。

正月二十一日・

該宸翰と公の建白

『醜夷征服は國家の大典、終に膺懲の師を興さざるべからず、雖然無謀の征夷は好む所にあらず。』との勅旨は、由來公の本領にして、君臣の意衷の暗に契合したるを見るべし。蓋し去年公が密奏ありし意趣の發顯にてあるべし。又『會津中將、越前中將、伊達前侍從、土佐前侍從、島津少將の忠實純厚、思慮宏遠、國家の樞機に任ずるに足る。』とありて、參與の五侯を列擧せらるゝに拘らず、一橋卿の名目なきは、同卿の幕府當局者なるが故なり。而して是も亦、公の眞に公武合體を遂げんには、國事は宜しく武臣に御委任あるべく、政令二途になりては必ず不可なりてふ平生の持論に契合せり。

會越薩土宇の五侯に大議參與の命ありし所以

會、越、薩、土、宇の五侯に大議參與の命ありしは、いづれも去々年幕府の改革に連鎖を申し合せたる列藩中の賢主にして、而も會津の外自藩の防備に餘暇ある隱居の身なりしなればならん。宇和島は比較的小藩なれど、父春山侯は有名の賢主に

て尚現存し、宗城侯亦國事に奔走して名望ありしを以て、並に我公の姻親として、是まで和衷、時事を相談したる我藩に於ては、公の代人として同侯の任命を見たる感ありき。或は雲邊にも其斟酌ありたるかと思はるゝにぞ。公は公武合體が國內一致朝令一途の基礎なるより、前に藩論を定め、諸侯會議の勅旨に基づきて、諸大藩の協同を圖るべしと建白せしめられしが、今度又多久長門を登せて、當主肥前守に御用を蒙らざるは不本意につき、相應の御用を仰付けられたく藩中一同志願せりとて恩命の降下を懇請せしめ、春嶽侯へも之を縷々論陳せしめられき。されど、本年は長崎の當番年なるを以て、事情許さずして事行はれざりけり。前年公の上洛して、天威に咫尺せらるゝや、これまで政事に慣れ給はぬ主上は、細大に渉りて事の煩瑣なるに軫慮ましまし給ひけるが、公卿等亦士民直接の專務に攜はりたることなきより、一方には志士の激論に煽動せられ、一方には外國人に畏怖して、變化不測の時態に對しは適從するところを知らず。よりて公は、今や幕府にのみ諸事を委任し難ければ、有力の諸侯を集め、公正の議を以て大綱を定め、以て

將軍右大臣從一位に叙せられ且再び宸翰を賜る

之を武臣に委ねて、處理せしむべしと啓沃せられたりき。されど全國の軍備充實せずしては、國威宣揚の實を擧ぐる能はざるにより、去年中院中納言によりて、諸大名は冗費を痛減して專ら防備に力を致すべく、旁々この藩屏の任を盡さむため、徒らに京都に奔走するを止むべし、さはれ事機に觸れては朝議を贊助する要あるを以て、幸に山內容堂、伊達宗城等の隱居にして名望あると、島津三郎の無資格ながら忠實にして思慮あるとあれば、主上には諸事を是等に諮問ありて、軍國の大事は一橋越前に、京都の護衞は會津に夫々託せられ、因て以て超然として其爲す所を監視ありたしと、內奏せられしが、遂に大意を此宸翰に御採用ありたるぞ畏き。

二十七日、家茂將軍は再び諸大名を隨へて參內し、右大臣に任じ、特に山陵營繕の功を賞せられて從一位に叙せられ、且つ左の宸翰を賜はれり。

朕不肖の身を以て夙に天位を踐み、忝も萬世無缺之金甌を承け、恒に寡德
先皇と百姓とに背んことを恐る。就中嘉永六年以來洋夷頻に猖獗來航し、國體殆ど言ふべからず、諸價沸騰し、生民塗炭に困む、天地鬼神夫朕を

幕府の處置を嘉賞せらる

何とか云ん、嗚呼是誰の過ぞや、夙夜是を思うて止む能はず。嘗て列卿武將と是を議せしむ、如何せん昇平二百餘年、武威を以て外寇を制壓するに足らざることを、若し妄に膺懲の典を擧んとせば、却て國家不測の禍に陷んことを恐る。幕府斷然朕の意を擴充し、十餘世の舊典を改め、外には諸大名の參勤を弛め、妻子を國に歸し、各藩に武備充實の令を傳へ、內には諸役の冗費を省き、大に砲艦の備を設く、實に是朕が幸のみに非ず、宗廟生民の幸也。

且去春上洛の廢典を再興せしこと尤嘉賞すべし、豈料んや藤原實美等鄙野匹夫の暴說を信用し、宇內の形勢を察せず、國家の危殆を思はず、朕の命を矯めて輕卒に攘夷の令を布告し、妄に討幕の師を興さんとし、長門宰相の暴臣の如き、其主を愚弄し、故なきに夷船を砲擊し、幕使を暗殺し、私に實美等を本國に誘引す、此の如き狂暴の輩必不可不罰、然りと雖も、皆是朕の不德の所致にして實に悔慚に堪へず。朕又思らく、我所謂砲艦は、彼の砲艦に比すれば、未慢夷の膽を呑むに足らず、國威を海外に顯すに足らず、却

太平因循の雜費を減省し以て軍備の充實を圖るべし

つて洋夷の輕侮を受ん歟、故に頻に願ふ、入ては天下の全力を以て攝海の要津に備へ、山陵を安じ奉り、下は生民を保ち、又列藩の力を以て各其要港に備へ、出ては數艘の軍艦を整へ、無饜の醜夷を征討し、先皇膺懲の典を大にせよ。夫去年は將軍久しく在京し、今春も亦上洛せり、諸大名も亦東西に奔走し、或は妻子を國に歸らしむ、宜なり費用の武備に及ばざること、今よりは決して然るべからず、勉て太平因循の雜費を減省し、力を同じうし、心を專にし、征討の備を精鋭にし、武臣の職掌を盡し、永く家名を辱しむること勿れ。嗚呼汝將軍及各國の大小名皆朕が赤子なり、今天下の事朕と共に一新せんことを欲す、民の財を耗すことなく、姑息の奢を爲すことなく、膺懲の典を嚴にし、祖先の家業を盡せよ。若し怠慢せば、特に朕が意に背くのみに非ず、皇神の靈に叛くなり、祖先の心に違背也、天地鬼神も亦汝等を何とか云んや。

文久四年甲子春正月

當宸翰の大旨

此寫しを幕府より回達したりしかば、追て佐嘉にも到達せり。今此大意を拜察するに、去年幕府が改革を斷行し、冗費を省滅して、兵庫に軍艦練習所を設け砲臺を築ける事實の緒を整へしめむとせられしにて、天下の全力を以て攝海の防禦を嚴にするに際し、將軍諸藩の東西に奔走して雜費を濫用せば、自然武備を十分ならしむる能はざるべきを以て、今よりは勉めて浮費を節滅し、民力の消耗と姑息の奢侈遊惰とを排して國防の充實に邁進すべしといふにあり。即ち攘夷の叡慮の、攝海に外寇を拒絕するに歸納せるを示されしなり。去年公の上京あるや、主上は外國の形勢を痛く憂慮あらせられ、日本全國の防禦にして此儘ならむには、我邦は滅亡の外なかるべしとて、國威宣揚を望ませらるゝ餘り、寢食を安んじ給はざりしを以て、公は、軍事は武臣に御委任あるべく、諸國の防禦は諸大名各々藩屛の任に當りをれば、惟舉國一致して防禦を充實するやう御勸誡あるべし、由來幕府の勤むべき武臣の職務は、主として京畿の兵亂を鎭めて輦轂の下を平安にするにあれば、惟是を以て武臣の任務を責めらるれば足るとの意味を懇ろに上聞せられ

たり。主上には深く公を御信任ある事なれば、この奏上によりて叡念を安んぜられ、爾後は全國に關する防備の憂慮を止めさせらるゝとゝもに、遂に去年八月に至りて政變の斷行を敢てせられたるなり。さればその此兩宸翰となりて發現したるは、雲濤靜まらんとして眞龍の姿を見る感をなすにぞ。

島津久光無益の鎖港は中止すべしと抗議す

二月の初め、島津少將は春嶽、宗城二侯と共に二條城に至り、一橋卿以下と會見して横濱鎖港の事を論議し、鎖港のために外人へ支拂ふ移轉料金の額を問ひしに、老中水野和泉守答へて、幾十萬兩にあらずして幾百萬兩に及ぶべしといひたりしかば、之を聞ける久光は、此の如き巨資あらば海防に用ゐらるべく、無益の鎖港は斷然中止せらるべしと抗議せり。されど幕府は、既に使節を佛國に派遣して、鎖港の談判をなさしめつゝあれば、陰に是によりて姑く國內の攘夷論を息めんと、狡智を弄し、因て其論には同意しながらも、使節の召還には同意を與へざりき。

斯くて幕府は宸翰の答案に旬餘日の詮議を凝らせる後、十四日に至り左

曩日の宸翰に對する將軍の奉答文

の請書を呈せり。

宸翰之　叡旨者　御卽位以來皇國之災禍を　聖躬之御上に御反求被ㇾ爲ㇾ在候　勅諭にて、誠㆓以恐懼感泣之至奉ㇾ存候。倩幕府從前之過失を自反仕候得者多罪之至奉ㇾ存候。臣家茂不肖之身を以て徒に重任を辱し、紀綱不ㇾ振、內外之禍亂相踵き頻に奉ㇾ惱㆓　宸襟㆒候而已ならず、去春上洛之節攘夷之勅を奉ずと雖も、其事實遂に難ㇾ被ㇾ行、横濱鎖港之談判すら未成功之期限も難ㇾ量折柄、再命に依て上洛仕候上者、極て逆鱗に觸れ、嚴譴を可㆓相蒙㆒は素より覺悟候處、意外の　宸賞を奉ㇾ蒙而已ならず、至仁之恩諭を以て、臣家茂竝大小名を赤子の如く御親愛、將來を御勸誡被ㇾ爲ㇾ在候條、臣家茂一身の上に取り海岳之鴻恩、實以可㆓奉㆓報答㆒樣も無ㇾ之候。自今以後萬事舊弊を改め、諸侯と兄弟の思をなし、心力を合せ臣子之道を盡し、勉て太平因循の冗費を省き、武備を嚴にし、內政を整へ、生民蘇息し、攝海防禦は勿論、諸國兵備を充實仕、洋夷之輕侮を絕ち、砲艦を嚴整して終に膺懲之大典を興起し、御國威を海外に輝耀すべきの條件共、彌以勉勵仕、乍ㇾ恐　宸衷を奉㆓休㆒慰㆒度奉ㇾ存候

横濱鎖港問題を模糊たらしむ

事に御座候。乍レ併膺懲妄擧仕間敷との　叡慮之趣を堅く遵奉仕、必勝之大策相立候樣可レ仕奉レ存候。尤横濱鎖港之義者既に外國へも使節差出義御座候得者、何分にも成功仕度奉レ存候得共、夷情も難レ計候得者、沿海之武備に於ては益以奮發勉勵仕、武臣之職掌固守仕、大計大議悉國是を定め、奉レ仰二宸斷一　皇國之衰運を挽回し、外は慢夷の膽を呑み、内は生靈を保ち、奉レ安二叡慮一、上は　皇神之靈に奉レ報、下は祖先之遺志を繼述仕度奉レ存候。　是則臣家茂之至誠懇禱に御座候。　依レ之此段御請奉二申上一候。

臣家茂誠惶頓首謹言

該問題に對する朝廷の追窮

國家の大綱に係る勅答なれば、愼重端肅の態度を示すべきに、『横濱鎖港の義は、外國へも使節を派遣せることゝて、成功すとは存じ奉れど、夷情難計。』とて、佛國に賴りて横濱を鎖港するの有望なるを仄かせるは、亦技巧を弄せる跡あるを免れず。　さなきだに、此事の、一時を彌縫する策なるは、自ら知れゐたれば、忽ち朝廷の疑惑を生ぜしめ、よりて更に左の御沙汰を受くるに至れり。

去十四日勅答書之旨趣、横濱鎖港之一條御請振不分明に付、一橋中納言御訊問之處、尤鎖港之成功は是非共奏すべき條、更に書取を以言上之旨被聞召候。尚又以別紙被仰出候通、盡力勉勵可有之御沙汰候事。

別紙

横濱鎖港之義精々成功を遂べく、且又諸國の兵備を充實致し、洋夷之輕侮を絶候との趣　叡聞に達し候處、此上は總國之守禦緊要之事に候。差當り攝海之要港急務たる上は、神速に其功績相顯れ、人心安堵、數年を經ずして征夷之實相行ひ、奉安　叡慮候樣　御沙汰に候事。

是に於て、幕府の策は毛を吹いて疵を求むるの陋態を露はし、因て其答に窮して、遂に左の奏上をなせり。

去十四日呈上候、勅答書之内、横濱鎖港之一條御請不分明に　思召され、慶喜へ内々御沙汰之樣承知仕候。然處彌鎖港仕候見込にて、已に外國へ使節差立候義に御座候間、是非共成功仕候心得に候。尤再度　聖諭を蒙り候無謀の攘夷仕るまじくとの趣は奉畏候、就ては彌以沿海之武備を充實

幕府橫濱鎖港に關する再度の勅答によりて益威信を失ふ

致候樣可㆑仕奉㆑存候、依て此段申上候以上。

再度聖諭を蒙りたる無謀の攘夷は仕るまじとの文句によりて遁辭をなしたれども、識者は此勅答を見るに及んで、その內心の鄙劣を見透したりしかば、幕府は益〻威信を失ひ、小黠は遂に大痴になり了りたりき。蓋しこれ幕僚の氣習の澆漓したるに職由せるにて、是非なき事ながらも浩嘆せざるを得ず。

幕府公武合體に乘じて幕府の權威を張らむとす

這次の將軍上洛により、公武合體の意思は疏通するに至り、主上は家茂將軍の、弱年鷹揚なる人格にて、國事の困難に揉まるゝを、愍愛あらせられしが、同將軍は又皇妹の聟君なれば、參內の濟みたる後は、女房達の取計により、小座敷にて酒饌を賜はりき。かくて爾後は歡を洽せられ、公式にも讌私にもます〳〵親睦を重ねられければ、折しも陽春の花候に向ひたる京都は、和氣藹々の現象を呈し、暫しは公武合體を謳歌したりき。然れどもこれによりて驕心を生ぜる幕僚は、這時こそ幕府の權威を張らめと欲し、第二の問題たる五卿長州の處分の、亦御委任となりたるを幸ひ、是まで鬱憤を積みたる宿

意を洩らさんとて、長州の支藩主と老臣とを大坂に喚び出して糾問し、而も彼藩にして若し服せざれば直に軍を差し向けて壓服せんとせり。即ち二月中旬、幕府は紀州侯を總督、會津侯を副總督となし、以て薩摩、因幡、備前、肥後、安藝等の諸藩に出兵の内命を傳へたりき。此問題は公の深く憂慮せられしところにして、公武合體を遂げむとする以上、和衷協同を主とし諸事圓滿ならんを要すべきを以て、公は、宜しく從前の行懸りを棄てゝ、更始刷新を計らるべしと、再應忠告を與へられたりしが、遂にその甲斐なかりしぞうたてなる。

幕府の病疾は已に膏肓に入れり。初め閣老若年寄以下凡ての幕僚が、皇妹との政婚を敢てして公武合體を企てたるは、その眞意、臣民は君主の意思によりて自由自在になるべしと思惟したるにあり。即ち彼等は、太平の君主の、小吏の傀儡なるを、自覺せざりき。されど是まで行はれたる政務の現狀を見るに、門閥推重の結果は何事も舊套に陷り、長官は次班に左右せられ、次班亦其屬下に左右せらるゝ等、萬事小吏の手に出でたるをその實際とす。

太平の政治は萬緒小吏の手に出づ

是を外交事務にて例すれば、外國奉行は、その調役が通辯と對手との應答魂膽によりて起草したるものを原案となし、そを閣老に持ち出して、その裁決を請ひたりしかば、調役が黑頭巾となりて傀儡を使ふにあらずんば、諸事一として運ぶものはあらざりしなり。是は獨り幕府のみならず、諸藩とても亦同前なりしを以て、有志士の起つて改革を論ずるに當りても、迚も尋常の手段にては、その目的を貫徹せしむる能はず。これ卽ち激論の紛起するに至れる理由にして、志士輩はまづ劇藥の投劑を試み、少しく彼等が昏睡の狀態に感覺を與へ得たりと見れば、更に一層の猛烈なる刺戟を與へて之を衝動せんとしたりしなり。公は幼年の頃より藩政改革の苦辛を嘗められしが、又長崎の御番についても、外國の祕密に注意して、外人にも應對し、ために當時の諸大名中、外國人と直接談判を遂げ得るものは惟公一人のみといふを得る程なりしかば、其聰明は夙に幕府諸藩を通じて比肩し得るものなく、一橋、越前、島津等の如き亦英明の名ありきと雖も、未だ實驗の知識なき二流三流の人なりき。よりて公は、彼等の逆境に在りて他に刺戟を與ふるには、

志士幕僚を非難す

西郷一派島津久光を非難す

その議論頗る英發なれども、一旦局に當りて意見を實行する順境に坐せしむか、彼等は次班下僚に撓まされ、自ら前論に衝突して矛盾せる行動に出づるを免れざるべしと言はれたりしが、果して然り。今度將軍の再上洛によりて幕府御委任に決せらるゝや、一橋、越前兩者の議論に齟齬を生じて、島津とも相忤ふに至り、閣老以下次班下僚の輩亦忽ち驕慢の意を增長したりしかば、外間の志士は之を非難し、彼等は尊王攘夷を標榜し居れど、實は既に佐幕開港に傾けるものなりとて心を離したり。さはれ此種の非難は、單に幕府に對してのみ然りしに非ず、薩藩に於ても、西郷一派は久光に對して此頃より論難を敢てするに至りたりき。かくて前述の如く、是はみな改革に實驗なき理論家の必踐する覆轍なりしを以て、初めより此曲折を辿るべき將來あるを看破せられし公は、さして之を怪しまれざりしも、惟主上の、幕政の皇政に移るべき過渡期に當りて、枝葉の事に宸襟を惱まし給はむことを深く恐懼し、よりて、南面の君は惟　綱を提げ、細目は武臣に御委任あるべしとの　を啓沃しおかれたりき。因て今や波瀾去つて國是を定むる大事の際に

公にして公武合體の議に參與せむか五卿長州の處分は緩和の途を講じたるなるべし

當り、大病に罹りて其議に參與するを得ざるは深く遺憾とせられたりしところなれど、大體に於て公武合體は動かすべからざる主義なるを以て、今度の協議にて相應の結果あるべしと樂觀せられたり。さはれ若し公にして此議に參與せられたりしならむか、爲めに俄に公武全體の知能向上したるべしとはいふにあらざれど、惟内亂の機を伏する第二の問題たる五卿長州の處分には、擧國一致の主義を貫徹し、出來得る限り緩和の途を執られたりしなるべし。蓋しこは既に中院黄門まで内奏し、又長門數馬にも含めて、春嶽侯に申し越されたるところにして、緩和てふ事は書面乃至議論などにては遂げ得べきものにあらざれど、談笑の間には自ら疏通融會すべきものなれば、公にして親しく參與諸侯中に列席せられたらむには、亦之が遂行を見たりしやも計るべからざるなり。然れども、幕府の長州を憎嫉して之を威嚇せんと欲する理由は、激徒が會姦薩賊と稱して彼等を憎嫉したるにありしかば、幕府の感情を和げざる限り、その斡旋も困難なりしに、長州の無謀なる、又更に薩摩に對して新憤怨を重ぬるに至れり。即ち去年十二月長藩は

長藩薩船を砲撃す

攘夷厲行の名義の下に、馬關を通過せる薩摩の商船を擊沈して其乘組二十餘人を斬殺したりしが、正月亦下ノ關にて棉花を積みたる薩摩の商船に亂入し、船長を殺害するとゝもに其船體を燒棄したりしかば、薩長の間に於る憎嫉憤怨の燄はいとゞ熾となり、到底之を緩和する方策とてはあらざるに至りき。されど飜つて考ふるに、私憤を舍てゝ公議を成すは武士の嗜みにてもあれば、或は此事あるが爲めに、是までの行懸りを一掃し得るやも測るべからず。卽ち居中調停の位置に立つ人物にその人を得むか、斯かる出來事は、却て緩和の方便に利用せらるゝものたるなり。

公病復し柄崎に入湯す

將軍上洛して參內するや、いよ〳〵公武合體實現せられて、國事は幕府に御委任ありしかば、諸藩は、雜費を省いて專ら軍備を勉むべしとの宸翰の旨趣により、漸次解けて歸國することゝなりたり。是に於て我國老多久長門、政府相談役中野數馬亦歸國の途に上り、因て烏丸邸には平田助太夫に代へ

て百武作右衞門を留守居となして滯在せしむ。百武は學問なきも長崎御番方に通達し、頗る外交に慣れて才幹あり、稍活動的人物なりき。

公離蓐す

公には時日の經過と共に衰弱も漸次に回復し、二月には蓐を離れて園內の散策徜徉を試みられしが、當時花朝前一日書齋偶書を題して左の詩作ありき。

雨歇園林日欲レ斜、西窻呼レ客磑二新茶一、梅花落盡櫻花未、補二綴中間一有二杏花一。

公神野別業に遊ぶ

斯くて花季となるにつれて、春寒も薄らぎければ、時々騎馬にて城下を乘り廻られしが、二十日には始めて騎馬にて神野別業に赴き、久濶にて園中の花間を徜徉し、賞花の題にて左の詩作あり。

守園老吏費二培栽一、李白桃紅次第開、最憐窓外千竿竹、依レ舊淸陰待二我來一。

守園の老吏とは堤寶左衞門と云ふ老人にて、年七旬に近きも强健に、大小種々の箒を作り、以て園丁等に率先して、日々廣き園內を淸掃し、要部には必ず自ら箒を下さゞるを得ざる潔癖家なりしが、暇あれば園藝培養を懇到ならしむるを嗜むが如く、性甚だ淸潔を好みしより掃除仙人と稱せられたり。

公尙胃腸の衰弱甚し

此頃の事なりき、公は、池畔の汀石に生せる細き苔蘚の、漸々濃緑を加へて蔓がるを愛せられたりしに、時を經て復た往いて見れば、苔蘚は剝ぎ去られて、石は洗ひ淨められてありたり。よりて公は堤を呼びて問はれしに、彼は餘り醜き故に石を磨きたりと答へしかば、その罷り去るに及びて公は近侍に向ひ、掃除仙人の注意も斯う細かく屆いては雅致を失ふ、掃除も度を過ごしては味なしと言はれたりといふ。是日の詩は、後に書して堤に賜はれり。

公の一時危篤なりし比は、愁雲深く佐嘉城を鎖して、市中の男女は皆憂惧したりしが、今や馬上に平快なる公の丰姿を仰ぎ得るに至りしかば、庶民は跪いて之を拜したりき。されど公は、以前の豐頰肥澤に引き替へて淸癯鶴の如く、病の僅に癒えたるばかりとて、血色も未だ揚がらざりければ、士民は仰望してまゝ落淚し、早く舊容に恢復したまはんことを囁き合へりしが、劇熱は一時的のものとて間もなく分離したれども、病源たる胃腸の衰弱は尙甚だしくして、經過捗々しからざりき。蓋し其原因は、公の神經質なるより、國事殷憂の精神過勞にあるべしともいひたりしが、公はその成長期に當り

公の早食

ては活動を自由にし、精神を修養する學問工夫と、筋骨體軀を鍛錬する武藝とに勉勵せられしを以て、體軀强壯なる偉丈夫にてありき。然るに嘉永安政の際に至り、漸く腸胃の消化力の衰へを見るに至りしかば、蘭方醫ながらも東洋の習慣を參酌し、飮食の調和を善く保たしめて名醫の譽れ高かりし侍醫大石良英は、公の早食につきて注意を與へたり。元來公は、毎朝必ず衣袴を著けて居寢に出座あるを常例とせられ、壯年の近習等が嚴格に侍座せる中に於て、朝夕三度の食膳に向はれたりしが、陪食するものなく、惟一人端坐して箸を執らるゝを常とし、而して神經質の常とて甚だ早食なりき。よりて之を見たる大石は、就食には勉めて胃腸の神經を和らげらるべく、食物を能く咀嚼し、唾液を加へて嚥下せらるべし、されば食間には欵談をなす等成るべく徐々に召し上るべしといひ、因て近習の人にも亦之を注意したり。然るに其後又大石は伺候したりしに、公は、過日の勸誘を用ゐて孔子の食不語の訓を廢したりとて、給仕の者と談話を交換せられたりしが、箸を執らるる間は依然として食を急ぎ、飯を盛り替ふる間のみ談話せられたりしを以

て、大石は更に、食物を咀嚼しつゝ談話あるべしといひければ、公聞いて、良英が食事の仕方は甚だむづかしといはれ、爾後は注意して咀嚼を長くせられたりといふ。是れ公の胃腸衰弱を來したる初期の事なり。然るに其頃の臺所に於る膳羞の調理は、魚鳥なども單に纖肉を貴び、骨は之を盡く取り去りて、近習臺所役等の試食用に充てたりしを以て、或日公の近郊に鳥獵をなして、小憩所に晝食せんとせらるゝや、給仕のものゝ鴨羹の鍋を過ちたるより、已むなく試食用として煮たる骨付きの中より、肉多き部分を擇みて供せんとて、公に伺ひ出でたり。然るに公はいたく悅んで、獵場なれば甚だ好し、予は其鳥の骨を試食したく思ひゐたれど、不行儀なる好みなれば憚りて口外し得ざりき、されば、それこそ倔强の事なれとて之を食せられ、鴨は御次の者の食する方が却て旨し、以來は我にも此の如く調和して得させよと命ぜられたり。よりて其後は入念に調進したれど、公は先日の狩場にて食したるよりはまづしと言はれしかば、折しも居合せたる大石良英は、魚鳥は肉のみ煮ては滋味に乏しかるべし、凡て生物の膏脂は骨皮の間に存じ、滋味亦此

公の消化器障害は憂國の結果なり

に多く含有せらるゝを以て、惟肉のみを調和するは、啻に滋味に乏しきのみならず、滋養分をも奪ひ去るなり、されば以來は骨皮全部を混煮し、其中より最も滋味多き部分を選みて進めらるべしと勸告したり。是より御臺所の魚鳥調味法は全く改まり、因て公は始めて魚鳥の美味を食ふを得たりとて、爾後は鯛なども骨付を嗜み、殊に其頭骨を潮煮にして嗜好せらるゝに至れり（明治の初まで小城侯の食膳は尙舊法によりしが、老女公の此事を聞いて改めたりといふ）。是皆公が胃腸の健康を失はれたるより、大石の注意によりて始めたる事なりとす。されば安政以來の國艱につれて、公の消化機能の次第に減退したるは、正しく憂國の結果にして、外面は壯快磊落として時事を談論せられたりとはいへ、衷心深く國事を憂へられたるなるべく、至尊の信頼を辱うしてよりは更に其憂悃の念を增し、よりて遂にかく胃腸神經の衰弱を見るに至りしならむ。かくて去年癸亥の秋に至りて遂に胃腸痛を起し、更に疫熱に感染して、此度の大患を得られたりしにて、ための降熱後も胃腸の回復は甚だ遲く、より〳〵胸膈に痛苦を發して困臥せられたり。されば大石の勸めによりて精神を養ひ運動を

公庶民と偕に神野別業に樂む

なし、以て消化機能の回復を專ら計られたりき。

かくて陽春三月櫻花の盛りとなるや、公は特命して、始めて市中郷村の男女に神野御茶屋の花を縱覽せしめられしが、二十二日には例の近郊騎乘をなして神野別莊に赴き、彼の老若男女が園中に群集して偕樂するを見ながら、右の詩を口占あり。

紫藤三面巧圍屋、新竹千竿斜護門、看花好與民偕樂、酌酒便唯我獨尊。

別莊の廣間は南北を濶開し、北は天山一帶の青嵐を容れて無限青山の額を掛け、南は藤棚陰を作りて、其下より全庭の泉石花木を望む。是日公は此に衆庶の群がり遊ぶを見ながら、行厨を開いて小酌を催し、以て其興趣を賦せられたるなり。公は大名交際には痛飮して氣燄を吐かれたれども、平日の酒量はさして多からず。是日は殊に病後の乘廻りとて、酒も行厨と携帶ありしに過ぎざれど、庶民子來、花を賞觀する樂しみを眺めながら、唯我獨尊を誦しつゝ小酌を催されし公の雅懷は、亦此詩中に流動せるに非ずや。別莊の庭園を庶民に開放せられたるは、是年より始まれり。

公柄崎に入湯す

四月八日より公は柄崎溫泉に轉地入浴せらる。柄崎は武雄驛にて、杵島郡海濱の平野は此に極まり、俄に峭巖危峰を隆起す。卽ち奇巖を負へる虛空藏山麓にある鹽類溫泉にして、驛は其東に在り、人口繁庶にして西方の一都會なり。此は古來後藤氏の領地にして、古城唐船山は、巨巖の峭立したる峯下にあり。今の執政鍋島上總は後藤氏の裔にて、驛南にその居館を構へて武雄といふ。古城は之を別莊として、猪鹿の狩場と爲せり。公は上總の居館に止宿し、朝夕散步して湯町の旅館に入浴し、山谷の間を徜徉して運動に力められたりしが、留まること三週日の後、五月八日武雄を發し、小田に一宿して九日歸城せらる。當時の詩に

積雨山村晝掩扉、綠陰堆裏子規飛、閏人應怪歸來晚、已自棉衣到葛衣。

由來更衣の式法は、三月までを綿入の節となし、四月朔を袷の節となし、五月朔日を單衣の節となし、五月端午を葛衣の節となして、是月より始めて葛衣を著す。さればこの自棉衣到葛衣の句も、唯山中の興趣を託せむためにして、實は只三週間の滯在ありたるまでなりしなり。

島津久光佐幕開國の謗を受く

將軍に國務を委任し、公武合體成る

京都にては、横濱鎖港、五卿長州の處分を將軍に御委任あるとゝもに、公武合體にて國是を定むる問題も略ぼ協議を盡したりしかば、二月二十二日朝廷は島津久光が周旋の功勞を賞して鞍置馬を賜はり、將軍亦親しく短刀を授けたりと云ふ。かくて長州征伐を決し、會津侯へは軍事總裁を、越前春嶽侯へは京都守護職を命じたりしが、春嶽侯は公と同心とて、征長を非として遂にその任命を辭退せり。當時幕府は人氣に徇へて本意なき鎖港を唱へ、會津亦外國事情に晦くして、攘夷の意圖を抱きつゝひたすら幕威の回復を謀りたりしを以て、横濱鎖港を不可となしゝ島津久光は、却て佐幕開國の謗りを受くるに至り、よりて薩藩士の中に久光反對の論をなすものありたり。其他參與の諸侯の議論もやゝもすれば齟齬したりき。四月の初め幕府は大藏大輔越前侯の守護職辭退を聽き、十一日會津侯を宰相に、島津久光を中將に推任し、次で會津を守護職に復し、所司代稻葉長門守を老中となし、桑名

桑名侯所司代となる

侯松平越中定敬を所司代となせり。定敬は尾張玄同、會津容保の實弟にて俊邁の評ありしが、會津と兄弟協同して京都を鎮護警邏したりしかば、會桑の稱ありき。十八日、老中酒井雅樂頭我留守居を喚び出して、左の書付を交附す。

公宰相推任

御國事格別盡力有之候付、宰相御推任之義　御所へ被仰立候處、被仰立之通　宣下旨被仰出候間、宰相被仰付候。

長森傳次郎をして之を持して佐嘉に還らしむ。

更に幕府へ四箇條の勅命下る

さて家茂將軍の上洛にて公武の意思疏通しければ、二十四日幕府へ左の勅書を下さる。

幕府之儀内者皇國を安じ、外者夷狄を征服可致職掌候處、泰平打續上下遊惰に流、外夷驕慢、萬民不安、終に今日之形勢とも相成候事故、癸丑年以來深被惱　叡慮、是迄種々被仰出候義も有之候處、大樹上洛、列藩より國是之建議も有之候間、別段之　聖慮を以先達幕府江一切御委任被遊候事故、以來政令一途に出で、人心疑惑を不生候樣被遊度　思召候、就而者別紙之通相

心得、急度職掌相立候樣可ㇾ致候事。
但國家之大政大議者可ㇾ遂二奏上一事。

（別紙）

一 橫濱之儀者是非共鎖港之成功可ㇾ有二奏上一候事。
但先達被二仰出一候通無謀之攘夷者致間敷事。

一 海岸防禦之儀者急務專一に相心得、實備可ㇾ致事。

一 長州所置之儀者藤原實美以下脫走之面々、竝宰相之暴臣に至迄、一切朝廷より御差圖は不ㇾ被ㇾ遊候間、御委任之廉を以、十分見込之通所置可ㇾ致事。
但先達被二仰出一候奉二御旨趣一所置可ㇾ致事。

一 方法必要之諸品高價に付萬民難澁不ㇾ忍次第、早々致二勘辨一人心折合之所置可ㇾ致候事。

將軍の御請書

幕府は之を受けて議を凝らし、二十九日左の御請書を差し出せり。

聖旨之趣謹而奉ㇾ畏候、臣家茂不肖難ㇾ堪二其任一候共、盡二精力一職掌相立候樣勉勵

可レ仕候、此段御請奉二申上一候。

四月二十九日

家　茂

又此別紙の四箇條に關する請書は左の如し。

（別紙）

前文之條々謹而奉レ畏候、横濱之儀不レ及レ申、於二海防筋一格別肺肝を碎　叡慮尊奉之微忠可二相盡一奉レ存候、長二州之儀者尚又別段御沙汰之次第も被レ爲レ在候付、寛大を旨とし、至當之所置可レ仕候、此段御請奉二申上一候。

家　茂

是に就いて十八箇條を議定して奏聞せり、次にいふべし。勅書の大綱を統ぶれば、一は横濱鎖港、二は海防軍備、三は長州所置、四は物價調節にて、此四事に職責を擧ぐべく幕府を嚴督せられたるものなり。もとより悉く難問題なれども、幕府に於ては、第一に對しては歐洲に使節を派遣し、時期を輕緩して、例の因循裡に此事を糊塗せんと計り、第三につきては征長軍を興して權威を挽回せんと企て、第二第四につきては、いづれも久しく懸案となりゐ

たる事とて、亦自ら姑息の方法もあり、旁々內實さして意に介せざりしものの如し。

是より先き、幕僚は、外藩大名が勅令によりて國事に干渉し、ために竟に、朝廷に有力諸侯の會議成立して幕政を牽制せんことを甚だ憂慮したりしが、それは杞憂に止り、參與諸侯の會議を解きて、大政御委任を確實ならしめ、一方島津久光等亦歸國の途に就きたりしを以て、彼等は大に滿足すると共に驕心を生じ、爲めに其態度に付ては、はや識者の批難を招きたり。されど會津侯の京都守護振には、主上も其忠實なるに深く叡感ありしかば、御信任を得たる後は、更に松平越中守定敬を所司代となして協心京地を取り締り、一方新選組の浪士を壬生に居住せさせて浮浪徒の暴行を制せしめんと計りき(壬生浪士)。かくて反對の徒輩は、斯かる所置などにもその憤慨を昂めたりしが、京都の外觀は康安に復し、幕府亦朝廷尊奉の形式を取りて、數日間の凝議による十八箇條の奏聞を上呈したりければ、聽て朝議を以て左の如く下札を貼付して下げられたり。

壬生浪士

幕府の十八箇條の奏聞

一　昨年中　御沙汰之趣も御座候に付、別段之譯を以當子年より年々二千俵宛神宮へ御供料增加可仕候事。

（札下）格別之御事に付現米二千石御增加之事。（原文の俵を石に改める）

一　闕畫（諱字の如きは一畫を闕くを云ふ）平書（其字をかいげ書するを次行の平頭にするを云ふ）等之儀如令條可相守、海內布告之事。

一　御誕辰六月十四日仕置致間敷候事。（仕置は行刑を云ふ）

一　仁孝天皇御忌日　六日

新朔平門院御忌日　十三日

右例月其心得可有之海內布告之事。

一　大樹代替將軍宣下之後爲御禮上洛之事。

（札下）幕府精進日之通可心得候事。

但實年十七歲以下名代を以御禮中上、十七歲相成候上、上洛可仕候事。

（札下）書面之通。

一　三家始萬石以上之面々家督官位之爲御禮上洛可仕候事。

但前條同斷。

一 西國大名關東へ往來之便、伺二 天機一可レ爲二勝手一候事。
（下札） 但滯京之儀十日に不レ可レ限事。

一 諸大名山城地往來之節可レ伺二 天機一候事。
（下札） 但滯京之儀十日に不レ可レ限事。

一 國務是迄之通總而御委任之事、尤國家之大事件は伺二 叡慮一取計候事。
（下札） 昨年 御沙汰有レ之候通御委任之儀今更被二仰出一候迄も無レ之候、但君○臣○上下之名義を正し、末々迄恭順之意相貫、書付類瑣末之儀も心得違無レ之樣可レ有レ之事。

一 朝廷御忌日に、重罪者勿論、輕罪之者仕置申付間敷事。

一 九門御警衛、萬石以下三千石以上之者へ可二申付一事。
（下札） 萬石以上之者へ可二申付一事。

一 諸社 行幸之事。
但山城國內不レ遠場所に而、春秋兩度位御定置、兼而被二仰出一、諸人難儀いたし不レ申樣御手輕奉レ願候事。

（札下）猶追而可被仰出候事。

一　諸大名國產之內一兩品年々貢獻可有之事。

但諸侯疲弊之折柄候得者、申合五箇年目手輕之產物使者を以所司代へ差出貢獻可致事。

（札下）書面之通。

但武傳へ所司代より日限相伺、武傳より差圖之上其面々より奏者所へ可差上事。

一　親王丞相薨去、於　朝廷廢朝之御方者海內鳴物停止之事。

（札下）但日數於親王丞相者可爲三家三卿之通、於武傳議奏兩役者停止日數等總て可爲老中之通事。

是迄幕府親族死去之節者、以勾當掌侍取計被止物音候得共、以來其義被止候事。

一　宜秋門邊御取廣相成候樣可仕事。

但　禁中より宜秋門者西方、暦面大將軍之凶方に付、當年者御見合、來丑

年、又者寅年吉月良辰相選、取掛可レ申候事。

一　御築地東北之邊御取廣、御花畑、　仙洞故院御取繕可レ仕事。

一　泉涌寺御掃除御手入等精々入レ念候樣、猶又可二申付一事。

一　禁中御賄向御改革入レ念候樣可二申付一候事。

一　皇子　皇女可レ成丈御法體不レ被レ爲レ成樣仕度候事。

但御永續之良法篤と評議之上可二申上一候事。

（下札）下札之外箇條各可レ爲二書面之通一事。

是日朝廷より各條件につき修正を加へて再下せられしを以て、因て一橋卿以下閣老等連署して御請を爲すこと左の如し。

今度奏聞仕候十八箇條之書面御下札を以　御沙汰御座候趣、逐一奉レ畏候。尤諸事　朝廷尊奉之道を盡し度誠意より申上候件々に付、八箇條目御下札之趣者暗合之筋も有レ之、別而不都合無レ之樣可レ仕候。

元治元年四月廿九日　慶喜

（其外老中連名略ス）

八箇條目の暗合

八箇條目の暗合とは、國務御委任の條の附箋なる『御委任之儀今更被レ仰付レ迄も無之、只君臣上下の名義を正し、恭順の道相貫』の文を指せるにて、以て更に朝意を確かめたるなり。かくて幕府は、和宮御降嫁の緣によりて攘夷論者を軟化せしむる意志を此に遂げ得たれば、更に幕威挽回の機會を構成せむと欲し、五月初めに至り、右の勅諭、請書、及び十八箇條の奏聞附箋等を諸大名に廻達し、更に

幕府さきの勅諭十八箇條奏聞を諸大名に廻達し以て權威の挽回に力む

大樹上洛列藩之建議之趣も有レ之、國是之論御治定に付、先達被二仰出一候通、一切幕府御委任被レ遊、政令一途に出候樣と之御趣意候間、於二列藩一先前之如く幕府之指揮に可レ從旨　御沙汰候事。

の仰出に『右之通御所より被二仰出一候間、此段向々へ可レ被レ達候』と添書して觸達し、かくて家茂將軍は大坂を發して江戶へ歸營せり。是等の觸達の激徒の憤慨を昂めたるは言ふまでもなけれど、是まで公武合體を首唱したる者までも、亦之を見るに及んで、合體は遂に佐幕となり了れりと批評し、有志の激徒は反對の極、討幕の火餤を燃したり。

公宰相推任の幕威誇耀の手段なるを知る

公宰相昇任を辭退す

公の柄崎溫泉入浴當時、長森傳次郎は、四月十八日に渡されたる宰相推任の書面を持して、京都より歸藩せり。彼が發京當時は、勅書に四事を添へて幕府に下さるゝ以前なるを以て、其報道も其事につきては何等告ぐるところなかりしも、公は、島津久光が公武合體を成し遂げたる功に居りて、僅の間に少將より中將に、昇任したると、亦宰相推任の辭令ありたるとを聞かるゝや、幕府が意滿ちて例の虛威を耀かす宿習に陷りたるを看破せられたり。

抑も公の、軍備充實國威宣揚の事は、之を武臣に御委任あり、朝廷は惟其成功を責めらるべしとの主義を內奏せさせられたるは、强ち慶喜、春嶽、久光等が此大問題を遂行し得べしと信ぜられたるによるにはあらず。唯如汗の綸旨を貫徹する條理上、之を當然とせられしにて、公武合體は擧國一致を意味し、實に外國に對する不動の基礎なるを以て、主上に於せられては此大綱を提げて武臣の職任を責られ、以て幾分たりとも宸憂を省殺し給べしと思

惟せられしなり。幕府昏怠の病の、骨に入りて醫治すべからざるは、長崎の防備充實に關して公の經驗せられしところにして、幕吏は、之を責むる急迫なれば、小黠の策を弄して姑息に歸納し、之を寛假すれば、忽ち權威を誇揚して天下の公憤を招致す。その處置し難きは、殆ど不治の病人に異ならず。今度の將軍上洛に關する島津久光の周旋は、亦以て大に多とすべきものならむと雖も、元來上階に居る大名の詮議なるものは、常に只大體を定むるに止まり、要目は必ず幕吏の手によりて施行せらるゝが故に、國威宣揚運動の、やがて幕威宣揚のそれに化了すべきは、從來の經驗によりて灼然たり。されば是より後は、幕府の實行如何を監視し、以て成を期するに苦心をなすべきに、事の僅に端緒に就きたる初めに當りて、俄に其功勞を賞して破格の官位昇進を行はるゝは、國家の將來にとりて喜ぶべきものに非ず。これ即ち公の衷懷にして、その宰相推任の令を聞きて長歎ありし所以なり。前後の事實より推すに、當時公は、幕政の朝政に復せんとする過渡期に當り、時の變化に應ずる完全の政策を樹立せむは容易のことにあらざれど、有力諸侯の

會議を要すべき底の大事の頻發を防ぎ、以て此際必ず行懸りとなりゐる薩長の私憤を解いて、擧國一致、國威宣揚の大綱を定めざるべからずと考量ありたりしなるべし。今や諸大名の藩屏の任を盡すべき時期なるに、比較的振興したる大藩が、細故により相忤ひ相戻りて擧國一致を破るは、國家にとりて一大恨事ならざるべからず。よりて自ら兩者の調停に當つて此不祥事を一掃せむと欲せられしに、大患は其參洛を沮止し、至尊の優渥なる殊遇を蒙りながら、遂に此大事を議定する御用召に出席するを得ざりしかば、公は蓐上に展轉して懊惱せられたり。されど尚鎖港及び長州處分等の事も存留すれば、一日も早く回復して上洛せんと轉地療養を試みられしが、何分大患の後とて回復の經過に常數あり。加之季節は暑氣に向ひて、到底病餘の他行を許さゞるに至りしかば、無念ながらも是非なく在國せられたりしに、意外にも破格なる官途昇任の命を蒙り、よりて益〻その恐懼を増されたり。かくて宰相推任は理由なき事として辭退あるに決し、乃ち特に使者を上せてその旨奏上せしむるとゝもに、更に上京猶豫をも請願せんとて、五月十八

日政府相談役原田大右衛門に命じて、左の書面を齎さしむ。

私儀追々不穩時勢急御用被爲在、迅速登京可仕旨被仰出候段、舊年以御書付被仰渡、拜承仕難有奉存候。 然處舊冬初頃より胃痛烈敷差發、其上舊臘始より疫症緊敷相煩、種々加療養候得共、一圓快方無御座に付、今暫之處御猶豫被成下度旨、委細當春中上置候末、疫症之儀者追日赴快方候得共、其後胸痛時々差發、別而難儀仕候。 殊に追々向大暑只今之容體に而者何分發足之儀不任所存候に付、當秋頃迄御猶豫被下候樣奉願候、於然者猶又加療養、少々赴快方候者押而發足仕義に御座候、此段以使者申上候、以上。

五月十八日　　肥前前中將

之を傳奏衆に呈出せしめて、秋冷まで上京を猶豫すべく請願せしめらる。

宰相推任辭退に決す

又宰相推任については、自ら左の辭表を認められたり。

私儀御國事格別致盡力候に付、宰相御推任之儀　御所へ被仰立候處、被仰立候通被　宣下旨被仰出候間、宰相被仰付候旨、去月十八日酒井雅樂頭より被相渡御書付之趣、奉拜見難有奉存候。 然處一昨秋來公武之御間周旋

御依賴之御旨、度々奉勅命候得共寸功も無御座、殊に去年追追不穩之時勢に付、御用有之候間登京可仕旨、奉蒙勅命居候處、病累打重り不得止御猶豫奉願、今以登京不相叶、彼是之次第奉對朝廷深以奉恐縮義御座候。就而者御推任之義寔以過分不當之至、何分にも御請難仕奉存候。因是一應被仰出候御義何共奉恐入候得共、右御推任之義御斷申上候條、何卒被爲聞召啓候様、御執成被下度奉伏願候、以上。

五月　松平閑叟

將軍江戸歸城の後なれど、是を駐京の老中へ差し出さしむ。其大意は、公武間の周旋にさしたる功無きのみならず、御用召にも病累にて猶豫を願ひ居る次第なれば、旁々斯かる推任は敢て當らずといふにありて、濫りに名器を受くるは中心不安なる誠を述べられたるものなり。

官位の昇進は、前年の三本槍特許の如きとは相違し、天皇大權の發動にかかる榮典なるを以て、容易に辭退すべき事にあらず。公は、當時の大國主の、國にありては君主の尊嚴を耀かし、以て平生飽暖の慾望を滿足せしめたり

辭表却下

しに對し、聲色名利につきては、甚だ淡泊なりきと雖も、然れども得難き官位の昇進につきては、家聲顯揚の所以として、亦以て恬淡なる中にも決して希望の意なしとせず。況や宰相の武臣最榮の顯官なるをや。されば此恩命は大に祖先の家聲を顯はす特典なりきと雖も、而も全くその衷心に安んぜざるところあるを以て、公は直に斷然辭退すべく決せられたり。されど幕府は左右なく辭退を聽許すべきにあらず、卽ち江戸への往復後、老中より、

御國事格別盡力有之候付宰相被仰候處、辭退申上度段被申上候趣、達御聽候處、格別之譯を以　御所へ被仰立、　勅許も有之候事に付、無心配御請可致旨被仰出之。

との書面を添へて之を却下せり。「御所へ仰立られ勅許も有之」とは、卽ち推任の奏薦を意味す。されど此推任の事には種々の事情ありたるにて、去々年以來公が東西に奔走周旋して思慮を碎かるゝや、國論過激に渉りて國内の一致を破り、ために擧國支那印度の覆轍を踏む樣にては寒心すべきなれば、宜しく勅使を關東へ下されたる大綱の條理を貫徹せられ、國事は關東に

御委任あり、以て諸事公武一體にて、國威宣揚の御所置あるべしとの意見を極密天聽に入れられしに、其忠誠と老練とに深く叡感あらせられし主上は、大患にて參朝はせざれど、特に昇任の沙汰をなすべしとの天機を洩らされ、よりてかくは昇任の恩命あるに至れるなりとて、老中等は辭退の勅旨に戻るべき事を委しく演述したりき。公の、篤き内旨を含みて、國事周旋の使命を果さむとせられし誠意に對し、至尊の深き御感ありしと、幕府の重きを置きたりしとは、此の如し。然れども夙に公の看破せられたる如く、時勢の變化は駸々として王政復古の過渡期に進み、幕府が威嚴の挽回に腐心しつゝある裏面には、既に討幕の暗潮漲り初めたり。

將軍歸城し、公の大砲汽鑵製鐵機械獻納を賞す

横濱鎖港に對する幕議の分裂

さて幕府へ賜りし勅諭四箇條の中、第一の問題たる横濱鎖港の一條は、去年の幕議に於ても、一橋一派は慶喜卿を謀主に推し、川越侯松平大和守直克

（戊年より直侯の跡を繼ぐ、實は久留米侯の弟）を政事總裁に、姬路酒井雅樂頭忠績を老中首席となし、以て歐洲に使節を派遣し、將軍の上洛を決して公武合體を遂行せんと謀りしが、前閣老安藤、久世、太田等の一派は之と意見を異にし、ために兩派は軋轢を續けゐたり。かくて五月將軍の江戶歸城となるに及び、まづ一役一人づゝを召して、松平大和守に委任しおきたる橫濱鎖港の事に盡力すべき旨を諭したりしが、大和守も實は攘夷の主義を持したるにより、酒井雅樂頭、板倉周防守等は相繼いで職を去り、よりて安藤等の一派は大和守を罷めて水戶中納言を總裁に推さんと謀りしかば、幕議こゝに一變し、朝廷亦水戶の攘夷論に傾かんとせらるゝに至りしを以て、在京の一橋慶喜卿は其不可なるを建言し、其結果遂に安藤等は罷免せらるゝに至りたり。されど鎖港の談判は、猶水戶侯をして監督せしむる事となり、かくて六月頃より朝議も幕議も動搖し始めしかば、京江間の意思はこゝに齟齬するに至りたりき。

一まづ鑄砲の局を結ぶ

公は夙に鑄砲工事に成功し、癸丑以來は國家のために品川、兵庫其他の要害に備ふる大小砲を鑄造せられしが、其後鐵製百五十磅ボン加農三門を獻

我獻納の長崎製鐵器械に注意するに至る

納するに及んで、一先づ鑄砲の局を結ばれたり。然るに海軍創設につきては、一藩の消化し得べきところにあらざるより、蒸氣船艦修繕の爲めに蘭國へ註文せし製鐵器械を長崎奉行所に獻納し、以て國家事業として修船場を完成せられたしと獻言するところありたれど、幕府はこれを受納したるまゝ、何等設備するに至らずして延遷したりき。第二十二卷(第六十五章第三項)に述べたるが如し。然れども汽艦を繋ぐ以上、修繕の必要あるを以て、公は三重津に蒸氣鑵の製造を創め、遂に幕府の爲めに之を完成して納付するまでに至られしが(第六十五章第三項參照)更に汽船製造を試みるに至りて、其進歩の遲澀するに苦しまれたり。かくて去年佛國公使の周旋にて池田河津等を歐洲に差遣するや、いよいよ造船所設置の必要を感ずるに至り、防備充實、國威宣揚の勅旨に對しても、銃砲船艦を製造し、以て外寇內亂に備ふるところなかるべからずとて、まづ長崎奉行所に獻納したる我製鐵器械に注意するに至りしかば、公の防備充實に力を專らにせられし沈著穩健の態度は、痛切なる教訓をこゝに世人に與へたりき。然るに歲末に至り、將軍の上洛は海路を取るに

觀光丸の返納と代船購入の議

決せしも船艦に乏しく、よりて我藩所持の汽船を江戸へ急航せしむべく命じたりしかば、乃ち觀光丸を返納して其用に供すると共に、別に其代船を買ひ入れんと議したれど、乃ち俄のことゝて巨費に堪へざるより、船長久保六郎助及び濱野源六（電流丸船長）に旨を含め、幕府より觀光丸返納の命ある樣に運ばしめ、かくて彼等は臘月初め出船して十一日江戸に著し、以て上洛の用を勤めたり。　時に幕府は兵庫に軍艦操練所を設けんとて、軍艦奉行勝麟太郎をして其任に當らしめたりしかば、彼が海軍傳習の始めより我傳習生と熟懇に、且つ觀光丸の底細をも詳悉しゐるを幸ひ、久保濱野は彼に對して該艦返納の事を相談せしに、勝は船艦の乏しきに苦しめる時とて大に悅び、速に其沙汰あらしむべしとて之を領掌したりき。　四月の事なり。　佐嘉には代船の價を凡そ七萬兩と概算し、其一萬兩は政府より支出し、餘は內帑幷せて造船費利殖金より支辨すべく決したりしかば、佐野榮壽左衞門を出崎せしめて堅良の汽船を物色せさすと共に、幕府には觀光丸の代船囑付を願はんと欲したりき。　されど幕府には船艦甚だ少なく、却て我藩の運送船をも借

らんとする情況にてありけり。

製鐵機械大砲獻納に對する幕府の賞賜

六月二十三日侍從公へ奉書到來したりしかば、名代登城せしに左の達ありたり。

製鐵器械一式並大砲御獻納被成候段、方今御必用の御品にて早速御用に相立、御滿足被思召候、依之御刀御拜領被仰付。

ついで出來せる鐵大砲並に蒸氣罐を上納せられたるにより、御時服三十を拜領せさせられ、其後

先達御獻納之製鐵器械代納殘洋銀拾貳萬枚御返納之儀出格之御沙汰を以十箇年賦御返納被仰付。

と達せらる。此製鐵器械は、萬延の春長崎の飽ノ浦工作場に据付けんとしたるものにて、圖案を具して江戶伺になりたるは前述の如し（第六十五章第三項）。蓋し去年いよ／＼該機据付に著手して地拓きに取りかゝりしに、適軍艦奉行勝麟太郎出崎し、兵庫に軍艦操練所を設くる豫定なるを以て、彼地の修船場に据ゑ付くべしとて、其事を中止せしめしが、本年いよ／＼兵庫軍艦操練所を

兵庫軍艦操練所設置

觀光丸の代船を外商に註文す

設くることになりしかば、觀光丸を徴收して艦隊を編成するとゝもに、長崎の製鐵器械を回漕して同地に修船場を起す事となり、是に於て多年庫中に委積せられたる利器も、其運用を爲す曉に達したりき。此如き達しを受くるに至りたるは、そのためなり。佐嘉政府にては、若し觀光丸の代船囑付にして絶望ならば、代船購入費として拜借金を願はんかと議したりしに、此報に接して船價補充の金に融通を得たりしかば、直に長崎のオールト商會に對し、百四十馬力の蒸氣船買入を約定せり。然るに翌七月、池田河津の一行歸朝し、歐洲に於る佛國勢力の旺盛なると、佛帝拿破侖三世の我日本の歡心を得んと欲する事情とを陳述したりしかば、勘定奉行小栗上野介、目附栗本瀬兵衛等は江戸附近に造船所を起し、佐嘉藩獻納の製鐵器械を兵庫より輸送せしむるとゝもに、不足の器械は蘭國に註文し、且つ造船工事を傳習せしむべく軍艦所頭取肥田濱五郎等を蘭國へ渡航せしめ、ついで佛國海軍提督ショウライフに囑託して、佐嘉獻納の器械を點檢せしめたりしに、檢查したる提督は、小形のものにて馬力も強からず、修繕の用には應ずべきが、造船用

横須賀造船場の濫觴

には適せずと、公使ロッセス氏を通じて答へたりしかば、更らに佛國の器械を横須賀に据ゑ付けて汽船修繕場を起すことゝなりき。是れ横須賀造船場の濫觴にして、我器械は其まゝ再び庫中に委積せられたり。

英式銃陣施條銃を主用し、甲子丸を買ひ入る

癸丑の米艦突入より、幕府も諸藩も共に俄に防備速成に周章したりしが、而も擧げ得たる實績は十一週年の今日に及ぶも幾許もなし。然るに舊習に囚はれたる激徒は、西洋武器の精鋭を顧みずして無謀の攘夷を企て、遂に長薩の如き、僅に整ひかけたる防備までをも喪失する底の暴擧に出でたりき。亦以て危險の甚だしき者といふべし。されど外國も亦此實戰により、日本の支那印度の如く侮り易からざるを實驗したりしかば、寧ろ是と親善して、文明知識を誘導し、以て東洋の友邦となさむとするに至り、ために我國は勿怪の幸を得たりき。かくて條約實施、遣米使歸航、長崎貿易の實際等に

英艦に兵制の傳習を受けしむ

て世界交際に於ける英語の勢力を認識し、蘭語を介して西洋の知識を接納するの迂遠なるを覺りしかば、英語を學ぶものゝ輩出を見るに至り、ために萬延、文久の交を劃し、蘭學廢たれて英學を主尙するとゝもに陸海軍事の改革を促す時期に入れり。此時に當り、公は、西洋武器の、舊式のそれに超越する新威力あるを承認せられしかば、新舶來の種々なる發明器械を比較研究し、英國製の最も卓越するを量定せらるゝに及んで、本年長崎に滯在する英艦の船將(艦名將名は猶考ふべし)に就いて其兵制の傳習を受けんと交渉せられたり。かくてその承諾を得るに及び、奉行所に願ひて許可を得られ、よりて六月二十日英學生石丸虎五郎(安世)、馬渡八郎(俊邁)、小川剛一郎、火術方より出崎したる石田善太夫、本島喜八郎(芳武)、島内榮之助、江口十郎右衛門、川瀨又七郎、古賀喜三郎、秀島轉(武績)、海軍に達したる中牟田倉之助、增田左馬之進(明道)、岡鹿之助(喜智)、直塚治部之進等に英艦に就いて銃陣砲術其他の各科を質問傳習せしめ、次で更に數人を出崎せさせられたり。然るに彼等は數月後要領を得て歸りければ、是に於て火術方の銃陣を英式に、主用銃をエンヒールト式の施條銃に改め、

以て順序を追うて一般に教習せしめられしかば、蘭式銃陣雷銃は、漸次廢たるゝに至りたりき。

観光丸返納を了す

観光丸の江戸回航後、七月に至りて幕府より同艦返納の沙汰ありしが、ついで野瀨某等同艦に乘り込みて兵庫に歸航しければ、濱野源六は上陸、渡海船にて佐嘉に歸報し、船長久保六郎助以下は留まりて、十七日軍艦操練所に於る觀光丸受與式を畢へたる後歸りたり。是船は元の蘭國軍艦スームビンクにて、日本軍艦の鼻祖たる歴史を有し、萬延以來我藩に囑託せられて長崎警備に當る四井年なりき。

曩日註文の觀光丸代船回航し來る

かくてさきに英商オールトに交渉して註文せる同艦の代船は、九月の初め長崎に回航し來りしが、蒸氣暗輪三檣の鐵船にて、長さ二百二十八尺、幅二十七尺、百四十馬力、排水量五百噸、一時八海里の速力を有し、去る丁巳年英國のタンバートン市に於て竣工せるカテージといふ船なりしかば、代價十二萬弗にて購入を約せり。よりて公の近侍秀島藤之助を遣はし、精煉方の田中儀右衛門と共に往いて該船を檢査せしめしに、十二日の夜驟雨大雷の音に發狂したる秀島は、突如同宿の田中が寢室に

秀島藤之助田中儀右衛門を斬殺す

入りて、刀を拔いて彼を斬殺し、血刀を提げながら聞役石川寛左衞門の許に至りて、田中儀右衞門の魔法を使うて雷雨を起したるを慥に見屆けたるにより、之を一刀の下に打ち果したりと報告したりしかば、石川はこれを鎭靜しつゝ、醫をして診檢せしむるに全く精神錯亂の發作なりき。秀島は蘭學寮開始の優等生にて、寡默精敏、意識緻密、機械學に長ぜり。されば公は其才を愛し、左右に侍せしめて西洋の知識を研闡せしめられしに、刻苦勉勵の極その度を過ごし、爲めにかく神經衰弱症に陷りたるなり。田中の機巧は非常の技能を具し、よりて方に蒸氣船製造のことあるに及んでは、彼はその主任となりて起工の事に精勵したりしに、此奇禍に斃れて復た起つなかりしは、文明事業のために惜むに餘りあり(秀島は爾後癈疾者となり、十餘年にして歿す)。是より先き、西洋船雄飛丸を買ひ入れし久留米藩は、操舟運用の術を傳習せんことを懇請せしにより、前月下旬より佐野榮壽左衞門、增田孫作、中牟田倉之助、直塚治部之進長崎に到りて彼船に乘り組み、豐後の佐賀關まで航海して運用術を敎示せり。かくて彼等は本月初め三重津に歸著したりしかば、俄に命じて出

甲子丸

崎せさせ、以て英商より船を受け取らしめて一順乘組員とせられ、かくて新船の名を更めて甲子丸と命ぜられたり。

海軍費利殖と長崎貿易商の競起

公の時勢變化に對する志業は、勤儉貯蓄に勉めて防備を充實するをその起點となし、以て漸次拓地殖產をなして利源を開くと〻もに、鑄砲の改良より進んで海軍を創設せむとするにありき。されどこは巨大の費を要するが故に、更に利殖の業を進めて、貯蓄したる貲金を有利の業に放資せんと企圖し、因て海軍費の銀札發行を斷行せられたり。こは前に詳述したるがごとし。

海軍費利殖と天草連島

公の理想を概言すれば、如何に我十郡の領地を拓殖すとも、其開き得る利益は知るべきのみ、因て考ふるに、近き天草群島の水田は、その高三萬石と稱すれど、猶開拓すべき餘地廣く、山亦森林鬱茂して良好の陶泥、石炭、アンチモニー等の礦產露出せり、加之漁利海產亦豐富なるを以て、全島は殆ど棄地なしといふも過言にあらざれば、是を利用して長崎防備艦隊の編成費を

支出するは、恰好の處置たらざるべからず、かくして後更に其船艦を運用して東北の蝦夷地（今の北海道樺太）に往返し、以て北門の鎖鑰を固くすると共に、拓地植民して彼曠土の利を開くべく、富强の基礎を確立するに從ひて、海外運用を試み、機會を捉へて南洋の荒土に拓殖事業を發展し、以て國威の宣揚を圖るべきなりといふにありき。天草にかゝる内意伺は、弘化以來再往申し立てられしところなるも、裁決に至らず、井伊大老の遭難よりは遂に殆ど無期延期の如くなるに至りたれど、公の理想は其爲に變動すべきにあらず。卽ち公は、小規模ながらも領内に其實效を收めんと、怠らず努力せられたりき。

電流丸を蘭國に誂へたるは甲寅のことなり。蓋し我藩は當初二艦を備へんと欲したれど、幕府にして尙咸臨、朝陽の二艦のみにて海軍を始めたることなれば、蘭國の事情もあることゝて、姑く一艘は差し扣へたりき。かくて丁巳電流丸の回航し來るに及び、飛雲、晨風二隻の運送船を加へて艦隊を成したりしが、井伊大老の厚意によりて觀光丸を囑付せらるゝことゝなり、ために纔に艦隊編成を滿足ならしめたりき、上來敍記したるが如し。かく

て此間四五年の經過に、其費を支辨すべく拓殖の理想を實現せんと勉めたれど、鎖封裡に勤儉を以て養はれたる吏民の思想は、自給自足に囚はれて巨萬の船價に代償する物產を生ずる能はず。よりて代品方にて電流、飛雲の兩船乃至其他の製鐵器械等の拂入れに交付する物產は、僅にその二三種を蘭商より承認せられたるに過ぎざりき。されば吏民は、此實際の苦しき經驗によりて、漸次其固陋を自覺するに至り、よりて爾來年又年と經濟思想の進步を促されたりしに、丁巳公は更に海軍費支辨のために銀札を發行して其利殖を圖らしめられ、纔で翌年五箇國條約の頒布ありて長崎に私貿易を開放するや、英米人はいづれもその商館を開きたりしかば、年來密賣買の利に饞涎したる佐嘉の商賈等は、奇貨居くべしとして、蘭學者に言語の紹介を託して商祕を謀ることゝなりたり。されば代品方に關係せる老實の財吏も、熟練の用達商も、共に靑年書生を憑みて商機を制するを必要とするに至りしに、恰も其比、遣米使歸朝して彼國の實況を紹介したりしかば、玆に蘭語を捨て英語を用ゐて、經濟界の新紀元に入りたりき。是實に萬延文久の交

公工技を以て貿易の物產を興さむと企つ

にして、公の讓國と同じ年代なり。

此の如く、公の拓地殖產の理想を實現せらるゝにつれ、士民は大に其經濟思想を啓發せらるゝに至り、古來水田の稻に固著したる習慣を去りて、陸田園林の利に勉むるを知り、地下にも亦鑛物の利の伏せるを知るに至れり。是に於て公は、蘭學寮の小出、大隈に囑して領内の鑛脈を查驗せられしが、この企畫は思はしき利孔をも發見せざりしかど、次で民力に價値あるを覺醒するや、乃ち公は工技を以て貿易の物產を興さんと企てられたり。即ち或は鮑貝を採收して靑貝細工をなさしめ、或は絹絲を買收し、或は漆器の製造を試み、或は東郡の末武邊より乾柿を買ひ集め、或は綠礬著色の綠茶を製する等の利を試みられたるにて、こも亦その多くは不成功に了りたりしが、その結果は自然に工藝貿易を盛ならしむるに至り、士民は是までの質素儉約を以て依然その生活を律しつゝ、殖產上の發展に赴きたりき。されば長崎貿易に與る一部の人が、消極的の質素をその身に體しつゝ、積極的の世界文明に接觸したるは、公の巧妙なる政術を語れる如き觀をなすにこそ。

商人の先驅となりて活動したる當時の人物野中元右衛門

當時商人の先驅となりて代品方に活動したるは、用達商野中元右衛門をその巨擘となす。彼は優柔なる富家子弟の風品ありて、古川松根に學びて和歌を善くしたりしも、沈敏にして商才あり。其先輩古川彥兵衛の、卓越なる才智と縱橫なる策略とに富みて人に畏憚せられしより、彼は是と親交し、其感化を受けて才力を貿易に展べたりき。有田の陶磁は、泉山の白泥に薩摩の柞灰を和して熔化す。柞灰は柞樹の皮を燒いたるものにて、灰の良否は磁質の美惡に關する甚だ大なり。而して日向の深山に產するは、灰質最良にして其價も亦貴し。薩摩の產は甚だ劣る。又佐嘉領は山淺くして薪炭に乏し。よりて天草より之を輸入して補給したれど、そは炭質麁惡なり。よりて野中は薩人と交はりて意思を疏暢し、薩摩柞灰の惡質なるより、日向よりは良灰を、薩摩よりは堅炭を各輸入し、以て佐嘉の米と陶器とを輸出して雙方の利益を通じたりしかば、薩人との交際はために益深きを致せり。安政の頃薩摩の池田武助を庇護せしことあり。池田は薩摩のバハン組にて、其業は肥薩の海を回航して貨物を買收し、そを大坂に輸して販賣するに

あり、即ち所謂系圖買の類なり。從來長崎の密貿買は、五島沖にて行はれたりといはれ、而して其重なる物品は、小量にして高價なる人蔘、麝香、大黄等の藥種なりしが、彼等は是を大坂の道修町に輸して盛に商賣したり。道修町といふは小西行長の子孫の住せる所にして、今に藥商には小西氏多し。住吉に近き洗場町にも、亦藥商多く富豪軒を竝べたり。さて南島琉球の關係によりて、古來支那の閩浙に交通したりし薩摩は、所謂海賊の雄たりし結習あるを以て、弘化以來は公々然として私貿易を敢てし、隨て長崎の貿易などには、我商賈と提攜して奇利を謀りしこと小なからざるべし。斯頃市來正左衞門（後に四郎）も亦來れり。彼は薩藩に辣腕を振ひて隅州侯に信任せられたるものなり。さきに米國に南北戰爭勃發して棉花の暴騰するや、長州より砲擊せられたる薩摩の商艦は棉花を滿載しゐたりしが、こは大坂より買ひ取りたるものにて、外國人に賣渡さむとせるものなりきとぞ。蓋し市來等の計畫に出でたることなるべし。されば機敏の野中は、薩人と提攜して我代品方の爲めに活動したりしが、私貿易時代に入るに及んで益、活動家の輩出せ

市來正左衞門

眞崎長兵衛と松尾儀助

るを見るに至りき。其中にありて、明治の初歐米に渡航して、直接貿易の先驅をなしたる眞崎長兵衛は、彼の親戚にして松尾儀助は其番頭なり。九州はその地質茶に宜しく、肥培を施さずして、茶は繁茂す。我領內の嬉野最も之に適し、因て早くよりその唐式の培製は四鄰に弘まり、嬉野茶と稱して盛に賞味せられしかば、同地は滿山みな茶園なりといふも過言にあらざりしに、近年宇治茶の流行あるに及んで、喫茶家之を購入して、嬉野の唐茶を賤しめたりしかば、こゝに培養製造の法を宇治式に改良せんとの說起りたりき。よりて武雄の山谿に試培するところありたれど、到底宇治製に及ぶ能はざりしを以て、松尾は是を小利得となし、寧ろ綠茶を製して盛に米國に輸出すべしとて、長崎に支那人を雇うて綠礬の著色をなし、肥前を始め肥筑の茶葉を包攬して米國人に賣與せんと計畫せり。かくて彼がこの企畫は遂に失敗に畢りたれども、其濶大なる器量は此に露はされ、識者の屬目を牽きたり。

深川長右衛門
彌富元右衛門

野中と共に佛國に渡航したる深川長右衛門は、外貌遲鈍なるが如きも內に詳審機敏なる商才を具し、因て用達商彌富元右衛門に後援せられて長崎に

武富平作と武富儀八

武富熊吉

磯野小右衛門水町壽兵衛父子

雜貨貿易を始めたり。彌富は諸富津に據りて久留米と米の糶糴を競ひ、他の貨物を吐納して大河口の利權を占めたる一方の雄鎭たり。其外上國に貿易する者には、武富平作、武富儀八の二人あり。共に船持なりしが、田中善右衛門に器識せられ、蝦夷地往返を始めて巨利を占めたりしかば、遂に彼地に拓殖をなし、その子孫は今に北海道に貲產を占有して繁庶せり。後述すべし。別族の武富熊吉(西の武富といふ)も亦拔群の人物にて、嘉永の比より大坂に居住して、京攝の間に覇となりたれど、數計に明かなる所より終に相場師となり、堂島の米穀取引所の支配人、北濱相場の理事長ともなりしが、末路は振はざりき。磯野小右衛門も亦田中善右衛門に援引せられしが、熊吉よりも優れたる才物なりき。商業の人材は多く武富氏に出でしが、水町壽兵衛亦佐嘉用達商の中にありて卓越の才略あり、文久、慶應の比に活動したりき。彼に只一女あり、頗る怜悧にして容色ありしかば、良耦を擇み、用達頭の武富順藏(中の武富といふ)が長男を婿として家を繼がしむ。水町久兵衛これにして、寛柔の質なれど機敏に動き、東京の始めに產をなしたり。以上列擧したる人

人は、對外私貿易の最初に當り、時運の變化に應じて有爲の才を發展したる商界の陳勝呉廣にて、多くは明治二十年兌換紙幣の發行により、打擊を受けて倒產したり。

大隈八太郎兵庫に運動す

此く長崎貿易は自由となり、經濟界は多望になりたる際に、公の退隱せられたるは大なる疑問なり。公の、青年の宗室河內に政を授け、原田小四郎、中野數馬を內外廷に信任して之を佐けしめ、幷せて學館振鐸に當らせらるゝや、是より敎育方針は保守的に傾きたりしを以て、時人は京都に於る改革論の益、危險になり來りたるより、公の旨意を奉ずる老輩が、專ら持重して秩序を保たしむるため、この措置をなせるなりと忖度し、爲めに氣慨ある者をして、時勢に背くの厭世觀と反感とを起さしめたりき。是れ當時の學館に對する懷疑にてありたるなり。されど蘭學に於てはこれに反し、彼察の課程は極めて自由なりしが、近年私貿易の開始以來、西洋の知識言語に通ずる者

蘭學生通詞に代りて商事の紹介を囑せらる

大隈八太郎經濟の策を建白す

は、通詞に代りて商事紹介を囑せられしかば、たゞに商業は益〻活氣を生じ、從つて代品方にて拂ひ入るゝ船艦器械の代價物は、其數を劇增せり。されば當方面のものは、持重などは思ひもよらず、活動の蔗境に入りたることゝて、退隱の形式などは敢て問題とせざりけり。其頃大隈八太郎は、蘭學敎導として書生を鼓吹したれど、受持の課程とてはなきより、時に當局者を干し、其囑を受けて時々長崎に往來するとゝもに、所在を失ふことも數次ありたり。彼は讀書に明敏なるも談論を好み、多く時をこゝに移したりしかば、他よりは彼を懶惰と呼び傚せり。因て近來長崎貿易の好況となるにつれ、彼は秘密費を受けて頻りに放遊すと噂せられしが、後に聞けば、嘗て代品方の爲めに英米の商人に交涉したりし因由より、當局者の諮問に對して建議する所あり、因て祕密を含みて暗中に飛躍したるなりといふ。

大隈のなしたる建白の大要は、長崎に私貿易開けしより、代品方は自然彼地との交易をその目的と爲すべしと雖も、上國と氣脈を通ずるにあらずんば、代品の物產を有效に支配する能はざるべし、故に有無相通ずる貿易主義

により、長崎に於る活動によりて我藩に貿易を制すべき支配權を獲得せんには、金四十萬兩を擲たざるべからずといふにありて、其際彼は懷抱したる經濟の策を縷述したりしに、河內を始め皆耳を傾けて之を聽けり。因て大隈は、安政戌午の條約により、十年後には大坂、神戶の開港あるべければ、今は麥すらできぬ沙原なれど、神戶海岸の一帶の地は之を買ひ占めおくべしと建策したるに、大身にて純粹なる河內は之を公の聽に入れしかば、公は爲めに其雄心を動かされたり。かくて政府より銀札肭銀を大坂へ送りし事あると同時に、大隈は祕密を含みて兵庫に赴き、北國通ひの問屋にて舊來我藩と關係あり、田中善右衞門(當時は物故す)の値遇をも受けたる藩の用達商北風と情好を通じたりしかば、爾來其京攝の運動に對して、北風は大に盡力後援するところありき(其時の運動費なる金二千兩の手形二枚大隈家に有り、同家にては今に當時の紀念として實物の如く之を保存せり)。是より原田、中野等は心を傾けて大隈と謀りしが、河內は殊に彼に信を置き、祕密を謀る際には屛風を引き回したる別室にて囁語するに至れり。是れ公の退隱當初の事

用達商の巨擘大隈に欵を通じて商事を謀る

にて、其雄心の益、鬱勃たりしを推知すべし。されば用達商の巨擘彌富元右衛門、水町壽兵衛等も、皆大隈に懇親を通じて商事を謀り、以て其活動に資する所ありき。大隈侯自身の談に、余はかゝる關係にて自己の融通も利くに至たりたれど、元は家に寸金の貯へとてもなく、機密の立聞料には內帑より應分の費を給せらるれど、夫れのみにては富商の間に交はりて十分の運動をなす能はず、質素儉約のみにては商業界に活動して勝を制するは不可能なり、船舶を造りて遐邇に交通貿易し、有無を相通じて利を興すの一途に濶歩すべきのみ、佐嘉は此働きに先づ著手したるなりと。

之を統ぶるに、公は、その志業の歩を進めて造艦に至るや、幕府と提攜するの必要を感ぜられしが幕府の實力も亦到底依賴するに足らざりしかば、海內一致、世界と交通貿易して富强の道に勉めずば、到底國威を宣揚する能はずと、思惟せらるゝに至りたり。而して世界に活眼を開きてかく理想を用ゐられたるは、蓋し退隱を決意せられし比にあるべし。卽ち知る、其退隱は、新主をして是まで定め置ける藩政持重の消極的基礎に立脚せしめて、世界

公の退隱は海外發展のためなり

に對するの歩を進めしむるとゝもに、己れ亦海外に向うて雄心を遂げんためなりしを。公に信任せられて久しく御年寄の首に在りたる鍋島市佑の日記(夏雲日記)に、去年春蒸氣船一隻を價七萬兩にて買ひ入れしが、これにつき政府よりは其一萬兩を出し、餘は大坂硐銀より振替へんとの議あり、尋で又飛雲丸の代價四萬五千兩も、銀札硐銀を用ゐられたく申し立てたるより之を調査せしに、銀札發行高は總て二十二萬兩、其中藩廳管理の分十五萬兩、內廷存しの分。七萬兩にして、藩廳管理の十五萬兩の中、六萬兩は硐銀あるも殘額九萬兩は硐銀なし、尤も其半額卽ち四萬五千兩は、船舶到來と共に內帑より差出すべき筈なりと記し、更に、斯く其議は延遷したりしが、年末に至り、觀光丸返納によりて前議の如く六萬兩を大坂硐銀より振り替へて差し出され、而して兵庫の北風よりの殘金一萬七千餘兩は、其儘に預けて仕法を行はれたしといふに決すとあり。底細の事は明瞭を缺けど、硐銀は銀札兌換の準備金なれば、發行高の三分一も備へたらば充分なるべきに、當時發行高の全額を富豪に預けて其利息を收め、以て發行の銀札を藩內に使用すてふ嚴法

ありしより、此胴銀の五萬兩を大坂の鴻池に預け、其餘の五萬五千兩を北風に託して利殖を行ひたるにや。預金利息は年五分に過ぎざれど、去年の貸回し胴銀の益金は十一萬餘兩なりきといふ。是年買入の電流丸につきては、初め其半價は現金にて受け取るべき旨オールド商會申し募りたりしを以て、政府の胴銀より二萬兩を出し、殘る二萬兩は、其半を內庫より他を其胴銀より出さんと議せしに、商會にては、三分の一を現金にて受取り、餘は明年兩度に米にて受取るべしと承諾したるにより、二萬八千兩（八萬四千兩の三分一）の現金を渡せば足ることゝなり、乃ち內帑より二萬兩を取り替へて無事購入を畢へたり。銀札胴銀の全額は二十二萬兩に充つべく、發行の銀札を佐嘉長崎に利用し、胴銀を上國に貸息利殖すれば、大隈の理想せる四十萬兩の如きも決して過分のものにあらず。されど去年までは飛雲丸の代金も未だ拂ひ畢へず、而して今年又甲子丸の代價を加へたりしを以て、さなきだに銃砲器械造船材料等の必需を增加しつゝあることなれば、貿易上の活動に對して、更に心血を湧かさざるを得ざることゝなれり。

第二十七卷　長州征伐

第七十九章　長州禁闕に發砲す

長州兵を稱げて闕を犯す

幕府長藩の陳訴に省せず

勅諭四箇條中の第二の問題たる七卿長州の處分に就いては、公は、去年中院黃門により、寛宥の御處分を請ひて天意を動かされしが、長州よりも亦使を大坂に遣はし、奉勅始末を奉りて陳訴したりき。されど幕府は更に之を省せざるにより、激論の徒は大に憤り、或は京攝の間に潛在して暴行を爲し、或は張札を爲して人心を動かす等、頻に奔走して不穩の擧動を示しゝかば、幕府は會桑の手によりて之を鎭壓せむとし、よりて益〻彼等の忿怨を盛ならしめたり。蓋し幕府の驕心は、四月二十日の政務御委任以來のことにして、爾後彼は益〻五卿長州を壓迫し、ために公の忠告も畫餅に歸したりしかば、茲

會桑居邸襲撃の陰謀

長藩國老福原越後兵を率ゐて上洛す

に反動を起して會桑の居邸を襲撃せむとするものあるに至れり。即ち去年八月十八日の變に倣ひ、有栖川宮熾仁親王を推し、大納言嵯峨實愛卿等と謀を通じ、以て鷹司關白を復職せしむるとゝもに、朝彥親王及び會桑を犯さむ陰謀を運らしゝに、早くも會桑の察知する所と爲り、六月の初め新選組の浪士は三條の池田屋に押し寄せて肥後の宮部鼎藏以下七人を斬殺し、十餘人を捕縛し（桂小五郎は身を以て免る）、ついで又大高俊太郎等二十餘人を捕縛せり。然るに長州は是等激徒の陰謀に應ずる計略を定め、國老福原越後をして三百餘人を率ゐて東上京外に屯集せしめしが、激徒久坂通武、眞木和泉等の浪士亦山崎に屯集し、頻りに、去年八月十八日以後の詔勅は薩賊會姦の創意にして眞の叡旨にあらずとの蜚語を放ちたるを以て、輕躁の公卿はこれが爲めに動搖し、因てこれを憂恐したる朝議は、二十九日勅諭を幕府に下して、流言の非なるを證明せられたり。かくして爾後詔勅に眞僞の辯あるを致しゝこそうたてなれ。さて同勢を率ゐて上京したる福原越後は、五卿（錦小路は歿し澤は失踪す）の復職、藩士入京の許可を要請せんとしたりしかば、是に於て

佐久間象山刺さる

長州國老益田右衞門介國司信濃亦兵を率ゐて上京す

京都の警戒を見るに至り、諸藩の守衞兵は、甲冑を著し、切火繩筒、拔身槍を携へて諸門を警衞す。かくて嵯峨大納言は毛利父子の罪を宥免せらるべしと主張したれど、一橋固く執つて動かず、武器を持して入京するは是れ官を脅迫する不敬事なりとて、屹然朝議の動搖を鎭定せり。此時幕府には閣老等の議論の相忤ふありて、大藩主の四方の激徒を誘うて事を起すありとも、俄に兵を動かすを得ざりしかば、幕府の顧問となりて開國を唱ふる佐久間修理(象山)が、舊習を破りて政治の改革をなさんと主張せるに憤慨せる激徒は、これ世人を謬るものなりとて、七月十一日、遂に三條河原町に象山を斬殺して天誅と稱せり。實は肥後人河上玄齋が斬りたるなりといふ。

斯くて激徒等はます〳〵嘯集し、嵯峨、山崎、伏見等に氣勢を張りたりしが、長州の國老益田右衞門介、國司信濃等、亦次で兵を率ゐて上京し、益田は嵯峨の天龍寺に、國司は山崎に屯して、ます〳〵形勢を不穩ならしめたり。よりて之を見たる會桑及び薩人は、斯くて討たざれは朝威を失墜す、宜しく斷乎たる御所置あるべしといひたりしに、尾張、越前、肥後、土佐の諸藩も皆同意し

長軍追討令下る

たりければ、十八日いよ〳〵追討の令を下さるゝに至りき。時に鷹司邸に潛伏したる激徒の巨魁久坂、眞木等は、是日の夕刻を以て有栖川宮、嵯峨、中山兩大納言等に參内を勸めて事を擧げんと謀りしに、朝彦親王之を探知し、卽時に宮門を固めらる。かくて十九日の曉に及び、長州は三道より兵を進めしが、伏見街道より進入したる福原は、大垣藩の兵に擊退せられ、嵯峨より進みて、中立賣通より宮門に迫らんとしたる國司は、會桑の兵に遮閼せらるゝとゝもに、薩兵にその側背を擊たれて遁れ走り、益田は激徒と共に鷹司邸に入らんとして越前彦根の兵と戰ひしが、薩會桑の兵も加はれることゝて衆

蛤門の變

寡敵せず、久坂等の巨魁は遂に此處に戰歿せり。世に是を蛤門の變と稱す。二十日薩摩の兵は嵯峨に向ひて天龍寺を燒く。二十一日天王山の邊に留りたる眞木は、會桑の兵至りければ屋に火して自殺し、よりて彼の陰謀書類はこゝに押收せられて、是までの曲折を暴白したり。長州の三家老は皆遁

平野次郎斬首

れ歸り、途にありし世子は、敗報を聞きて直に引返せり。平野次郎は去年生野にて捕へられて六角の獄にありしが、是に於て斬首せられ、かくて激徒の

毛利父子の官爵を削り長州追討令を下す

幕府西國二十一藩に長州征討の準備を命ず

領袖は大概こゝに殲きたりき。此兵火は京都の市街二里を燒き、ために、我烏丸四條邸も燒土となれり。

かくて詔を下して毛利大膳大夫父子の官爵を削り、有栖川宮、嵯峨大納言等與黨の公卿に蟄居を命ぜられしが、二十二日左の勅書を下さる。

松平大膳大夫儀兼而禁二入京一之處、陪臣福原越後を以、名を歎願に託し、其實者強訴し、國司信濃、益田右衛門介等追々差出候處、以二寬大仁恕一雖レ扱レ之、更に無二悔悟之意一、言を左右に寄せ不レ容二易意趣を含、既自兵端を開對二 禁闕一發砲候條、其罪不レ輕、加レ之父子黑印之軍令狀授候由、全軍謀顯然、旁防長に押寄せ速に追討可レ有レ之事。

幕府之を受け、翌二十三日に『右之通 御所より被二仰出一候に付御追討有レ之候間、速に軍勢を國許に相揃置可レ待二指揮一候、尤彼より暴動有レ之候節は、指圖を待ずして口々より擊入誅滅可レ被レ致候。』と添書を爲して、薩摩、筑前、肥後、安藝、肥前阿波、備前、松山、小倉、柳川、久留米、松江、宇和島、津山等二十一藩に達し、江戸にては長州藩の櫻田邸を燒き拂へり。同邸は我藩邸の西鄰にありき。

前にも述べたる如く、公は初めより、七卿長州の處分につきては、有力諸侯を集めて國事を議定せらるゝ以前、然るべき者を召喚してその糾問あり、以て嚴罰を寬宥せられて內亂の萠芽を絕ち、全國協和、國事更新の始めをなされたしと、中院黃門に緣りて叡聞に達せられしが、主上亦然るべしと思召されたるやに拜聞せり。かくて公は、幕府と薩摩との彼を愴嫉する甚だしきを懸念せられしに、更に長州は馬關に薩船を砲擊したりしかば、公は長人の輕躁無謀に惘れながらも、亦却て之を利用して長州を嚴責し、以て公憤私怨の別を說いて兩者を緩融せしめむとて、さきに中野數馬を上京せしむるに方り、一方外交談判を控へたる今日、七卿長州の處分を重大にならしむるは、國家の爲めに甚だ宜しからず、此意を以て、中院中納言、越前春嶽に內密に申し談じ、成るべく朝廷幕府にも寬大の處分ありて、その入京を許さるゝやうとの旨を含めて懇々入說せしめられたり。斯かる調停のことは、文書演說の能く意を達すべきにあらず、たゞ當座の時處位にては數言の間にも意思の融和を得るものなれば、中野の入說を受けたる春嶽侯は、深く贊意を表し

て寛宥を主張したれど、幕僚薩士の意氣込甚だ强きより如何ともすべからず。よりてこの消息を聞かれし公は、ますく深入となりて威信に響かんことを憂慮せられたりしに、俄に今次此の如き變動を惹起して、征討の令を下さるゝに至りたるなりき。かくて頃は恰も薄暑の八月となりければ、公は政府へ『近來京地不穩の趣に聞ゆ、よりて不日上京して天氣を奉伺すべければ、先づ使者を差し立て之を請はしむべし。』とて、執政鍋島上總に出京を命じて、急いで途に上らしめられたり。

鍋島上總出京を命ぜらる

英佛蘭米四國の艦隊長州を砲撃す

幕府が横濱鎖港の爲めに使節を歐洲に派遣したるは、その成功を信じてのことなるや亦甚だ疑問にして、識者は皆是を、京都の歡心を迎へて其間の議を延遷せしめむための策略に出でたるものと評したり。然るに去年の馬關砲撃事件以後、同海峽は閉鎖の姿となりたれば、條約各國は默過する はず、遂に抗議を提出するに至れり。是年正月我遣歐使節は、上海に於て本

去年の砲撃以來馬關海峽は閉鎖の姿となる

各國聯合艦隊の長州攻撃の計畫

國にて貴族に列したる英國公使アルコックの日本に歸任するに逢ひ、之と會見したるに、席上同公使は、彼等の使命の大に不可なるを説破するとゝもに、各國聯合艦隊を以て長州を問責すべく既にその協議を得たることを漏らし、以て我使節を引き返さしめんとしたりき。されど佛國の意もあることゝて、一行は其まゝ袂を別ちたりしが、アルコックが歸任して二三箇月を經る比より、聯合艦隊の長州攻撃は其歩を進むるに至り、幕府の制止するなく打ち過ぎたるより、遂に六月英佛蘭米四國政府は、長州攻撃の訓令を傳へて、在留公使に其準備に取り掛らしめたり。これ正に横濱鎖港問題につきて、水戸川越の兩派の幕府に軋轢しゐたる際なりき。

英艦長藩に到りて親交修訂の書束を與へ去る

二十四日英國の軍艦二隻豐後の姫島を測量し、七月六日再び長州の本山沖に來りしかば、陸地の砲臺より砲撃を加へしに、山口より役人來り、英艦に乘り入りて應答し、去年の砲撃は天皇の勅命なりと陳辯したりしかば、艦長は英國公使の書束を與へて立ち去れり。其書束は、泰西列國に對する敵對傷害の行爲は、到底失敗を免るゝ能はざるものなれば、速に謬見を棄てゝ親交を訂すべしと説ける

遣佛幕使の歸朝

四國聯合艦隊長州に向ふ

ものにて、二十日の回答期間を與へたり。されど山口政府に於ては、勅命を請ふに託して返答を延遷したりしに(其月十九日同藩は蛤門の暴動をなして追討令を下さるゝに至る)、二十七日、突如遣歐使節池田河津の一行佛國ピーォー會社の郵船に搭じて横濱に歸著し、幕府は周章して使を馳せてその上陸を見合せしむれども、池田等は敢て聽き入れずして直に江戶に入り、登城、書面を呈して、歐洲の現狀は四五年を出でずして大亂となる兆あれば、其間彼に我を擊つの口實を與へざるを得策となすとの情由を陳疏したるを以て、幕府の橫濱鎖港策はこゝに頓挫し、池田等は嚴責せられたり。

兎角する間に成立せる四國聯合艦隊は、最早二十日間の回答期限も經過したるより、二十八九の兩日に亙り、十五隻の軍艦は烟を吐いて相模海を出でゝ西に駛行したり。若年寄立花和泉等は之を引き止むと稱して橫濱に至りしも、既に出帆後のことゝて、事に及ばざりきとて引き返せり。八月二日聯合艦隊は姬島に集合し、英國海軍中將キューバーは、ユリアラス艦に坐乘して指揮の任に當れり。是日英艦一隻大なる石炭船を牽ゐて上海より

砲臺爆破

入り來りしが、又一隻長崎より來りて、翌日の黄昏までには都合十八隻となれり。かくて四日正午より豐前の大刀浦沖に進み、長州前田村の海濱に艦列を作りて錨を入れしが、翌五日午後には壇の浦砲臺に向つて艦隊を配布し、英艦十隻は中央に、佛艦五隻は其左に、蘭艦四隻は其右に位し、商船を武裝せる米艦一隻亦其間にありて、各四百八十尋の間隔を保ちて煙筒より煤烟を漲しゐたり。その砲數は合して二百門にも及びたらん。よりて長州は、前田、洲崎、壇の浦の三臺場に、二十四磅、十八磅砲合せて四五十門と百五十磅砲一門とを備へ、未だ著彈距離に達せざるより沈默してゐたりしに、三時二十分敵艦は二千碼の距離に進みて前田砲臺に一齊砲撃を始めたりしかば、砲臺は始めて之に應戰し、よりて海面には濛々たる烟立蔽ひて暫しは咫尺を辨ずる能はず。斯くて砲火の應答は一時間程にて止み、五時には烟消えて海も霽れ渡りたりしが、陸上の臺場には人影なく、外艦は數隻少しく破損して、死者一兩人、傷者六七人ありき。尤も陸上にも亦さして死傷者はなく、只物件の爆破ありたるのみ。よりて英艦一隻は夜十一時頃、他の掩護の下

長藩和議を乞ふ

に前田にその兵を上陸せしめ、二十四磅以上二十餘門の腔口に釘せしむるとゝもに（前年敗戰の後に備へたる砲にて、眞に海戰に堪へ得るものは僅少に過ぎざりき）、以下の十四門を敗毀し、物件を燒かしめたり。然るに六日の未明に至り、杉谷、壇の浦の殘破せる砲臺より砲撃を始めしが、一時間ばかりにて砲手等は遁れ去りしを以て、外國艦にては朝餐を畢へたる後、英兵二千、佛兵三百五十、蘭兵三百、米兵五十併せて二千七百人をして悠々上陸せしめ、かくて十時砲臺を射撃したる後、洲崎、杉谷、壇の浦を占領し、漸次守兵の遁走せる砲臺を占取してその石垣を毀ちしが、其間に發見せる死傷者は僅に三四十人に過ぎざりき。かくて餘す弟子町、山床の兩砲臺も、八日の曉、英佛の二艦、蘭の二艦彦嶋より來りて砲撃したりしかば、火藥庫の爆破とゝもに守兵は遁走し、よりて彼等は大砲十五門を鹵獲して艦に引き返したるに、正午に至り、山口政府より家老宍戸刑馬（實は高杉晋作）は甲冑を著し、杉孫七郎、渡邊內藏太二人は羽織袴を穿ちて白旗を捧げつゝ來りて和を請ひ、今後は各國船艦の通行を懇切に取り扱ふとゝもに、需用の物貨は賣り渡すべく、馬關には新砲臺の建設は勿論、舊砲臺もその修繕を爲

すまじとて、此度の償金を出して軍費を拂ひ、以て外交の條約を締結したりき。

長藩の慘敗とその軍備

是まで氣燄熾に攘夷論を主張したりし長州の、一たび實戰に至るや、斯くまで腑甲斐なき敗北をなすに至りたるは、亦當然の經路なりとはいへ、世人の啞然たるところなりき。されば其時新に京都の失敗ありたるため、意氣沮喪してこの慘敗をなせるなりと、世には評判したれども、是には他に事情あることなり。去年蘭佛の軍艦よりその砲臺を破壞せらるゝや、彼藩の桂小五郎は、潛に佐嘉に來りて大木民平、江藤新平と會談し、幕府が鎖港に冷淡なるを憤慨したりしかば、大木は、我藩に大砲は數多あれば、其相談ならば送致すべしとて、其後これを千住大之助に話したり。然るに彼は大に驚き、長州へ武器を送るなどゝ約するは以ての外の事なりとて、大木を嚴罰に處せんとしたりしに、公之を聞いて、攘夷唱首の大藩たる長州の、外國との初戰に負けたりとて、他より大砲の援助を受くるは作法にあらず、昔より彼藩には智者は出でたれども勇者は乏しかりきといはれ、大木等は譴責せられて事

長藩西洋火術の猛威を經驗して五青年を英國に遊學せしむ

伊藤俊助井上聞多長州侯に攘夷の不可を說く

濟みたり。されば公は、彼藩の全く防備なきを諒とし、長崎に於て數門の大砲を其れとなく低價にて賣り渡すべく取り計らはれたりとなんいふ。されば此度の慘敗は、空拳にて激論をなしたる結果なるのみ。彼藩は又去年の馬關攻擊に會して、西洋火術の猛烈なるを實驗したりしかば、井上聞多、山尾庸三、遠藤謹助、伊藤俊助、井上勝の五青年を潛に英國に遊學せしめて該術の攻究をなさしめたりしに、彼國に赴ける彼等は、タイムス新聞紙の、英佛蘭米四國聯合を協定して長州を攻擊せんとすと報道せるを見て大に驚き、乃ち井上(聞多)伊藤二人歸國、藩に說いて攘夷を止むるに決し、二人は便船に搭じて橫濱まで歸りつきたり。されど歸藩の途なきより、遂に英國領事に泣き付きしに、領事は之を公使アルコック氏に話したりしを以て、開戰を欲せざる同公使は佛國公使と協談し、提督キューバーに託して姬島測量の艦に二人の書生を載せて送還せしめたり。よりて二人は醫者に扮して姬島より山口に歸り著き、藩廳に到りて攘夷の不可なるを力說したれども、其頃は京都へ出兵せる後とて人氣亢奮したれば、其說の如きは耳に入るべくもあら

ず。かくて時機の漸く切迫するに及び、遂に長州侯に謁見するを得たりければ、彼等は語を盡して强說したりしに、侯は之を周布政之助、高杉晋作の二人に謀り、ために彼等は始めてその意思を達するを得たり。かくて四國艦隊の到來前に於て、山口政府は、彼の砲擊せざる間は決して砲擊すべからずと嚴達したりしかば、守兵も皆挑戰するを止めしに、外國艦亦、襲來の本意は威嚇にありしを以て、猛烈なる砲火も人を傷けざる程度に浴せ、陸戰に及びても砲臺の占領に止めて、反抗せざるものは敢て之を追はざりしを以て、砲聲の猛烈なるに比してかく死傷は僅少なりしなりき。尤も一說には、長藩には實用に中る備砲甚だ少かりし故ならんともいふ。斯くて其後井上は激論者に刀傷せられ、伊藤は講和の間に通譯の勞を取りて事を纏めたりき。

長崎港の砲臺を廢し、兩關を稻佐に遷す

攘夷に於て勉むべき重事は、公の實驗せられし如く、華奢の浮費を節減して防備の充實を計るに在り。然るに幕府は、封建の積習によりて權威の裝

公卿への行賄浪士の買收によりて幕府益〻濫費を重ぬ

假設臺場を築き固むるに決す

飾を棄つるなく、偸安の口實を開國に求めて益〻反抗を喚起したりしかば、今や是が爲めに、上は公卿に行賄し、下は浪士を買收せざるべからざるに至り、一方償金の支拂もありて、彌々濫費を增したりき。さはれこの愚に陷りたるは、啻に幕府の罪にあらず、諸藩の多くも亦著實ならざる言動を弄してその轍を踏みたりしなり。蓋し當時に於ける攘夷の、空論に過ぎざるは、長崎方面に於て證明せられたりといふべく、外交の正門たる長崎の、防備なきに齊しき狀態に放弃せられたりしは、豈絕對の確證にあらずや。されど世の論者は、更にその然るを知るもの無く、去年攘夷期限に迫られて、奉行等も始めて周章狼狽したる程なりしが、公は其際伊王島の大砲を撤し、之を藩邸と稱佐とに築ける假臺場に備へて長崎を掩護せられしに、本年に至り、外國はその聯合艦隊を長州に向けんとしたりしかば、夏頃より筑前藩と協談したる結果、去年假設せる臺場を築き固むるに決し、乃ち之を長崎奉行に稟告して七月より其工事に取り掛り、先づ藩邸の方に著手し、石垣を築きて砲床を設け、地を堅めて胸壁を作り、以て海に向つて七門の砲壘を成就し、かくて八月

には稲佐の工事に取り掛れり。

然るに今度長州へ襲來する外國軍艦は、三四十日の交戰を豫期してその準備をなせりとの聞えありしかば、佐嘉政府に於ては、毛利の君臣は朝敵たりと雖も、長防の地域は皇國の版圖なれば、渠等が蹂躙を其儘には看過し難し、幕府は何故に默過せらるゝか、宜しく長崎奉行、京都江戸へ申告して、その理由を聽くべし、且つ該艦の、長崎に回航し來りてその損傷を修繕せむには、遂に奉行所の命に任するより外なきを以て、是も奉行へどこ迄も嚴談すべしと決議し、崎京江の三面へ提出する文案を起草し、是月九日先づ長崎に向けて、速に外船を引き拂はしめらるべし、軍艦到來後に談判しては事に後るべしと申し越さんとせり。

大浦居住の外人等砲臺の建設に苦情を陳す

然るに此時遲く彼時早く、長州には六日已に意氣地なくも挫敗して、馬關海峽に於ては殘破したる砲臺すら修繕し得ざる屈辱的講和を爲したるにより、忽ち其影響は長崎に及び、大浦に居住せる外國人等は、先づ我砲臺の建設に囂々と苦情を言ひ立てゝ、丸尾崎の新築造所を徘徊したりしかば、我守衛の士はこれを制し、聽かざるに及んで、刀欛に手

我藩此苦情に省せず

をかけて强制しければ、渠等は憤怒して奉行所に抗告するに至れり。曰く、何故に内港へ斯く經營するか、當今發明の長砲は、高鉾島より發射すとも、隨分長崎市中まで自由に達すべし、されば態々港内に築堡するは、畢竟居留地を砲擊する爲めなるべし、然れどもそは交親國に對して甚だ危險なることなれば、宜しく之を撤廢せらるべく、若し承引なくば、江戸の老中へ具申すべしと言ひ募り、遂に各國領事の會議を開き、這次の砲臺築造は、居留地にとりて危險なるを以て、取り毀たるべしと、公然奉行所に抗議したりしかば、奉行服部長門守(純常)は甚だ當惑し、聞役石川寬左衞門まで公の意を伺はしめたり。よりて九月二日佐嘉には仕組所を開き、該砲臺は、賊船强て内港に乘り入るるか、乃至内港の異變を生ぜる際の備へなり、防備の事は兩藩の權内にあれば、外國人より彼是申し立つるは無用なり、されば交親國とても破約の虞ありとて、外艦入津の時にはその武器を預けしむべき歟との意味を答へしめたりき。 時に筑前持の水之浦臺場にありても、同じく外人より苦情を申し立てしかは、奉行所は、港口に向けてその大砲を備へたる是等の臺場は、長崎

稻佐砲臺建設中止

市を掩護するためのものにして、居留地に對しては何の障害を與ふるものに非ずと辯解すれど、是まで攘夷論者の不信粗忽なる擧動に懲りたる外國人は、敢て承知せず。かくて十月に至り、我政府より相談役伊東外記を差し遣はして、出崎せる筑前藩の重役と協談せしめ、其結果奉行所へ對し、港口へ向へる砲門の射線が居留地にとりて危險なりとの故障は、猶風潮の都合にて長崎市中へ向ふ外國軍艦の備砲を危險として、その港内の碇泊を拒絶するに齊し、是は地勢の然らしむる所にて致方なきことなり、國防の施設を外國人の苦情によりて變動しては、國威も衰退の外はあるまじと申し立てしめたれども、領事等は容易に之を肯んぜざりしかば、遂に稻佐砲臺の建設を中止する事となり、長崎市は復た防備なき現狀を維持するの已むを得ざるに至れり。されど其工事は、既に石垣も過半築成せられて、大砲を備へんばかりになりゐたれば、今更元の如くに復せしむべきにあらず。よつて更に兩者申し合せ、前年撤去したる西泊、戸町の兩關は、未だその替地を得ざるを以て、兩關を一所となして此地に建設すべしとの議を定めて、佐嘉に伺ひ越

兩番所稻佐に遷る

したるに公も然るべしとて允可ありしかば、兩藩より之を奉行所に稟告して著手するに決定し、是までの工事は凡て我藩の爲したるところなるを以て、筑前藩之を引き受けて番所其他を建設し、かくて爾來兩藩より隔年に此關を警衞する事となりたりき。寛永十八年以來長崎御番と稱して兩藩の隔年交代に勤務し來れる兩番所は、終に此の如くして稻佐に遷ることゝなり、其後三四年を經て明治の變革を見るに至りたるなり。今日に於ては、我藩邸の跡は汽車驛となり、飽の浦造船場は稻佐の南に黑烟を揚ぐ、兩番所の殘體は此に葬られたり。

京江の間に跳梁を極めたる攘夷の空論が、幕府の弩末に激昂して做得たる結果は、國威を宣揚するは扨置き、益〻その陵夷を長崎に印したる事實此の如し、而も防備は殆ど赤裸に同じくなりたり。惟長崎に往來する諸藩の志士の、我藩私設の伊王神ノ島兩砲臺が海門を扼するを睹て、防備充實の思を做し、安心して外國人に接し得る世界知識の輸入場となし、遂に維新開國の策源地となすに至りたるは、我公に負ふ所の多大なるを忘るべからず。

公熊本路を經て上洛す

再度の宰相推任辭退願

公は鍋島上總を遣して朝廷に上京を請はしめ、同時に宰相推任の辭意を參朝以前に遂げんとて、幕府（京都出張の閣老）へ左の書を差し出さる。

私儀（中略）宰相御推任の義御斷申上候處、御國事格別盡力有レ之候に付宰相被二仰付一候處、辭退申上度段申立候趣達二御聽一候處、格別之譯を以　御所江被二仰立一、　勅許も有レ之事に付、無二心配一御請可レ致旨被二仰付一候旨、去月八日牧野備前守より被二相達一候御書付難レ有奉二拜見一候。　就而者即御請可二申上一義御座候得共、前條申上候通、周旋御依賴之處寸績も無二御座一、殊に御用召之處病氣と者乍レ申、再應御猶豫等奉レ願候互、奉レ對二　天朝一實以恐怖至極奉レ存候。　殊に最早退隱之身分にも有レ之、彼是以不相應之奉レ蒙二御賞典一何分御請申上候義不レ任二心底一候、依レ之右御推任之義今又御斷申上度奉レ存候。　惣而一應　勅許も被レ爲レ在候御事を再應御斷申上義、深以奉二恐入一候得共、前文彼是之鄙情乍レ恐被レ爲レ垂二　聖聽一程能　聖許被レ爲レ在候樣御執成被レ下度、今又奉二伏願一候。

八月　　松平閑叟

此度は前度演達の意を承けたる上に、被ㇾ爲ㇾ垂二聖聽一、聖許被ㇾ爲ㇾ在樣執成との文を加へ、以て至尊へ辭意を内奏ありて聖許を請はれたしと希望せられたるなり。かくて上總よりも口頭を以て、去年聖聽に達したる鄙言は、内奏といふ程の事にあらず、只内緣の公卿が左右に昵近したるにより、其人まで聊か微衷を獻じたるに過ぎざるなり、然るに其書面は乙夜の覽に入りて叡感を蒙り、ために今度の公武合體の成功にも聊か裨益ありたりとのことなれど、此事については、島津大隅守等の周旋こそ別段なれ、閑叟に於ては寸功だにあらず、旁々此の如き破格の昇進あるは甚だ不相應なり、且つ今は公武合體の始めにして、鴻業纔にその緒に就きたるまでなれば、是より叡慮に答へ奉るべき前途の事は多端なるべく、隨て斯かる榮官を叨りにするは恐懼至極といはざるべからず、目下上京の請願中とて、近々參朝するを得るに至るべく、其節尚微衷を申し碎くべしと陳述せしめられしかば、此上は幕府も之を强ふるを得ず、よつて朝に奏聞し、

御國事格別盡力有之候付宰相被仰付候處、辭退申上度旨再應被仰上候趣達御聽候處、格別之譯を以　御所江被仰立、勅許も相濟候事候得共、申立之次第無據被思召候に付、右之趣於　御所被仰上候處、無餘儀譯柄に付辭退被　聞召旨被仰出候間、願之通宰相御辭退御聞届被遊旨被仰出候。

とて、辭退を餘儀なき事として聞き屆くるに至れり。公匪躬の忠誠は、夙に天聞に達したるところにして、諸藩競望して猜疑嫉妬に沒脚せる裏にありて、他の耳目を避けつゝ、極密に國家の爲めに深慮せられたりしは、亦誠實老練の態度なりと謂はざるべからず。よりて至尊にも格別に御信頼ありしが、幕府も亦公を信ずるの心は益厚かりき。されど外間を奔走する諸藩の志士激徒は、遂に公の遠謀深慮を窺ひ知る能はず、ために公を佐幕開國の内心あり、而も表面攘夷を唱ふる老猾の徒と評するものあるに至りしが、公の國家に忠なる赤心は、功名榮利を高踏し、偏に公正の道を持して宸襟を安んじ奉るにありき。

斯くて公は九月二十九日より病軀を提げて上洛の途に上らるべく決せ

幕府益ゝ狡獪となる

られしが、赤馬關の通行を避けて柳川より肥後路を取り、豐後の佐賀關に蒸氣船を廻航せしめて、彼港より海路大坂へ向ふべく定めらる。當時一方には長州征伐の事あり、他方又外交問題の紛糾を見むとしたりしに、幕府の內容は優柔不斷を極めたりき。後、勝安房守は薩摩の西郷吉之助に打明けて曰く、前年蛤門の一戰に暴徒の畏縮するや、幕僚等は前途は泰平なりと誇りてます／＼老猾になり、何の邊に權の有るか知れざる樣にし、正義を申立つれば、尤と同意しながら、何時となしに其れを斥く、此の一小人を除くことは容易なれども、是を繼承する者なくしては論者自ら斃るゝ外なし、諸藩の協力に依るべしとして、薩摩に此論ありと持ち出せば、直に薩摩に欺かれたるものと言ひ倣す、故に事は遂に無益になり了んぬと。封建鎖國の底に沈める俗吏の風習は諸事かくの如く、幕僚等は、啻に長州を憎むのみならず、改革をも忌み嫌ひ、外國の艦隊を差し向くるを內心喜びゐたる觀あり。曩に長州の本山に於て英國艦長と談判するや、彼藩は勅命に依りて砲撃を加へたる旨返答したるを以て、英國公使は一部の艦隊を攝海に廻して天皇に直接

幕府諸侯の參勤交替を復してその妻子を在府せしむ

談判すべしと言ひ出しゝが、一方亦遣歐使節歸朝して横濱鎖港の策は破れたりしも、佛帝が幕府自彊の策を講じて幕府に援助を與ふべき內約を齎したりしかば、幕府は更にその驕心を長じたり。(英國の、佛國の裏をかいて薩長等の勤王論と結託せんとする動機は、早く此頃に動きたるが如し。)尤も當時は斯く內外表裏の權謀漸く多かりしかど、交通の不便によりて實情は世間の耳目に明白ならず、唯志士のみ憤慨憎嫉して暗闘しゐたり。是秋幕府は水戶の結城黨(朝比奈市川等所謂姦黨)を援け藤田黨(一に天狗黨所謂正黨)を排して、那珂港を伐ちたりしが、今又征長の軍を興して西國の激徒をも掃蕩せんとするに至りしかば、權威回復の時節到來したりとてその見幕は當るべからず、九月には、壬戌年の改革に斷行せられたる諸大名の參勤交代期を復舊して、妻子を江戶に居住せしむべしと布達したり。されど此事には橋越會桑いづれも皆非難し、適〻京都にありし肥後侯の弟長岡良之助護美亦、薩摩人と共に其不可なるを論駁すと雖も、幕吏は拒みて之が撤回を肯んぜず。當時長岡は薩摩と申し合せ、以て征長の命を兩藩に得べく請願せるよしの風評ありたれ

ど、其事は遲延してまだ決するに至らざりけり。

公と肥後先侯

肥後の先代齊護侯は、大廣間の先輩として、公の幼年より親交ありしところなり。されば天保庚寅の襲封に際しては、熊本へ文通をなして寄懷の詩を寄せられき。其一に(其の二は第六卷第十六章に出づ)、

江都一別淚漣如、每㆑望㆓青天㆒嘆㆓索居㆒、落月函關聽㆑雞夜、長風紫海掛㆑帆初、桃花潭上紅堪㆑染、楊柳渡頭絲可㆑梳、安借㆓雲間鴻雁足㆒、熊城爲寄數行書。

と。以て交情の如何を窺ふべく、爾來兩[illegible]の間は親睦なりき。齊護侯は萬延に逝去したりしが、公子は四人ありて、長を慶順侯、仲を澄之助護久といひ(護久は後嗣となる)、叔は津輕家を繼ぎて、越中守承烈と稱し、季を良之助護美とす。

公上洛の途次肥後侯と會す

公は今次熊本を通過して上洛あるべければ、まづ前年使を奉じたる近侍長千住大之助を遣はして肥後侯と熊本に於る一日の會晤を約せしめ、かくて其當日は、水前寺の別莊に遊びて、侯の昆弟と閑談しつゝ時を移されたり。其談の仔細は之を知るに由なけれど、長藩が今の境遇に陷りたるは薩摩と軋轢したるためにて、幕府の所置の平正ならぬより、遂に禁闕に發砲

する大不韙を犯したるなり、さればその所爲は言語道斷なれども、亦情に於ては愍諒すべきところあるべく、寧ろ薩摩が偏にして獨り功に居らんとすると、幕府が之を憑みて驕心を增長したるとは、監視を怠る能はざる不逞事なり、此の如き際に當り、我等鄰藩の相互に黨同伐異の外に超然たるべきは言を俟たず、兩肥はよろしく合體すべきなりとは、公の此頃まゝ洩らされたる言なれば、此會見を機として舊交を溫めらるゝとともに、內國一致の結束を伸べて兩肥の合體を說かれたることとなるべし。是れ蓋し後年彼藩と結婚するの因由に外ならざるなり。

公參內し御劍を賜はり國事の諮問に對ふ

翌日公は熊本を發し、大津街道より阿蘇山を超えて豐後を通行せられしに、竹田の中川久昭侯は今市驛に出でゝ公に會見せり。かくて鶴崎を經て佐賀關に至り、珍宮の側より新買入の汽船甲子丸に座乘し、電流丸を供船と

なして發航せられ、十月十一日大坂上陸、十三日京都に入りて妙顯寺を宿陣とせらる。次で翌十四日傳奏衆と會見すると共に二條關白齊敬公に詣り面謁し、去年急に御用召を蒙りしに、折節大患に罹りて再應御猶豫を願ひ奉りしは恐怖至極なり、漸く旅行に堪ふる容體になりしを以て、輦轂の下に又々不祥事の起りたるを聞き、かくは上洛いたしたりとて、最前の御用召については、其後大樹も上洛ありて參朝諸侯と盡力せられ、よりて國是も定まりたる旨を承り及びぬ、然るに私まで宰相推任の旨を達せられしは、誠に身に餘る光榮として有難くは存じたれど、大事の場合に參朝も叶はず、且つ爾後も御猶豫を願ひをることとなれば、旁々斯かる榮任は過分不當の至りと謂はざるべからず、よりて何分御請致しがたしとて御斷り申し上げたるに、大樹よりは御所の御內旨ありたる由を漏らして、心配なく御請致すべしと達せられしかば、愈以て恐縮致せり、微臣が微勞を左程まで聖意に掛けさせられたるは、實に身に餘る恩榮と感戴仕りたれども、今日は公武合體の基礎の漸く定まりたるまでにて、犬馬の勞を盡すべきはこれよりの事なれば、今より

公參內天顏に拜謁せる後御劍を拜戴す

斯樣の榮典を御請致しては實に相濟まず、されば尙辭退致したき鄙情を陳じたるに、御所に於ても微衷を御嘉納あらせられ、ために始めて安心仕りたりきと演述せられたり。斯くて關白よりは、方今の容易ならざる時態に痛心すれば、是が處分について意見の程を承りたしとありけれど、公は、已に政令一致の爲めに萬緒を大樹へ御委任ありし以上、憚りながら朝廷には大綱を執らせられ、萬事心を開いて大樹以下に御相談あるべし、蓋し大樹を佐けて專ら盡力せる一橋黃門、越前前中將、會津前中將等は、いづれも皆當時上下より推されたる人物なればなり、局外よりの何かの容喙は、却て政令多岐の端を開くを以て、必ず用捨あるべく、五卿長州の御所置のみは、海外形勢の容易ならざる今日、或は內亂惹起の因となるを保し難ければ、成るべく早く寬大に解決せらるゝやう堂上方の御取計あらむことを望むとて、最前よりの希望の今に渝らざるを披陳して退歸せられたり。

かくて翌々日卽ち十七日衣冠を著けて參內し、天顏を拜したる後天杯を賜はりて左の勅書を蒙らる。

肥前中將

昨冬被召候處、其砌より所勞に付御殘念に思召候。右御猶豫相願候内、大樹上洛追々御委任之筋相立候得共、猶又此末　皇國之御爲盡力、心付候義も有之候半者可申上、差向方今不容易時勢、存意も有之候半者被聞召度候事。

一昨年十二月攘夷之　勅諚於關東遵奉有之候樣周旋之儀被仰付、速に御請出府段々盡力　叡感候。　大樹御請之旨爲言上、昨年二月歸京之砌、參内被仰出候處、折節英國軍艦渡來不容易形勢に付、長崎表警衞向懸念、早々致歸國度言上難默止候間、止參　内、御殘念之處、今度上京に付聊被賞昨春之勞御劍賜之旨　御沙汰候事。

十月

但同日歸國御暇被下。

公の御下問に對する奉答

即ち宰相辭退によつて御劒を賜はり、以て昨春の勞を賞せられたるなり。かかる重き榮典を領せられしこととて、公は面目を施して退朝あり。御下

問に對しては左の書を差し上げらる。

昨冬被召候處、其砌より所勞に付御猶豫相願候內、大樹上京追々御委任之筋相立候得共、猶又此末　皇國之御爲盡心力、心付候儀も有之候半者可申上、差向方今不容易時勢、存慮も有之候半者被　聞召度以御書付被仰渡奉畏候。不肖之身差而申上候程之儀も無御座候得共、抑海內治安　公武御榮久之　叡慮者改而不及申上候。然處近來益切迫之時勢相成、奉惱　宸襟候次第深以奉恐入儀御座候。右者去冬肥前守奉建白候通、公武之御間眞之御合體被爲在、御政令之筋條理屹度相立候通被御取計候半者、自然と御國體相立、海內平穩、　公武御榮久之御基本可相居奉存候間、乍恐右之邊篤と被遊御熟慮度奉仰願儀御座候。扨又去七月十九日之儀者誠以奉恐入候次第に而、御征伐も被仰付候程之儀に御座候得共、願者一應御詰問被爲在候而者如何可有御座哉。右彼是之次第寔以奉恐入儀御座候得共、不憚忌諱愚意之次第奉申上候。

十月　　肥前前中將

此の奉答の眼目

公は特に主上の御信任を受けたるより、隱居の身ながらも匪躬の誠を盡されしが、藩屏の任については、去年侍從公より備中守を以て建白あり。蓋し藩論を定めて公武の合體を希望あるとゝもに、そを大綱として政令一軌の條理を一貫せしむべく、父子共に盡されたるなり。されば當奉文もこの旨を彰明し、朝廷に於ても篤く此に御熟慮遊ばされたしといふを眼目と爲す。即ち藩論の決定を言明ありたるにて、方今不容易時勢の存付とありしに對して、幷せて、長州征伐あるに先立ち、尙一應御詰問あるべしと奏上ありしなり。公は主義の人とて、天子に於ては惟綱要を提げて其成を責めらるべく、細目に涉りて干與するは徒に紛糾を生ぜしむるのみとの持論なるを以て、其意見書はいつも簡要にして凡人には了解し難き觀ありき。されど高位に立つ政治家の達言は、博士學者の立案獻策とは全然異なるべきものなり。由來江戸府敎育の根本たる程朱學は、修身的に忠姦正邪を論究するに止り、政治經濟には沒分曉にて、臣民をして只服從的ならしめんとするにありしかば、亦此種の敎育を受けたる一般志士は、時勢の變化に遭ふも治體

時局の紛糾は政治知識の發達せざるに因る

の何たるを知らず、機密を主とする軍事習慣の外には、更に政治の常識發達せざりしを以て、自然事に觸れては陰謀を企て猜疑嫉妬を長じ、ためにます〱疑惑を滋くして行懸りの感情に衝突したりしが、かく曲折の嶮路に陷れるに拘らず、猶その曚昧を自覺せざりき。去年八月の變に五卿長州の入京を禁ぜられたるは、當時の處分としては然るべし、騷亂靜れば直に召喚糾問して理非曲直を明かにせざるべからざるに、勅書の眞僞を辨ずる不體裁事を敢てして憚らず。蓋し治體相當の道に由り重役を召喚して奉勅始末を尋究するは、幕府として亦當然の處置なるに、彼より提出するを受けて審問裁斷するの勇氣なく、遂に拒斥して不問に付し了りたるは、益〻公衆をして是非の判斷に惑はしめたるものにして、根本政治の知識に乏しく、徒に權威を好みて自ら權威なき事實を示したるものといふべし。されば激徒の輕侮を招き、七月十九日の暴動を惹起するに至りたるにて、禁闕發砲及び軍令狀の罪條を捉へて俄に追討令を發したれども、尙その糾問は手落となれり。

追討は最後の問罪なり

追討は最後の問罪なり。軍を興すに先だち其罪を糾問して、處分を申し渡

し、然る後、其振によりて、軍を差し向くべきならば、しかなすべし、是れ蓋し相當の順序となす。公は、初めより幕府に對して、其手續を怠りたるを再應注意せらるると雖も、幕府は更に顧みるなくしてます〳〵事を深くなし、越前春嶽侯の亦征長の早計なるをいへるにも、耳を傾けずして散々の失體を釀すに至りたるなりき。これその餘りに政治の常識に乏しかりしためにして、そのやがて困難なる縺れを引き起して政權を返上するの道程は、此失體より始まると謂うて不可なかるべし。

第八十章　尾張總督長州征討

尾張總督西討、長州服罪し、五卿を太宰府に置く

征長總督決定

西郷の性格

長州侯謹愼

岩國の吉川

是より先き、征長の總督を定むるに方りて、江戸京都の意見一致せず。一方は一橋を、他方は春嶽を推しゝを以て、遂に尾張前大納言慶勝侯（實兄 會桑の）を總督、越前中將茂昭侯を副總督となすに決し、八月七日に其命ありたり。是については、薩摩の西鄉吉之助藩を代表し、專ら主となりて斡旋したり。彼も亦感情に强く、政治の知識少き武人なりしかば、只義憤と情誼とに驅られて長州膺懲を叫びたりしも、內亂の擴大を危懼して幕府と長州との間に周旋しゐたり。かくて筑前、安藝の兩藩も亦長州の爲めに周旋したりしに、是月長州侯は是までの激徒を斥けて調停者を擧げ、山口の支城を去りて萩の本城に歸り、寺院に蟄居して謹愼を表したるを以て、岩國の吉川監物經幹は

公歸國の途に上る

宗家の爲めに謝罪の斡旋をなしき。然るに公の意見書を出されし以前、總督副總督は既に陛辭を畢へ、其日の前後に京都を發して大坂に向ひしが、爾後公は出發まで尚四五日の間を滯京せられたれば、或點よりいへば、長州に詰問して處分の大綱を議定し置くには、恰好の時機たりしなり。されど征長主唱者に於ては、公の、一應詰問すべしと說かれたるをば、却て長州の爲めに征討を沮止する口吻なるやに誤解したるにや、二十四日兩總督及び會桑等の重臣は、大坂に會議を開きたるに拘らず、適〻彼地を通過せらるゝ公に何等の交渉するところもなかりき。さて公は平穩無事の日の如く、二十三日より京都を出發し、大坂に滯在して準備をなしたる上、二十五日より蒸氣船に上られたるが、其際左の一詩を口占せられたり。

二頃田園久廢鋤、未遑企脚臥蝸廬、笑吾逢事難沈默、爲有胸中萬卷書。

天下の人主の政治知識なきを憤慨せられしものゝ如し。かくて歸路は豐前中津に上陸し、賴山陽が天下無比と嘆稱したる耶馬溪を通行して其山水の奇觀を賞し、一夕山中に宿し、日田を經過して、筑後河北を横過し（我藩にては此を彦

（山街道と稱す）、十一月五日歸城ありき。

薩藩居中調停に傾く

大坂の征長總督府より、七月二十三日布達の旨によりて我藩に筑前への出兵を命ず。十一月一日尾張總督は進發して廣島に向ひしが、三日越前副總督は海路より豐前小倉に向ふ。初め征長には薩摩主唱となりて戰備を爲し、公の上京前九月中旬には、薩摩の陸軍奉行とて、二人佐嘉に來り、千住之助、井內小右衛門に面會して家老小松帶刀の意を傳へ、追討の爲めに兵を送るには貴藩の領海に碇泊することもあるべしと豫告する等、其用意甚だ旺盛なりしに、軈て居中調停に傾くに至り、西鄕吉之助は總督より長州說諭の依賴を受けて專ら其間に奔走し、ために公命を假りて私意を逐ぐなどの評もありたり。公の大坂滯在の當時、此祕密を告ぐるものありしが、公は聞いて、是にて薩長が私怨を解きて、一致して國家に忠を盡すに至らば、國の爲めに大慶なりとて、多くを言はれざりしは、此時より征長の擧の龍頭蛇尾に畢るべきを豫知せられたればならむ。苟も調停をなす誠意あらば、兵を動かすに先だち、嚴然その罪を糾問するこそ公正の常識ならずや。

長州征討に派せる我藩兵

斯くて公の上船歸國の比は、佐嘉には長州追討として鍋島鷹之助、鍋島左馬助の兩先手組及び鍋島志摩の火術組を出張せしむるに決定せり。是等諸組はみな最も鍛錬せられたる精銳の隊とす。而して是を出張せしめたるは、此征討を重大視したるためにあらず、戰時送兵の實地演習を試みて、軍制改革の經驗に資せんとしたればなり。かくて宗室鍋島河內、國老多久與兵衞に之を督せしめ、側頭橫尾次郞右衞門、本島藤太夫を參謀となし、以て日を期して繰り出すことゝなりしかば、侍從公よりは兩督三大組頭に胴服一領を、公よりは陣羽織を賜はり、兩參謀にも亦內々小袖一領を賜はりぬ。よりて追討軍は、甲冑旗幟等盡く華奢の步裝を廢し、輕便の筒袖(此時には猶洋服なし)裁付を用ゐ、組頭以上は騎馬、其他は徒步にて佐嘉を發して、筑前の穗波郡木屋の瀨に屯營せり。薩摩の兵は筑前の蘆屋より豐前の小倉に屯し、肥後の兵は之に次いで筑前の黑崎に屯せり。

吉川監物三國老の首級を持して總督府に謝罪歎願す

長州には岩國の領主吉川監物經幹四支藩と會議し、事に主たりし三國老を切腹せさすとゝもに、其他の主謀者をも死に處するに決し、乃ち彼は三國

毛利父子に對する總督の命令

老の首級を持して十一月十二日廣島の總督府に至りて謝罪嘆願を爲したるが、藩主毛利父子よりは、家老益田右衛門介、福原越後、國司信濃が輦轂の下を騒がし奉りたるは、恐懼措く能はざるところにして、ために謹愼して御指圖を待ちし次第なり、よりて此度右三人を嚴刑に處して其首級を實檢に供するとゝもに、參謀等にも一同斬首を申し付けて、恭順の衷懷を示さむとす、委細の事は吉川監物を以て申し上ぐる如し、さはれ是にて我等の忽せなる罪過は遁れ得るに非ず、只寺院に蟄居して恐懼するの外なし、との待命狀を呈出せり。これよりさき總督府は、十八日を以て總攻撃をなすべく令せしが、是に於て其首級を實檢するに決して總攻撃を中止し、吉川等には後命を待たしむ。又三條實美以下の五卿は、長藩が夷狄と講和したるを慊しとせず、やがて奇兵隊に護せられて山口より長府に徙れり。十九日總督は首級を吉川等に賜はり、大膳父子に、伏罪書を出し、山口城を破却して五卿を薩摩、筑前、肥後、佐嘉、久留米に移すべしと命じたりしが、ついで我藩は小倉の越前副總督より左の通り達せられたり。

松平肥前守

去年致脫走是迄長州滯在之三條實美始五人之內一人松平美濃守より請取預可被申事。

但右五人之者美濃守長州より請取方不行屆節者、細川越中守、有馬中務大輔、松平修理大夫申合、以兵力速に臨機之所置可被有之事。

四條隆謌我藩に遷さる

我藩は四條隆謌を預けらるゝよしにて、先づ筑前藩より受け取りて分拘する筈なり。斯くて毛利大膳父子は、自判の伏罪書と三事命令の請書とを國老毛利隱岐に授けて廣島に赴かしむ。廣島にては、總督出勢諸藩より國事專對の重臣を各〻召集したるが、十二月五日毛利隱岐到りて伏罪書及び請書を上り、同時に三支藩亦寬大の御沙汰を哀願せり。かくて八日さきに召集せられし諸藩の重臣會同して協議するところありたれど、意見に硬輭ありて決するところなく、削地に至りて其議は殊に紛々たり。總督は、斯かる處分をなすには關東の命を俟たざるべからず、且つ大兵を霜雪の候に空しく滯留せしむるは、諸藩の疲弊を重ねしむることゝて考慮するところなか

毛利隱岐到りて伏罪書請書を上る

巡檢使萩山口に到る

るべからずとの意なりしかば、薩摩の西郷吉之助が前令三事の實擧がらば解兵すべしとの主張を容れ、西郷に五卿の徙轉を說得せしむるとゝもに、尾張の國老石河佐渡守と幕府の目附戸川鉾二郎とを巡見使となして萩に遣はすことゝなせり。よりて巡見使は十九日山口に至りて破却の狀を臨檢し、翌々日萩に至り、天樹院に大膳父子が蟄居の狀を視て檢視の形式を了へて歸報したりしが、五卿の移轉は、西郷筑前藩士と共に斡旋すれども容易に行はれず、長州の激徒は西郷を斬らんと意氣込みたりしを以て、彼は筑前藩士に委任して岩國に去り、かくて長州には復動搖の色あるに至れり。

幕府の內訌と外國干涉の端

公武合體の、曲折を經て略ぼ成立するや、幕府は忽ちその權威を挽回せしめむてふ驕心を長じ、既に斷行したる改革をさへ撤回して、天下の激論を再燃せしむることをのみ謀るに至れり。されど是れ畢竟鎖國泰平の華奢に耽りし積弊の致す所にして、啻に幕府のみならず、諸藩とても亦多くは然り

各藩共に激論俗論の稱と正黨姦黨の名とあり

水戸藩の黨爭

しなり。されば志士の改革論を唱へざるは少かりしが、而も舊慣を除かんと主張すれば暴論と反目し、適宜に折合を爲せば乍ち姑息に陷りしを以て、各藩共に激論俗論の稱と正黨姦黨の名とありき。卽ち長州は既に破裂し、薩摩亦勤王佐幕に分れしが、土州の如きも激徒の武市、阪本等は京都に當主を奉じて長州に結び、乾(板垣)、小笠原等は江戶に容堂侯を佐けて幕府の改革に盡力したり。而して就中最も慘禍を極めたるを水戶藩とす。去年の春一橋慶喜卿に隨ひて上京せる彼藩の勤王黨武田伊賀守は、同卿の命にて斡旋をなしたりしに、佐幕黨の憎嫉する所と爲り、ために八月の政變よりして斥けらるゝに至りしかば、其黨の干戈に訴へたるより官位をも收められたる武田は、耕雲齋と名乘りて其黨と那珂港に屯集せしに、佐幕黨は幕兵を請うて攻擊するに至りしかば、十一月彼黨は那珂港を棄て、中數百人は上洛して一橋卿へ訴へんとせり。よりて彼等は中仙道を經過せしに、沿道の諸藩之を拒みたりしかば、艱苦を重ねつゝ、美濃路より險阻を越えて北陸道に出でしに、亦折柄の風雪に痛楚を窮め、かくて越前敦賀より木の芽峠に出でんと

するに及び、幕命を奉ぜる加賀、大垣、彥根諸藩の軍兵に拒止せられて遂に加賀の軍門に降り、因て盡く敦賀に拘禁せらるゝに至れり。始めて公武の不和を構成したる水戶勤王黨の末路は、此の如き劇烈なる黨爭の慘禍を見るに至りたりき。斯かる時代に方り、早く改革の辛苦を嘗め盡したる我藩は、長崎に攘夷の防備を整へて勤王の時運を迎へつゝありしを以て、穩當なる公武合體擧國一致の大綱を提げて、平正無事にその意見を主張し得たり。されど日本の大勢は、天下の問題に對して凡て曲折の道を辿らざるを得ざりしかば、國威宣揚も殆ど不可能の如くに思ひ做され、薩長二藩の如き、外國軍艦の攻擊に會して頓に意氣を沮喪したり。然るに英國は兩藩の意氣銷沈に同情して幕府に抵抗せんと謀るに至りしかば、一方幕府遣歐使の去年佛國の强援を借る約を爲して歸りたることもありて、內外の關係は今や頗る寒心すべき兆候を示したり。

此の如く我が內訌を重ぬる間に、英佛は態度一變互に我を援くるために暗鬪をなすが如き狀あるに至れり。曩に池田、河津の兩使節が復命に際し

遣佛幕使の復命に方りて呈出せる書面

薩長英國の好情に意を傾く

て提出したる書面は、佛國は至つて勢力盛に、今やスエズ運河の掘割工事に取り掛りて、歐洲の戰艦の喜望峯を迂回せずして東洋に廻航し得る經略を定めたるが、こは東洋に雄飛するの志あるを以てなりといひ、又日本にしてその國內に於る反覆の徒を鎭定し、條約の平和を全うする實意あらむには、佛國は力を假して新式の軍艦を製造し、以て新式の銃砲武器を備へて之を日本に輸送すべしてふ佛帝の言を記載せり。然るに英國公使アルコックは、亦、七月頃その祕書を外國奉行に送り、鎖國攘夷論の根柢は、貿易上の利益にあり、蓋し該論者は、政府が貿易上の利益を獨占するを悄み、因て反抗者を煽動して、政府の權力を刺擊せんとせるに外ならず、されば之れを捉へて直に人心の不一致と憂慮するは甚だしき誤解なり、現に薩長其他の諸藩士の我公使館に出入し、開國の利益を說きて、歐洲の文明を羨むものは日一日と多し、故に政府にして、貿易によりて受くる所の一年の利得を御門、公卿、及び諸藩へ公平に分配せば、忽ち國內は一致して不平の聲は絕えぬべしといはしめたりと、亦英國人相應の見解なり。此言によりて見るも、去年來薩長が、陽

に攘夷論を唱へながら、陰に英國の好情に對して意を傾けゐたるは掩ふべからず。公は長崎の機密により、輕躁の攘夷論者に意控けて外國に欺かれぬべき形跡あるを見て、憂國の念を深くせられたりき。其の後アルコックは、本國の議會より質問せらるゝことありて、十一月の末より歸航の船に上りたり。

家庭の慶弔雜事と征長軍の歸陣

十一月九日蓮池の鍋島鷟翁卒す、先公の庶弟攝津守直與なり、享年六十七歲。去年公は、在京當時に於て、侍從公の爲めに良緣を求められしに、梅溪宰相通善卿の息女駒姫を媒介するものありしが、其後婚談漸く熟したるを以て、本年三月晦日中院中納言通富卿の養女となして結婚を約し、十月公の上洛に際し、佐嘉來嫁の期を定められたり。よりて同姫は十一月末より京都を發輿し、大坂より電流丸に乘りて豐前の大里に著し、十二月二十二日佐嘉の欄干莊に著輿、二十四日鹵簿を備へて入城し、本丸に入輿ありて、合卺の禮

駒姫入輿

を整へられければ、藩中の士は登城して之を祝賀せり。時に鍋島河内、多久與兵衞、鍋島鷹之助、鍋島左馬助、鍋島志摩以下の軍旅は木屋瀨に在りしが、毛利大膳伏罪したるを以て、總督は兵を收むる手續を運びたりしかば、十一月廿九日、公は其在勞を犒はしめて、出張の士卒に酒を賜はる。公は初めより此擧の示威に過ぎざるべきを豫知せられたれど、是まで軍制改革の舊制に牽かれて斷行し難かりしより、此出師を機會に總ての士卒に軍役の重きを實檢せさせ、以て時代の變化する以上、舊株をのみ守り難きと、時宜に適應せざるべからざるとを知らしめ、幷せて戰時と平時との相異は如何なる點に障礙の存じ、如何なる苦情の有るかを經驗せしめて、そを改革に利用せんと期待せられたれど、餘りに呆氣なく結末を告げたりしかば、其望みもさしたる效果を擧ぐるに至らざりき。佐嘉は依然康安なり。兩先鋒火術組等は筑前の野營演習に徒勞して、歲抄に迫るも敢て歸ることを得ざりしが、一般は當侯の始めて城中に婚儀を擧げられたるを祝慶して本年を送りにき。

慶應元年乙丑、公年五十二歲なり。正月元日三ノ丸の正寢に出でゝ新年の

式を行はる。去年は病牀に歲を迎へられしことゝて、今年始めて退隱後の正式の年賀を行ひ、大奧に大夫人、本城に侍從公、新夫人相往來し、以て家庭團欒の歡を洽くせられたりき。蓋し偃武以來の新儀にてありけり。筑前木屋瀨の陣營に於ては、去歲末に迫りて、小倉の越前副總督より『長州伏罪に付、諸軍陣拂致し候樣、尾張殿にも時宜見計、廣島可被引拂旨申し來る。』とて、山口城破却、且大膳父子萩城を去、寺院へ謹愼之樣子見分之處、疑敷儀無之に付、諸軍陣拂致し候樣、尾張殿にも時宜見計、廣島可被引拂旨申し來る。』とて、

征長諸軍陣拂

陣拂を達せられ、唯五卿受取のため然るべき程の人數を殘し置くべしとの沙汰ありしを以て、鍋島河內以下の總勢は、二日より木屋瀨の陣を拂うて歸軍す。公は其報を得て、四日欄干の御茶屋に至りて、其行軍の裝を覽らる。

尾張總督還軍

五卿の處置と高杉晉作の陰謀

時に廣島には尾張總督尚在營したりしが、毛利大膳は既に伏罪し、五卿の處分のみ殘留せり。越前副總督、肥後藩などは總督の處分を寬にすぐるものとなしたれど、總督は薩藩を信じて解兵に急なりしため、まだ解決せられ

ざるなりき。かくて間に居る筑前藩の五卿に筑前移轉を勸むるあるも、彼等は激徒に擁せられてこれを肯んぜざりしかば、延遷遂に月を踰ゆるに及び、難を避けて筑前に在りし長州の高杉晉作は、五卿によりてことを起さんと欲し、密に薩藩士とも交渉して、長州の鎭靜を待ちて馬關を渡らんと計畫するに至りたり。或はいふ、萩には先きに待命書を出せる後、五卿に附屬せる藩士を拘引せんとしたれど、謹愼中のことゝて暫時差し扣へ、やがて到れる巡見使より、遠慮に及ばず拘引すべしとの沙汰を請ひ得て、其實行に著手せり、よりて甚だ當惑したる吉川監物は、こゝに至りて騷動を引き起さむには遺憾なりとの旨を陳述したれど、詮方なしと言はれて、已むを得ず、五卿一味の者七人を死刑に處しければ、これを聞いて同類十七八人は脫走したりとなん。此時に當り、長府馬關の間には、高杉晉作、奇兵遊擊等の諸隊と陰に氣脈を通じて、萩政府反抗の潛勢力を高めつゝありしが、五卿亦、一度趾を擧げなば五藩に分拘せられぬべきを苦痛とし、因循渡海を果すに至らざりしかば、薩筑の士は其間に斡旋して年を越えたり。

総督還軍

五卿太宰府の延壽院に拘置せらる

公齊桓公召陵の役の故事を引いて尾張總督の輕擧を難ず

斯くて總督尾張大納言は、毛利大膳も既に伏罪したることゝて解兵を急ぎ、其家督及び五卿の處分は、將軍上洛、公武協議の上にて裁決あるべしとて、正月四日廣島の營を撤して軍を還しゝが、次で副總督越前侯も、小倉の營を撤して海路より還りしかば、諸藩の兵は前後して陣を拂ひたり。されば薩藩士始め解兵を斡旋したる者は、一兵に衂らずして長州を平定したりと誇稱したりき。かくて五卿は、警固五藩より促さるゝとゝもに、萩政府よりも其附屬の士を通じて渡海を要請せられたりしかば、已むを得ず十四日長府の功山寺を發し、長藩士に擁護せられて馬關に至り、明日渡海、筑前の黑崎に入り、二十五日五藩の兵に警固せられて太宰府の延壽院に達し、以て同院に拘置せらるゝことゝなれり。公は尾張總督が毛利父子及び五卿の處分をなさずして解兵歸京せりと聞き、斯くしては諸藩の兵を動かしての征討も無效に成り畢れるなりといはれしが、或日左右に語りて曰く、昔齊桓公の、諸侯の兵を會して强楚を伐つや、敵地に進入して問罪するも、楚は服罪せざりしかば、更に軍を進發せしめたるに、楚の國老、屈完來りて盟約を受くべく申

入れたりしかば、軍を召陵まで退けて屈完と和約を議定し、軍容を整へて觀兵を行ひ、屈完とともに之に臨みて問ひて曰く、この衆を以て戰はゞ如何と、然るに屈完は戰意なきを陳じたりしかば、遂に談判を定めて軍を還せり、是れ齊桓公召陵の役といふものにして、管仲が强楚を挫き、一兵に衂らずして覇業を定めたる進退の駈引は、歷史の美談たり、其れ然り、苟も問罪の師を向くる以上、必ず毛利が領地まで進入して服罪せしめ、其上廣島まで退きて、三家老の首級を受け取り、此にて毛利父子、併せて五卿處分の裁決を申し渡すとゝもに、彼等の擧動如何によりては軍を駐め置いて還るべきに、只三家老の首級を得、嘆訴を受け取るまでにて軍を解散したるは、後日の處分申渡しに何等の威嚴なからしむる所以にして、大事は去れりといはれたり。　蓋し公は、薩摩同樣憎嫉の念に驅られて軍を動かすに至れる幕府の、是にて威嚴を振揚する歟とすれば、長州の國境に臨みたるまでにて忽ち寬縱の態度に變じ、ために寬猛共に機宜を失ひたる制馭の實なきに憫れられたるなり。後に事情を聞くに、薩摩より遣はされて幕府に征長出師を斷行せさせたる

總督の還軍に決せる所以

西郷吉之助等は、其後尾州總督に說いて長州を服罪せしむる周旋の委託を受けしかば、先行周防岩國に往きて吉川監物を說得し、その結果首謀者を嚴刑に處して、三家老の首級を實檢に供へて哀訴せしめ、因て以て周防への進軍を猶豫せしめて、削地の處分に止めしめたるなりといふ。當今鎖國の餘習として、學者は忠奸正邪を心理的に論ずる以外、何等法律政治の知識なく、只感情に制せられて激動したりしかば、去年公武合體を遂げて以來、幕僚等は忽ち驕心を生じ、ために紀橋兩黨の意見にも扞格を生じ、此機に乘じて幕威を張らんと增長したる紀州黨老中稻葉長門守正邦は、長州が薩摩と馴れ合うて服罪したるを好機に、毛利氏の周防一國を削りて、一時長門を吉川に預けんと主張したりしが、其議は行はれざりき。山口城破却を命じて形式に實行を檢視し、以て諸藩の兵を解きたるは、蓋しこれに因由すといふ。

幕府東西に威壓を謀る

江戸に於ては、之を機會に勤王論者を威壓して、幕威を振張せんと議し、よ

毛利父子及五卿關東護送の幕命

幕府一橋會桑の各侯に歸東を命ず

武田耕雲齋斬首

りて去年の末大小目附を廣島に遣はしたりしかば、同目附は總督の廣島營を出發せる翌五日、安藝の國境本郷驛に到著して、毛利父子及五卿を關東に護送すべしとの命令を傳へしが、尾張總督は是を行ふべからざる事として敢て承諾せず、十四日遂に京都に還軍せり。是に於て幕府は二十日より阿部豐後守正耆、松平伯耆守宗英をして兵千人を率ゐて上洛せしめ、以て京師を鎭壓して會桑及び諸兵と交替せしめむと謀りしが、一橋、會津、桑名にも亦歸東を命ずるとともに、諸大名には參勤交代の復舊を布達する等中々の意氣込なりき。かくて一方亦加賀の軍門に降りて敦賀に捕へられたる水戸の激徒武田耕雲齋等は、若年寄田沼玄蕃頭意次の取計にて、越前、彦根、若狹の三藩によりて、二月初めに其徒三百五十餘人と共に敦賀に斬首せらる。是にて水戸の所謂正黨なるものは殲滅せり。時に、幕府が空威を張らんとする此の如き央とて、稍、穩健なる一橋卿も、尾州侯を薯酒に酔へりと評してその寛縱に不滿なりしが、阿部、松平の兩閣老亦上京して氣息甚だ荒かりければ、卿は會桑等と結束して、固く其主張を不可なりと諍ひき。されば朝廷も

幕威挽回龍頭蛇尾に終る

其意見は採用せられざりしかど、外間勤王黨はますく憤激し、ために又もや騷擾を惹き起さんとする有様なり。是に於て先づ兩閣老を參內せしめて、朝命にて將軍の上洛を決し、毛利父子の護送を見合はさすると共に、參勤交代の復舊を撤回せしめしかば、兩閣老は最初と反して意氣銷沈し、しほしほ朝意を奉承して退けりといふ。かくて幕府は、筑前に於ても或は太宰府の五卿をば別居せしめんとし、或は預けの藩々に之を分送せんとしたれど、薩摩の斡旋によりて中止するに至り、ために一時幕府が老威を張らんとしたる意思も、只水戸の士を慘殺したるに止まりて、龍頭蛇尾となり了りしかば、公武合體の本旨を失へる幕府は、自ら輕侮を招くの結果に陷れり。公は幕府の驕心を熟知せらるゝ久しきを以て、公武合體にて力を攘夷防禦に專らにし、早く五卿長州の過失を寬恕して民と更始し、以て將來を愼重にして擧國一致の實を擧げんことを每度勸告せられたりしかど、その用ゐずして、果して此の如き報道の頻々傳はり來るに及び、天下に政治の常識あるもの少なきを嘆ぜられき。されど去年春の將軍上洛によりて、不充分ながらも

公武合體成立し、主上は外交の事は之を關東へ御委任ありて、雲井の上に超然として、幕府の其責任を行ふを監視せらるゝに決したれば、公は沈默を守りて宿痾を治むるに專念せられたり。

第八十一章　公長崎に微行す

國事策源地長崎に暗移す

薩藩英國に留學生を派す

攘夷を主張せる薩長は、一度外國船より猛烈なる打撃を受くるや、忽ち覺醒して歐洲知識輸入の急務なるを覺りたりしかば、兩藩共に學生を英國に留學せしむる事となり、薩摩の寺島宗則、五代才助(友厚)は、正月長崎に出でゝ英國の便船を索め、かくて三月より密に薩摩の羽島より十八人の留學書生を彼國へ渡航せしめたり。長州も亦さきに書生を英國に送りしが、尾州總督の還軍後、奇兵隊を率ゐ、俗論を排斥して强硬の論を唱ふる高杉晉作は、必死となりて削地を拒むに決し、密に人を長崎に出して英米人より武器を買ひ入るゝと共に、隱々英國と氣脈を通じたり。是より先き、佛國より歸來せる幕府の使節池田、河津等が、四五年を出でずして歐洲に大亂起るべしといひたるは、蓋し佛帝拿破列翁三世に、普魯生(プロイセン)を挫きて覇業を定めんとするの志あ

佛國の幕府に親交を表したる所以

外國奉行佛國に渡航す

るを、觀察したる言にして、佛帝は實に斯かる事情により、我使節を利用して日本を誘致すべく、殊更に幕府に親交を表したるなりき。されば幕府の吏僚は之を恃みて驕心を生じ、先に目附栗本淸兵衞が函館に交を厚うしたる佛國の牧師カンヨンなるもの、適〻横濱に來りて領事館の書記たるを利用し、去年の暮、佛國艦隊の技師に託して破損船を修覆したるを緣として、小栗上野介と謀りて、カンヨンに會晤したりしが、其結果、佛國公使ロッシヨの斡旋により、是年四月の末、外國奉行柴田日向守は、理事官として佛國の技師ベルコエーと共に彼國に渡航し、横須賀に海軍造船所を起し、陸軍の歩騎砲兵を佛國式に改正し、兼て佛語傳習所を創むべく敎師技師を雇ひ入れたり。よりて日本の利の佛國に壟斷せらるゝに焦躁したりし英國は、早くも之を諜知して對抗の機會を窺へりしに、恰も薩長人の次第に英國に意を通ずるありしを以て、奇貨居くべしとして、之を誘致する外交政策を立てたりき。蓋しこれ已に去年よりのことにして、公武合體後、佛國が横濱に志を得たるに對して、英國は長崎に伏線を敷きつゝありたりき。されば外國事情に暗き

國事策源地長崎に遷らむとす

諸國の志士乃至俗論は、斯かる事のあるは知り得ざりしも、今や國事の策源地は漸々長崎に移らんとしつゝありしなり。

長崎は癸丑以來我藩の防備に保護せられて康安を保ちたりしが、同地に於ける國家の防備は、江戸灣のそれよりも薄弱にて、殆ど放棄せられたる如き觀ありき、上來既に絮說したるが如し。されど公は、我藩の防禦に賴りて別天地をなしたる長崎とて、之を我物の如くに愛護し、よりて攘夷の模範をこゝに作らんと、その心力を傾けられたり。されば公は、全國人の耳目を集注せる京都の開鎖論の如きは、畢竟外國の高壓より來る一時の旋風驟雨と見做して、諸藩士の爲すまゝに放任し、ために藩邸には通常在留人數の外に、學識ありて活氣少き長森傳次郎を留めて藩士浪人等との交渉に當らしめられしが、江戸邸に於ても、亦普通交際に差支なきだけの人數を殘されたるのみ。長崎は我國外交の正門にして、當今西洋の思潮は、その機械と共に混々こゝより流入したりしかば、我國將來の變化の此地より生ずべきを看破せられし公は、船艦武器を輸入すると共に、蘭學の素養あるものを傳習生と

英商グラバ

して、その軍用使役の術を學ばしめられしが、爾來會所貿易は私貿易と變じ、多年の蘭學亦英學に移りたりしかば、今や五六の星霜を經るの間に、新知識の人物輩出するに至れり。而して是等新人物の中にありて、石丸虎五郎は善く英語を操りしが、其他馬渡八郎、本野周藏等の語學者出でたりしを以て、我藩は幕府の通辯に依らずして直接に英米人と對話するを得、爲に私貿易の利には常に優先權を獲得したり。時に英國の商人グラバなるもの薄資を以て渡來し、諸藩の攘夷熱熾んなる私貿易の初期なるに乘じ、物品の輸入を計りて、船艦武器の註文を受けんと努力したりしが、石丸等を介して我藩に取り入るに及び、長崎の領主に等しき我公にも知られて、華主となりてその聲譽を廣めたりしかば、ために遂に巨萬の富を累ねたり。爾來競うて攘夷の防禦の機械を買ひ込む諸藩は、皆石丸等の媒介を賴みたりしかば、内外國の機密はために敏速に公の耳に入り、國人の聾啞を利して企つる某々藩の陰謀の如き事も、何時しか公の聞知せらるゝ所となりたり。又蘭學敎導小出、大隈等は、英學の率先者を誘うて、蘭學寮の生徒を長崎に遊學せしめし

米宣教師を英學教師に聘す

が、一方亦私貿易の機先を制し、佐嘉物産輸出の商人等に巨利を博せしめて、其享利の幾分を書生の學費に捐出せしめたれば、茲に政治法律其他科學の知識を得る道開かるゝに至れり。かくして米國の基督教宣教師のフルベッキが、蘭英兩國の語に通じたるにより、之を教師として蘭學より英學に轉ずるを得たるが、氏も亦篤實眞摯の人なりしかば、歐米の事情を學問上より教示したりき。

松本良順長崎病院を建つ

由來西洋知識は醫學より開かれたりしが、文政年中に墺國人シーボルトが養成せる伊東玄朴、大石良英の二人は、其學力、治療、獨逸人に讓らずと稱せられたり。當時玄朴は江戸に斯道を鼓吹したりしが、佐嘉に開業せる良英は、公の侍醫となりて去年の大患を除きしも、その後その衰弱を恢復するに苦心しつゝ程なく死去せり。是より先き、長崎には、シーボルトが醫療を受けたる經驗により、蘭方醫術の精絶なるを信ずる風盛なりしかば、往年蘭人について陸海軍諸科の傳習を開くや、幕府よりは、軍醫傳習として松本良順來り、遂に長崎病院を設けて、蘭醫ポンペを主治醫に雇傭し、以て傍に學校を

ポンペとボードイン

設けて醫生に該術と臨牀講義とを授けしむると共に、自ら院長となりて之を提董したるより、其業は駸々して旺盛になれり。我佐嘉より此に入學したる島田東洋、永松玄洋、宮田魯齋等は、みなポンペの業を受けて、名を成して歸れり。かくて戸塚文海來りて松本に代るとゝもに、ポンペも亦歸國して、ボードイン之に代りたりしが、其技術に精なる名聲隆々たるものありしを以て、我醫生の往いて入校するもの益多きを致せり。佐嘉の醫生中相良弘庵、福地文安は、俊才を以て、曩年上國に遊學を命ぜられしが、名醫道林の子にして、篤學、精力他にすぐれ、究むる所は遂げずんば止まざる概ありし福地は、大坂に赴き緒方洪庵に學びて有名なりしも、不幸にして病に斃れたり。相良は江戸に赴き佐藤泰順に學びたりしが、氣力辯才に逞しきより交遊を廣めて歸り、次で長崎にボードインに就いて學術を弘めて、醫生を鼓吹せり。かくて遂に戸塚に代りて院長となり、我生徒の島田芳橋、永松東海（玄洋の子）、江口梅亭等の名醫を養成したりしかば、長崎病院の名聲はために益高くして、起死回生の譽を得たりき。

我藩燧銃雷管を長崎に送りて諸藩の防備用に沽却し以て新式銃を購入す

後裝式ミニー銃を主用するに至る

世界の大勢より方今の國事を觀察すれば、公武の內訌は猶水戸の黨爭の如く、鎖國の底なる沈澱物が、俗論の蘊蒸によりて醱酵沸騰したるに過ぎず。軍備充實、國威宣揚の見地より通觀せば、世界武器の新發明が急劇なる威壓を與ふる以上、區々忠奸正邪を論ずる閑日月は有るべきにあらず。曩に北支那戰爭によりて施條銃砲の威力の猛烈なるを聞かれし公は、こゝに是までの雷管式銃砲の時代の已に過去に歸したるを覺り、よりて五年前英商グラバによりてスペンセル銃を買入れ、以て軍用銃を改革し始められたり。時に英艦よりアルムストロング砲彈を見舞はれて震怖したる薩摩の攘夷論者は、始めて西洋武器に注意するの要あるを覺りしが、我藩にては既に廢れたる燧銃雷管を長崎に送りて、是まで火繩式の鐵砲を用ゐたりし藩々の新防備の用に充て、是にて得たる資を新式銃の購入費たらしむべく勉めたりき。かくて長州藩も、程なく亦外艦の猛火に覺醒せられて攘夷の不可能を知りたるが、其頃は既に施條銃より進歩して後裝式のミニー銃を主用するに至りしかば、我曩に購入せるスペンセル施條銃も亦之を後裝式に改む

長藩幕命を拒むべく死を必す

るの必要を生じ、ために公は正に銃砲速進の應接に苦心慘澹たりしに、長州が窮鼠の勢に人を長崎に派し、英商グラバに就いて新銃砲を購求するやの風說ありしを以て、公は時運の暗中に急轉直下するを知られたり。

幕府將軍親征を決し長州を威嚇す

是より長州は高杉晋作の主張にて、山口を修覆し、必死となりて幕命拒止の用意をなしたりしが、佛國の後援を恃める幕府は、必ず長藩を削り弱めんと、毛利父子に出府を命ずべく決したり。よりて其使を駒井甲斐守に命ぜしに、諸藩に異論多きを見たる駒井は、事の行はれざるを知りて之を固辭したるを以て、幕府は更に新保山城守に之を命じ、其亦辭するに及んで終に塚原但馬守に命じたりしかば、塚原は目附御手洗幹一郎と共に澀々西下したり。然るに其後長州は、必死に命を拒むべき決心にて其氣勢甚だ盛なりとの報次第に到達したるより、はしなく幕議の沸騰を生じ、其結果淺くも、長州は前に尾州侯の出征に畏縮して服罪したれば、將軍の親征となるならば彼

將軍親征

は必ず震怖すべしとの論を定め、よりて三月十八日家茂將軍大坂まで進發すべく決して、四月一日左の公達をなせり。

先達て御上坂之義仰出も有レ之候處、方今長防之形勢全く鎭靜とも相聞えず、既に激徒再發の趣に有レ之、京都におかせられても深く　叡慮を惱まされ候趣、被二仰達一候義有レ之、且先達て塚原但馬守、御手洗幹一郎等被二差遣一候御趣意若し相背候はゞ、急速御進發被レ遊候間、御日限被二仰出一候節は、聊無二御差支一樣可レ被レ致候。

親征の期日を公達す

幕府はこれにて長州を威嚇せんと欲したれど、長州にありては是がために却てその反抗力を强くし、擧藩一致、死守して尺寸の地も失ふべからずと決心の臍を固めければ、幕府は更に將軍親征の期日を決定して、左の公達をなしたり。

毛利大膳父子始御征伐之義、先般塚原但馬守、御手洗幹一郎を以被二仰出一候御趣意相背候はゞ、急速御進發可レ被レ遊と先達て被二仰出一候處、未右之模樣不二相分一候得共、不二容易一企有レ之趣相聞、更に悔悟之體も無レ之、且御所より被二仰出一

候趣も有レ之、旁御征伐被二仰出一候、依レ之五月十六日御進發被レ遊候。

亦以て幕府に於る情勢の逼迫を見るべし。

公長崎の蘭醫に病を診せしめ、英艦に招かる

公國事を憂慢して精神を疲勞せしむ

胃腸衰弱のために攝生營養に專念せらるゝ公は、或は城下を騎馬にて乘り廻り、或は近郊に遊獵ある等、藩政は侍從公に之を委ねて、勉めて精神の消耗を避けつゝ時月を消せられたりしが、上國よりの報告は次第に事態の急なるを傳へ、幕府に於る紀橋兩黨の意見齟齬、長州處分の紛糾等、將に覆らんとする大廈裡に、群盲集りて古器を評するの狀態なるを報じたりければ、公は事々にその愛國心を刺戟して、神經の銳敏を增されしなるべし。此頃山園偶書の題にて、

世議紛紛似二亂麻一、不レ如拋去棄二韶華一、山園數畝栽二何樹一、唯有二不言桃李花一。

との口占あり。十九日には舊臘擧げられたる侍從公婚儀の祝宴を本丸に行はれたりしが、壬戌年以來公は數次參內して天顏を拜し、天杯御劒を賜は

公時事の憂さを忘るべく城内の庭園を徜徉す

りたるとゝもに、將軍よりも亦文武師範として脇差羽織を拜領せられたれば、それ等榮典の祝賀を兼ねて盛大に行はれ、家中にまで酒饌を賜はれり。是等の事にて城中には宴會引き續いて繁忙なりしかば、公は時事の憂さを忘れてしばし安かなる月日を送られしが、日影の駒は早やも花候を過ぎむとするに至りければ、

春晝晏起倘餘醒、花下茶鐺獨自鳴、除二却碁僧琴客一外、絕レ無二一履過一レ門聲一。

と口占し、時事の外に超然として日々城内の庭園を徜徉せられぬ。かくて大坂より將軍親征などの報告到りたる折から、三丸の濠渠には、蒲葦の弱葉を展べて輕風に動く中に、江村の景物たる剖葦の鳥囂しく鳴き續けゝり。是鳥は俚俗に行々子といひ、終日喧しく鳴いて噪かしきものなれども、唐にては之を太平鳥と稱へたりしかば、公は之を聞いていと興ぜられ、

花落園林新綠成、烟茶留レ客小齋淸、不レ關二世上紛紛事一、附二與江禽一唱二太平一。

との詩を賦せらる。蓋し德川氏太平の榮華も今や過去の夢とならんとするに、日月を追うて紛々提出せらる諸藩の獻策は、只喧囂の論を極むるのみ

にして濟時の功とては一も之を有せざりしかば、其興感を是に寓してかくは詠ぜられたるものと知るべし。二十九日より又柄崎の溫泉に赴き、是度は溫泉旅館に宿して入浴せらる。其時の詩に

夢覺閑檐餘點滴、淸渠脉脉遶柴關、竹爐烟上茶將熟、臥看溪西雨後山。

日々附近の山谷野溪を徘徊ありしが、時には邑主上總が別莊に猪鹿の狩獵を見られ、上總亦岩內山に狩場を開いて公を迎へたりしかば、公は是等の事に憂さを消して、淹留二週日の後十四日歸城せらる。

此の如く當時公は攝養に專意せられたりしも、更に衰弱の恢復を見られざりしかば、松隈元南大石の死後より執匙たりしも、更に長崎在留の蘭醫ポードインの治療を受けらるゝに決し、よりて先づ相良弘庵を呼び寄せて診察せしめられしに、弘庵は憚らず公の患部に於る現狀を言ひ、攝養を怠らば病勢はます〳〵深きを加ふべし、斷然ボードインに診察せしめて處方を受けらるべしと勸告せり。是に於て其手續きをなしたる上、公は五月十九日より近侍七八人を從へて、騎馬にて三重津に赴き、蒸氣船電流丸に搭乘、早崎

公ボードインの診察を受く

野母崎を過ぎて、薄暮深堀の千本港に著し、邑主深堀左馬介の別邸に入られしが、二十一日長崎に渡り、五島町の深堀邸にボードインを招きて診察を受け、其日は深堀に歸られたり。是時に當り、英國は潜に我京都黨と結んで東洋政策を伸ぶるに一決し、去年十二月アルコック公使の歸國、駐淸公使に轉ずるや、サー・ヘンリー・パークス氏、是月江戸に來りて駐在したりしが、我藩を大華主として巨萬の富を成したる英商グラバは、豫て公使よりの囑託もありたる事とて、今度名望諸侯の間に高き公の微行して出崎せられたるを聞き、石丸、馬渡等を通じて自己の商館に入臨あらんことを請へり。然るに公にも亦商館の事情等を訪はんとの意ありしことゝて、直に許諾せられ、よりて二十二日再び出崎、出島の蘭館に舊來知音の甲比丹等と會晤ありし後、大

公グラバ商館に臨む

浦のグラバ商館に臨まれければ、彼は大に之を饗し、石丸、馬渡等の通辯にて談話を交換したり。此時碇泊中の英國艦長よりも、亦同じく公の來艦を請ひ來りしかば、平日より英艦の內容を見たく希望ありし公は、喜んで承諾し、歸路更に米國領事フレンチ氏の招請に赴き、同席の我學生を提撕せるフル

氏と歡話を盡して、其の日は深堀に歸航せらる。かくて翌日再び五島町深堀邸にてボードインの診察を受けられしに、彼は、腸胃の衰弱には藥劑よりも平日の攝養最も緊要なれば、飲食物は消化し易くして、滋養分多きものを擇み、成るべく肉食を主に攝取せらるべしとの勸告を與へたりしが、公は、猪鹿の外には牛羊の肉などを啖ふに慣れず、殊に今は食慾減じて不慣の物を嫌はれ、ためにに昨日商館に於ても西洋料理を見合せて、輕き酒菓等を供するに止めたる程なれば、ボードインは時期に應じて野鳥の肉、若しくは大氣を呼吸する鼈の如きものを選まるべしと勸めたり。

これよりさき、公は明二十四日英艦に乘り込むべく其手續を運びおかれしに、彼艦に於ては、當日侯伯の禮式を以て祝砲を發すべしとの事なりしかば、之を聞ける近侍のものは驚きて、それを中止せしめんといひしに、公は、其に及ばず、古は射御を禮式に用ゐたり、其弓矢の銃砲に代る時代となりたる以上、公式にドンと大砲を發射するは自ら適當の事なり、然し奉行所へは通じおけとて、聞役に申し付けて之を屆け出でしめられき。かくて當日に至り

公英艦に乘り込む

て、公は英艦に乘り込まれしに、出で迎へたる艦長は握手して一行を案内し、石丸、馬渡の通辯によりて質問に應答せり。　艦長等いふ、英國は日本に親交を求めて、好欵を盡すに、日本にては兎角之を嫌ひて、攘夷論を主張す、亦不本意の至りなり、英國は何處までも日本の良友なりと思し召せと。　よりて公は答へて曰く、年來鎖國の中にありしことなれば、人氣の不居合よりして激論も湧出すべく、多少は兵をも動かすことあるべし、さはれこは必然の事にしてさのみ深く憂ふべきにあらず、日本は海國とて海軍創設を殊に急務とす、よりて我は十年前より蒸氣船を購入して海軍操縦の術を攻究しつゝあり、今度も病氣療養のために是地に來りたるにはあれど、海波を破る汽船の航行は殊に快濶にして、平素の陰鬱も爲めに消散したり、今暫く患部に療養を加へて回復に至らば、遠洋航海を爲さんと欲す、機會も來らば貴國までも渡航したし、是れ年來の宿望なり、その時もし女帝に謁見するを得ば幸甚なりと輕き應答あり、以て親好を盡して、深堀に歸られたり。　かくて二十五日より電流丸に乘り歸航せられしが、當日は稍〻風浪起りければ、島原の口ノ津碇

公の英艦乘込に關する木戸準一郎の書柬

當時思想の變化亦急激なり

泊し、二十六日佐嘉に歸城ありき。 時に馬關にありし長州藩の木戸準一郎(桂小五郎)は、武器買入のために密に出崎しゐたる人よりの通知により『肥前閑翁は益〻油斷も不相成、先達ても長崎へ微行し、軍艦其外商人の大家へも往かれ、英國の船將等と議論も致され、拙者も當時は隱居にて、世事は嫡子に讓り無事につき、何卒貴國へも罷越し、女王にも面會し、色々御相談も仕度、日本も斯くなりては懸念などゝの談を致されし由、夷人共も感服致し、上陸の時は二十幾發とか祝砲を發射したる處、肥前の臺場よりもアドミラルの禮を以て二十七發したり云云。』と廣澤兵助へ申し越したりといふ。 肥前臺場とは、去年竣工したる長崎藩邸の新砲臺なり(今の長崎停車場)。

長崎に致遠館を設く

公は三十年の久しきを學校教育の振起に努力せられしが、其間思想の變化の甚だ急劇なりしは、恰も在來の武器が火繩筒の燧式となり、雷管式となり、施條尖彈となり、更に後裝式となりたるに等しきものあり。 蓋し學館の

書生等は、始めは朱王の是非を論じて德性修養を專らにし、且つ歷史經驗を言行錄に求めたりしが、一進するに及んで、時代の歷史思想を政治兵事の活動方面に論究し、更に和蘭窮理の科學より、今は英學に轉じて、經濟貿易の知識を求むるに至りたり。是まで公は書生を養成し、自家藥籠中の物となし、以てその才器に應じて之を採用配劑せられたりしを以て、曩に國を讓るに當りても、弘化頃の卒業生にて、修身を主として事務の運用に注意したる堅實の人物を新主の側に選まれき。尤も政府に於ては、鍋島河内を總裁として、中野數馬、原田小四郎等に政務を委ねられしが、こは皆舊知識の人々なりしを以て、新主を輔くるに危險は少なしと雖も、時代に相應せずとの謗りありたり。時に書生等と親しく交はりて、講究贊談したる嘉永年間の卒業生は、專ら歷史の治亂を論究し、西洋の飜譯書に汜濫して、時勢の變化に應ずべき活動を欲したりしかば、蘭學の擴張せらるゝに從ひ、東西洋の風俗知識の相違に關して確執を生じ、洋學者は漢學の空理臆測を嘲り、漢學者は、西洋學を機械財利に囚はれ、且つ人を邪教に誘惑するものなりとなして、國家の

政事に當るに堪へずと賤しめしを以て、思想界はこゝに分立して東西兩學說の抗爭を見るに至りたり。高明なる公は、初めは修養の工夫によりて時代に活動し、今は西洋知識を得て世界に雄飛せんと志されたりしを以て、この自己の實歷に準じ、何人にありても、その氣質を進化せしむる學問知識の效力は同一なるべしと信ぜられたるものゝ如し。然るに學校に於る德育主尙の結果は、公の讓國以後に至りて藩政を保守的に傾けしめしを以て、教育の方針は、活動的に知識を發展せしむるなく、弊を矯めて老輩の思想に就かしむるに在るに至り、年々上國に攘夷論激發し、水戶長州の、黨爭にて自ら慘禍を受くるに及んでは、教職等はいよ〳〵學風を天保の舊時に挽回せんと欲したり。抑も藩の教育は、一般に對するものは、統一課目に依るを當然とすべきも、苟も天才的の堪能あるものが、其才能を自然的に發達せしめんとするあらむには、亦決して之を抑制すべきにあらず。去年征長のことあるや、公は河內、長門、及び中野等を遣はすに方りて、彼等の機變の才に乏しきを嘆ぜられしことありしが、又輕率の論者が俄に英國に通じて、內訌の日本

を英佛が東洋政策の盤渦中に投ぜんかと憂恐せられたりしかば、昵近者は、復た衰弱したる神經を刺戟して、病勢に不利を來さんかと憂慮し、よりて國事は各藩其責任を分つべきなれば、今は卷いて懷にするの時と放念せられて然るべしと言上したりしに、偶〻學校の敎育も、近年修養の本領を怠り知識にのみ聘せて、時勢論に耽るは危險なり、諸藩はその爲めに禍を招きつゝありなどゝ保守論を主張するものありしかば、公は大に之を然らずとなし、子陵釣臺圖に託して左の詩あり。

公保守論を排す

稷契皐陶皆實學、男兒生世要經綸、畢竟嚴光無伎倆、强摹巢許一流人。

然れども習慣に囚はれたる俗論は、智學を危險と爲したれば、青年書生は益〻憤慨の念を長じつゝありたり。

藩內諸黌の競爭

此時に當り藩內の諸學校互に競爭せり。弘道館は根本的の學校なれども、舊派の保守、新派の進取の兩派に分れ、而して新派は西洋學と相合してひたすら世界の思潮を追はんと欲したりき。火術方に立てられたる蘭學寮は、陸軍の機關校たるが如くなりしより、自然に三重津の海軍學寮と相競ひ

大隈等英學の教場を長崎に設くべく企畫す

たりしが、蘭學の次第に英學にその勢力を爭はるゝにつれ、蘭學寮の書生は長崎に赴かんとの希望を生じたり。卽ち小出、石丸、中牟田、大隈、馬渡等は、米國教師フルベッキに就いて有益なる學科の知識の教導を得、以て大に英學を弘めんと欲したれど、外國人に就いて文明知識を接納するは、開港場の長崎にあらずんば不便なりしかば、大隈は小出と相謀り、佐嘉の蘭學寮は豫備校の如くにして依然之を存じ、以て英學の教場を長崎に設けんと企てたり。よりて大隈は經濟貿易の事について當路者に夤緣したれば、是に河内、中野に慫慂してその賛同を得たり。時に尊皇論の主唱にして、兄神陽の歿する後は青年志士の名望を集めたりし副島次郎は、餘りに其論の峻厲なるによりて故老に憚られしが、更に近年水戸長州が尊攘の劇論を唱へて禍敗を取りたるより、啻に俗論家に危險視せらるゝのみならず、學館にも亦容れられずして家居しゐたり。是より先き、我征長の兵が筑前木屋瀬に屯營したる時、大隈は坂攝より還り、馬關小倉等を視察して木屋瀬を通行し、副島が組役(組役は卽ち軍役にて在職非職みな動員せらる、是を虎口前と稱ふ)にて兵伍に編せられて宿營せるを訪へりし

副島次郎を督學たらしむ

に、彼は銃に仗りて、萬卷の書を讀破しながら一兵卒となりて斃るゝかと大息し、大隈と共に、長州に戰意なく、程なく兵を解くべき狀などを語りて手を分ちたりしが、是時副島も、向來時勢を濟ふには、外國の事情を曉知せずんば不可なることを切實に覺れり。かくて其後大隈は、長崎に英學を敎習するには、猶さきの傳習生派遣の際の如く、彼地の諸邸に便宜の處を擇みて、敎場寄宿舍を設くる、學校の如くし、碩學者の　人に督學せしむる、文武心遣の如くすべしと計畫し、依て窮地に在る副島を其任に當らしめんとて、副島に慫慂しければ、彼も遂に自ら英學を修めむと決心するに至れり。然るに其事はしなく公の聞に達するや、自らも是まで學館の有力者に西洋の文明知識を啓誘しおかんと欲せられたれども、其好まざるより之を强ひずして、自由に任せられたりしことゝて、副島の決心を聞いて大に悅び、更に他の有力の者にも、將來は英學の知識を兼ねずんば時局に應ずる能はざることを說かしめられたり。よりて大隈は大木民平（任喬）にも勸めたれど、彼は思慮深き人にて、西洋人は機巧に長ずれど、其文明は、基敎の素養に基きて、科學を究めて財

利を勉むるものなれば、時局を制する賢者の一知識を補ふに足らざらんかとて應ぜざりき。斯くて副島、小出、大隈は、在崎の英學諸友と五島町の深堀邸に教場寄宿舍を設け、フルベッキ教師を請じて、相集まりて英學の講究を爲しゝかば、佐嘉より相良弘庵、小城より綾部新五郎、久保田より本野周藏(盛亨)、武雄より山口繁藏(尙芳)等まづ來り學びしが、副島は和漢學の綱要を說いて之を授け、側ら自分も英書を習ひて刻苦夜半に至りき。されば當校は公開の學校にはあらざりしかど、當時私貿易の初めとて、英語の紹介によりて巨利を享けたる佐嘉商賈其費を寄捐したりしかば、設備も速に整ひて意外の成功を見たり。

米國教師フルベッキ氏佐嘉に來遊す

佐嘉に米國人來遊し、小蒸氣船成る

八月、米國教師フルベッキは、米國領事フレンチとゝもに石丸虎五郎の紹介によりて佐嘉に來遊し、兼日佐嘉に學校教育の盛なるを聞きたればとて、其現狀を視、幷せて山水の勝地を巡覽せんと望めり。よつて彼等を弘道館に

鍋島河内フルベッキの德行に服す

延きて建築其他の狀態を一覽せしめ、畢つて奥の寮の二階に敎諭武富圯南等接待して、彼家の祖先が明末の亂に所持したる官服、及び鳶魚齋の藏品を示したりしが、公亦近侍久米丈一郎をして內庫の所藏に係る唐宋の古書數幅を示されしに、フレンチはその保存の法を問ひたりしかば、久米は鬆質の木にて製せる函に藏め、樟腦を入れて蠹を防ぎ、秋爽の候には開いて風に曝すを例とすといひしに、彼は函材の名を問ひ、桐と聞いて、手づから木質を摩擦して首肯せり。其後鍋島河內は學館蘭學寮の俊秀生十餘名と共に二人を伴ひて河上に遊び、之を實相院に延きて、聯步溪山の勝を賞覽したりしに、頃しも寒露の氣節とて、群溪より下る鮎は簗に落ちて潑剌たりしかば、二人は見て興を催しき。かくて川舟を棹して歸りしが、河內はフルベッキの德行を稱し、米國の聖人なりとて、痛く推服しゐたり。次で佐嘉を發せる二人は、石丸の案內にて杵島郡武雄の溫泉に浴し、松浦郡に入りて峻峯奇巖の勝を過ぎ、有田の陶磁器製造、伊萬里海灣の島嶼點綴の景趣を巡見し、嬉野の溫泉に浴し、大村を經て長崎に歸れり。よりて石丸は佐嘉に歸りて之を報告

フルベッキ嬉野の溫泉を劇賞す

せしに、公は近侍長を以て、米人は何地を稱美したるかと問はれしかば、彼は答へて、松浦郡の峯巒の石質に大古層を現はし、其下に白泥を藏し、形貌の奇峻なる普通の山水と異なるを喜びたりしが、嬉野に至りて、清溪の側より噴出する熱湯の、布袋の米を忽ち熟せしむる熱度なるを見るや、實に世界稀有の溫泉なりとし、こゝに蒸氣の浴槽を設けてホテル等の設備を完うせば、新嘉坡、印度邊に住寓する外國人は來遊入浴すべく、必ず大繁昌場となるべし、肥前の富は此溫泉にありとて劇賞したりといへり。是を聞くものは、皆その言の意外なるに驚き、遂に其言の是非を理解し得ざりき。

時に公は攝生を專らにして營養增進の方を講ぜらるれど、消化機能の衰弱は更に囘復を見ず、ために形容惟悴し、精神も從つて衰へ、亦舊時の英氣を有せられず。京坂よりの報道の、長州に對する幕府の處置のます〳〵困難に陷りつゝあるを告ぐるや、外面には殆ど之を度外視せらるゝが如き狀あれども、主上の信任を忝うしたる末とて、種々憂慮を盡されたるものゝ如く、爲に自然に精神を刺戟して、此頃は稍〻不眠症を起されたるが如し。當時の

公都渡來に山水の間を徜徉す

詩に

欲㆑掃㆓窮愁㆒强自斟、殘燈無㆑焰夜沈沈、階前蟋蟀窻前月、併到㆓枕頭㆒供㆓靜吟㆒。

と作られたるは、平生に似ぬ感愴なり。かくて秋もはや寒露の節になり、鮎の簗に落つる盛りとなりければ、八月二十二日、近侍五六人と騎を聯ねて河上に赴き、都渡來の十可山房に至りて、山水の間を散歩徜徉し、夜の鵜舟を賞覽して此夜を明されたり。此は御腰掛と稱して、もと獵方の番宅なりしも、河上の全景は一眸の下に集まる壯快なる景勝の地なり。されど山麓の小區を開きたるものとて、家屋は僅に三四十坪に過ぎざるを以て、近侍のものは都渡來に宿泊し、其處より食膳裀衾を運びて公の用を辨ぜり。かくて公は河上川の急湍をなして落つる水聲を聽きつゝ、山上の雰圍氣に包まれて清き夢を結ばれしが、黎明紙窻の露に霑へるを見て、

曉燭焰消殘夢醒、滿園露氣透㆓簾櫳㆒、不㆑嫌浪有㆓豪奢態㆒、裝出玻璃九曲屏。

と賦せられぬ。公は藩の財政困難を極めし際に生長せられたりきとはいへ、猶城内の高廈大屋に起臥せられたることなれば、斯かる小屋に一夜を明

されたるは是が初めなるべし。曩年外國と貿易を開くの初め、外國人の硝子板を輸入して紙窻に代へよと勸むるや、邦人は之を贅澤品なりとて耳を傾けざりしが、そは其價格の今の寫眞原版ほどなりしためにて、當時は之を駕籠の障子二三格に用ゐるすら奢侈の沙汰となし、室の障子に硝子を嵌めて庭園を窺ひ見るなどは、想ひも寄らぬことゝなしたりき。されば公も斯くは興を催ほして、豪奢の態とは賦せられたるにぞ。

去年蓮池の鷲翁侯存生當時、當主甲斐守直紀に子なきより、公はその三男尚丸を養嗣となすべく許約せられたりしかば、九月十九日公は尚丸を攜へて蓮池に赴き、甲斐守と父子の契約をなさしめらる。よりて彼家には、家族相集まりて公を饗したりしかば、公は庭園を徘徊し、歡を盡して歸られたり。尚丸は後の子爵直柔なり。

去る癸亥の春より三重津に於て田中近江父子、福谷啓吉等に製造せしめたる小蒸氣船は、是春に至りて漸くに成りしかば、凌風丸と名づけ、古川與一に其字を書せしめて船に鏤めしむ。かくて是月公は始めて試乘せられし

が、是は淺行船と稱し、大川口より泥潟の外に出でゝ本船へ乘り込む端艇に代用するものにて、遠海航行に堪ふるものならず。是日風浪穩かなりしを以て、有明海の雁道邊まで航行せられしが、只轉輪の際に稍〻軋る音あるのみにて、他には何等の故障なく完全に竣工しゐたり。日本一手の技巧にて蒸氣船を造りたるは是を初めとなす。

第二十八卷　長州再征家茂將軍薨ず

第八十二章　長州再征の幕議

將軍上洛、長州再征の沸議

將軍上洛征長のため進發すべきを奏上す

幕府にはいよ〱將軍大坂城に進發して長州を親征するに決し、四月前總督尾張老侯を起して毛利父子に出府を命ぜんとしたれども、老侯は敢て命を奉せず。時に其他にも是非の議論沸起し、諸侯の中には寛典を主張するもの多かりけれど、譜代幕僚の氣燄頗る熾に、彼等は容易に之を聽き容るべくもあらず。五月十五日、老酒井雅樂頭を江戶城の留守職となし、十六日家茂將軍は老中若年寄以下譜代大名等を從へて江戶を發し、東海道を經て閏五月二十二日京都に著し、直に參內して左の書を奉れり。

毛利大膳儀昨年尾張前大納言迄悔悟服罪之趣申出候處、其後激徒再發に

及び、加之私に家來を外國に相渡し、大砲小銃等の兵器多分に取調、其上密商等如何の所行確證も有之候に付、進發仕候事。

蓋し幕府は、長州如何に抵抗せんと欲すとも、將軍親ら諸大名を率ゐて進發するに至らば、大勢に畏怖して自ら沮敗すべしと信じたるなり。是日將軍に左の勅語を賜はる。

朝廷將軍に勅語を賜ふ

一　今度防長處置、滯阪にて遂協議、公平至當の處置言上之事。

一　國家重大之義輕擧無之樣候事。

一　尾州玄同以下、一橋、會桑へも、右之趣可申聞置候事。

將軍の奉じて退出したる勅諚は此三事なりしかば、老中以下大に失望し、斯くては、幕府の勢威をいかで維持するを得んとて、之を返上せんとしたりしも、遂に不可なるによりて、諸藩へは抑へて回達せず。只一應拜覽したりとて其書を奉還せり。朝廷には之を受納ありたりといふ。

諸藩に再征不可の論多し

其後幕僚中にも、諸大名中にも、共に幕府の意思を甚だ不可となして、建言する者多く、越前春嶽侯は、畢竟長州譴責の過嚴なるより、彼藩は死守の勢を

激成して容易ならざるを致せるなり、されば是を再發して親征大兵を動かすは必ず天下の亂階とならんと抗議し、藤堂中將高猷侯は、長州並に浮浪徒の處分に根を絕ち葉を枯らす樣の御處置あらむには、天下みな擧つて長州浮浪の徒に投ずるは必然の勢なるべし、朝意も寬容の御模樣なるに、幕府のみ御手强きは人心服せず、幕府の御爲めに宜しからずと建言したりしかば、尾州、加賀、薩摩侯等亦みな再征を不可とするの論を執れり。然るに之に反して、會津は毛利父子を除名し、其領地の半若しくは三分の一を削るべしとの意氣込なりしが、肥後藩亦自ら先鋒たらんと請ひ、久留米藩も征長に贊同したりしかば、老中等は毛利父子を蟄居せしめて、周防一國を削らんとて、重役毛利淡路、吉川監物に上京を命じたりき。されど彼等は命を奉ぜず、其間是非の論紛々沸起して決定を妨げしかば、荏苒七月も過ぎて、八月に及びぬ。

將軍の辭表提出、條約勅許

幕府は、曩に長州の重臣を糾問せんとて之を召喚したりしが、長州よりは

長藩幕府の召命に應ぜず

今猶至らざるを以て、更に九月二十七日までに來らずんば斷然軍を進むべしと嚴達したり。されど、彼は既に死守するに決したれば、啻に命を奉ずる模様なきのみならず、長崎の英商より船艦銃砲等を購入して戰備を整へ、且つ窃に薩摩藩に通じて英人に結ぶが如き形跡あり。時に幕府に關しても、佛國牧師カションを信用し、其言に聽いて、佛國の後援を恃みて、强硬に威信を把持する底意なりとの風評ある等、彼我共に陰陽表裏ありて、其擧措甚だ公明を缺きたりしかば、九月になるも、大坂の評議は未だ決定を見るに至らざりけり。

英公使條約の勅許關稅の定限兵庫の開港を要求す

斯かりける處に、英佛米蘭四ヶ國公使の協議により、軍艦九艘聯合して其月十三日横濱を發し、十六日兵庫に入港したりしが、中二艘は直に大坂に至れり。これ英國公使パークスを大坂に送らむためにして、同公使はこゝにて老中阿部豊後守に會見し、條約の勅許、關稅の定限、及び兵庫の開港を要求し、一週間以内に其確答を得ずんば、小蒸氣船にて直に淀川を京都に溯りて之を請求すべしと抗言したり。よりて阿部豊後守は、同僚松前伊豆守崇廣と謀りて之を許諾せんと欲し、乃ち其旨を將軍在營の二條城に稟告

朝廷閣老の官位を褫奪して謹慎を命ず

したりしに、二條城にては、朝廷に於て固より容易に聽許せらるべきことにあらざれば、確答の延期を請ふ外なしとて、一橋慶喜卿は若年寄立花出雲守（種恭）と大小目附とを遣はして、大坂町奉行井上主水正と共に兵庫に英國公使に會見せしめしに、彼等は十日間の延期を得て歸れり。是時の事情を竊に探偵せしめしに、外國人は、此に入港して直に御門に迫り請はゞ、開港は必ず成るべしと通知したるものありたるより、此擧に及べりといへり。然るに阿部が兵庫開港を内約したる事仄かに聞えければ、二十六日、一橋卿はこれを兩老中に詰問し、その答ふるところの曖昧なるより、更に井上主水正をして其内約を止めしむるとゝもに、兩老中に謹愼を命ぜしに、十月朔日に至り、朝廷より直に阿部、松前二人の官位を褫奪せられ、歸國謹愼して公命を待つべしと命せられたり。斯くて延期の日限も迫りたれば、各國公使は護衞の兵を率ゐて上京せんと準備したりしが、一面には一橋卿に異志ありとの流言ありて、大坂城中の物情は頗る恟々たり。よりて幕僚等は將軍の前に會議したるに、外國奉行山口駿河守、向山榮五郎等は、老中の黜陟まで朝命にて

將軍自ら筆を執りて退隱請願の表を起草す

決せらるゝは、朝廷より幕府に委託せられたる權を褫奪せられたるに同じ、斯くては政事を執り行ふに由なければ、上樣には宜しく大任を解かせたまふべきなりと抗言したりしかば、滿座悲憤の氣に包まれ、中には歔欷流涕するものあるに至れり。之を聞ける家茂將軍は、沈思稍〻久しうして後、向山に命じて辭表を起草せしめ、自ら筆を執りて左の書面を認めたり。

臣家茂幼弱不才之身を以、是迄叨に征夷之大任を蒙、乍ㇾ不ㇾ及日夜勉勵罷在候處、內外多事之時に膺り、上　宸襟を奉ㇾ安、下萬民を鎭る不ㇾ能、加ㇾ之國を富、兵を强て、　皇威を海外に輝候力無ㇾ之、竟に職掌を汚可ㇾ申と痛心之餘り、胸痛强く鬱閉致し罷在候。然處臣家茂家族之內に而、慶喜儀者年來　闕下罷在、事務にも通達仕、大任に堪可ㇾ申と奉ㇾ存候に付、臣家茂退隱慶喜相續爲ㇾ仕、政務相讓申候間、臣家茂時之如、諸事御委任被ㇾ成下置候樣偏に奉ㇾ希候。尤當今時務之義に就而者以㆓別紙㆒奏聞仕候間、右慶喜江　御沙汰御座候樣奉ㇾ願置候。

是その退隱の允許を請ふとゝもに、慶喜に將軍宣下ありて、是までの如き御

委任を得たしとの願なり。是に添へたる別紙は

一　臣家茂謹而宇内之形勢を熟考仕候處、近來追々致變遷結和親通有無互に富强を計候風習に推移候。是天地自然之氣數、不得已之勢に可有之奉存候。就而者　皇國に限り一向御外交不被爲在候而者卑怯退縮之姿に相成、御國體、御國威共、却而相立申間敷、既に先年於下田亞墨利加使節と和親條約取替相成候も、右等斟酌之上遂　奏聞御許容相成候儀に付、其以來追々鎖國之舊格を變、富强之基礎相開候處、其後外交拒絶之義被仰出候に付、可成丈　聖諭遵奉仕度志願御座候得共、無謀之攘夷致間敷旨、尙被仰出候趣も有之候間、何れ共富國强兵之策相立候上ならでは膺懲之典も難被行、就而者彼所長を採り、貿易之利を以多く船礮を設備し、以夷制夷之術を講じ候事當今第一之急務と奉存、是迄種々苦心罷在候折柄、防長之事件相起り、終に大坂城迄出張仕候處、不料夷船兵庫港に渡來、條約之廉々改而勅許有之候樣申立、若臣家茂に於て取計兼候得者、彼　闕下江罷出直々可申上旨申張、種々論議を盡し應接仕候得共、何分承諾不仕、去迚無謀之干

衆口に動搖せらるゝなく朝廷には卓識を立てらるべし

萬國を敵となすは萬民を塗炭の苦に陷るゝもの

戈を動候而者必勝之利無覺束、假令一時勝算有之候共、四方環海之御國柄、東西南北旦暮攻掠を受候而戰爭無已時者、皇國生民之糜爛此時より相始り、不仁不慈此上者有之間敷、誠に以嘆敷義、臣一家之存亡者姑差措、寶祚之御安危にも關係仕、實以不容易義に而、陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相悖可申哉。臣家茂に於而も職掌相立不申候間、右等之處得と思召被爲分、乍恐衆口に御動搖無之、斷然御卓識を被爲立、何卒改而條約に付去虛存實至當之談判仕候義、判然と勅許被成下候樣仕度、左候得者如何樣にも盡力仕、外者外夷制馭之實備を立、內者防長追討之功を遂、上宸襟を奉安、下萬民を安堵せしめ、臣家茂祖先之志に報可申志願に御座候。皇國如何樣英武之御國柄に御座候共、萬一內亂外寇一時に差湊、西洋萬國を敵に引受候而者、終に者聖體之御安危にも拘り、萬民塗炭之苦に陷り候者必然之義、誠に以痛哭慨嘆之極、假にも治國安民之任を荷候職務に於て、如何樣御沙汰御座候共、施行仕候義何分にも難忍奉存候。依之前文申上候通、速に勅許之御沙汰被成下候半者、寶祚之無窮、萬民之大幸

無此上、千々萬々奉懇願候、寔に不堪悲嘆號泣之至奉存候。　尤外夷　闕下江罷出候樣相成候而者深奉恐入候義に付、精々盡力談判を遂、來七月迄兵庫港に爲差控候間、可成丈早々　御沙汰被成下候樣仕度、此段奉奏聞候。

尾張前大納言玄同侯（名は茂德、慶喜卿の弟）の早馬にて京都に上りて、此書面を二條關白に提出したるは、三日の夕刻なり。　將軍は直に江戸歸城の準備を爲したりき。

二條關白は、此辭表を得るや大に驚き、直に一橋、會津、桑名をして評議せしむるとゝもに、一方急に勅使を發し、歸東の將軍を伏見に引き止めて上京せしむ。かくて是日に於る評議の決定により、條約には修正を加へて勅許を與へ、惟兵庫開港を止むることゝなりたり。　此辭表は將軍の獨斷に出でたるものにて、慶喜卿も聞いて驚愕したる由なれど、公卿中の一部には、此辭表を朝廷に頗張らしむる策なりと評して、憤るものもありたりとぞ。　斯くて七日に至り、幕府へ、三港開港御許容ある間、不都合の廉は諸藩協議の上にて取り極むべく、兵庫開港の事のみは止むべしとの勅諭を下され、將軍の辭表

將軍の請書

は、御沙汰に及ばれ難き旨を仰せ出さるとて却下せられたり。よりて將軍より左の請書を差し出し、幕府よりは其由を諸藩に通達す。

臣家茂幼弱不才之身を以大任を蒙り、內外多事之時に膺り、竟に職掌を汚し可ㇾ申、且近來胸痛鬱閉之症相發、難ㇾ堪二大任一奉ㇾ存候處より、叡慮之程をも不ㇾ顧、退任之願書差出候處、難ㇾ及二御沙汰一段被二仰出一、何共當惑仕候。素より決心仕義今更難二思止一、再願仕度奉ㇾ存候得共、猶再三再四熟考仕候處、是迄之不行屆者御咎無ㇾ之、加ㇾ之難ㇾ被ㇾ及二御沙汰一との寵命を蒙、感激之餘り病を押而出勤仕、從前之非を改而日新之德を修、去二浮虛一勉二質實一政道確然と相立、上安二宸襟一下保二萬民一候樣、乍ㇾ不ㇾ及勉勵可ㇾ仕奉ㇾ存候、依ㇾ之謹而御請奉二申上一候

幕府諸藩に方策を徵す

是に於て幕府は各國公使へ對し、老中連名の書を以て、條約勅許の次第と、兵庫開港の事のみは尙關東にて談判すべき由とを答へしに、公使等は初めより事を好むにあらざれば、直に之を領掌し、乃ち八日各軍艦は拔錨して橫濱に歸り去れり。よつて幕府は諸藩に左の如く達せり。

今度外國船兵庫表江渡來中立候趣、何分切迫之次第不ㇾ得ㇾ止義も有ㇾ之、外國

薩藩の條約
勅許の周旋

條約　御許容之義御願被㆓仰立㆒候趣被㆓聞召㆒候に付、至當之處置可㆑致旨被㆓仰出㆒候。就而者一應見込も可㆑承候間、先年相觸候條約書之內異議有㆑之面々者、無㆓腹藏㆒以㆓書面㆒可㆑被㆓申聞㆒候事。

此達の佐嘉に到達するや、政府に於ては、例の如く一應仕組所を開いて議したれど、條約の勅許は早晚なかるべからざる事とて、別に申し立つることもなかりき。公は此事につきて、朝廷幕府の間に種々の事情ありて是非の紛論あるを聞き、畢竟外國公使は常山の蛇勢を布きたるなり、時勢今日の如きに方り、一旦結びたる條約を解くは不可能にして、その結果は徒に彼の利益を增進するに過ぎず、今度の外國公使が請求の中心は減稅にあり、此中堅を打てば左右共に應ずる仕掛にて、幕府は彼の外交術にのせられたるなり、何事も遠慮なければ近憂の生ずるは必然にして、今更意に介すべきことにはあらずといはれたりとぞ。

後に聞く所に據れば、開國の拒むべからざるを覺りし薩藩は、具眼の諸侯越前、佐嘉、土佐、宇和島等のみな貿易に向ひたるに乘じ、越前春嶽侯と協謀し

て諸藩會議を起し、以て條約勅許を決定せんと大久保一藏を越前に赴かしめてその上京を促さしめしに、やがて福井を發せる春嶽侯は、近江の今津驛に到るに及びて、將軍の辭表呈出の報を聞きしかば、毛受鹿之助を上京せさせて、自分は福井に引き返し、ために薩摩の隅州侯も上京を差し控へたりとなり。かくて戊午年以來、時勢に盲聾なる激論のために、幾曲折を經たる條約は、我國にとりて莫大の損失ある條件を增して、竟に勅許あるに至りき。

幕府長州征伐の部署を定む

懸案なる長州處分も此儘にて止むべきにあらず、會津、小笠原閣老以下幕僚の多くは、大に長州を懲すと共に薩摩をも取り挫ぐべく、かくて幕府の權威を回復するにあらずんば、將來此時變の政局に當るべからずとの意氣込なりき。されど稍思慮あるものは、之を非として寛宥の說を取り、諸藩亦その多くは征長の不可を說いて幕僚の意向に同ぜざりしが、其間に長州の重役は、召喚の期限の過ぐるも猶至らざりしを以て、幕府に於ては糾問書を送

幕府長藩に糾問書を送る

るに決し、十一月大目附永井主水正尙忠に目附戸川鉾三郎、松野孫八郎を差し添へて廣島に出張せしめたり。よりて永井主水正は、二十一日長州に對して八箇條の質問をなしゝに、長州よりは宍戸備後介を出して答辯せしめしも、其言更に要領を得ざりしかば、永井は彼が抗拒の決心の固きを知り、先づ其事情を大坂に報道して指令を請へり。是に於て、大坂には防長二州攻撃の手配を定めて、諸藩に左の如く達せり。

幕府防長攻撃の手配を定めて諸藩に達す

毛利大膳父子服罪之義御疑惑之廉有レ之候に付、右御糺大目附永井主水正、御目附戸川鉾三郎、松野孫八郎を藝州廣島表へ被レ遣、大膳末家並に家老共之內、且奇兵隊中之者共同所へ呼出し取糺の上、模樣に依り總人數差出候に付、攻口之割合別紙之通被二仰出一候間、爲二心得一御供萬石以上以下の面々へ可レ被レ達候。

一 御中軍之內一番隊者廣島迄出張、二番以下御先列面々者引續き出張之筈被二仰出一候事。

一 藝州路へ討手、一の先松平安藝守（淺野、廣島四十二萬六千石）、軍目附松野八郎兵衞。

安藝守附屬松平近江守（廣島內證分三萬石）。安藝は人數差出し、近江は出陣。

一御老中先隊、一之先安藝路へ出張、井伊掃部頭（江州彥根三十五萬石）、軍目附黑田五左衞門。掃部頭附屬井伊兵部少輔（越後與板二萬石）。榊原式部大輔（越後高田十五萬石）、軍目附建部德次郎。

一同二之見差圖次第出張、松平三河守（作州津山十萬石）、軍目附能勢惣右衞門。松平兵部大輔（播州明石十萬石格）、軍目附柳生主膳。

一大坂迄出張、松平越前守（越前福井三十二萬石）、軍目附酒井數馬。

一應援差圖次第出張、石州路へ討手、松平備前守（池田、岡山三十一萬五千石）、軍目附田中市郎右衞門。脇坂淡路守（播州龍野五萬石）、軍目附長坂血槍九郎。

一一之先石州路へ出張、阿部主計頭（備後福山十一萬石）、軍目附山岡十兵衞。

一二之先人數差圖次第出張、松平右近將監（石州濱田六萬千石）、軍目附三枝刑部。龜井隱岐守（石州津和野四萬三千石）、軍目附石川八十郎。

一應援差圖次第出張、松平因幡守（池田鳥取三十二萬五千石）、軍目附城隼人。松平出羽守（雲州松江十八萬五千石）、軍目附諏訪左源太。

一一之先隊總督御人數者石州路へ、紀伊中納言殿（紀州和歌山五十五萬五千石）、軍目附落合將監、阿部進太郎。

一上の關へ討手、一之先差圖次第出張、松平隱岐守（伊豫松山十五萬石）、軍目附曾我權右衛門。 松平式部大輔（隱岐嫡子）。 伊達遠江守（伊豫宇和島十萬石）、軍目附竹尾仁一郎。

一二之見同斷、奥平大膳大夫（豐前中津十萬石）、軍目附森川主稅。 松平壹岐守（伊豫今治二萬五千石）、軍目附金田三右衛門。

一下の關へ討手、一之先小倉へ出張、細川越中守（肥後熊本五十四萬石）、軍目附筧助兵衛。 立花飛驒守（筑後柳川十一萬九千六百石）、軍目附安藤治右衛門。 小笠原左京大夫（豐前小倉十五萬石）、軍目附松平左金吾。 小笠原近江守（小倉新田一萬石）、小笠原幸松丸（播州安志一萬石）、軍目附齋藤圖書。

一二之見差圖次第出張、松平美濃守（黑田、筑前福岡五十二萬石）、軍目附小宮山文七郎。 松平肥前守（肥前佐嘉三十五萬七千石）、軍目附酒井官兵衛。

一萩口討手、一之先差圖次第出張、二之見同斷、松平修理大夫（薩州鹿兒島七十七萬石）、

軍目附大岡鐵太郎。　有馬中務大輔（筑後久留米二十一萬石）、軍目附有馬式部。
右之通被仰付、尤松平安藝守、松平右近將監、龜井隱岐守、小笠原左京大夫者人數にて差出し、銘々國邑相守居り、臨機應變之取計可被致旨被仰付候事。
かくて永井等は、十二月十六日より廣島を發して歸坂せり。

征長の派兵と公

公は初めより、叡慮の長州處分の寛宥にあるを承知せらると雖も、幕府の僚吏等は此を機會に是までの失墜したる權威を挽回せんとの妄想を抱きて、自ら窮地に陷りつゝありしを以て、唯々諾々、只此出兵を捉へて藩內の軍制刷新に利用せんと欲せられたり。　前に述べたるが如く、先年總鐵砲の令を發せし以來、閤藩洋式銃陣の步騎砲三兵に改制せられざるべからざるに至りしかど、祖先の實戰に經驗して定められたる軍制には、藩を組織したる綱紀の存するありて、久しく人心に浸潤したる慣法は、容易に之が變動を許さず。　而も當今の形勢にありては、軍の必要は惟攘夷に存し、昔時の內亂自衞にのみ備へたるとは大に其趣を異にするに至りたるを以て、火術組を編成して之を長崎防戍に結付け、更に海軍を起して御番方に附屬し、唯舊來藩

祖先所定の軍制にては時代の變化に應じ難し舊制の破綻暴露す

内の警固に用ゐたる諸組のみ、藩祖の遺制に由りて其儘に存し置かれたり。かくて先年來、諸藩に攘夷論沸騰して自ら内亂を兆するや、逆も大戰とはなるべくもあらざれど、幕威も衰頽せる事とて、是後も斯かる事變は猶續發すべく、旁々我祖先の定めたる軍制にては、時代の變化に應じ得べしとも思はれざりき。現に去年の征長に、先鋒兩組と火術組との精鋭を出張せしめしに、其爲めに平時の政務に缺滯を生じて、舊制の破綻を悉く暴露したり。蓋し古へ戰國時代に當り、鍋島本莊兩村の遺領を繼ぎたる嫡流鍋島左太夫の組と勝茂公の外戚石井一黨の組とが、舊來の村長郷士等を支配して專ら留守を固むるの任に當りしが、其他の藩士中に、政務を掌るに必要闕くべからざる人々をも、別に編して一組となし、以て凡て留守居三組を編制したりき、是其時代に於る適宜の定めなりしなり。然るに偃武以來、漸々武を忘れんとするを戒飭して、尚武の氣象を養はしむべく、藩士組付の選みを重んじたりしを以て、平時政事の職務に適する人材とても、留守居組に編入せらるゝを不名譽となす風あるに至り、よりて要職にありて事務に鍛錬なる人、若し

征長に原田大右衞門多久縫殿の兩組を派す

くは將來文事に有望なる人も、みな留守居組に入るを悦ばざるに至りき。かくて今や知識ます〳〵進みて、既に舊制を蔑視する氣風あるに至りしが、折しもあれ、去年俄に長州征討のために舊軍制を實行するに至りしかば、政務教育等に必要なる人物までも、軍法により編伍せられて出征することゝなり、よりて茲に事務上の支障を生じたるなり。公は、此の實際の教訓を機を逸せず利用し、其年火術組の外に警固組の編制を改め、凡て平時の政治に必要なる人物、及び有望の人材を選みて、其れとなく一の大組を編成し、宗室の鍋島安藝を破格に大組頭となすとゝもに、政府の相談役中野數馬を士組代となし、警固組の一たる名目の下に、新に留守組編成の意を寓せられたり。よりて這次其實際の如何を試みんと、征長の出兵には、他の警固組より比較的火術に達したる大組頭に出張を命ずるに決し、原田大右衞門、多久縫殿の兩組を出張せしむるに定められぬ。

第八十三章　征西の軍敗れ、家茂將軍薨ず

長州幕府に抗して薩摩と和す

長州處分十萬石の削減に決す

慶應二年丙寅、公年五十三歳なり。正月幕府の、大坂に永井主水正が長州糾問の報道に就いて處置を議するや、家茂將軍は特に長州を寛恕してその自省を待たんとの意なりしも、閣老板倉伊賀守、小笠原壹岐守は甚だ之を好まず、幕僚の意見亦寛猛各異りて區々なり。是に於て、將軍の旨を以て二人は京都に赴き、一橋邸に就いて會桑等と共に評議せしに、原市之進(仲寧水戸藩士)を信用せる一橋卿は、公用人梅澤孫太郎と共に稍强硬なる論を主張して長州藩の領地を半減すべしといひたりしも、老中板倉伊賀守等は十萬石を削るに止むべしとて力說するところありしかば、衆議は遂に後說に決し、乃ち橋、會、桑、板倉、小笠原參內して之を奏したり。よりて二月小笠原壹岐守は廣島に赴きて、毛利の三支藩、岩國の吉川監物、及び長州の家老宍戸備前、毛利筑前

薩長の聯合

の六人を召喚したれども、皆病と稱して至らず、宍戸備後介に首席家老の資格を與へて國狀を陳辯せしめ、死を以て封疆を固守せんとし、全藩士亦請願容れられずんば越前にて降伏せる水戸藩士の如くに斬首せられんとて、決心を固めたりければ、壹岐守は其情を探知し、之を慰解するの方を講じて數月を延遷したり。是れ畢竟幕僚が衰退の幕威を强くせんとせるが爲に招ける孽妖にして、所謂自作の孽の逭るべからざるものたり。曩に薩摩は會津と一致して征長を主張したりしが、西郷吉之助尾張總督に說いて撤兵を決行せしむるや、乍ち長州に同情を生じたりしを以て、土州の浪人坂本龍馬は西郷に說きて薩長聯合を謀りたり。かくて兩藩の意思の漸く熟するに及び、長州の木戸準一郎は舊冬密に薩摩人に混じて京都に上り、薩摩邸の小松帶刀が舍に潛伏して西郷大久保等と密議を凝らしゝかば、土佐の坂本龍馬、中岡愼太郎も之に參加し、兵を合せて京坂を固め、會桑を排し長州の冤罪を雪ぎて皇威を挽回すべしと謀り、よりて長州再征の甚だ非なるを痛論したりしかば、薩摩は遂に出兵を辭したり。時に尾張も長州再征を不可と爲

小笠原壹岐守輕侮せらる

しゝを以て、大坂の群議は硬軟紛々たりしが、硬論者は、征長を斷行して、大軍を以て彼を擊破し、然る後薩摩をも併せ挫いて、幕府の權威を回復すべし、若し然らずして、此機會を失はゞ、大事は遂に爲すべからざるに至らんと執著し、會津、小笠原等專ら此論の主張者たりき。小笠原はその廣島に駐在したるころ、征長の非を論じたる廣島藩の年寄辻將曹に沙汰して、蟄塞を命じたるを以て、安藝藩にても之に服せずして戰意なきに至り、之を聞ける識者は、小笠原が局に當るの智謀なきを知りて、益〻之を輕侮せり。幕府の軟論者は之を聞いて憂苦し、ために意見は愈〻一致を缺きたり。

將軍の內使佐嘉に來る

幕府の、長州處分を決して、小笠原閣老を藝州に下向せしむるに當り、公及び土佐の容堂侯を京都に召して善處の方を議せしめ、以て衆論を協一せんとの議朝幕の間にありしが、其事は遂に行はれずして止みたりき。されど、家茂將軍は、幕議の和諧せずして取捨に惑ふを憂恐し、乃ち大小目附を長崎

將軍公の上坂を慫慂す

奉行に遣はすに託して、公の上坂を慫慂せしめんとせり。よりて三月朔、大目附田澤對馬守(政績)、目附松浦越中守(信)の兩人は、長崎より諸富津に來航して呉服町の本陣に著し、以て公に面謁を求めたりしかば、公は之を欄干の待賓館に延き、疾を力めて對面あり。されど彼等は內密の使とて、將軍の直旨を含める大目附なれども、他の例の如く控所に茶菓子を供して閑室に通したりき。齡初老をすぎたる田澤は、去年立花若年寄の兵庫に於る英國公使との談判に參座せし人にて、松浦は强仕に近く、去年條約勅許の命を大坂に傳へし人なり。かくて彼等は肩衣を著用して公に對顏し、人拂ひにて將軍の親書を渡し、密談に時を移したりしが(是日近侍長には橫山平兵衛遁へり、人拂ひには其室を閉ぢ、口の處に近侍長伺候す、近侍は距離を隔て〻扣ふ、編者も其中にあり)、其應答の何事なるかは知るを得ざりき。將軍の直書は左の如し。

爾來愈御無事歡忭之至に候、先年者文武承二指顧一、今に滿足致し候。尙又當節預二敎諭一度、殊に當今の時勢故、及二示談一度事件も有レ之候間、老年別而大儀に存候得共、早々登坂有レ之候樣致し度候、猶委細は使之者より可二申述一候也。

將軍の慫慂に對する公の答諭

歸城の後自ら左の答書を認められし公は、四日再び待賓館にて田澤松浦の兩監察に會見し、委しく答辭を陳べて之を手渡しせらる。

此節長崎爲御用大御目附田澤對馬守、御目附松浦越中守、被差遣、滯泊中爲運用佐嘉江被差廻候節、右兩人御含之次第被爲在候由に而、去る二日右兩人より御內書相達、難有奉拜見候、且又御含之次第、委曲奉拜承候。　右者先年文武之御相談被仰付候に付、格別に被思召、此節も態と表向にも不被仰出、御內書を以被仰下、實以難有仕合奉存候。　就而者卽可奉應手御內命之處、素より不束之義者申上候迄も無御座、近年猶更病身罷成、何分御用相立候義も有之間敷、右者委細對馬守、越中守迄申上置候間、御承知被遊度奉存候。　總而右等之義者閣き、第一大政向きに付而者兼而一橋殿御輔翼も被仰出候事に而、殊に天資英邁とも可稱程の御方候得者、萬事御打明御相談被遊候方御當然之御義と奉存候。　且又松平大藏大輔に者家柄と申、先年總裁職をも相勤人柄に候得者、差付も被召登、是又萬事御相談被爲在候半者可然哉と奉存候。　然るに凡劣老羸之私被召登萬一時務邊之御事抔御

局外よりの容喙は當事者の疑惑を深からしむるのみ

尋被爲在候共、不束之私何歟申上候義も無之。殊に御大政向之義者其職掌有之義候處、御尋と者乍申、局外より何歟申上候樣に而者、當局之者却而疑惑を生じ、御政事向御手縺と相成候而已ならず、萬一御賢德之累と相成候而者決而不相濟。　上には先年文武御相談被仰付、毎々登城も仕候に付、格別御懇に被思召、右樣被召登候義も可有御座候得共、世態人情に於ては却而然間敷哉と奉存候。　總而前段申上候通親藩之二賢儼然有之御事候得者、萬事無御腹藏御相談被遊、其上者御都合次第に有名之諸侯をも被召登、其節に至り、若哉先年より別而御懇之義をも被思召出候半者、乍不束私をも被召登候半者御都合可然哉と奉存候。　總而此節御內書之義者表向有司之手を經候義に而も無之、全御內々之御事に而、更に他人之相心得候筋合に無之に付、今一應得と御熟慮被遊方に者被爲在間敷哉、右樣申上候得者、老年に相及遠路罷登候義を難澁故、申上候樣にも可被聞召哉に候得共、全左樣之儀に而無御座、實に天下之御爲不可然哉に奉存候に付、申上義に御座候。　右者閑叟より申上候義に而者無御座、文武御相談之場に而私

薩長公を憚りてその眞意の捕捉に苦しむ

を離れ申上義に御座候間、何卒今一應得と御熟慮被遊度奉存候、以上。

三月四日　　松平閑叟

公は水戸老侯、薩摩先侯の相繼いで世を去るに及び、雞群の一鶴として天下の名望を集められたれば、其進退は關係するところ甚だ廣く且つ重かりき。蓋し先年來薩長の離合反覆を事とするや、相合ひ相離れて和合と軋轢とを驟變する走馬燈の如く、而も時局に對する定見に至りては、有志の識者の批評に苦しみしもの少からず、旁〻天下は齊しく公を具瞻したり。公は不偏不黨よく其主義を貫徹し、外交の正門たる長崎を萬里の長城の如くに固められたりしを以て、天皇は西顧の憂を忘れて公を信賴し給ひ、公卿亦長崎を放念して杞憂を除きたりき。前年攘夷期限の布告あるや、彼地は外交隨一の要港たるに拘はらず、朝廷よりはその布達なく、後に至りて其手落なるに心付かれたるに徴しても、亦公の威信の衆畏敬の的たりしを知るべきなり。されば公を憚る色ありし薩摩も、公の意を窺ひたりし長州も、公の態度の愼重なるより容易にその眞意を知る能はざりしかば、去年兵器購入のた

公の氣宇

め長崎にありし長州の井上聞多も、木戸準一郎へ書を寄せて『肥前の國論は例の如く更に相分らず。』と言ひ迸れりとなん。蓋し、公はその態度睡虎の畏るべきが如くなれど、意識の純粹洞明なるは、王新建が浮雲行大空の氣宇を以て自ら許されたるに負かず、夙に、世界の國勢を照破して、自藩を結束し、之を展べて全國を一致し、以て外國の乘ずべき釁なからしめば、國威を海外に宣揚する決して難からずとの理想を確立し、京江間に周旋して公武合體を期成せられたりき。されば、幕府の政務御委任によりて、忽ちその驕心を增長し、内には紀水兩派相軋るあるに拘らず、佛國の援を恃みて自强を圖りたる如きも、その形跡は、十目の現る所となりて海内の憎嫉を招きたりとはいへ、征長に威信を失ふに及んで其威光は益、薄らぎたりしかば、時に猶其餘威を振はんとするあるも、聰明なる公は、最後の運命を促進せしむるものと見透かされたるを疑はず。去年來薩長の親和するや、英國は佛國の裏を書いて是と握手せんとするに至りしが、その策源地は長崎にして、而も英商グラバ其紹介をなしたれば、該事は既に公の耳朵に感ぜられたるところなる

公の外藩の大政に容喙するを否とするは已に萬延の昔にあり

べく、田澤松浦の長崎行も、或は其、廉訪の爲めなるやも知れず。されど公の胸宇は行雲の如くなりしを以て、若年の將軍が苦しき時の神頼みにて、此の如く內使を派したることなれば、心を披いて應對あり、終始平和に閑談を交換せられにき。

良醫の病を治するや、藥劑を以て其體質の健康を補助し、以て病根の驅除に力むるのみ、體質のつゞかざるは命數の盡きたる所にて、亦如何ともすべからず。公の朝幕に對するも亦此の如し。擧國一致、以て富强を勉め外患を防ぐべしとの理想は、徹底的に實現せしめざるべからず、外には一致を責めつゝ、內に分派相疑ふは、これ卽ち自滅の道にして、その釁を外國に啓くものなること、多く辯ずるを須ひず、今や時局は益、困難を重ぬと雖も、幕府の自ら其組織ありて治體をなす以上、遽に親藩を排して外藩の將軍の大政に容喙するは斷じて不可なりとは、既に萬延の春井伊大老遭難の時に田安卿始めに對して明言せられたるところにして、その理義は今に至るとも論るべきにあらず。されば這次の答書にも、局外者よりの助言の、當局の疑惑を生じ

て政事の縺れと成り、ために賢德を累はして、世態人情に決して宜しからざることを説明し、以て親藩の一橋、春嶽に萬事を御相談遊ばすべしと懇々勸告せられたるにて、文武御相談の場にて言ふとまで懇懃に述べられたるは、公の感化力のすぐれたるを觀るべきにぞ。此時內使に與ふる返翰は、機密に參する二三の人には之を示されたらんと雖も、親ら其書を認めて兩監察に渡さるゝまでは、僅に一日を隔てたるのみなりしを以て、答書の內容は凡て公の胸中に出でたる者と謂ふべし。かくて此事の佐嘉の外間に洩れ傳はるや、使命の何事なるを知らざることゝて、佐幕論に對し憤慨を抱ける者は、閣僚の公を引き出して自己を窮境より脫せしめんとするかと危ぶみ、よりて公の將軍の文武相談を斷然拒絕あるべく希望するの論をなしたりき。

是月、公の姉、宇和島の伊達宗城侯內室直姬病重り、前月二十八日五十九歲にて逝去ありし訃音至る。公の病氣も亦兎角に勝れざりしかば、花侯の過ぐるに及び、二十一日より柄崎の溫泉に赴きて、二週間入浴をなし、例の如く山谿の新綠間に清新の空氣を吸收して運動徜徉せられたりき。其間に成

りたる絶句の二三を錄すれば、

浴泉十日宿溪房、新竹擁窻苦氣香、病來始悟養生訣、不在仙方在睡方。

澗上花飛新綠柔、春衣好作浴泉遊、孔門碌碌三千子、點也當年第一流。

京攝風塵結未消、堪嗟時事隔靴搔、誰知山靜日長處、一任閑人眠得牢。

鍋島安房歿す

斯くて四月七日歸城あり。二十一日、久しく執政と爲りて政務敎育を輔けたる公の庶兄鍋島安房茂眞歿す、年五十四歲なり。

將軍公に物を賜ふ

將軍公に褒賜あり

田澤、松浦の大小監察は大坂に歸り、公の疾を力めて面會、委曲に陳述せられたる事を家茂將軍に復命せしかば、將軍より老中へ內命ありて褒賜ありしが、之に添へたる封書に

小簡付上、薄暑之候愈御安靜雀躍之至存候。先般御內使者被遣候處、折惡敷時候御障之由、然に押而每々御逢、當今之事情御勘辨、總而御爲筋厚御酬酌、巨細に御使之者へ御申被諭、尙御封狀にも時務御深切被盡候段、不一通

御滿悅思召候、先從二拙者共一宜申せとの御沙汰に御座候。隨而其後御不快如何哉と被二御案思一、御尋問申せとの御事に御座候。此御茶、御菓子、御硯被遣候間、御拜納可レ被レ成候。御陣中故不レ被レ任二御心一、御平用之御品に候得共貴所樣に者兼而御懇に付被レ進候。此段申進度匆々如レ是御座候謹言。

四月十八日　伊賀守

（其外老中連名略）

閑叟樣

再白全國之御爲、順時御自重祈望存候、何れ不レ遠拜眉に餘念之縷々可二申述一候、不具。

右に對する公の請書

陣中なればとて將軍の常用の物を賜はりしにて、殊に懇親敬重せる情好を表したるものといふべし。該褒賜の授與には、大坂邸の聞役を喚び出して、此事は祕密にして他に洩さゞる樣にと特に注意するところありたり。かくて此賜品は五月十二日佐嘉に到達したるを以て、公よりは左の請書を差し出さる。

尊翰忝拜誦仕候、今程向暑之節御座候得共、先以愈御淸穆御精勤奉二恐賀一候。然者先般御內使者御下向之節、不束之愚存申上候處、御滿悅被二思召一候旨被二相達一、誠に以奉二恐入一候次第御座候。且又右之節所勞罷在候に付、右爲二御尋一、御茶、御菓子、竝御硯拜領被二仰付一難レ有仕合奉レ存候、硯之義者結構之御品柄永ク家寶に仕義に御座候。先者右御禮申上候間、御序之節御前宜敷被二仰上一被レ下度奉レ願候。此段申上度如レ是御座候、恐惶謹言。

五月十八日　松平閑叟

松平伊賀守樣

其外略之

公は、前年上京して主上の厚き信任を受けらるゝや、薩長の軋轢にて、京師の猜忌嫉妬の場となりたるをも顧みず、國威宣揚を圖るには、擧國一致の大綱の下に、公武合體して諸事を幕府に御委任あるべしと內奏して、主上の御嘉納を蒙られしに、柳營には、紀水の兩派互に相軋りて、遂に征長事件を引き起したりしかば、公の主張は全く齟齬したりき。されど將軍は苦悶の極、遂に

公の將軍の内使に口述したる意見

公の名望に頼りて之を調和せんと、内使を遣はすに至りしかば、公は此際親藩の和協一致を失ふやうの事ありては、至尊の御委任に對し奉るも恐多き次第なれば、外藩をして決して容喙せしむべからず、橋、越は賢明なる人なれば、よろしく腹心を披いて大政を議せらるべく、尚他に大問題あらば、前度の如く有名の諸侯を會して議定せしめ、以て凡てに公平純正の態度を失はれざらむことを要す、近頃外間には佛國が幕府の援助をなす風說あり、虛傳には相違なけれど、假にも外國の力を假りて内亂を鎮むるが如き、他の窺窬を開く様のことは、必ずこれ無からんことこそ望ましけれと、内使に口述せられたりとぞ。將軍の深く公を敬重したるは是等の意見を建白ありたればにて、ために爰に厚き内賜に及びたるなり。此頃公の詩に

擲却胸中萬卷書、年來事業付樵漁、山齋花落春眠穩、偏喜皇家結網疎。

午檐醒來夏日長、滿園花竹遶書堂、英雄不問經綸策、閑却當年張子房。

當時朝廷にも幕府にも、外國の形勢に處する方策確立せず、諸藩亦機に投じて政權爭奪を目前の業となし、其論議して爭ふ所の更に要領を得ざるより、

公の經綸もために徒爾となるべきを以て、其爲すなきの意をかく寓せられたるなり。

長藩の暴動

長州征伐に決して毛利父子の罪名を移牒す

征長の軍諸路に敗る

廣島には、小笠原壹岐守の威嚴なきため、長州の支藩は召喚に應ぜす、藩内の士民亦痛憤の餘に暴動を起して、四月の初め兵器を帶して脱走したれば、彼は遂に如何なる事態を引き起すか測り難しと屆け出でたり。斯かる處に、長州の浪人立石某百餘人備中に至り、倉敷代官所を燒くとゝもに蒔田氏の淺尾陣屋を襲擊したりしかば、五月小笠原は宍戸備後を拘留したり。かくて大坂の幕議は長州征伐に決定したりしかば、六月一日老中より左の通り達せり。

毛利大膳父子御裁許別紙之通今朔日申渡候、此段爲心得相達候。

毛利大膳

毛利長門

毛利興丸

毛利大膳、毛利長門家政向不行屆、家來之者黑印之軍令狀所持、京師江亂入禁闕江發砲候條、不恐　天朝所業、不屆至極に付、可被處嚴科處、任用失人、益田右衞門介、福原越後、國司信濃於出向條々之主意取失、及暴亂候段、罪科難遁深恐入、三人之首級備實檢、猶參謀之者共斬首申付、寺院蟄居相愼罷在候旨、自判之書面を以申立、其後御疑惑之件々相聞候に付、大目附御目附を以御糺問之處、彌恭順謹愼罷在由申立候趣者御聞屆相成候得共、元來臣下統領之道を失ひ、家來之者至犯朝敵之罪候段其科不輕、不埒之至に候。乍去祖先以來之勤功被思召、格別寛大之御主意を以御奏聞之上、高之内十萬石被召上、大膳者蟄居隱居、長門者永蟄居被仰付、爲家督興丸へ二十六萬九千四百拾石被下候。家來右衞門介、越後、信濃家名之義者永世可爲斷絶旨被仰出之。

是れ統領の道を失ひ、家來の者に朝敵の罪を犯すに至らしめたるは、其罪科輕からずとの判定によりて、再征すべしといふにあり。是に於て紀伊中納

征長につきて勅語下る

言茂昭侯征長總督、老中松平伯耆守宗秀參謀となりて廣島に進發し、小笠原壹岐守は直に小倉城に赴いて九州の軍を指揮す。七日朝廷より左の勅語を下さる。

毛利大膳父子裁許之義、先般經天聽其末申達候處、及違背候に付、問罪之師被差向候段被遂奏聞被聞召候。大樹に者長々滯坂、此上模樣に寄進發にも可及大儀被思召候、速に奏追討之功奉安宸襟候樣、討手諸藩江も可申聞旨　御沙汰之事。

是日幕府の軍艦は周防國大島郡を砲擊して松山藩の兵を上陸せしめしに、十二日に周防の兵は海路より之を砲擊して全島を復したり。

佐嘉政府にては、出兵の命に接するとゝもに、兵糧は外府より、軍用金は內府より出すに決定し、且つ鍋島上總に命じ、原田、多久兩組の兵を引率して、三の見として筑前の木屋瀨まで出張すべくその用意をなさしむ。既にして長防の四境は戰を開きしが、藝州、津和野兩藩は長州に欵を通じ、長州の遊擊隊は藝州路に先鋒井伊、榊原の兵を、石州路に濱田の兵を破りしかば、松平伯

諸軍振はず
途に松平伯耆守兵を罷む

耆守二の見の兵を繰り出さんと令したり。されど彼等は敢て出でざりしに、出兵の諸藩より貢米若しくは取換金等を續々願ひ出でたりしかば、伯耆守は其兵を檢したるに、いづれも火繩筒を執るもののみなりき。されば長州の兵の、農民穢多に至るまで、いづれもミニー銃を持たしめられゐたるため、戰を交へし各路の兵は皆振はざりしかば、二十七日に至り、松平伯耆守は俄に宍戸備後を放還して兵を罷む。紀州總督は斯くと聞いて其專斷を憤り、兵機を妨ぐとて、七月五日急使を以て大坂に辭職を申し出でたり。當時薩人の英國兵船を雇うて密に長州を援くる風聞ありき。

九州にては、六月十七日長州の奇兵隊馬關の海峽を渡りて豐前の門司田之浦を攻め取れり。小笠原壹岐守は、小倉にありて九州の兵を督せしが、公は壹岐が才子にして能辯なるを聞き、愚鈍にして吶辯なる者を選拔して閒次となし、堅く之を戒めて、假令如何なる命を受くとも、唯國許へ申し遣はして差圖を得たる上にと答へ、決して他を言ふ勿れと諭して、小倉へ出張せしめられき。時に肥後藩も進擊を好まずして、因循月を踰えしが、七月十七日

我藩兵を進めず

長州の兵の小倉城に攻め寛るに及び、九州勢の先鋒肥後の兵は少しく接戰し、死傷者を出すや直に引き上げたり。壹岐守は之を聞いて怖れ、我が聞次に、急に、二の見の兵を進むべく通知すべしと命じたれど、聞次は國許へ申し越して差圖を得たる上にてと答へたりしかば、壹岐守はあせりて自ら彼に面會し、今は斯く斯くの戰狀にて危急の場合なれば、直に兵を進められよと總督の人に申し次ぐべし、その事情は云々とて、辯を盡して諭告すれども、彼は只委細其由を國許へ申し越したる上にとのみ答へたりしを以て、亦如何ともすべからざりき。兎角する間に長州兵はます〳〵競うて小倉城を攻め、城主小笠原左京大夫忠幹は山後の香春に移れり。此戰鬪中、佛國の軍艦は小倉の海に遊弋し、陸上の聲援をなすもの丶如くなりき。

将軍重患に陥る

家茂將軍薨じ、一橋卿の内使來る

大坂城には、六月の初めより家茂將軍病に罹りしが、下旬には重態に陥れりとの報ありしを以て、公は七月二十一日使を差し立て丶板倉閣老まで左

の書簡を贈らる。

一簡謹啓仕候、陳者公方樣先頃より御違和之趣奉傳承、如何樣之御事候哉と深御案思申上候。近來之御容子如何被爲在候哉、漸々秋氣をも相催候得者、極而御快方被爲趣候御事と者奉存候得共、當折柄に付、一刻も御急快被爲在候樣奉拜祈候。兼而御存知之通於野子者別而蒙御懇命居候故、別段之譯を以、御内々奉伺御機嫌度使者差出候間、御前宜御執成被下度奉拜希候。此段爲可得尊慮如是御座候。草略之體何分御諒恕奉希候、恐惶謹言。

七月二十一日　松平閑叟

板倉伊賀守樣

かくて既に二十日將軍は薨去したれども、戰爭中なるを以て喪を祕し、此使者と引き違へに左の達ありき。

公方樣御儀此程中より御不例被爲在候處、追々御疲勞被相增候付、此上御危篤にも被爲至候半者、御相續之義一橋中納言殿江被仰出、且防長御追討

之義者至急に付、爲₂御名代₁御出陣被₂成候樣被₁₂仰出₁候。右之通被₂仰出₁候間可₃被₂得₁其意₁候。

一橋卿相續定る

一橋卿相續して軍事を引き繼ぐべしとは、會津、板倉によりて主張せられたるところにして、内議は未だ之を決するに至らざりしを以て、二十八日二條關白より勅允を請うて此の如く定めたるなりといふ。

此頃石州路には、長州兵濱田城を陷れ、九州にては八月朔日豐前路にありて亦小倉城を陷れしを以て、小笠原壹岐守は船に乘りて長崎に走り、ために九州の兵は悉く解散して還りたりき。されば廣島在駐の紀州總督は、進退に窮したるもの丶如くなりしが、大坂にては因州、備前兩侯、會津を京都より斥け、小笠原を責罰して諸軍を引き上げらるべしと建白せり。かくて八日一橋慶喜卿參内し、御劍を賜はり、綸言を蒙りて進發せんとしたりし折しも、諸道より敗報頻りに到りしかば、十六日慶喜卿は參内して征西を辭せるを以て、朝廷にては小御所に會議を開き、主上にも親しく簾内より聞し召されて、遂に之を允許せらる。是に於て幕府は征長の兵を弭むるに決し、十八日

征長の兵を弭む
將軍の喪を發す

軍艦奉行勝安房守義邦(元麟太郎)をして、海路廣島に赴きて止戰の談判を爲さしめ、二十日に至つて將軍の喪を發せり。家茂將軍は春秋二十一歲なり。柩は江戶の增上寺に歸葬し、和宮は是より靜寬院と稱せらる。

初め慶喜卿は、原市之進を信用して專ら畫策を爲さしめしかば、彼は公用人梅澤孫太郎と共に事を用ゐたり。我藩の國事探訪として在京したる長森傳次郎は、性極めて眞摯、國事を憂ふる切なれども、權詭の才に乏しかりしかば、薩長が誠意なく、外國の我を窺窬するを覺らずして、徒に幕府を苦しむるに力めたるを憎み、原等に交りて之を論ぜしを以て、彼等は公の意見も亦此にありと揣測し、よりて心を傾けて長森と相談しゐたり。かくて幕僚栗本、小栗等とゝもに薩長を挫き、諸藩を削弱して郡縣制となさんと密謀し居たる原は、長森によつて公の意思を推量するとゝもに、是春公が將軍の內旨に答へられたる言をも仄かに聞知したりしが、其公平穩健なる意見に服したるにや、越前春嶽侯と和諧して長州再征の兵を弭むるに決したりしかば、

慶喜卿公に內書を送る

慶喜卿は梅澤孫太郎に內書を齎さしめて、勝安房守と共に西下せしめたり。

よりて梅澤は直に佐嘉に來りて、月末に呉服町の旅館に到著し、一橋中納言の自書を齎したる由を報じて、公に謁見を求めたりしかば、公は晦日闌干の使者屋に於て對面ありしが、梅澤より差出したるは左の書付なり。

今度國事至急に付御上京有之候樣御賴申入候、委細之義者孫太郎より可申述候間、御聽取早々御發途之程待入候、以上。

八月十七日　中納言

閑叟殿

公は例の如く人拂にて梅澤の密談を聽きて答ふる所ありしが、翌九月朔直に左の返書を認めて渡さる。

尊翰謹而奉拜見候、秋冷彌增御座候處、閣下益御安泰奉恐賀候。然者梅澤孫太郎方を以御含之次第奉拜承候、委細孫太郎方迄御答仕置候間御承知可被遊候。先者御請迄草布如此御座候、恐惶謹言。

公は將軍の薨去を聞いて痛く之を惜まるゝと共に、是を以て兵を弭むるの機會となし、堯典の眚災肆赦怙終賊刑の語を引きて、刑罰は機宜を失はずし

公將軍の薨去を弭兵の好機會とす

直に之を加ふべし、かくせば輕しと雖も衆を威すに足る、然らずば重刑を行ふとも必ず人を懼れしめず、幕府の長州に於る、初めより屢〻機宜を失ひ、遂に長人をして必死防禦の心を生じて、自然に罪を重ねしむるに至らしめ、以ていよ〳〵重刑を用ゐざるべからざるに馴致したる以上、是を姑終となして嚴重の處分を行はんとするも、彼は數百年來領有し來れる防長二州を豈容易に放棄せんや、予と雖も槍鋒に血を濺らすにあらずんば決して渡さじ、されば征長のことは徒に血を流して武を黷すに了らん、斯かる事は英雄の最も避くる拙謀とす、今や此の喪に遭ひたれば禍を轉じて福となし、機宜を失ふなく眚災肆赦をなして、是までの處分の誤りを正すべきなりと左右に語られき。梅澤の使命は何等の內意なりしかを詳にせざれども、必ず征長の兵を弭め、有力諸侯の會議を起して、善後の策を定むべしといふにありたらんとは、卿自書の文面にて推知せらる。此事は、前の公が家茂將軍の自書に對する答書に明かなれば、固より異議は無かりしなるべし。

弭兵の交涉成る

幕府兵を弭め、薩長協和す

一方勝安房守は、八月二十一日藝州廣島に著して、藝州侯によりて此旨を長藩に傳へ、以て其より周防に至りて岩國の吉川監物と談判せしに、本藩よりは廣澤兵助、井上聞多等を遣はして、九月二日嚴島の本願寺に勝と會見せしめたり。よりて安房は、今や將軍薨じて國內は多難となり、海外列國はいづれも釁を窺ひて侵略の機の到來を待てり、されば印度の覆轍につきて大に鑑みるところなかるべからず、卽ち宜しく大政を一新して皇基を恢宏し、以て我邦獨立の根柢を確立すべきなり、一橋卿の意は實に此にあり、此度弭兵の令を出されたるも一に之が爲めのみ、されば卿等も亦兵を收めて追擊する勿れと陳じければ、廣澤は答へて、弊藩には他を侵掠するの意思は毫もあるなし、從つて幕府の大故に乘じ、兵を弄するが如き事は斷じて爲さゞる所なり、幕府に大政更新の意あらば、我藩は其實行の彰著ならんことを望みて息まずといへり。かくて茲に弭兵の交涉は全く協定せられしを以て、諸

公時局に鑑み米千石を出して軍費の一端に充つ

軍は廣島を撤して歸藩し、老中よりは左の通り諸藩に達せり。

大樹薨去上下哀情之程も　御察被遊候に付、暫時兵事見合候樣可致旨御沙汰候。就而者是迄長防に於て隣境侵掠之地早々引拂鎭定罷在候樣可取計候事。

是は朝廷よりの御沙汰にして、幕府は之に添へて左の書を達す。

別紙之通　御所より被仰出候間、取計方之義松平安藝守江相達候、此段爲心得相達候。

此令を下したる一方には、諸侯を集めて會議を起すべく謀れり。

公は時局のます〳〵蹇難に陷るを見て、今後內亂破裂のために派兵の頻發すべきを慮り、よりて此際軍費の準備を必要となして、十六日左の如く仰せ出さる。

當折柄富强の基本屹度相立候樣諸仕組相整候はでは不叶に付、思召を以御賄料米六千五百石之內より當分米千石被差出旨被仰出。

是まで貯蓄ありし軍用金は、今や內庫に積りて巨額をなすに至りたれど、其

公の宿痾頑固なる胃腸加答兒に變ず

は非常の準備にして、目下の筑前木屋瀬出兵の如き臨時の派兵に使用すべき性質のものにあらず。よりて、此く自己の隱居料を節減して其費用に加へられしにて、亦藩中をして時勢の艱難なるを知つて、自ら撿束せしむる意に出づ。是に於て內外の役々申合せ、更に冗員冗費を痛減して、軍用費の貯蓄に力めたり。

然るに公の宿痾は、此の如き時態となるに拘はらず、頑固なる胃腸加答兒となり、よつて相良弘庵は蘭醫ボードインと謀りて輕減の方をなしたりしも、效驗遲々として意の如くならず、時に痙攣あり、時に下痢ありて、營養の不足は遂に神經衰弱を併發せしむるに至りき。されど公は天資の氣象にて之を包み、勉めて恬淡に日を遣り、時には攝生の爲めに每朝近郊を騎乘して村家の趣味に接し、時には途上自ら少年の野菜を市場に擔ふ者を呼び止めて三ノ丸に持ち行けよと言はれ、時には老農の野菜畑に培するを見て馬を駐て培養方の問答をなされしが、其際渠が朴實に手をつかへて言上せむとするや、公は仕事をなしつゝ話せと言はれたりき。かくて午後は、まゝ城下を

乘り廻らるゝか遊獵に出でられしが、夜は又市内を微行せられたりしを以て、城下の士民も親しく公の容體を仰ぐを得たりき。されど公の時局に對する憂慮は、必ず精神を刺戟する强かりしなるべし。

征長と英佛の後援唆動

曩に薩長の攘夷を斷行するや、彼藩は忽ち恐怖心を生じて、始めて外國の形勢の犯し難きを覺りたりしが、それとゝもに僞に英國に結びて、彼の野心に投合するを敢てすべき懸念あらしむるに至れり。よりて公は、この點を深く憂慮ありしに、一方又幕府は、從來怠慢に付し來れる軍備を佛國に賴りて整備せんとするとゝもに、其力を假りて自己の失墜したる威勢を張らんとするに至りしかば、公の憂念は益、深きを致しき。然るに果せる哉長州再征の事起るや、薩摩が出兵を拒み却て長州に結合したる背後には、英國公使私に之を唆動し、自ら汽船に乘りて、馬關より鹿兒島に赴きたると同時に、佛國公使亦長崎に至りて其跡を探偵し、佛船小倉の幕軍に來援したる形跡ありしを以て、長崎より其等の報道に接せられし公は、或は印度の覆轍を踏まんかとて、衰弱したる神經を更に刺戟せられたるが如し。時に藩政は讓國

江藤新平薩長に結ぶべしと說く

後より保守的となり、新事業を中止して、惟財政の整理に勉め、持重を以て人心を緩和せんとのみ計りて、氣慨ある人士を抑制せんとする傾ありしかば、旁々公は之を制するに力めて內部の動搖を生ぜざらしめられたりしを以て、人氣は日に月に激昂し、動もすれば破裂せんとする徵候あるに至りけれど、名望高き公を載きたれば、闔藩諸藩の擧動を淺薄なりとなし、公の力に賴らば活動の餘地あるべしとて、荏苒日月を經過したり。

長州が幕軍と開戰したる時、江藤新平は薩摩が長州を援けたりと聞いて、是必ず虛傳にあらずと爲しゝが、佛國船の小倉に來往するを聞くに及び、宜しく是を口實と爲して我繰り出したる兵を引き拂ひ、以て薩長に結びて早く四方經略の處置を決斷せらるべしとて、魯國の彼得大帝、秦の孝公が大計大法を遺して子孫繁榮の基をなしたる例を引き、子孫に遺すべき太公閣下の大功業を樹つべしとの一篇の論策を、內相原田まで提出せり。又長崎にありし副島、大隈は、薩摩の外國の形勢に覺醒したる以上、幕府の失墜したる威令は到底時局を濟ふに足らざれば、早く之を倒して大政を革新すべく藩

此兩三年間に於る公の胸中には慘憺たる苦心存す

論を一致せしめらるべし、蓋し諸藩有力の識者にも之に同意するもの多く、彼等は密に英國によりて佛國の干渉を抑ふべく計畫せり、今は實に其企畫の熟しつゝある時なりと、總裁鍋島河內によりて公に報告したり。公は、幕府の譜代吏僚等が、常に小策を弄して、其運命を自ら短縮しつゝあるを認識せられたれども、一方是までの島津、毛利等の實績の如きも、惟權勢爭奪を謀る以外に、何等大政の革新に一定の經綸ありとも思はれざれば、是とても能く諸侯を統一して國威を宣揚するを得るや覺束なしと爲し、よりて其等の運動には餘り氣乘りせずして日を送られたり。是に於て學館派の大木、楠田等の如きは、先づ幕府を倒して皇政に復し、然る後に懦弱の諸侯を結束して國威宣揚の策を立つべく、卽ち此際先づ破壞を斷行すべしと論じたりしが、保守派は其論の過激なるより之を危險とし、殊に監察は長崎にある副島、大隈等の擧動に常に注意したるを以て、側目附、郡目附の徒は彼等に阻害を加へんとしたれども、鍋島河內は公の內意を承け、窃に聲息を通じて彼等を庇護しゐたり。此兩三年間に於る公の胸中には、甚だ慘憺たる苦心存す。

蓋し公は、公武の重寄を受けて、全國一致を標榜せる以上、もし自藩の統一を失ふが如きあらば、他に對して最も恥辱たるべしと爲し、よりて極力破裂の防遏に勉められたるものゝ如し。されば若し公をして、健康、英氣鬱勃たらしめば、必ず驚天動地の快擧ありしならんに、僅に病軀を扶け、勉めて恬淡自適を以て日を送らるゝの外なかりしは、實に千古の恨事たらざるべからず。

かくて公は、秋涼には例の如く河上の年魚鵜飼を觀て、十可山房の腰掛に宿せられたりしが、其時左の口占などありき。

長鑱釆藥北山陰、露濕簑衣日半沈、不須松下問童子、唯向白雲深處尋。

清溪一道似拖繩、隔岸梵樓呼欲應、最好暮山將紫際、半川斜日曬魚鷹。

是皆公詩集中の傑作なり。公の神經衰弱は、英氣の減じたるによりて却て詩に精彩を發せしめたりといふべく、是等は多少の感慨ある作なりとす。

第八十四章　慶喜卿將軍宣下

公の外國事情講究

石丸馬渡二生密に海外に航す

公の最も懸念せられたるは、英佛兩國の事情なるべし。由來公は、西洋知識を得んと、既に十三年の久しきを是が教誘に勉められしを以て、次第に洋學の人物輩出したりしが、公は又、幕府の使節を外國に遣すや、人を選んで每に隨行せしめられしかば、歐米視察に赴けるものは六人を超ゆるに至りたり。尤も彼等は只自己の知識見聞を廣めたるのみにて、其耳目したる所を筆記譯述して普く之を世に知らする者とては乏しかりき。かくて銃砲、戰艦もしくは理化、工藝等の物質的文明は、年々向上するに至れりと雖も、政治、經濟、法律、敎育等に至つては猶晦かりしを以て、石黑寬二、小出千之助を得て是等の方向の飜譯に當らしめ、以て公の當用を辯じたりしが、是年に至り長崎に在て英語通譯に當りたる石丸虎五郎、馬渡八郎の兩人失踪したりしか

二生の密航は公の意圖に出づ

ば、目附よりは之を劾告したりき。探聞の結果、彼等は英商グラバの船に投じて英國に渡航したる形踪ありたればなり。蓋し我藩は鎖國の法最も峻嚴にして、許可を得ずして他國に出づるものは、必ず重科に處せられたりしを以て、かゝる天下の大禁を犯して外國へ出奔する如きは、俗吏等の吃驚措を失ふ所以たらざるべからず、さてこそかくは彈劾に及びたるなれ。公は素より法を守るに嚴格なれば、表面には敢て之を輕々に看過せられねど、鍋島河內に諭して、近來諸藩の內情を觀るに、豫て聞き及べる如く、鎖國の禁を破りて歐米諸國に渡航するもの少からず、これには裏面に種々事情のあることなるべし、されば英商グラバが私費を以て石丸、馬渡を本國に遊ばしめたるも、亦必ず深く仔細あるべく、他日之を了解するの機あるべきにより、先づ平穩になしおくべし、今日の狀態は徒に膠柱の沙汰あるを許さずとて、事實に於て沈默に付せられたりしが、安んぞ知らん、其實は、公が河內に意を含めて、彼等を渡航せしめられたるなりとは。

公は幼年より儉素に身を持して聲色巧技を全く斥けられしかば、平素唯

公通鑑綱目を讀み始む

作詩揮毫の趣味を樂しまるゝに過ぎざりしかど、是とても折に觸れて興を託せられたるに過ぎず。讀書は中年以後は定まりたる書なく、詩文集を繙くの外は、政務の文案に接して、考査に必要なる書籍を取り寄せて看られしが、唯精密の研究を要するものには、手を盡して新著の良書を捜し集め、或は之を飜譯せさせて、日新の知識を得るに怠りなかりき。されば政務の文書に添へたる參考書とても、斷簡零墨を舍てずして仔細に檢査し、存ずるに足るものは之を保管せしめられたるが、遂に其等の書は積みて山をなし、いづれも塵中に委ねられて董理し難き程なりき。公の聰明なる知識は、實に此等の中より得られたるものなるなり。元來公は活動を好まるゝ資性とて、靜居の時間は甚だ短かりしが、去年來は病後の攝養に專らなるより、靜閑に讀書を始めらるゝとゝもに作詩の數も增したり。即ち去年の末頃より通鑑綱目の詳註あるものを讀み始め、座側にその十餘册を積むに至られしが、殊に晉の五胡の亂より陳隋までを委しく檢閱攻究して數月を消せられたり。公の常居室は簡淨洗ふが如く、机上には惟鎌田氏の字林玉篇と豹文蔚

の詩韻含英との二小冊置かれたるのみ。座側には紙縒にてその隅を綴ぢたる大判紙八切の小箋を筆硯と共に備へ、公私の用と文事とを擇まず、凡て用向は、其小箋にその大意を書して、小婢に持たせて近侍に渡させ、以て年寄側頭に致さしめられしが、用終れば其箋は燒棄てらるゝを例とせり。加之總て近侍に用を命ずるにも、亦公は此の如くせられたるが、通鑑を讀み始めらるゝに及び、近侍の久米丈一郎が當直日には、其小箋に質問考查の件を條記して下げられたり。而して其問題の多くは、支那に侵入したる五胡各種族の起りより、その退去後の成行までを查ぶるにありしかば、久米は、近年清人の新に著せる魏源の海國圖誌、徐繼畬の瀛環志略、若しくは公の石黑寛二に飜譯せしめられたる輿地國勢便覽、歐米各國度量衡貨考等を蒐集し、今の歐、細、西域の國をなしたる變化の歷史を抄錄して答へたり。是夏長州再征の頃、公は

巷說紛紛傳誤多、山陽近事亦如何、未聞廓淸擢韋虎、滿地蕭娘與呂婆。

の作あり、韋虎、蕭娘、呂婆は梁陳時代の故事を用ゐられたるにて、綱目を讀み

て得られたる文藻なり。されど公は、綱目を作詩の材料を求むる爲めに讀まれたるにはあらず、蓋し當時日本の紛糾は、政權爭奪の色彩漸く濃厚になり、幕府の佛蘭西を賴み、薩長の英國に通じ、外國の日本政局に干渉せんとする形跡は掩ふべからざりしを以て、盲動猪突して禍を深くし、遂に外侮を惹起して印度支那の覆轍を踏まんかと、竊に憂慮ありしを以て、國家を擔ふ深憂より、心裏に歐米各國の國勢は果して如何、外國の侵略を受けたる古代支那の覆轍は如何等の問題を湧生し、該書繙讀の攝生によろしからざるに拘らず、爰に此研究を始められたるなり。

朝命にて諸侯會議を召集す

公卿参朝四箇條の御前上奏をなす

京都には征長の强兵に決したるより、朝紳の議論には動搖を生じ、よりて八月晦日職事左大辨中御門經之の上請によりて御前上奏を開き、中御門左大辨、大原三位以下二十二人の公卿參朝し、賀陽宮、山階宮、二條關白以下の列座を得て、下記四箇條の上奏をなして裁決を仰ぎたり。即ち其一、諸藩主を

長防關係の國主のみを召集して防長處分其他を決す

徵集する事、其二、壬戌以來の幽閉者を赦免する事、其三、長防の解兵を朝議にて決せらるべき事、其四、朝議の決は幕議にて之を動かすを得ざる事、是にして、彼等はこゝに公武合體の根柢を動かしたりしかば、賀陽宮、二條關白始め、其主義の公卿は皆退去して辭職を請ひ、ために復び主上は宸襟を惱まし始め給ひたれど、九月四日近衞忠房公の傳達にて其辭表は却下せられ、中御門等の上奏亦却下となりて、事は一先づ止むに至れり。よりて此事を處置する緊急事として、一橋中納言慶喜卿の言上により、朝命を以て諸藩主を召集し、以て其會議によりて長防の處分其他を決することゝなりたりしが、十萬石以上の大名を悉く上京せしむるは、天下疲弊の折柄とて甚だ宜しからず、ためにに斟酌して長防關係の國主のみを召集することゝなり、乃ち公へは七日傳奏より

肥前前中將

德川中納言言上之趣も有ㇾ之、諸藩衆議可ㇾ被ㇾ聞召ㇾ候間、速に致ㇾ上京、決議之趣者中納言を以可ㇾ有ㇾ奏聞ㇾ旨被ㇾ仰出ㇾ候。

九　月

追而肥前守可被召之處、御用筋都合も有之候に付、上京可有之候。

と達せられたり。此德川中納言言上の文字につきては、中御門卿以下の上奏は却下せられたれど、其上奏の第一條は、改めて幕府の一橋卿より諸藩主の召集を請求せる名義になりたれば、幕府は、幕府御委任の主意を存留するが爲めに、故らに此文字を加へたるなりといふ。又追書につきては、是時京都には仙臺、因州、備前、津山、久留米、柳川の六侯在邸したるより、更に尾張、紀伊加賀、肥後、筑前、安藝、津、阿波の八藩主と、薩摩は大隅守、越前は春嶽、土州は容堂、宇和島は宗城とを召されたりしが、中、阿、藝、津、松山は父子共に召され、肥後は同侯の弟良之助も召されたれば、公も豫てより病身のことゝて、我藩は當主をも召されて然るべきなり。よりて思ふに、實は各藩を召すといふは形式に過ぎずして、幕府の眞意は、是について公に上京せしめ、以て諸藩主の間を調和して此議を確立せしめむといふにありしなるべく、その旨意を含みて、特に肥前守云々の文を加へたるものゝ如し。此中御門左大辨の背後には

公上洛せむとしてボードインの診察を受く

岩倉友山入道(具視)潜みゐて、薩摩と結びて倒幕の魁をしたりき。次段に述ぶべし。

此命を得るや、赴命以前に宿痾を輕減しおかんと思惟せられし公は、長崎在留の蘭醫ボードインを伊萬里に呼び寄せて診察を受けむと、九月二十五日近侍長古川與一を長崎に遣はさる。よりて諫早の航海に風順惡しくして延著したる古川は、請役相談人伊東外記と相談して長崎奉行所の許可を得、乃ち十月四日よりボードインと共に汽船電流丸に乘りて伊萬里に著したりしかば、公は二日より發して伊萬里に赴き、五日其診察を受けられしに、彼は委しく攝生の法を述べ、營養物の選擇、氣候變化の適應等を敎へ、常に起居を節し、勉めて意思を恬淡にし、且つ運動を怠るなからんことを要すと勸めたり。かくてボードインは、是日船にて伊萬里灣より牧島、久原、七つ島の明媚なる山水の勝景を遊覽したりしが、翌六日には早朝より古川の接伴にて乘馬陸行し、有田を過ぎて磁器の製造を一覽し、途すがら山水嶮奇の勝を賞しつゝ武雄の溫泉に到り、前日より來りて待たれてありし侍從公の健康

氣候變化の砌とて上京の猶豫を請願す

診斷をなし、了りて伊萬里に引き返して、翌七日復び電流丸にて長崎に歸れり。公は、武雄に赴いて例の如く入浴し、約二週日にて十九日歸城せらる。當時公は、その病の久しきよりして皮膚の抵抗力を弱められ、ために溫冷の變化する季節にはとかく感冒に罹られたるにより、室內にても空隙の風を防がるべしとのボードインの敎に隨ひ、途中の休泊所にも先づ室內を檢せしめ、戶障の空隙あるは盡く紙を以て糊封せしめらるゝことゝなれり。此の如き容體なれば、上京の準備を命ぜられたれども、折節氣候變化の際とて發途するを得ざるにより、十一月七日傳奏に左の書面を差し出さる。

先般被ㇾ爲ㇾ召候に付、早速上京可ㇾ仕之處、折柄之寒氣に而持病差起、何分にも今暫之處發足不ㇾ相叶、恐入奉ㇾ存候。勿論精々療養罷在候に付、少も快相成候半者、卽上京可ㇾ仕奉ㇾ存候、先以此段申上置候、以上。

十一月七日　　肥前前中將

是と引き違へ、京都にては公の上京を促すべく前月末傳奏より

去月被ㇾ召候義御請者有ㇾ之候得共、未上京之樣子も無ㇾ之候、精々早上京可ㇾ有

之、重而　御沙汰候事。

との達ありたるにより、又

去々月被召候義御請者申上候得共、未上京之樣子も無之、精々早上京可仕旨被仰出奉畏候。然處最前申上候通、折柄之寒氣に而持病差起、精々加療養候得共、今以快無御座、今暫之處何分發足不相叶、去迚只樣延引、誠に以恐入奉存候。尤今少も快御座候半者、押而も發足可仕奉存候、此段右又申上候、以上

十一月二十二日　　肥前前中將

と屆け出でらる。其後ます〳〵寒烈の氣節となりしかば、更に猶豫を請ふの已むなきに至れり。國家の形勢は急轉直下し、家茂將軍は殆どその職を行ふ能はざるに迫られしと共に、各藩士の政權爭奪を謀るものは、外國に屈すとも幕府を倒さずんば已まずとの聲さへ放つに至りたり。かくて今や大藩諸侯の沈默を許さゞる時期に移りたるに、公の宿痾は時勢と逆行して慢性となり、食慾の低減は營養の不足を來すと共に、神經衰弱も亦其度を進

神經いよいよ過敏となる

めたりしかば、公は纔に平生の學問修養によりて、衰軀を維持し居られたりき。蓋し公は國事のますます紛糾するあるに拘らず、士民自ら不測の禍機を踏みて悔ゆるを知らざるが如き狀態に對しては、表面之を冷眼視せらると雖も、深く主上の御信賴を受けたることゝて、衷心の憂苦は必ず病軀を刺戟して煩悶を累ねしめたりと察するに餘りあり。而して其年齒も、僅に初老を超えたるまでの智德の練熟期とて、苟も健康肥滿の體軀を提げて起たれたらむには、宛も快刀亂絲を斷つの概ありたらんに、惜しいかな本年に入りて體軀は著しく衰弱を加へられたりしかば、神經はいよいよ過敏となり、靜默の中にも、折にふれては、或は天下人無しの嘆聲を洩らし、或は嗣子は果して撥亂の材なるかを疑ひ、或は庶子はみな幼稚なりなどの聲を洩らされたりき。されど公は長崎方面の重寄に當れることゝて、藩屛の力を京都に盡すべきにはあらざりしかど、前年來召しに應じて有力諸侯に周旋したる公武合體の、今に效果少なくして、復た宸憂を惱まし奉るに至りたるを以て、敢て病軀を提げて上洛せんと欲し、乃ち頻りに療養に勉められたり。

這次の國主會議

此時に於ける公の上洛についての抱負は、之を知るを得ざれど、今度長防關係の國主會議の召集は、前度の有力諸侯の會議を一層進めたるものにして、其時の缺點に鑑み、世界の大勢に應じて諸藩の主義を一定し、場合によりては幕府をして大政を返上せしむべく、以て會議の結果によりて國是を定め、約束を鞏固にし、薩長等のたゞ幕府と反目抗爭する亂機を未然に防がむとしたるものゝ如し。然れども是までの經驗によれば、幕府にも諸國主中にも、將來の時局の變化を制する具體的定見あるものを聞かざりしとゝもに、亦他に向つて其知識を求むる雅量あるものなく、一橋、越前等が國家に忠實なるも、其器宇の小なる謗を免れざりければ、公は折角の抱負も竟に畫餅に歸せん歟との感ありしにや、此頃左の詩ありき。

世事日乖難挽回、不如歛手託金罍、牀頭一部經綸策、王者他年取法來。

是詩は自負の氣燄を吐かれたるが如しと雖も、王者他年の句を熟觀するに、遂に、能く爲すなきの悲境を嘆ぜられたるを免れず。當時諸侯中には有名の人も多かりけれど、大變化を制すべく經綸の策を運用し得る度量氣局あ

る人物は、公の眼中に存在せざりしなり。

佛國巴黎の博覽會に參加す

公の西洋知識

公の初めて西洋知識に接せられたるは、年々蘭船の持ち渡る外國新聞の飜譯を、長崎御番方の祕密筋より、して得られたるにあり。而して公は、其が形式の如く取り扱はれたりしに拘らず、初めより非常の注意を拂はれ、是によりて思想を開發すべく、或は必要の事を考査し、或は更に質問を試みて、聰明の頭腦に之を照らされしを以て、公自身は歐洲の横文字を學ばざるに拘はらず、その西洋知識の衆に勝れて豐富なるは殆ど神の如くなりき。かくて後に文恭公の愛婿とならるゝや、將軍大奥の事情を知りて、幕僚の將軍の意を矯めて權勢を弄する狀態を洞見せられしが、次で阿部伊勢守と協談するに及び、ます〳〵幕府の內容を知悉せられたり。然るに癸丑甲寅以來、政權の京都に復するを豫知ありし公は、親族中院、久世兩家によりて主上の御平生を知らんと、猶將軍の大奥に於るが如く、政務を離れたる男女交會の事

にて左右に昵近する人により、天氣を伺はれたりしを以て、その夤縁により て、漸次に知遇を蒙り、薩長が兵力と資力とに依りて國事の周旋を始むるや、主上の公に對する御信賴はますく厚きを加へ、陰に其忠勇老練を賴み思し召すの意を洩らさるゝに至りしを以て、公はいよく深く感激し、人の知らざる裏面に啓沃の忠忱を盡されたり。此の如く公には主上將軍の力とせらるゝ知遇を蒙られしとなるを以て、公武合體、卽ち擧國一致の主義を貫徹するには、大に自ら信ずる所ありたるなるべし。されば時勢のますく進むに從ひ、五箇國條約によりて貿易は開始せられたりとはいへ、西洋の事情知識に通ずること未だ廣からざりしを以て、頻りに英學を奬勵し、諸般に亙りて西洋知識を得んと勉められたれど、僅少の歲月とて人才の速成は成り難く、國內の他面には、世界の情僞に盲なるを顧るなく外國に賴らむとするものあるとゝもに、權勢爭奪の內訌を始むる陰謀なども聞えたりしを以て、宿痾による公の神經衰弱症の併發とゝもに、將來の杞憂はいとゞ深きを致したり。又軍備充實についても、近年西洋武器は急劇に進歩して、既に施

武器の進歩と歐米の戰爭

銃條砲の後裝式となりたるにより、種々鋭利敏疾なる機巧の見本は長崎に渡來したりしが、一方又武器の進歩に伴ひ、北米合衆國には南北の大戰爭を起して方に砲火接仗を繼續し、歐洲にも普魯生(プロイセン)國俄に勃興して嗹國(デネマルカ)を破り、本年更に後裝式の新發明銃により散々墺國を撃破して獨逸聯邦の覇權を自國に收めたりき。よりて公は、戰爭の空氣の漲らんとする際とて、歐米事情を精しく知らんと欲せられしも、此希望を遂げしむべきものとては一人もなかりしを以て、體軀の衰弱と共に平生聰明の知識も減退したるを感ぜられしが如し。

我藩薩摩とともに巴黎萬國博覽會に參加す

是より先き、佛國に於ては、千八百六十七年(慶應三年丁卯)巴黎府に萬國博覽會を開催せんとて、我在佛の理事柴田日向守を通じて日本の參加を求めたるにより、幕府より其趣を諸藩に內達したり。然るに當時は、國內の騷擾に加へて西洋知識あるものも極めて乏しかりしを以て、之に應ずる藩とても無かりしに、公は之を聞くや、直に參加するに決し、領內の磁器、白蠟、紙、麻其他の物産を蒐集するとゝもに、或は精煉局をして製作せしめらるゝものもありた

萬國博覽會派遣員の人選

りしが、當博覽會につきては、我藩の外には惟薩摩が參加を承諾したるのみなり。斯くて我藩にては、佐野榮壽左衞門に命じて二三の敏腕なる商人と共に佛國に渡航せしむることゝなりしが、公は又政府に內示し、此機會を以て英學に通じ學問文才ある俊秀生二人を選みて、渡航親しく彼地の政治風俗歷史狀態を視察せしめ、以てその聞見を委しく筆記して普く世に知らしむべしとて、適當の人を物色せしめられたりしかば、總裁鍋島河內は蘭學寮及び長崎致遠館に敎鞭を執りたるものより之を選まんとしたり。よりて致遠館に英學を敎導したる小出千之助を適材と認め、これを派遣せんとしたりしも、さあらむには代つて敎ふる後任なきを以て、大隈八太郎を擬したりしかば、大隈は活動の人物にして文筆記述を好まざるべしとの嫌ありけれど、佐野頻りに之を勸誘し、副島次郎亦大隈を薦めたりしを以て、已に其命あらんとするに至れり。他の一人は公より近侍の久米丈一郎然るべしと定められたれど、遂に下命に至らずして其事は止み、佛國渡航後、更に英國に脫走したる石丸虎五郎、馬渡八郎を喚び寄せて、通辯記行の任に當らしむる

ことに變じたり。此時大隈が受命せざりし事由については、本人の言には、佐野と共に行くを欲せざりしとのことなれども、或説には、公が大隈は文筆の人にあらず、彼は國に在りて別に驥足を展ぶる地あるべしと仰せありしため、遂に沙汰止となりたるなりといふ、是が或は眞説ならん。佐野は其より陳列品を蒐集して野中元右衛門、深川長右衛門の二商人を伴ひ、是年の末長崎より上海に向つて出發せり。

一橋慶喜卿將軍宣下

中御門諸卿の抗奏は岩倉入道の畫策に出づ

却説八月京都に起りし中御門、大原諸卿の抗奏は、洛北の岩倉村に蟄居中なる岩倉入道友山卿の畫策に出でたるものにて、入道は、將軍の交迭を機會に政權を收めて、親王を將軍と爲さんと謀り、薩摩の藩士西郷吉之助、大久保一藏等と與黨して、倒幕の時機を窺ひゐたり。之よりさき英國公使パークス氏は、薩長の間に周旋して其後援者となりしを以て、此頃は倒幕の陰謀は

幕府及薩長の密謀

既に熟しゐたりしが、幕府にても佛國の强援を賴みて權威を挽回せんと企

公の關東に下りて越前春嶽公に致せる忠告

圖したるを以て、小栗上野介、原市之進等專ら策士となりて、防備充實の爲めに横須賀に造船所を起すとゝもに、佛國式の三兵（砲歩騎）を訓練する等に力を用ゐ、竊に佛國公使ロセス氏に囑託して、價七百萬弗の軍艦兵器を買ひ入れ、その到着次第長州を滅し、薩州を破り、勢に乘じて諸大名を削小し、以て全國統一の制に改革せんとの密謀を爲したりき。かくて彼等は此頃まで自ら強大を憑むの氣猶盛なりしが、前日征長の兵を弛めたる勝安房守等之を斥けて用ゐざりしかば、やがて其計畫の齟齬によりて、彼等は遂に窮地に陷りたり。

此の如く九月以來は、幕府も薩長も共に陰謀畫策の最中なりしが、其事は飽くまで隱密裡に運ばれたりしを以て、如何に聰明なる公とても之を知り得らるべきにあらず、但英佛が薩長幕府の間に介在して兩者の反目を唆るが如き形勢あるを觀取し、痛く憂慮せられたり。されど國家の爲めに立てられたる公本來の主義は、終始一貫して毫も渝はることなし。公は前年關東に下らるゝや、越前春嶽侯と胸襟を披いて談合し、一橋、越前、土佐、島津の聯

幕府朝命によらずして命令する能はざるに至る

鎖を固うし、會議の所決によりて公武合體を遂行し、武事は武家に御委任あるべく奏して政令一途に出でしむべし、幕府の存廢は爾後其委任を全うするか否かに因りて決すべく、而して之が翼賛の任は親藩にあり、外藩は之に與かるべきにあらずして、唯大體を執つて監視の責務を盡すべきのみ、當今の時勢となりては、天皇の下に、全國の大諸侯、少くとも有力諸侯を召集して國是の大綱を議定し、以て擧國一致の基礎を確立すべし、この方針を決して誤るべからずと申し合せおかれたり。よりて爾來春嶽侯は、島津大隅守と意思を通じて相謀ると共に、公には姻戚の親とて隔意なく消息を通じたりしかば、其行動は自ら公とその方針を一にせり。

然るに幕府の征長にその權威を失墮するや、爾來長州に於ては、その是非を論ぜずして、幕命ならば拒否し朝命ならば遵奉すとの態度を暴白したりしかば、幕府はために諸大名に對してもその威信を失ふに至り、朝命に由らずしては全國に命令する能はざるの情態を現じたり。是に於て岩倉友山入道は、幕府を廢して、親王に將軍宣下を請はんと謀りたれども、中山、嵯峨の

一橋卿將軍宣下

諸卿は未だ時期にあらずとて之を排したりしに、幕府も事情かくの如きを察知し、水紀兩黨亦確執を止めて、紀州侯より一橋中納言に、速に將軍に就職あるべしと勸誘するに至りしかば、會桑兩藩も同じく之を勸めたり。かくて獨り春嶽侯の、御委任ありたる長州處分をもなし得ず、朝命を請うて弭兵をなし、賊亦朝命によつて暴動せざるは、是れ豈天下に將軍職なき事實を語るものに非ずや、されば今は德川家に宣下あるか他家に宣下あるかは叡慮次第なるべく、外間の窺知云爲するを許さゞるなりと論ずるありしも、十一月の末尾張前大納言玄同侯上書して一橋慶喜に將軍宣下あらんことを奏請し、慶喜卿も亦就職の意を決するに至りしかば、乃ち內旨を二條關白に傳へられ、十二月五日飛鳥井大納言雅典、野宮中納言貞功勅使として二條城に臨み、德川中納言慶喜に將軍宣下の命を授けて、大納言陞任を傳達せり。

是月公は寒氣のために氣分勝れず、月末に入りては蓐上に起臥して溫養に力められしを以て、疲勞甚しくして上京の途に上ることを得ず。病中書懷の詩に、

主上登遐

年光如箭已崔嵬、荏苒不禁霜髩催、一穗寒燈纔護歲、十年苦學半爲灰、檻前雪滿臘梅放、簷角風剛銀箏擺、幾葉猶餘詩課在、蓐中勉病手刪裁。

築室養痾城北村、滿溪臘雪掩柴門、眼中風月獨先覺、宇内經論誰討論、細覓結冰無亂滴、重衾藏鐵有微溫、老驥伏櫪壯心在、臥草征韓疏萬言。

後詩の末句は、是年朝鮮が亞墨利加船を砲擊したる報長崎より傳はりたるを以て、蓐中何か考ふる所ありて、此に言及せられたるものなるべし。二律を通じて公の氣象のやゝ衰へたるを見る。かくて臘末京都には主上登遐あらせられしも、西國は未だそを知るよしもなくて今年を送り、かくて武家政治最後の幕はいよ〱開かるゝに至りたり。

鍋島直正公傳第五編終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

不許複製

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地　中野禮四郎

發行所　侯爵鍋島家編纂所

印刷者　東京市牛込區榎町七番地　本間十三郎

印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社